令和8年 11 月 16 日時点の素案
（パブリックコメント）

早川町地域防災計画

修正箇所は赤字見え消しで記入しています。
そのため、頁ずれや白紙頁等が発生している場合がありますが、
最終的には調整予定です。

令和９年〇月

早川町防災会議

目次

第１編　　総則編 1
　第１章　　計画の目的と編成 3
　第２章　　計画の性格 4
　第３章　　防災の基本方針 6
第２編　　一般災害編 15
　第１章　　一般災害編の概要 17
　　第１節　　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要 17
　　第２節　　早川町の概況 28
　第２章　　災害予防計画 36
　　第１節　　防災組織の充実（各課） 36
　　第２節　　防災知識の普及・教育及び防災訓練（各課） 45
　　第３節　　防災施設及び防災機材の整備、拡充（総務課、消防団） 54
　　第４節　　消防予防計画（総務課、消防団） 60
　　第５節　　風水害等予防対策（振興課、消防団） 67
　　第６節　　農林災害予防計画（振興課） 73
　　第７節　　建築物災害予防対策（総務課、振興課） 74
　　第８節　　文化財災害予防対策（教育課、消防団） 76
　　第９節　　原子力災害予防対策計画（総務課、町民課） 79
　　第１０節　　特殊災害予防対策（総務課、消防団） 82
　　第１１節　　情報通信施設の整備（総務課） 86
　　第１２節　　要配慮者対策の推進（福祉保健課） 89
　　第１３節　　学校等の防災対策・防災教育（教育課） 98
　　第１４節　　孤立地区対策（総務課、各課） 100
　　第１５節　　災害・防災ボランティア支援体制の整備（福祉保健課） 102
　第３章　　災害応急対策計画 103
　　第１節　　応急活動体制（各部） 103
　　第２節　　職員配備計画（各部） 109
　　第３節　　山梨県消防防災ヘリコプター出動要請計画（総務部） 111
　　第４節　　応援要請計画（総務部） 114
　　第５節　　自衛隊災害派遣要請計画（総務部） 124
　　第６節　　気象予報・警報等の受伝達計画（総務部） 130
　　第７節　　災害通信計画（総務部） 147
　　第８節　　被害状況等報告計画（総務部、各部） 149
　　第９節　　広報計画（総務部） 159
　　第１０節　　避難計画（総務部、福祉・保健部） 162
　　第１１節　　災害救助法による救助 180

第１２節　医療・防疫計画（福祉・保健部、環境・衛生部）..... 187
第１３節　食料供給計画（福祉・保健部）..... 205
第１４節　給水計画（環境・衛生部）..... 208
第１５節　生活必需品等の物資供給計画（福祉・保健部）.....211
第１６節　廃棄物処理計画（環境・衛生部、建設・振興部）..... 215
第１７節　救出計画（消防部、福祉・保健部）..... 218
第１８節　遺体の捜索・保護計画（福祉・保健部、環境・衛生部、消防部）..... 219
第１９節　障害物除去計画（建設・振興部）..... 221
第２０節　輸送計画（総務部）..... 223
第２１節　交通対策計画（建設・振興部）..... 227
第２２節　教育計画（教育部）..... 230
第２３節　消防計画（消防本部、消防部）..... 234
第２４節　水防計画（消防部、総務部、建設・振興部）..... 239
第２５節　原子力災害応急対策（総務部、環境・衛生部）..... 249
第２６節　交通施設災害応急対策計画（建設・振興部）..... 253
第２７節　ライフライン確保対策（総務部、環境・衛生部、事業者）..... 254
第２８節　危険物等応急保安計画（総務部、事業者）..... 257
第２９節　警察警備計画（総務部、警察署）..... 259
第３０節　金融計画（総務部、事業者）..... 262
第３１節　被災者生活安定計画（福祉・保健部）..... 264
第３２節　義援金品募集配分計画（総務部、福祉・保健部、経理部）..... 271
第３３節　日本郵政グループの応急対策計画（郵便局）..... 272
第３４節　公共的団体等活動計画（各部）..... 273
第３５節　労働力確保計画（総務部・建設振興部）..... 274
第３６節　ボランティア活動の受入れ計画（福祉・保健部）..... 276
第４章　災害復旧対策計画..... 278
第３編　地震災害編..... 280
第１章　地震編の概要..... 282
第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 282
第２節　早川町の特質と過去の地震災害..... 292
第３節　地震被害想定..... 293
第２章　災害予防計画..... 303
第１節　災害に強いまちづくりの推進（総務課、振興課、消防団）..... 303
第２節　大震火災対策の推進（総務課、消防団）..... 308
第３節　生活関連施設安全対策（総務課、町民課、事業者）..... 312
第４節　耐震強化計画（総務課、振興課）..... 315
第５節　防災施設及び防災資機材の整備、拡充（総務課、消防団）..... 319
第６節　広域応援体制の確立（総務課）..... 321
第７節　自主防災組織活動の推進（各課）..... 322
第８節　地震防災上必要な教育及び広報（各課）..... 324

第９節　防災ボランティア活動環境の整備（福祉保健課）..... 329
第１０節　地震に対する防災訓練計画（各課）..... 332
第１１節　要配慮者対策の推進（福祉保健課）..... 333
第１２節　学校等の防災対策・防災教育（教育課）..... 334
第１３節　町民の努力及び助言指導（各課）..... 336
第１４節　地震防災応急計画作成の対象となる施設又は企業に関する対策（振興課、事業者）..... 338
第３章　地震災害応急対策..... 340
第１節　応急活動体制（各部）..... 340
第２節　職員配備計画（各部）..... 342
第３節　山梨県消防防災ヘリコプター出動要請計画（総務部）..... 342
第４節　応援要請計画（総務部）..... 342
第５節　自衛隊災害派遣要請計画（総務部）..... 342
第６節　地震災害情報の受伝達計画（総務部）..... 342
第７節　災害通信計画（総務部）..... 344
第８節　被害状況等報告計画（総務部、各部）..... 344
第９節　広報計画（総務部）..... 344
第１０節　避難計画（総務部、福祉・保健部）..... 344
第１１節　災害救助法による救助..... 344
第１２節　医療・防疫計画（福祉・保健部、環境・衛生部）..... 344
第１３節　食料供給計画（福祉・保健部）..... 344
第１４節　給水計画（環境・衛生部）..... 344
第１５節　生活必需品等の物資供給計画（福祉・保健部）..... 344
第１６節　廃棄物処理計画（環境・衛生部、建設・振興部）..... 344
第１７節　救出計画（消防部、福祉・保健部）..... 344
第１８節　遺体の捜索・保護計画（福祉・保健部、環境・衛生部、消防部）..... 344
第１９節　障害物除去計画（建設・振興部）..... 344
第２０節　輸送計画（総務部）..... 344
第２１節　交通対策計画（建設・振興部）..... 344
第２２節　教育計画（教育部）..... 344
第２３節　消防計画（消防本部、消防部）..... 344
第２４節　水防計画（消防部、総務部、建設・振興部）..... 344
第２５節　原子力災害応急対策（総務部、環境・衛生部）..... 344
第２６節　交通施設災害応急対策計画（建設・振興部）..... 344
第２７節　ライフライン確保対策（総務課、町民課、事業者）..... 344
第２８節　危険物等応急保安計画（総務部、事業者）..... 344
第２９節　警察警備計画（総務部、警察署）..... 344
第３０節　金融計画（総務部、事業者）..... 344
第３１節　被災者生活安定計画（福祉・保健部）..... 344
第３２節　義援金品募集配分計画（総務部、福祉・保健部、経理部）..... 344

第３３節　日本郵政グループの応急対策計画（郵便局）..... 344
第３４節　公共的団体等活動計画（各部）..... 344
第３５節　労働力確保計画（総務部・建設振興部）..... 344
第３６節　ボランティア活動の受入れ計画（福祉・保健部）..... 344
第３７節　応急仮設住宅建設・住宅応急修理計画（振興課）..... 345
第４章　東海地震に関する事前対策計画..... 359
第１節　東海地震に関する事前対策の目的..... 359
第２節　東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動（各部）..... 362
第３節　情報の伝達（各部）..... 366
第４節　発災に備えた資機材人員等の配備計画（各部）..... 371
第５節　広報計画（総務部）..... 372
第６節　避難対策（総務部、福祉・保健部）..... 374
第７節　住民生活防災応急活動（総務部、環境・衛生部、建設・振興部）..... 378
第８節　消防・水防等対策（総務部、建設・振興部、消防部）..... 383
第９節　警備対策（総務部、警察署）..... 384
第１０節　飲料水・電気・通信・ガス・放送関係の講ずる措置（総務部、事業者）..... 385
第１１節　交通対策（建設・振興部）..... 389
第１２節　緊急輸送計画（総務部）..... 392
第１３節　他機関に対する応援要請（総務部）..... 393
第１４節　町が管理又は運営する施設に関する対策（各部）..... 394
第１５節　企業等対策計画（建設・振興部、事業者）..... 396
第５章　南海トラフ地震に関する事前対策計画..... 349
第１節　計画作成の趣旨..... 349
第２節　防災関係機関が地震応急対策として行う事務又は業務の大綱..... 349
第３節　南海トラフ地震臨時情報等について..... 350
第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に変更..... 352
第６章　災害復旧対策計画..... 357
第４編　雪害対策編..... 359
第１章　雪害対策編の概要..... 400
第１節　雪害対策編の概要..... 400
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 401
第３節　雪害の状況..... 402
第２章　雪害予防計画..... 404
第１節　雪害予防体制の整備（各課）..... 404
第２節　防災知識の普及（各課）..... 406
第３節　情報収集・伝達体制の整備（総務課）..... 408
第４節　情報通信施設の整備（総務課）..... 409
第５節　道路交通対策（振興課）..... 411
第６節　消防活動体制の強化（総務課、消防団）..... 413

第７節　建築物雪害予防対策（各課）..... 414
第８節　ライフライン確保対策（総務課、町民課、事業者）..... 415
第９節　集落雪崩防止対策（総務課、振興課、消防団）..... 417
第１０節　避難所、避難道路の確保（総務課）..... 418
第１１節　要配慮者対策（福祉保健課）..... 419
第１２節　孤立予防対策（総務課、各課）..... 421
第１３節　農業関係雪害予防対策（振興課）..... 423
第３章　雪害応急対策計画..... 424
第１節　応急活動体制の確立（各部）..... 424
第２節　職員配備計画（各部）..... 426
第３節　応援要請計画（総務部）..... 428
第４節　雪害に関する警報等の受伝達計画（総務部）..... 430
第５節　雪害通信計画（総務部）..... 432
第６節　被害情報の収集伝達計画（総務部、各部）..... 433
第７節　広報計画（総務部）..... 434
第８節　避難計画（総務部、福祉・保健部）..... 436
第９節　救出計画（消防部、福祉・保健部）..... 439
第１０節　交通対策・輸送計画（総務部、建設・振興部）..... 440
第１１節　ライフライン施設の応急対策計画（総務部、事業者）..... 445
第１２節　雪崩災害応急対策計画（総務部、建設・振興部、消防部）..... 447
第１３節　要配慮者の安全確保計画（福祉・保健部）..... 448
第１４節　孤立地区の応急対策計画（総務部、各部）..... 449
第１５節　共助による除排雪活動計画（総務部、消防部）..... 450
第１６節　児童生徒の安全確保計画（教育部、福祉・保健部）..... 451
第１７節　防災ボランティアの受入れ計画（福祉・保健部）..... 452
第４章　災害復旧対策計画..... 454

第１編　　総則編

第１章　計画の目的と編成

１　計画の目的

早川町は、櫛形山系及び白根山系に囲まれた山岳地帯で、高山に囲まれ急峻な箇所が多く、地質的には、断層破砕帯や風化の進んだ斜面が多いことから、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にある。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）~~災害時~~の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、地方公共団体、公共機関、住民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「早川町地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号)第 42 条の規定及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53(1978)年法律第 73 号）第 6 条第 1 項に基づき、早川町（以下「町」という。）に関する基本的事項を総合的に定め、町及び防災関係機関、町民が連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の総合的・計画的な推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、早川町防災会議（以下「町防災会議」という。）が策定する計画である。

２　計画の構成

地域防災計画の構成は、次の 5 編からなる。

なお、地震災害編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

- ■　総則編
- ■　一般災害編
- ■　地震災害編
- ■　雪害対策編
- ■　資料編

第２章　計画の性格

１　計画の性格

地域防災計画は、町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これらの関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

また、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、山梨県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和 22(1947)年法第 118 号）に基づき、災害救助事務を包含する町の防災対策の基本方針を示す。

２　計画の修正

地域防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県~~東海~~地震被害想定調査報告書（~~平成 17~~ 令和５（2023）~~(2005)~~年)」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度 7 を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期す。各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を町防災会議（事務局：町総務課）に提出する。修正の手順については次のとおりである。

（１）町又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
（２）町は資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
（３）町防災会議は、防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県と協議する。
（４）町防災会議は防災計画を修正し、その要旨を公表する。

３　計画の推進

（１）町職員への周知徹底等

町の防災担当及び防災関係機関は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部・課との連携を図りつつ、次の事項を実行する。

■ 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
■ 防災対策、マニュアルの定期的な点検・見直し、必要に応じて未策定のマニュアルの策定
■ 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック

（２）町民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員のみならず、町民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるため、町は、町民等の防災意識の高揚に一層努力する。

第３章　防災の基本方針

第１　基本方針の位置づけ

町は、急峻な山地など地形条件、断層破砕帯や風化の進んだ斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から山腹斜面や急流の谷間に集落が点在する。そのため、集落近くに急傾斜地~~、土石流危険渓流~~等が極めて多く、今までにも多くの土砂災害が発生し、甚大な被害を受けており、防災対策は町土ならびに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。また、町は、集落が南北に点在しており、河川氾濫、道路崩壊、土石流等により、道路の損壊による地区の孤立を度々被っており、より一層の防災対策を図っていく必要がある。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード 9.0 を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。町においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から町民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、町の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

防災の基本方針は、こうした町の防災施策を進めるうえで考慮すべき地域条件や災害の特性を踏まえ、災害対策の基本理念、基本目標、防災施策の大綱等を明らかにしたものである。

第２　基本理念

防災行政における災害対策の目的は、災害時における住民自身の「自分の生命、財産は自分で守る。」という心構えと行動を基本にしつつ、住民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することにある。

町の防災に関する基本理念は、これを基調とし「災害に強いまちづくり」を実現すること、また、同時に歴史的風土保存のもとで地域振興を推進していくという地域性に配慮し、早川町新長期総合計画との整合を図り「みんな（世代）がつながり、山の暮らしを守り伝えるまち」を実現することである。

町では、古くから６つの旧村(西山村、三里村、都川村、五箇村、硯島村、本建村)ごとにコミュニティが形成されており、この旧村単位の防災対策を図っていく必要がある。

また、町は、人口減少の影響で行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策が必要である。

さらに、男女共同参画の視点から、男女共同参画関係課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における役割について明確化しておくよう努める。

~~加えて、令和２(2020)年における~~新型コロナウイルス感染症~~の~~流行時の経験も~~発生を~~踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第３　基本目標

近年、全国各地では、局所的・集中的な豪雨といった異常気象による洪水・土砂災害や地震災害が多発している。これら災害からは、各個人の防災に対する意識の低さや初動体制の遅れ等の教訓が得られている。

- ■　普段の備え・一人一人の防災意識の向上
- ■　災害発生時における初動体制の確立
- ■　避難所における運営体制の確立

自然現象自体を発生させないようにすることは困難であるため、行政による「公助」、一人一人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」により、以下に示す項目を実施し、被害を最小限として災害を防止していくことを基本目標とする。

１　災害に強いまちの基盤づくり

災害に強い基盤づくりを行い、防災機器等の配備されたまちづくりを目指し、以下のような機能強化を目標としたハード対策の充実に努める。

- ■　災害を発生させない機能
- ■　災害を拡大させない機能
- ■　安全地帯を維持確保する機能

２　災害に強いひとづくり

「ひと」とは、住民及び防災関係機関の職員をいう。防災に深い関心と理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるように、以下のような人の育成を目標として、個人一人一人の災害対応力のレベルアップに努める。

（１）災害から自分自身を守ることができる。

（２）災害時に家族や隣人等の安全に配慮する。

（３）災害時に率先して防災活動に協力、従事する。

（４）防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行う。

３　災害に強い組織・体制づくり

災害に強いもの（施設、機器）とひと（住民、職員）がそろっていても、災害時にその両者が有機的に結合しなければその効果は半減してしまう。災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、以下のような組織運営体制の確立を目標として、防災体制の強化に努める。

（１）計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備

（２）適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施

第４　防災施策の大綱

町は、基本目標を達成するため、国、県、住民、関係機関と連携して、特に以下の防災対策を中心とした各種施策を実施する。

１　災害に強いまちの基盤づくり

（１）水害対策の推進

県水防指定河川やその他重要水防区域を有する河川、排水不良地等において、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強等治水施設等の整備を促進する。

なお、河川改修等事業は、歴史的風土、特に自然環境等との調和に充分配慮しつつ、治水安全度の向上を図る。

また、町管理の普通河川についても危険箇所の調査、把握に努め、改修を順次進める。

（２）土砂災害対策の推進

町において風水害が発生した際に予想される被害は、前述の河川氾濫等の他、斜面崩壊、土石流及び地すべりによる人的被害や人家等の被害、道路の分断及び集落の孤立化等がある。したがって、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、急傾斜地崩壊防止対策等災害防止工事の推進を図るとともに、土砂災害警戒区域等~~危険箇所~~の把握、住民への周知、県との連携による土砂災害警戒区域等~~危険箇所~~の監視体制や警戒避難体制の強化に努める。

（３）火災対策の促進

町は、火災から住民の身体、財産を守り、文化財等を火災による焼失や破損から未然に防ぐため、消防本部と連携を図りながら、消防団員の確保や消防設備の充実を図るとともに、消防水利の充実を図る。

また、林野火災等大規模な火災事故に備え、監視体制の強化及び広域消防体制の整備等を進めるとともに、火災予防運動を通じて防火思想の普及に努める。

（４）雪害対策の促進

本町は、豪雪地帯に指定されており、平成 26(2014)年 2 月に関東甲信地方を襲った豪雪は、本町にも大きな被害をもたらした。したがって、大雪に対する災害予防活動の円滑な推進や災害応急活動体制の充実強化を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民生活の安全確保を図る。

２　災害に強いひとづくり

（１）防災知識の普及

災害の予防又は被害軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、住民一人一人が防災に対して正しい知識を持ち、災害にどのように対処すればよいかを認識することが不可欠である。

そこで、あらゆる機会を利用して住民に対して防災に関する情報を提供し、防災に必要な知識の普及を図る。

（２）要配慮者対策の推進

災害時における高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への対応を強化するため、日常から要配慮者に関する情報を把握するとともに、関係施設における防災対策を確立する。また、近隣での相互扶助体制を醸成する等、旧村ごとのコミュニティの活用を図る。

（３）自主防災組織の育成

自らの命、自らの地域は自らで守るという防災の原点に立ったまちづくりを進め、住民参加による自立的な防災体制を確立するため、地域の実状に即した自主防災組織の育成を図る。

３　災害に強い組織・体制づくり

（１）防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害発生の防止及び被害軽減に特に重要であるため、以下の点に着目し、各種計画を策定する。

①職員参集基準の明確化、非常配備動員体制の確立等による災害対策本部体制の強化

②消防力の強化及び消防団、自主防災組織による地域の初期消火体制の強化

③ボランティア協力体制を含めた被災者への生活、自立支援方策の実施

④近隣市町村はもとより、都道府県といったより広域的な応援協力体制の強化

⑤平常時からの国、自衛隊等の関係機関との相互連携の強化

⑥防災行政無線等多様な情報機器の整備、活用による情報収集、伝達体制の整備

なお、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため，災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

（２）備蓄対策

備蓄倉庫の整備とともに、防災対策用資機材並びに応急食料等の自主備蓄を進め、災害時に効果的に機能するように努める。また、併せて、備蓄計画の確立を目指し、関係機関との連携を図る。

（３）警戒避難対策

より安全な避難所及び避難路の検討を行い、避難の安全性向上を図る。また、住民の自主的な相互協力が得られるように、平常時から広報と啓発の徹底、避難所等への適切な誘導標識の設置、町内各地区の地域特性に応じた警戒避難体制の検討を行う。

４　各段階における基本方針

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において、町及び防災関係機関と町民が一体となって、最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

（１）災害予防対策

①災害に強い地域づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山・治水事業及び適切な土地利用等による災害に強い地域づくりの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。

②災害時~~発災時~~の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、複数の機関等（民間企業・ボランティア NPO 及び NGO 等を含む）による共同の防災訓練の実施等を行う。

③町民の防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織等の人材育成強化、ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等、企業防災の促進等を行う。

④複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

（２）災害応急対策

①災害発生時には、災害対策本部など災害対応組織を速やかに設置し、災害応急活動を行う。

②南海トラフ地震に関連する~~東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時~~情報等の伝達、町民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害の未然防止活動を行う。

③災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、~~発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する~~情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための必要な通信手段の確保を行う。

④被災による町の行政機能の低下等により被災状況の把握などが行なえないと県が認めた場合、県は町の被災情報の収集に意を用いる。

⑤災害応急対策を総合的、効果的に行う関係機関の活動体制の確立、並びに他の機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。なお、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体

制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

⑥災害の拡大を防止するための消火、水防等の災害防止活動を行う。

⑦被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。

⑧円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、道路啓開~~障害物除去~~等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送を行う。

⑨被災者の安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難受け入れ~~収容~~活動の調整等を行う。

⑩被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。

⑪被災者の健康状態の把握や福祉的な支援並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等を行う。

⑫防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。

⑬被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。

⑭流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。

⑮二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。

⑯ボランティア、義援物資・義援金、町外からの支援の適切な受入れを行う。

（３）災害復旧・復興対策

①災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。

②~~①~~被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。

③~~②~~被災施設の迅速な復旧を行う。

④~~③~~二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。

⑤~~④~~迅速かつ適切ながれき処理を行う。

⑥~~⑤~~被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立~~主~~的生活再建の支援を行う。

~~⑥~~⑦被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

（４）国、県、他市町村との連携

国、県、町等は、互いに連携をとりつつ、これらの災害対策の推進を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め，必要な準備を整えておく。

また、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

加えて、町及び県は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

第２編　　一般災害編

第１章　一般災害編の概要

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要

第１　防災関係機関の役割

１　町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及びその他の指定地方公共機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また県、町及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

（注）

指定行政機関	国の行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定公共機関	NTT 東日本㈱~~東日本電信電話株式会社~~等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの
指定地方公共機関	土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において電気、ガス等の公共的事業を営む法人で、県知事が指定するもの

第２　処理すべき事務又は業務の概要

１　町

町は、次の事項を実施し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

（１）災害予防

①防災組織の整備

②防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

③防災訓練の実施

④防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

⑤防災に関する施設の整備、点検

⑥災害に伴う調査及び被害状況の想定

⑦町内の公共的団体、自主防災組織の指導育成

⑧前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

（２）災害応急対策

①災害対策本部等の設置、運営

②災害に関する情報の収集、伝達及び広報

③警報の発令及び伝達並びに避難~~の勧告又は指示~~情報の発令

④消防、水防その他の応急措置

⑤被災者の救出、救助その他の保護

⑥応急教育の実施

⑦被災施設及び設備の応急復旧

⑧他関係機関に対する応援要請

⑨清掃、防疫その他の保健衛生活動

⑩被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給

⑪犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

⑫緊急輸送の確保

⑬広域一時滞在に関する協定の締結

⑭応急仮設住宅の建設

⑮前各号のほか、災害発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

（３）災害復旧対策

①被災した施設等の原形復旧

②災害の再発防止

③前各号のほか、将来の災害に備える措置

２ 県

県は、次の事項を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

（１）災害予防

①防災組織の整備

②町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

③防災知識の普及、教育及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

④防災訓練の実施

⑤防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

⑥防災に関する施設の整備、点検

⑦過去の災害に係る情報の収集及び整理等

⑧前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

（２）災害応急対策

①災害に関する情報の収集、伝達及び広報

②警報の発令及び伝達、避難の指示並びに市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施~~並びに避難の勧告又は指示~~

③消防、水防その他の応急措置

④被災者の救出、救助その他の保護

⑤被災者等からの相談窓口の設置

⑥~~⑤~~応急教育の実施

⑦~~⑥~~被災施設及び設備の応急復旧

⑧~~⑦~~清掃、防疫その他の保健衛生活動

⑨~~⑧~~犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

⑩~~⑨~~緊急輸送の確保

⑪~~⑩~~広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結

⑫~~⑪~~前各号のほか、災害発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

（３）災害復旧対策

①被災した施設等の原形復旧

②災害の再発防止

③前各号のほか、将来の災害に備える措置

３ 指定地方行政機関

（１）国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所及び富士川砂防事務所早川出張所）

県地域防災計画に準用する

（２）関東財務局（甲府財務事務所）

県地域防災計画に準用する

（３）農林水産省関東農政局（山梨県拠点）

県地域防災計画に準用する

（４）農林水産省関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

県地域防災計画に準用する

（５）国土交通省関東運輸局（山梨運輸支局）

県地域防災計画に準用する

（６）山梨労働局

県地域防災計画に準用する

（７）関東総合通信局

県地域防災計画に準用する

（８）東京管区気象台（甲府地方気象台）

県地域防災計画に準用する

４ 峡南広域行政組合消防本部（中部消防署早川分駐所）

（１）建築物の安全措置

（２）火災予防措置

（３）火災対策及び消防力の強化

（４）危険物等の規制及び安全措置

（５）消防計画、防災関係規定の作成指導

（６）救助及び救急措置

（７）火災の鎮圧、その他災害の軽減措置

（８）その他

５ 南部警察署（本建駐在所）

（１）災害時における治安、交通、犯罪予防、通信等の災害応急対策

（２）災害広報並びに避難の指示及び誘導

（３）被災者の救出・救護

（４）情報の収集、伝達及び災害原因調査

（５）緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

６ 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊~~第１特科隊~~）

（１）平素における準備

①防災関係資料の整備

②関係機関との連絡・調整

③災害派遣計画の作成

④防災に関する教育訓練

⑤防災関係資機材の整備・点検

⑥隊員の非常参集態勢の整備

（２）災害派遣の準備

①災害派遣初動の準備

②災害等情報の収集

③通信の確保

④要請等の確認及び派遣要領の決定

（３）災害派遣の実施

①要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

（４）撤収及び撤収後の措置

７ 指定公共機関

（１）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）

①平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

②電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上

③災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保

④災害を受けた通信設備の早期復旧

⑤災害復旧及び被災地における情報流通について、利用客、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等との連携

（２）日本赤十字社（山梨県支部）

①被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施

②応援救護班の体制確立とその整備

③血液製剤の確保及び供給のための措置

④赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

⑤災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

⑥被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

⑦義援金の募集及び配分

（３）日本放送協会（甲府放送局）

①災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法、その他の法令の定める放送又は通信

②災害対策基本法に定める対策措置

（４）日本通運株式会社（山梨支店）

①安全輸送の確保

②災害対策用物資等の輸送

③災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対し、速やかに対応する体制の整備

（５）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社

①電力供給施設の災害予防措置

②被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧

③災害発生時及びその前後における電力供給の確保

（６）郵便事業株式会社、郵便局株式会社（七面山口郵便局・硯島郵便局・早川郵便局・三里郵便局・西山郵便局）

①地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

②避難所における臨時の郵便ポストの設置

③被災者に対する郵便葉書等の無償交付

④被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

⑤被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

⑥郵便局窓口業務の維持

⑦緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

⑧郵便局ネットワークを活用した広報活動

⑨株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い

⑩民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配布

（７）日本銀行(甲府支店)

①災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請

②金融機関の支払現金準備に関する措置

③損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置

④日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営

８ 指定地方公共機関

（１）放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）

①地域住民に対する防災知識の普及と各種予防及び警報の報道

②地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道

③社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

（２）輸送機関（山梨交通(株)、(社)山梨トラック協会）

①安全輸送の確保

②災害対策用物資等の輸送

③災害応急活動のための町及び各機関からの車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備

（３）ガス供給機関（(社)山梨県 LP ガス協会）

①ガス供給施設の耐震整備

②被災地に対するガス供給の確保

③ガス供給施設の被害調査及び復旧

（４）医師会（山梨県医師会、南巨摩郡医師会）

①被災者に対する救護活動の実施

②医療機関等の受入れ施設~~収容施設~~の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

９ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）早川町消防団

①町及び消防本部が行う防災対策への協力

②消防活動、救助・救急活動

③避難誘導

④行方不明者の捜索

（２）JA 山梨みらい、早川町森林組合

①町が行う農林関係被害調査、応急対策に協力

②農林産物等の災害応急対策に対する指導

③被災農家に対する融資又はその斡旋

④農林業生産資材等の確保、斡旋

（３）早川町商工会

①町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

②災害時における物価安定についての協力

③救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

（４）病院等医療施設の管理者（飯富病院等）

①避難施設の整備及び避難訓練の実施

②災害時における入院患者、外来患者、施設利用者等の保護及び避難誘導~~収容者の保護及び誘導~~

③災害時における疾病者などの受入れ、応急措置及び保護~~病人等の収容及び保護~~

④災害時における被災者、妊産婦等の受入れ、診療及び助産~~の収容及び助産~~

⑤町、医師会、保健所、消防機関、災害拠点病院その他関係機関との連絡調整

（５）社会福祉施設の管理者

①避難施設の整備及び避難訓練の実施

②災害時における入所者の保護及び誘導

（６）小・中学校及び保育所の管理者

①避難施設の整備及び避難訓練の実施

②災害時における応急教育対策の構築と実施

（７）自主防災組織

①災害に関する情報の伝達及び広報

②組織的避難の実施

③防災、防犯の措置

④その他の相互扶助

（８）社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、早川町社会福祉協議会）

①災害時のボランティア活動に関する連絡調整

②ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

（９）山梨県ボランティア協会

①災害時のボランティア活動に関する連絡調整

②ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第２節　早川町の概況

町は、山梨県の南西部に位置し、東西 15.5km、南北 38.0km の帯状をした総面積 369.9 平方 km の広大な区域を有している。北部は南アルプス市芦安と、東部は南巨摩郡富士川町と南部は身延町と接し、西部は静岡県静岡市に接する県境の町である。

町は、南アルプス白根山系の間ノ岳（標高 3189.5m）・農鳥岳（3025.9m）等の高峰と、櫛形山系の標高 1500m～1800m の高山に囲まれたところで、この両山系のほぼ中央を早川が北から南に貫流している。

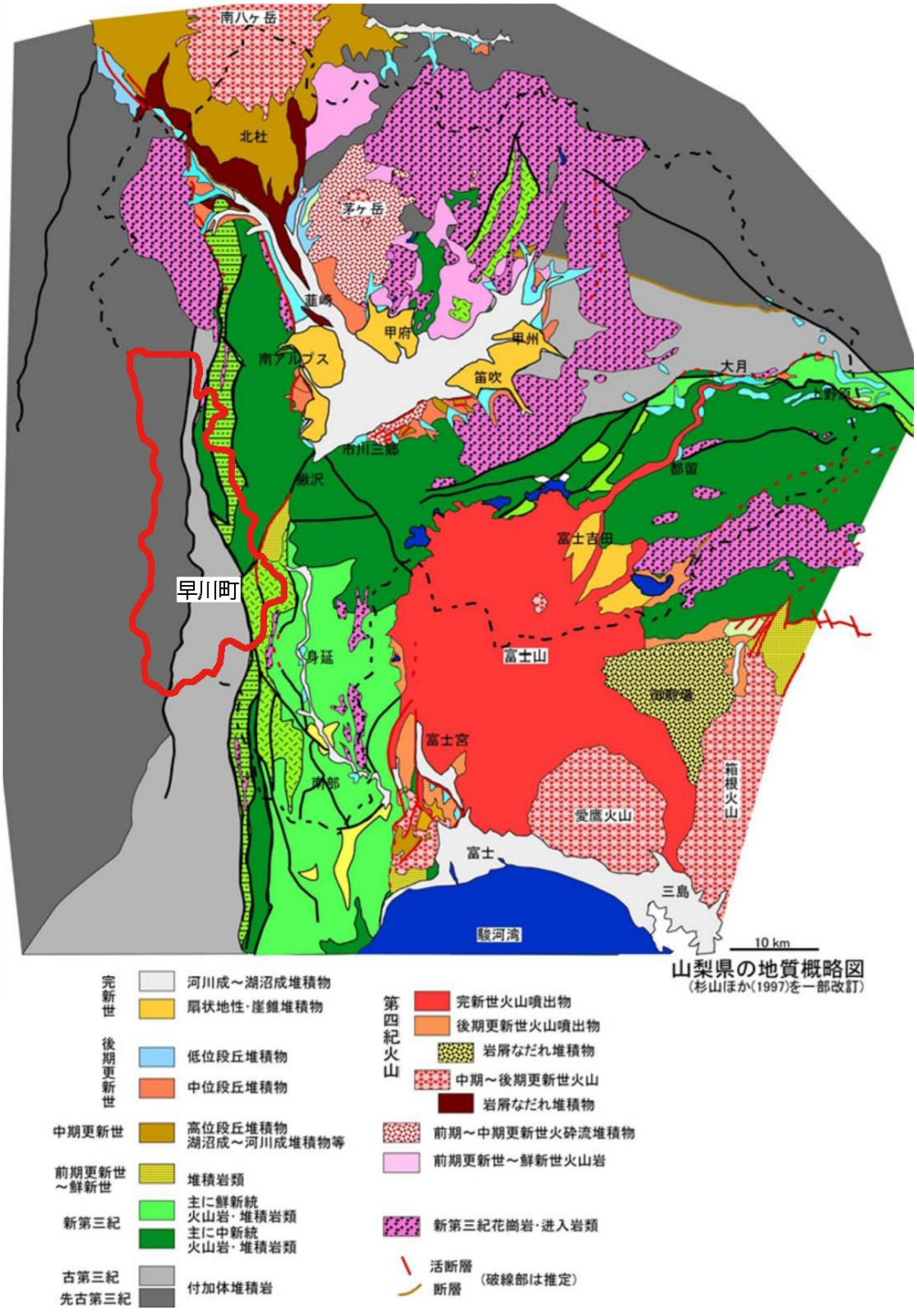
この早川とこれに注ぐ多くの支流の流域に集落が点在する山峡の町である。

１　地形・地質

町の地質構造は、南北に細長い帯状の構造で、概ね町の西側から形成が古く、赤石山地をつくる四万十層群（中生代白亜紀後期～新生代古第三紀の付加体）が露出し、早川に沿って南北に走る糸魚川－静岡構造線の東側は御坂層群（新生代新第三紀の付加体)、早川下流には富士川層群（新生代新第三紀）が分布する。変性作用をうけた四万十層群は、剥離性が強い岩石からなるＶ字谷を形成し、山地崩壊を起こしやすい。また、御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物で構成され地すべり・山くずれが多い。

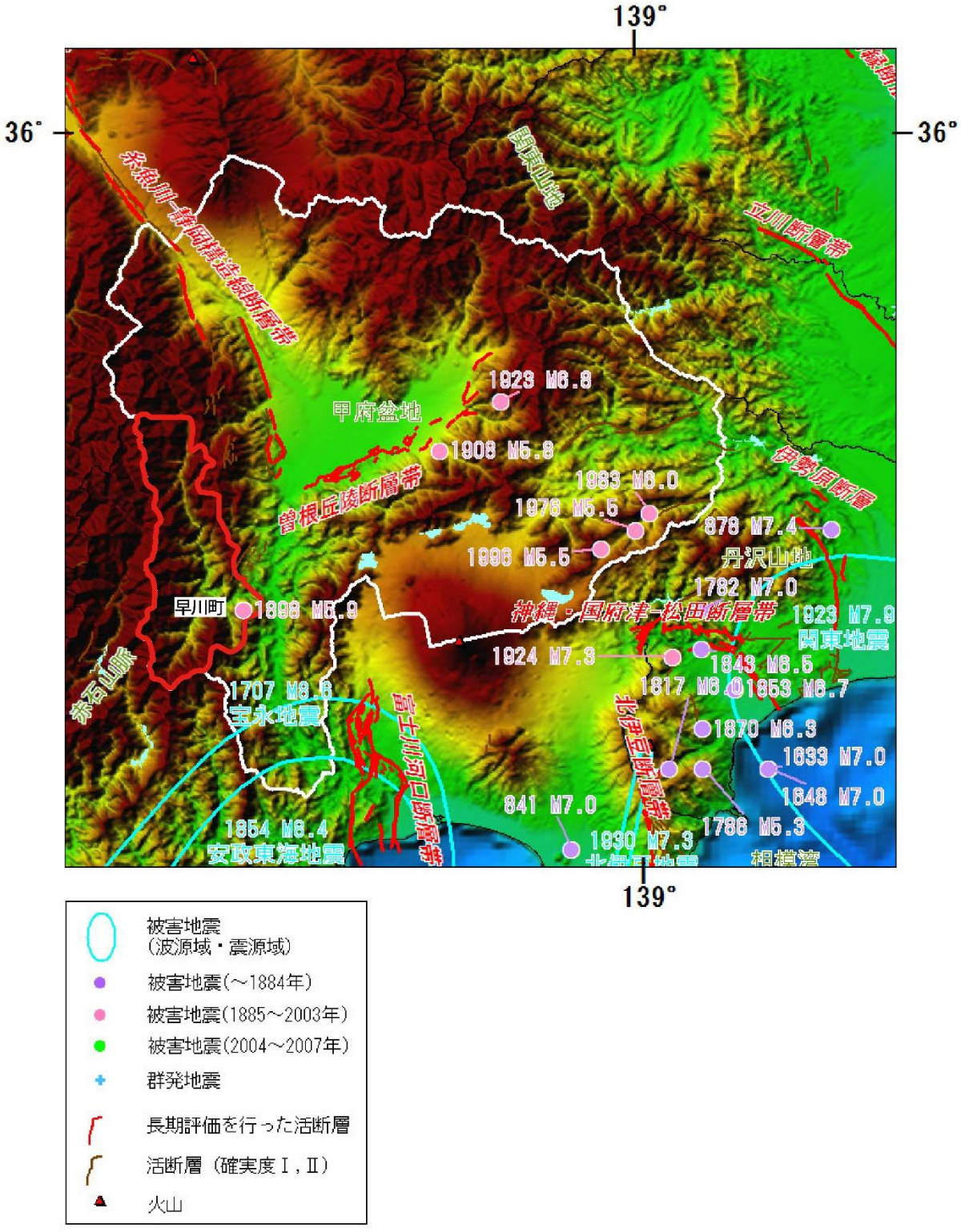
（付加体：海洋プレートの沈み込みに伴い，海溝斜面の大陸地殻側に形成された地質体）

■山梨県の地質概略図



（出典：山梨県環境科学研究所 HP）

■山梨県の地震活動の特徴



（出典：地震調査研究推進本部 HP）

２ 気象

町の気象は、概して温暖で、年平均気温は 13℃程度である。年降水量は 1,500㎜～3,000㎜程度と年により大きく異なるが、概ね 2,000㎜以上の多雨地域となっている。梅雨期間と台風などによる大雨が顕著で、特に 9 月には大雨となることが多い。県内では、南アルプス市（旧芦安村に限る）とともに豪雪地帯に指定されている。

３ 道路及び河川

主な道路及び河川は次の通り。

（１）道路： 県道 南アルプス公園線・町道 141 路線
林道 県営 井川－雨畑林道・丸山林道・町営林道 10 路線

（２）河川： 一級河川 早川 他 26 河川

４ 災害特性

町は、急峻な山地など地形条件、断層破砕帯や風化の進んだ斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くに急傾斜地~~、土石流危険渓流~~等が極めて多い。今までも土砂災害を受けており、甚大な被害に至ることが多いことから、特に長雨が続き、集中豪雨となった際には厳重な警戒が必要となる。

また、河川（早川）の氾濫については、ここ 50 年程度で床上浸水等に及ぶ大きな被害を受けたケースが少なくとも 6 回以上あり、概ね 10 年に 1 度は洪水による被害を受けている。

なお、早川上流や春木川などの渓流では河川断面が小さい箇所や河床の上昇もあり、集中豪雨による水位の急速な上昇があるため適所での雨量・水位の監視が必要となる。

５ 災害記録

町において、被害記録が残されている主な風水害は以下のとおりである。町の被害としては、夏季の台風を起因とする大雨がもたらす河川氾濫、がけ崩れ、土石流等による被害が顕著であり、道路の損壊による地区の孤立を度々被っている。

なお、これ以前にも明治 40 年（1907 年）年の大水害など、幾つかの災害があり、町も被災したものと考えられるが、詳細は不明である。

地震災害については、甲府地方気象台において地震観測開始以来もっとも強い地震は、大正 12 年（1923 年）年の関東大震災である。翌年の丹沢地震も烈震で、県内に大きな被

害をもたらした。町での被害は、比較的軽微であったようだが、それでも石塔が倒れたり、家の中の家具が倒れたという。

■早川町の主な風水害・雪害（資料：早川町誌等）

■風水害

西暦	気象状況	被害状況等
1953 年(昭和 28 年 9 月 25 日)	台風 13 号	郡下一帯での雨量 500mm 以上。風速 30m 以上。河川の氾濫、道路・橋梁の流出。都川中学校、農協倉庫、民家 20 数戸流出。交通途絶。旧西山村に通ずる 13km の道路全破壊。町内での被害見積額 2 億 9006 万円。激甚災害地域指定の申請。
1954 年(昭和 29 年 9 月 17～18 日)	台風 14 号	山間部に 200mm に達する雨量。前年の台風 12 号による河床上昇に加え、多量の土砂の流入による氾濫。人家流出、堤防決壊、道路・橋梁流出等。被害額 1 億 3645 万円。
1959 年(昭和 34 年 8 月 14 日)	台風 7 号	台風 7 号の直撃。(雨畑)硯島中学校で最大瞬間風速 22m/ｓ。1 時間降水量 52mm。日降水量奈良田 312mm、雨畑 295mm。12～13 日の期間雨量 526mm(西山)。 死者 2 人、行方不明 1 人、重傷 3 人、軽傷 7 人。全壊 26 戸、流出 8 戸、半壊 9 戸、床上浸水 25 戸、床下浸水 32 戸。道路決壊 70 箇所、橋梁流出 31 箇所、堤防決壊 22 箇所、道路埋没 39 箇所など。電源開発による宿舎・企業の被害大。災害救助法適用。
1959 年(昭和 34 年 9 月 26 日)	台風 15 号(伊勢湾台風)	(雨畑)硯島中学校で最大瞬間風速 42m/s。1 時間雨量雨畑 61mm、奈良田 59mm。26 日の日降水量奈良田 338mm、御殿山 372mm、雨畑 388mm。24 日以来の総降水量雨畑 439mm。24 日～26 日の降水量雨畑 487mm。 水害とともに強風にあおられての家屋の全半壊が多かった。山崩れに伴う洪水で奈良田湖の 7 割埋没。奈良田部落の移転など。災害救助法適用。
1966 年(昭和 41 年 9 月 25 日)	台風 26 号	1 時間雨量雨畑 93mm。各地に土砂崩れなどの被害が多く、町内のいたる所に道路の決壊などが生じ、交通途絶。
1982 年(昭和 57 年 8 月 2 日)	台風 10 号	8 月 1 日日降水量切石 197mm。最大 1 時間降水量切石 35mm。 軽傷 1。全壊 3 棟、半壊 9 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 7 棟、一部破損 4 棟。り災世帯 25、り災者数 85 人。湯島地区等各所で県道流出などにより孤立。自衛隊ヘリコプターによる救助物資の輸送、西山温泉、青少年の家からの救出。避難勧告 6 地区 53 人。早川支川稲又谷で河床を 10m も押し上げ。災害救助法適用 8 月 2 日午後 8 時。被害額 12 億 8900 万円。
1982 年(昭和 57 年 9 月 12 日)	台風 18 号	日降水量切石 283mm。最大 1 時間降水量切石 33mm。 床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟。災害警戒本部設置 9 月 11 日午後 10 時 30 分(第 2 配備体制)。災害対策本部設置 9 月 12 日午後 6 時(第 3 配備体制)。解散 20 日。被害額 3185 万円。
1983 年(昭和 58 年 8 月 16 日)	台風 5 号	土砂崩れ・道路欠損。
2011 年(平成 23 年 9 月 2～5 日)	台風 12 号	連続雨量七面山 1226mm。最大 1 時間降水量七面山 47mm。 床上浸水 1 棟、一部破損家屋 1 棟、町道角瀬白糸線の池の沢付近で車 20 台土砂埋没。町道角瀬白糸線、町道天久保線が土砂流出等により通行止め。町道本村バイパス線が一部崩壊。
2011 年(平成 23 年 9 月 20～21 日)	台風 15 号	連続雨量七面山 617mm。最大 1 時間降水量七面山 69mm。 床上浸水 2 棟、床下浸水 4 棟、県道雨畑大島線崩落、雨畑孤立世帯 100 戸(187 人)。
2017 年(平成 29 年 8 月 7～8 日)	台風 5 号	【土砂押し出しによる通行不可なった箇所】 西山地区　県道南アルプス公園線　開運ずい道付近 県道南アルプス公園線　白沢付近 県道南アルプス公園線　見返橋付近 県道南アルプス公園線　琴路トンネル付近 三里地区　県道南アルプス公園線　早川北小学校手前 都川地区　県道南アルプス公園線　神南峠付近 硯島地区　県道雨畑大島線　馬頭観音付近 県道雨畑大島線　久田子入口付近 五箇地区　町道　薬袋～塩之上間 本建地区　町道　角瀬～羽衣間

西暦	気象状況	被害状況等
		【その他】 大島集落　　断水 上湯島集落　断水 避難住民　　16 世帯 28 人
2018 年(平成 30 年 9 月 4 日)	台風 21 号	【土砂押し出しによる通行不可なった箇所】 西山地区　　県道南アルプス公園線　見返橋付近 県道南アルプス公園線　琴路トンネル手前 三里地区　　県道南アルプス公園線　早川北小学校手前 都川地区　　県道南アルプス公園線　西之宮トンネル先 県道南アルプス公園線　神南峠付近 硯島地区　　県道雨畑大島線　二軒屋付近 本建地区　　町道　角瀬～羽衣間
2018 年(平成 30 年 9 月 28 日)	台風 24 号	【土砂押し出しによる通行不可なった箇所】 西山地区　　県道南アルプス公園線　見返橋付近 県道美アルプス公園線　白沢付近 都川地区　　県道南アルプス公園線　スポーツ広場手前 【水害】 本村バイパス　　堤防を越流し冠水 見神の滝付近　　県道雨畑大島線　冠水 本村集落　　床上浸水　1 軒 大門沢小屋付近　　登山道の橋の流失 【その他】 白石集落　　倒木による家屋損傷、自動車損傷 下湯島集落　断水
2018 年(平成 30 年 10 月 21 日～)	土砂崩落	新倉地内の黒桂河内川(つづらこうちがわ)河川閉塞 幅約 100m、高さ約 110m、崩落土砂約 17 万㎥、河床堆積高さ約 15m
2019 年(令和元年 8 月 15 日)	台風 10 号	【土砂押し出しによる通行不可なった箇所】 三里地区　　県道南アルプス公園線　早川北小学校手前 【水害】 本村バイパス　　堤防を越流し冠水 【その他】 硯島地区　　停電
2019 年(令和元年 10 月 11～14 日)	台風 19 号	【道路崩落・陥没箇所により不可となった箇所】 県道雨畑大島線ヴィラ雨畑先道路崩落(一時、本村区以南 41 世帯 73 名孤立) 林道井川雨畑線　大昭建設手前　道路崩落 県道南アルプス公園線白沢洞門手前道路崩落(一時、奈良田区 12 世帯 29 人孤立) 栃の木橋手前　道路陥没 【土砂押し出しによる通行不可なった箇所】 硯島地区　　県道雨畑大島線　見神の滝付近　冠水 三里地区　　県道南アルプス公園線　早川北小学校手前 西山地区　　県道南アルプス公園線　見返橋付近 県道南アルプス公園線　丸山林道入口付近 【水害】 新春木川橋右岸(角瀬集落側)　一部決壊 弁天橋下流左岸(やませみ集落側)　一部決壊 県道雨畑大島線　見神の滝付近　冠水 本村バイパス　堤防を越流し冠水 草塩橋下流左岸(草塩集落側)　一部決壊 【その他】 細稲集落　　停電、電話不通

西暦	気象状況	被害状況等
		室畑集落　　停電、電話不通 上湯島集落　　断水 避難住民　　硯島地区 8 世帯 12 名、五箇地区 1 世帯 2 名、三里地区 3 世帯 3 名
2025 年(令和 7 年 3 月 18~19 日)		青崖トンネル北側の県道南アルプス公園線対岸の法面崩落 【土砂崩落による通行不可なった箇所】 県道南アルプス公園線　琴路トンネル～青崖トンネル (西山地区 63 世帯 86 名含む約 200 名孤立) 西山地区以北が孤立。工事業者含む帰宅難民者が多数。 奈良田の里、慶雲館含む複数施設での帰宅難民受け入れ。

■雪害

西暦	気象状況	被害状況等
2014 年(平成 26 年 2 月 14～15 日)	大雪	大雪により、町域全域で 100cm～140cm の降雪があり、町全体が孤立。停電や断水が多数発生。全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部損壊 53 棟、停電 79 世帯、144 人(5 日間)、断水 7 集落、73 世帯。 2 月 16 日　自衛隊派遣要請 2 月 17 日　10：00　災害救助法適用

第２章　災害予防計画

第１節　　防災組織の充実（各課）

１　町防災会議

（１）設置の根拠；災害対策基本法第 16 条及び早川町防災会議条例（別記資料編参照）

（２）所掌事務

①地域防災計画の作成とその実施推進

②町長の諮問に応じ、町の地域に係る防災に関する重要事項の審議

③前号の重要事項に関し、町長に意見を述べること

④災害復旧に係る関係機関との連絡調整

⑤その他法令に基づく権限に属する事務

（３）防災会議の組織

会　長　早川町長

委　員

①関係行政機関の職員で関係行政機関の長が任命する者

②早川町を管轄する警察署の署長又は署長の指名する警察官

③町の職員で町長の指名する者

④副町長

⑤教育長

⑥町の消防団長

⑦関係公共機関及び関係地方公共機関の職員

町 防 災 会 議

会　　長	町長
委　員	①関係地方行政機関の職員　⑤教育長 ②山梨県警察官　⑥消防団長 ③町の職員　⑦関係公共機関の職員 ④副町長

	専 門 委 員
委　員	①関係地方行政機関の職員 ②町の職員 ③関係公共機関の職員 ④関係地方公共機関の職員 ⑤自主防災組織を構成するもの又は学識経験者

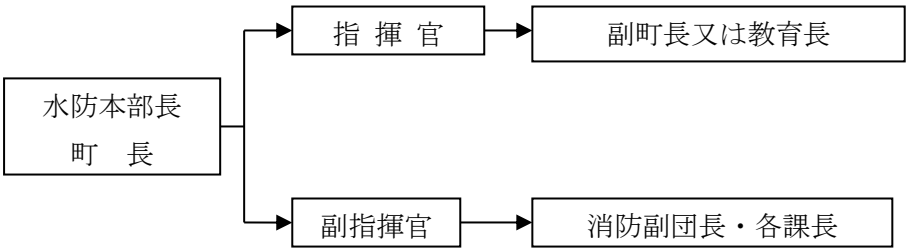
２　町災害対策本部

早川町災害対策本部条例（昭和 37(1962)年 9 月 29 日条例第 70 号）別記「資料編」参照

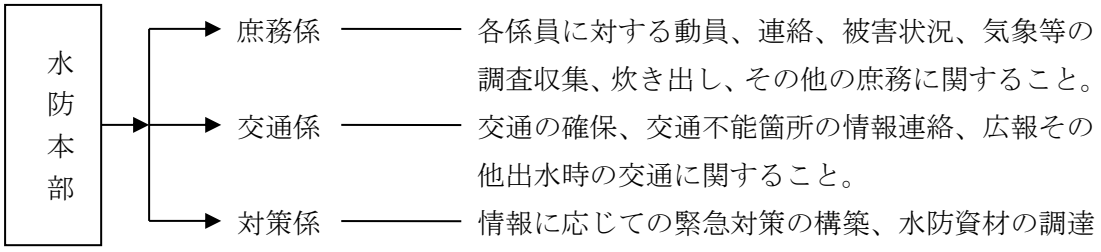
３　町水防本部

町水防計画に基づき、町水防本部を次のとおり設置する。ただし、町災害対策本部が設置されたときは、対策本部の組織による活動を行う。

（１）組織系統



（２）業務分担



４　応急体制の整備

①町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

②~~また、~~町は、躊躇なく避難指示~~勧告~~等を発令できるよう、平~~常~~時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた~~あげた~~体制の構築に努める。

③町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

④町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

⑤訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

５　自主防災組織

（１）設置の目的

災害対策基本法第５条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内総ての区を単位として組織する。

（２）組織構成

①町内に地区の自主防災組織を設置する。

②各組織の規約の定めるところによるが、会長及び総務班、情報班、消火班、避難誘導班、救出・救護班、給食給水班等で構成する。

なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。

（３）町の指導

①町は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

②①町は、交流促進センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。その際、多様な人材が含まれるように女性をはじめとした多様な中心となる人材の参画の促進に努める。

③②町は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

④③町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

（４）自主防災組織一覧表

組織の名称	区　域	世帯（戸）	人口（人）	組織の責任者	一時避難所
初鹿島区防災会	初鹿島・夏秋・差越	4	4	区長	初鹿島公民館・各戸の庭
小縄区　〃	小　縄	18	31	〃	小縄多目的集会所
高住区　〃	高住・角瀬	38	70	〃	南アルプスプラザ
赤沢区　〃	赤沢・白糸	31	61	〃	赤沢公民館・町営駐車場
薬袋区　〃	薬　袋	30	57	〃	五箇地区体育館・薬袋集落公民館
千須和区〃	千須和	14	22	〃	千須和多目的集会所
やませみ区〃	やませみ・柿島	41	112	〃	千須和公民館・やませみ公園
博坪区　〃	博坪	9	12	〃	望月昭一宅庭・東京電力早川事務所
笹走区　〃	笹　走	5	5	〃	笹走公民館
塩之上区〃	塩之上	2	4	〃	塩之上公民館
古屋区　〃	古　屋	5	13	〃	望月秀次宅駐車場・古屋公民館
大島区　〃	大　島	18	30	〃	大島多目的集会所
久田子区〃	久田子	5	9	〃	久田子公民館
戸川区　〃	戸　屋	5	9	〃	大野和明宅・日本軽金属雨畑ダム監視所
馬場区　〃	馬　場	5	7	〃	ヴィラ雨畑グラウンド
老平区　〃	老　平	10	17	〃	老平駐車場
本村区　〃	北　村	36	61	〃	正徳寺
本村区　〃	原　村			〃	泉屋跡地
細稲区　〃	細野・稲又	3	4	〃	各戸の庭・にいえの裏庭
室畑区　〃	室草里・長畑	4	4	〃	室畑公民館・各戸の庭
京ヶ島区〃	京ヶ島	18	33	〃	御宮
草塩区　〃	草　塩	57	70	〃	草塩公民館
保区　〃 白石区　〃	保・白石	34	56	〃	つむじの尾根
黒桂区　〃	黒桂	21	48	〃	黒西公民館
柳島区　〃	柳　島	3	9	〃	オートキャンプ場
早川区　〃	早　川	14	18	〃	早川公民館
塩島区　〃	塩　島	9	19	〃	消防署前空地

~~中洲区 〃~~	~~中 洲~~	~~35~~	~~49~~	~~〃~~	~~中洲公民館・ヘルシー美里~~
~~新倉区 〃~~	~~新 倉~~	~~26~~	~~41~~	~~〃~~	~~東京電力社宅跡地（東京電力広場）~~
~~茂倉区 〃~~	~~茂 倉~~	~~13~~	~~16~~	~~〃~~	~~茂倉公民館~~
~~大原野区 〃~~	~~大原野~~	~~1~~	~~2~~	~~〃~~	~~大原野公民館~~
~~下湯島区 〃~~	~~下湯島~~	~~19~~	~~29~~	~~〃~~	~~湯本の庭・下湯島公民館・湯泉氏宅~~
~~上湯島区 〃~~	~~上湯島~~	~~10~~	~~13~~	~~〃~~	~~湯島の湯駐車場~~
~~温泉区 〃~~	~~温泉~~	~~15~~	~~21~~	~~〃~~	~~西山温泉公民館~~
~~奈良田区 〃~~	~~奈良田~~	~~33~~	~~46~~	~~〃~~	~~奈良田公民館~~

~~※世帯数・人口は令和３(2021)年１月１日現在~~

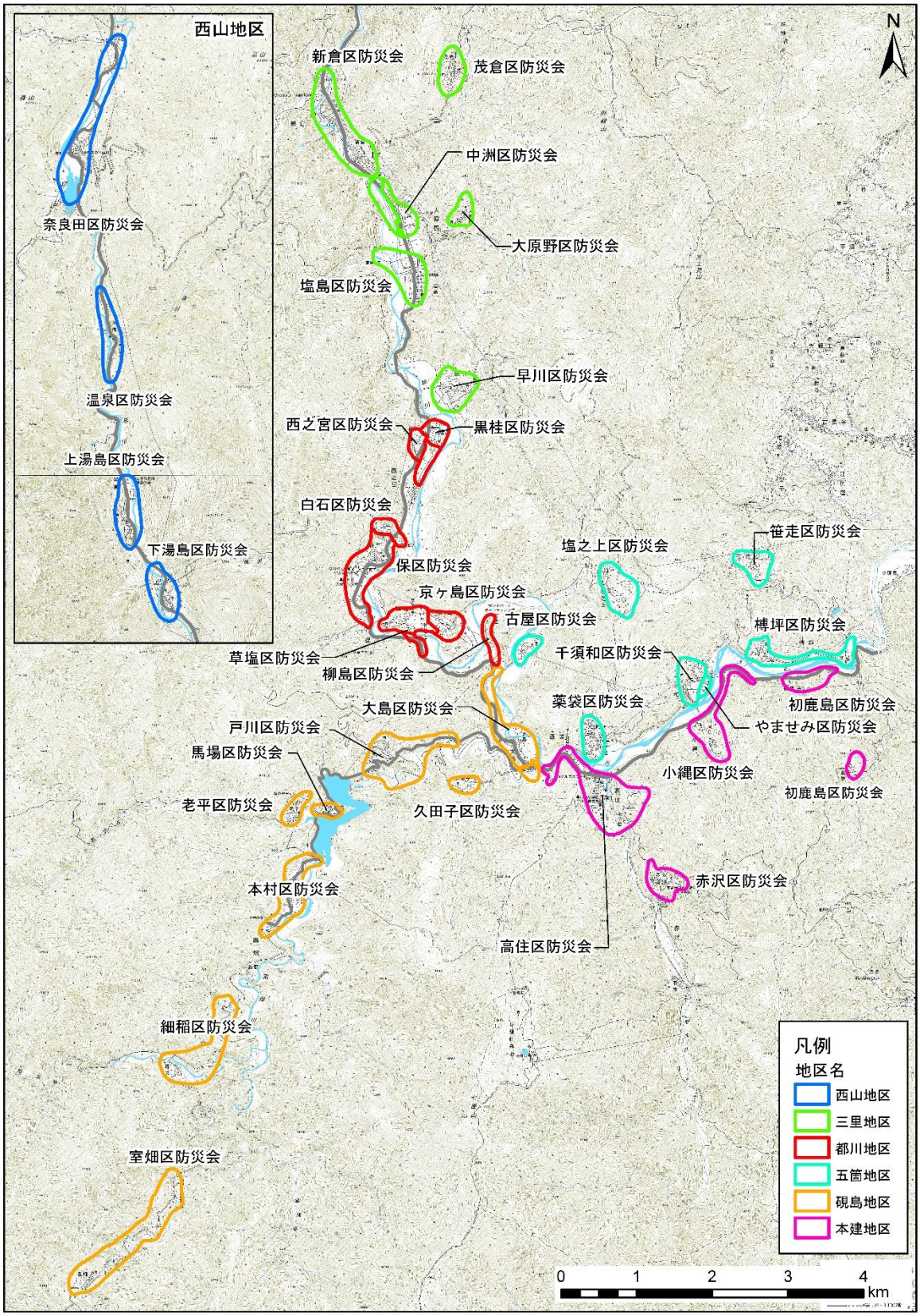
（５）企業等自主防災組織一覧表

組　織　名	組織の責任者	従業員数（人）	避難所
早川水系発電管理事務所	所長	34	管理事務所庭
(株)西山温泉慶雲館	社長	29	西山温泉公民館

（６）地区防災計画策定地区一覧表

地区名	計画名	策定年度
下湯島地区	下湯島地区防災計画	令和元(2019)年度

■自主防災組織の位置図


西山地区
N
新倉区防災会
茂倉区防災会
中洲区防災会
大原野区防災会
奈良田区防災会
塩島区防災会
早川区防災会
温泉区防災会
西之宮区防災会
黒桂区防災会
上湯島区防災会
白石区防災会
下湯島区防災会
保区防災会
塩之上区防災会
笹走区防災会
京ヶ島区防災会
古屋区防災会
樽坪区防災会
草塩区防災会
千須和区防災会
柳島区防災会
薬袋区防災会
初鹿島区防災会
大島区防災会
やませみ区防災会
戸川区防災会
馬場区防災会
小縄区防災会
初鹿島区防災会
老平区防災会
久田子区防災会
赤沢区防災会
本村区防災会
高住区防災会
細稲区防災会
室畑区防災会
凡例
地区名
西山地区
三里地区
都川地区
五箇地区
硯島地区
本建地区
0
1
2
3
4
km

６ 協定の締結推進

（１）町は、他の自治体との連携強化および、町内における企業間における協定の締結を促進することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

（２）町は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める

（~~２~~３）協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

（４~~３~~）町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく。

（５~~４~~）輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

（６~~５~~）町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から避難所等までの輸送が速やかに行えるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点や輸送手段を選定しておくよう努める。

（７~~６~~）町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（８~~７~~）町は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

（９~~８~~）町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、地方公共団体は、近隣の

地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

（10 ~~9~~）町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第２節　防災知識の普及・教育及び防災訓練（各課）

１　防災知識の普及

防災業務に従事する職員の資質を高めること、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要である。

そのため、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民の各種災害に対する認識を深めるため、町、県、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本第 47 条第 1 項に規定する災害予防責任者）は防災知識の普及・教育の実施に努める。その際、町は、下記の点に留意するものとする。

①高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

②~~また、~~防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る~~ものとする~~。

③~~なお、~~町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

④地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

（１）防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及及び教育を図る。

（２）住民等に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、次により防災知識の普及及び教育を図る。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水

害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。さらに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示~~勧告~~等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

①広報紙の活用

②新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

③社会教育の場の活用

④県立防災安全センターの活用

⑤防災関係資料の作成、配布

⑥防災ビデオ等の貸し出し

⑦防災フェスティバルの開催

⑧防災・気象情報のインターネットへの配信

⑨SNS を利用した防災・気象情報の配信

（３）幼児、児童、生徒に対する防災教育

災害予防責任者は、幼児、児童、生徒に対し実践的な防災教育を実施するとともに、学校等関係職員、保護者等に対し災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。また、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

加えて、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（４）高齢者、障害者に対する措置

高齢者、障害者に対する防災知識の普及については、老人クラブ及び障害者福祉サービス事業所、社会福祉協議会等~~身体障害者会~~を通じて避難所の周知や、避難方法を指導するとともに、地区民生委員等を通じて防災知識の普及を図る。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

（５）旅行者、外国人対策

旅行者、外国人については避難所の案内標識に外国語を併記し、防災マップを作成し役場及び南アルプスプラザ、奈良田の里等の公営施設や町内の旅館、民宿の窓口に備え付けを推進する。

なお、外国人が常住する場合には自主防災組織への参加を働きかける。

（６）防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町及び防災関係機関は危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時に必要な防災教育を実施する。

（７）普及内容

①防災に対する一般的知識

②気象、災害発生原因等に関する知識

③防災計画及びこれに伴う防災体制

④災害予防措置

⑤警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

⑥災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識

⑦平素住民等が実施し得る生活必需品の備蓄

⑧災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

⑨応急救護の方法

⑩災害発生時に取るべき措置

⑪自主防災組織の役割

⑫保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

⑬「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

⑭非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

⑮自動車へのこまめな満タン給油

⑯負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

⑰飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

⑱住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの情報提供

（８）県立防災安全センターの活用

県立防災安全センターには、展示室、視聴覚教室、図書、相談室、訓練及び実習室が整備されている。町は、児童・生徒等の課外活動、また一般の町民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

（９）企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。また、事業者は、豪雨や暴

風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。加えて、町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

（10）住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、町民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

（11）災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

２　一般災害防災訓練の実施

町をはじめとする各防災関係機関は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。なお、訓練の実施に当たっては、下記の点に留意するものとする。

①高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

②~~更に、~~ドローン等の活用も積極的に行い、より充実した訓練を目指すものとする。

③大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

④感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

⑤~~なお、~~訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

（１）総合訓練

町は、国、県及び周辺市町村並びに防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

①実施時期

［防災週間］の間及び町が適宜計画して行う。

②実施内容

町と関係機関等の協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

③訓練重点事項

情報通信連絡、職員の初動体制、災害対策本部の設置・運営、避難、救護、救出、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫、給水、応急復旧、炊き出し等

（２）非常無線通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

①参加機関

県、町、関東地方非常無線通信協議会

②実施時期及び実施方法

関係機関の協議により、その都度実施する。

（３）避難訓練

学校・工場・企業その他消防法第８条（昭和 23(1948)年法律第 186 号）により防火管理者の選任義務のある防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努める。

また、防火管理者の選任義務のない防火対象物の管理者も前記に準じて行う。この場合、高齢者や外国人、障害者などの要配慮者に対しても必要な対策を講ずるよう努める。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意する。

①様々な場面、時期を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を行う。

②実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。毎年１回以上実施する。

③人命、身体の安全の確保を基本とする。

（４）防疫訓練

①職員の訓練

常に防疫作業の修習を図り、随時防疫演習を行う。

②機材器具等の整備

必要な器具・機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

（５）消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防関係機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行う。

①実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

②実施場所

火災のおそれのある地区又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

③実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

（６）水防訓練

町水防計画に基づき水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

①実施の時期

台風期又は洪水等が予想される時期以前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

②実施の場所

決壊等のおそれのある河川及びその付近を選んで実施する。

③実施の方法

水防管理者が町水防計画にもとづいて年１回以上行う。

訓練内容は水防管理者が関係機関と協議して定める。

（７）避難所設置運営訓練

自主防災組織を主体に一時避難所から指定避難所への２次避難訓練、指定避難所における避難所設置運営訓練を実施する。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等、NPO・ボランティアとの定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（８）企業等が行う訓練

自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、企業は自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに県、町の訓練に参加する。町は、自主防災組織、企業等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

３　地震総合防災訓練

町は、国・県及び周辺市町村並びに防災関係機関と合同して、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、町に係る大規模な地震を想定した地震総合防災対策を実施する。

（１）実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで年１回以上実施する。

（２）実施場所

町全域又は一定の地域

（３）参加機関

町防災関係機関、自主防災組織、企業、民間団体及び地域住民

（４）実施内容

警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施及び地震発生後の災害応急対策の実施を内容とする。

（５）訓練項目

①動員訓練及び本部運営訓練

②情報収集伝達訓練

ア 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する~~地震予知~~情報の伝達

イ 避難状況の報告

ウ 被害状況の収集及び報告

エ 緊急物資要請

オ 応援要請

③避難訓練

④消火訓練

⑤救出、救護訓練

⑥給食、給水訓練

⑦防疫訓練

⑧非常無線通信訓練

⑨物資輸送訓練

⑩電気、ガス、水道、通信復旧訓練

４ 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

さらに、業務継続計画の策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の 6 要素がある。町は、これらの 6 要素（以下「重要 6 要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。以下に、町における重要 6 要素ごとの内容を示す。

■重要 6 要素における町の備え

要素		町の備え
①	首長不在時の代行順位	第 1 順位：(副町長) 第 2 順位：(教育長)
	必要となる職員の参集体制	第２編　一般災害編　第３章　災害応急対策計画 第２節　職員配備計画参照
②	代替庁舎の特定	施設名：(早川町交流促進センター) 住所：(山梨県南巨摩郡早川町薬袋 430 番地)
③	非常用発電機	非常用発電機台数：2 台
	備蓄量(燃料)	目標とする燃料の量(72 時間分)
	備蓄量(水・食料)	水：職員 60%の 3 日分 食料：職員 60%の 3 日分
④	多様な通信手段	防災行政無線：2 回線 災害時優先電話：2 回線 衛星携帯電話：1 台
⑤	バックアップすべき重要な行政データ	データ名：(業務系端末「COKAS-R/Ad Ⅱ」データ) (ファイルサーバデータ) バックアップ状況：(サーバ、情報センター内サーバ室「西八代郡市川三郷町下大鳥居 750 番地 1 ~~南巨摩郡富士川町富士川町鰍沢 1147~~」)
⑥	非常時優先業務の特定と役割分担	優先的業務名： 1 防災に関する業務(総務課) 2 人名に関する業務(福祉保健課)

第３節　防災施設及び防災機材の整備、拡充（総務課、消防団）

１　防災施設の整備

町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

町は大規模災害に備えるため、防災資機材やマスク、消毒液、毛布、被服等の衣料品、炊き出し用コンロ、釜、缶詰、乾パン等の非常食、日用品を備蓄するため備蓄倉庫を旧地区~~村~~毎（旧西山地区~~西山村~~、旧三里地区~~三里村~~、旧都川地区~~都川村~~、旧五箇地区~~五箇村~~、旧硯島地区~~硯島村~~、旧本建地区~~本建村~~）に整備し、そのコミュニティ強化を図る。避難生活に必要な物資を確保するためには、自助・共助・公助の考え方に基づく役割分担が不可欠であり、避難生活に必要な食料や飲料水などの物資は、基本的に各自また旧村ごとに協力して確保する。

なお、町が備蓄する避難生活に必要な物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。なお、備蓄品の調達に当たっては、生理用品・段ボール等、要配慮者、女性、こどもにも配慮した備蓄を推進する。

防災施設及び防災機材の整備、拡充について、次の事項に留意する。

~~また、町は、~~①保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平~~常~~時から点検、訓練等に努めるとともに、必要に応じ、避難所の電力容量の拡大に努める。

~~なお、~~②物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

~~さらに、~~③町の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における~~・~~調達・輸送体制を整備し、それら必要な物

資の供給のための計画を定めておくよう努める。~~とともに、~~特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保~~物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録~~に努める。

④新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

２ 防災資機材の整備・点検

防災資機材については、役場（災害対策本部）及び各地区指定避難所に防災備蓄倉庫を設置し資機材の整備を図るとともに、必要に応じて資機材の充実に努めるとともに、以下の視点で、維持・整備を行う。

（１）資材等

規格ごとの数量の確認、不良品の取替、薬剤等の効果測定、消耗品の補充、その他必要な事項

（２）機械類

不良箇所の有無及び故障箇所の整備、機能試験の実施、その他必要な事項

~~■現保有資機材一覧表~~

~~保有資機材名~~	~~数量~~	~~保管場所~~	~~管理者~~	~~備　考~~
~~ビニールシート~~	~~60枚~~	~~役場~~	~~総　務課長~~	
~~懐中電灯~~	~~20基~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~簡易トイレ~~	~~36個~~	~~各指定避難所備蓄倉庫~~	~~〃~~	
~~発電機(9A)~~	~~1台~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~発　電　機(28A)~~	~~1台~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~ガソリン~~	~~20ℓ~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~投光器~~	~~2台~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~チェーンソー~~	~~1台~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~油圧ジャッキ~~	~~1台~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~テコバール~~	~~1本~~	~~〃~~	~~〃~~	

~~スコップ~~	~~2本~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~救急箱~~	~~1セット~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~感染症対策品~~	~~1セット~~	~~〃~~	~~〃~~	
~~携帯無線機~~	~~36基~~	~~防災会会長~~	~~〃~~	

３　一時避難所（一時避難場所）、指定避難所（指定避難場所）及び支援避難所（支援避難場所）の整備・点検

一時避難所（一時避難場所）及び指定避難所（指定避難場所）の選定にあたっては、町の地形特性等を考慮し地区の中で相対的に安全な公共的施設等をあて、周辺箇所の災害危険性についての点検を実施するとともに、避難の際の注意事項や避難路等の周知を図る。

また、支援避難所（支援避難場所）として、古くからのコミュニティをもつ旧村ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定避難所が受入れ困難な場合の緊急時の避難所としてあらかじめ指定する。なお、災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と福祉保健課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

■避難所等の種別

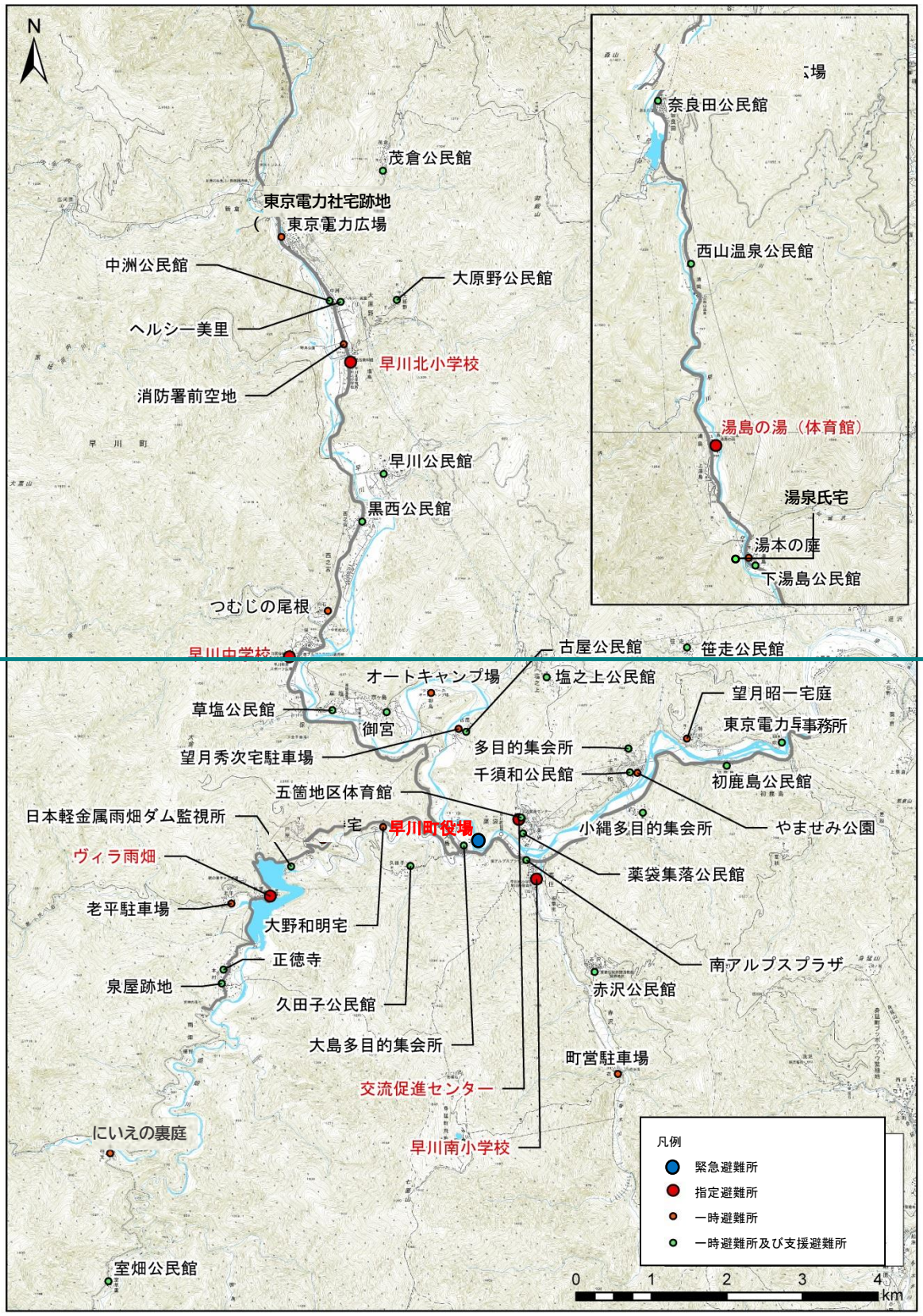
一時避難所 （一時避難場所）	● 集落に身近な公民館等で、一時的に避難する建物（場所） ● 指定避難所（指定避難場所）への避難に際し、集合する建物（場所） ● 初鹿島公民館（本建地区）、各戸の庭（本建地区）、小縄多目的集会所（本建地区）、南アルプスプラザ（本建地区）、赤沢公民館（本建地区）、町営駐車場（本建地区）、五箇地区体育館（五箇地区）、薬袋集落公民館（五箇地区）、千須和公民館（五箇地区）、千須和多目的集会所（五箇地区）、やませみ公園（五箇地区）、望月昭一宅庭（五箇地区）、東京電力早川事務所（五箇地区）、笹走公民館（五箇地区）、塩之上公民館（五箇地区）、望月秀次宅駐車場（五箇地区）、古屋公民館（五箇地区）、大島多目的集会所（硯島地区）、久田子公民館（硯島地区）、大野和明宅（硯島地区）、日本軽金属雨畑ダム監視所（硯島地区）、ヴィラ雨畑グラウンド、老平駐車場（硯島地区）、正徳寺（硯島地区）、泉屋跡地（硯島地区）、各戸の庭（硯島地区）、にいえの裏庭（硯島地区）、室畑公民館（硯島地区）、各戸の庭（硯島地区）、草塩公民館（都川地区）、御宮（都川地区）、つむじの尾根（都川地区）、黒西公民館（都川地区）、柳島公民館~~オートキャンプ場~~（都川地区）、早川公民館（三里地区）、消防署前空地（三里地区）、中洲公民館（三里地区）、ヘルシー美里（三里地区）、東京電力社宅跡地(東京電力広場)（三里地区）、茂倉公民館（三里地区）、大原野公民館（三里地区）、湯本の庭（西山地区）、下湯島公民館（西山地区）、湯泉氏宅、湯島の湯駐車場、西山温泉公民館（西山地区）、奈良田公民館（西山地区）
指定避難所 （指定避難場所）	● 避難者を受け入れ~~収容し、~~炊き出し等を行う公共施設（地震の際はグラウンド等） ● 早川南小学校（本建地区）、交流促進センター（五箇地区）、ヴィラ雨畑（硯島地区）、早川中学校（都川地区）、早川北小学校（三里地区）、湯島の湯（西山地区）
支援避難所 （支援避難場所）	● 指定避難所が受入れ困難となった場合、避難する建物 ● 赤沢公民館（本建地区）、南アルプスプラザ（本建地区）、小縄多目的集会所（本建地区）、初鹿島公民館（本建地区）、薬袋集落公民館（五箇地区）、五箇地区体育館（五箇地区）、千須和公民館（五箇地区）、千須和多目的集会所（五箇地区）、東京電力早川事務所（五箇地区）、古屋公民館（五箇地区）、塩之上公民館（五箇地区）、笹走公民館（五箇地区）、室畑公民館（硯島地区）、正徳寺（硯島地区）、久田子公民館（硯島地区）、大島多目的集会所（硯島地区）、御宮（都川地区）、草塩公民館（都川地区）、黒西公民館（都川地区）、早川公民館（三里地区）、ヘルシー美里（三里地区）、中洲公民館（三里地区）、大原野公民館（三里地区）、茂倉公民館（三里地区）、下湯島公民館（西山地区）、西山温泉公民館（西山地区）、奈良田公民館（西山地区）

※以下、一時避難所（一時避難場所）、指定避難所（指定避難場所）を総称し避難所と言う。

４　早川町役場の緊急避難所（緊急避難場所）としての機能

早川町は急峻な山々に囲まれた地形であり、大地震や豪雨等の災害時には県道や町道のいたるところで土砂崩落等が発生する可能性が十分に考えられる。そのため、本庁舎も緊急時の一時滞在場所として位置付けることで、避難所まで行くことができない住民や観光者などを受入れる。

■避難所等の位置図


N
茂倉公民館
東京電力社宅跡地
（東京電力広場）
中洲公民館
大原野公民館
ヘルシー美里
早川北小学校
消防署前空地
早川公民館
黒西公民館
つむじの尾根
早川中学校
古屋公民館
笹走公民館
オートキャンプ場
塩之上公民館
草塩公民館
御宮
望月秀次宅駐車場
望月昭一宅庭
東京電力事務所
多目的集会所
千須和公民館
初鹿島公民館
五箇地区体育館
日本軽金属雨畑ダム監視所
早川町役場
小縄多目的集会所
やませみ公園
ヴィラ雨畑
薬袋集落公民館
老平駐車場
大野和明宅
正徳寺
南アルプスプラザ
泉屋跡地
赤沢公民館
久田子公民館
大島多目的集会所
町営駐車場
交流促進センター
にいえの裏庭
早川南小学校
室畑公民館
奈良田公民館
西山温泉公民館
湯島の湯（体育館）
湯泉氏宅
湯本の廛
下湯島公民館
凡例
緊急避難所
指定避難所
一時避難所
一時避難所及び支援避難所
0
1
2
3
4
km

第４節　消防予防計画（総務課、消防団）

１　消防力の充実強化

町は、消防力の充実強化に努める。

（１）消防力の充実強化

①消防施設・設備の拡充強化

町は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとし、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。~~消防団の活性化及び強化充実に努めるとともに、~~

また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

②消防施設等の整備強化

町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

③消防団員の教育訓練

町は、消防団員が消防資機材等の操作方法や消火に関する知識を習得できるよう、教育訓練を受ける機会を提供するとともに、防災訓練を通じた救急救助技術等の専門的な技術の向上や、応急手当普及啓発広報車等を活用した応急手当普及員の養成に努める。

（２）自主防災組織の充実強化

①町は、民間の自主防災組織の設置指導及び育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

②町は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

③防火対象物の管理者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

（３）消防計画の確立

町は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

①消防力等の整備

②防災のための調査

③防災教育訓練

④災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

⑤災害時の避難、救助及び救急方法

⑥その他災害対策に関する事項

を大綱とした町消防計画を「市町村消防計画の基準」（昭和 41(1966)年消防庁告示第１号）に基づき策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

２ 火災予防対策の指導強化

（１）建築同意制度の効果的活用

町は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、峡南広域行政組合消防本部（中部消防署早川分駐所）と連携して、建築基準法（昭和 25(1950)年法律第 201 号）第 6 条に基づく建築確認申請と同時に消防法第 7 条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

（２）一般家庭に対する指導

町は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

（３）防火対象物の防火体制の推進

①不特定多数の者が使用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため町は、消防法に規定する防火対象物について必ず防火管理者を選任させる。

②町は、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

（４）予防査察の指導強化

①町は、防火対象物の計画的査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

②町は、管轄内の荒廃地、空き家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

（５）危険物等の保安確保の指導

町は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、町は火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

（６）町民に対する防火防災思想、知識の普及

町は防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火思想並びに防火知識の普及を図る。

なお、町は消防団に協力を得て、火災予防週間に次の啓発活動を行う。

①消防自動車による防火パレード・夜警の実施

②防火パンフレットの配布

③防火ポスター、標語の募集

④家庭用消火器のあっせん

３　林野火災予防対策

町は 96%が林野で占められた山間地である。その上に急峻な地形で、一旦林野火災が発生すれば消火活動はきわめて困難である。林野焼失はもちろん、人家への延焼も大きな被害をもたらすものと予想されるため、その予防活動と消防活動が適切に行われるよう計画する。

（１）林野所有（管理）者に対する指導

町は、林野所有（管理）者に対し、林野火災の予防対策の確立のため、次の事項に積極的に努めるよう指導する。

①防火線・防火帯の設置

②看板・標識の設置

③道路網の設備

④火災消火機材の整備

⑤森林の整備

⑥火災多発期における巡視

（２）林野火災消防計画の確立

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図る。計画の策定にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施設の状況等を調査検討する。

①防火管理計画

ア 特別警戒区域・特別警戒時期・特別警戒実施要領等

②消防計画

ア 消防分担区域・出動計画・防ぎょ鎮圧計画・他市町村等応援計画

イ 資機材整備計画・防災訓練実施計画・啓発運動推進計画等

（３）自衛消防組織の確立

早川町森林組合は、国や県、恩賜林保護組合、森林所有者等と相互の連絡を密にするとともに、町と連絡をとり、管理・予防・消火等消防計画策定し、自衛消防体制の強化を図る。

（４）防火思想の普及

町においては、防災機関の協力を得て、住民ならびに入山者の林野に対する愛護精神の高揚、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。

なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する~~火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。~~

~~また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る~~。

（５）関係職員の研修指導

町は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林組合職員等関係者への指導を行う。

（６）林野火災に対する警戒の強化

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。

なお、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

（~~6~~ 7）その他

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進する。

~~■消防団（水防団）の現状~~

~~団長~~	~~副団長~~	~~分団~~		~~団員（人）~~	~~主要装備及び消防水利~~							
		~~分団名~~	~~担当区域~~		~~ポンプ自動車（台）~~	~~小型ポンプ（機）~~	~~積載車（台）~~	~~発電機（機）~~	~~投光機（機）~~	~~消火栓（本）~~	~~貯水槽（機）~~	
											~~40～100~~	~~40以下~~
~~1人~~	~~2人~~	~~第1分団第1部~~	~~本建~~	~~25~~	~~1~~	~~2~~	~~1~~			~~33~~	~~8~~	
		~~第1分団第2部~~	~~玉箇~~	~~19~~		~~2~~	~~1~~			~~37~~	~~7~~	~~1~~
		~~第1分団第3部~~	~~硯島~~	~~14~~		~~3~~	~~1~~			~~32~~	~~7~~	~~1~~
		~~第2分団第1部~~	~~都川~~	~~22~~	~~1~~	~~1~~				~~34~~	~~10~~	

		第２分団第２部	三里	１０		３	１			６３	８	１
		第２分団第３部	西山	１０		３	２			４１	４	１

（令和３(2021)年１月１日現在）

第５節　風水害等予防対策（振興課、消防団）

１　山地の災害予防

町の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、町は、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図る。また、平常時より土砂災害警戒区域等~~危険箇所~~の調査を行い、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに住民へ周知し、崩落防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち、被害を未然に防止あるいは最小限にとどめるように努める。

（１）山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある渓流等に対し、治山、砂防、林地崩壊、小規模山地崩壊防止事業を積極的に推進する。

特に、福祉施設、病院、保育園等「要配慮者利用施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

（２）荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした斜面、浸食されたり異常な堆積をしたりしている渓流等に対し、復旧治山事業~~・総合治山事業等~~を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

（３）地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり等防止法(昭和 33(1958)年法律第 30 号)に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

（４）保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植・補植・本数調整伐等による森林調整を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

２　河川対策

町には、一級河川の早川をはじめ、多数の川や沢が存在し、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

町は、今後も洪水などの災害から町民を守り、安心して生活できるようにするため、河川の整備、改修を行い治水の安全性を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把

握に必要な情報を収集し、町民へ迅速に連絡ができるよう、町内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

また、重要水防区域にある河川についても、県に働きかけ河川改修を推進する。

なお、町長は、洪水浸水想定区域~~予報河川等~~に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

３ 砂防対策

町においては、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっており、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の渓流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県又は国に次の砂防事業の実施を要請していく。

（１）土石流対策

最近の災害の特徴として、平穏な渓流が、異常な集中豪雨により土石流となり、両岸をけずりながら堆積土砂を一気に押し流して下流の人家集落に災害を起こす例が多い。

町にも土砂災害警戒区域（土石流）~~危険渓流~~として指定されたものが、21 箇所（人家 5 戸以上、もしくは公共施設がある箇所）存在し(別記「資料編」を参照)、砂防ダムの設置等砂防事業が県又は国により実施されている。

町は、今後も砂防事業の推進を県又は国に要望していく。

（２）地すべり対策

町には、土砂災害警戒区域（地すべり）~~危険箇所~~が 3 箇所あるため、町は県と協力してこうした区域等の点検を実施するとともに、指定されていない危険箇所については県に働きかけ積極的に対策工事を推進する。

４ 急傾斜地の崩壊に対する予防対策

町は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

（１）土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）~~危険箇所~~の巡視等の強化

町及び防災関係機関は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）~~危険箇所~~の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

（２）急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

町には、~~地すべり危険箇所３箇所、~~土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）~~急傾斜地崩壊危険箇所~~が 57 箇所（人家５戸以上、もしくは公共施設がある箇所）~~、土石流危険渓流 21 箇所（人家５戸以上、もしくは公共施設がある箇所）~~があり、このうち４箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44（1969）年法律第 57 号）に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定され、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

町においては、この危険箇所の実態を的確に把握し、特に危険な箇所については法の指定を受ける等、県に対し働きかけを行い、災害防止の推進を図る。

また、今後、未指定の~~急傾斜地崩壊~~危険箇所の内、危険度の高い箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

（３）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）~~急傾斜地崩壊危険箇所~~ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

（４）簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は、崩壊予知の有効な手法の一つであるため、町は簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、災害警報等の発令の目安とする。

なお、設置機器の維持・点検は町が行う。

（５）急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する地域の普及を図る。

（６）危険箇所からの移転の促進

①~~（６）~~防災のための集団移転促進事業

町は、災害発生地又は建築基準法の定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

②~~（７）~~がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

（７~~８~~）急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

（８~~９~~）雪崩防止対策

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として、県に対して雪崩防止工事の実施を要請する。

５ 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。また、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等を推進する。

町は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害警戒区域等~~土砂災害等の危険箇所~~の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

（１）土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定については、町の意見を聴いて県が行うことになっており、平成 19(2007)年度に 116 箇所(うち特別警戒区域 102 箇所)、平成 23(2011)年度 3 月に 52 箇所(うち特別警戒区域 44 箇所)、平成 23(2011)年 7 月には、特別警戒区域として 1 箇所が指定されている。

（２）警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を誘発する一定量以上の降雨状況に対応し、~~避難準備・高齢者等避難開始~~高齢者等避難、~~避難勧告、~~避難指示~~（緊急）~~、緊急安全確保を発令する基準、通報・巡視体制、2 次避難等への支援方法等を検討し、円滑な警戒・避難を実施するための指針を作成する。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行い、警戒避難体制の整備を定めるものとする~~土砂災害に関する情報等を FAX 等により伝達する~~。

なお、土砂災害警戒区域内における円滑な警戒避難体制を確保するため、災害危険箇所及び指定避難所等を図示する土砂災害ハザードマップを地区の住民等に配布するとともに、町ホームページに掲載している。

（３）土砂災害警戒情報

甲府地方気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難~~勧告~~指示等の災害応急対

応を適時適切に行うよう支援することや、住民の自主避難の判断等に活用することを目的としたものであり、町は情報を受けたとき、直ちに地域住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達を行う。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報~~土砂災害警戒情報~~等が発表された場合に直ちに避難指示~~勧告~~等を発令することを基本とした具体的な避難指示~~勧告~~等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布~~に関するメッシュ情報~~等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示~~勧告~~等を発令できるよう、発令対象区域~~範囲~~をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す~~よう努める~~ものとする。

避難指示~~勧告~~等は、レベル４土砂災害危険警報~~土砂災害警戒情報~~、土砂キキクルの~~災害に関するメッシュ~~情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断する。その際、土砂災害が予想される地域の避難受け入れ~~収容~~施設、避難者の誘導及び自主判断による避難については、次のとおり定める。

①避難者の誘導

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という）は、次の点に留意し避難者を安全に避難させる。

ア 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。

イ 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防本部職員、消防団等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

ウ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

エ 最悪の場合は、誘導テープにより安全を確保する。

オ 誘導員は出発、到着の際、人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。

カ 避難所が遠い場合は、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。

キ 要配慮者の安全避難については、特に配慮する。

②自主判断による避難

町は、停電、機器の故障のため町と関係地区との情報伝達が途絶える場合でも、次のような状況、あるいは兆候の発生が認められたときは、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ 渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある）

エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出始めた場合

６ 緊急調査

大規模な土砂災害が急迫している状況において、国又は県が緊急調査を行った場合、町は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

７ その他

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

第６節　農林災害予防計画（振興課）

農林施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

１　農作物災害予防対策

農作物の災害予防については「山梨県農業災害対策要領」に基づき台風等による風水害に対しては、気象情報に留意し、作物別・時期別の予防対策を農家に指導する。

また、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、予め警戒期間（おおむね３月下旬～5 月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象庁からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を構築し、関係機関への迅速な通報に努める。

２　農地災害予防対策

町は、農業用施設の巡視点検に努め、道路・用排水路等の崩壊危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

また、急傾斜地の農地については基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止する。

３　林業対策

（１）林業対策

町は、林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山設備及び林道施設をあらかじめ調査・補強を行う等適正措置をとる。

（２）林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいがその管理如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなるため、町は、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期する。

■勤務時間外における気象情報等の伝達網



第７節　建築物災害予防対策（総務課、振興課）

１　不燃建築物の建設促進

町は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。

また、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域については、不燃化建築物の建設について指導を行う。

２　災害危険箇所の調査

（１）事前調査の対象となる設備、又は物件の調査

町内において、事前措置の対象となるものを次により調査し、実態を把握しておく。

①消防関係火災関係・危険物貯蔵所・取扱所

②水防関係・地すべり・山くずれ

（２）設備・物件の管理者等への予警告の方法

①災害時に緊急事態が切迫した場合は、町長は、即時に管理者等に対して事前措置のための指示を行う。

②あらかじめ事前措置の対象となることが予想できるものについては、事前措置予告通知書（別紙様式）をもって予告し、事前に指導する。

~~第　　号~~

~~事前措置予告通知書~~

~~貴所有の(施設及び物件)は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となり得るので、次の事項留意のうえ災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。~~

~~年　月　日~~

~~早川町長　　印~~

~~設備又は物件の名称~~	~~数　量~~	~~措置の方法~~	~~備　考~~

３ 公共施設災害予防計画

（１）老朽建物の改築促進

①老朽度の著しい建物又は構造上危険と判断されるものは、国及び県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、~~鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の~~耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。

②建物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

４ 建物以外の施設の補強及び整備

（１）国旗掲揚塔、野球用バックネット、夜間照明塔等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

（２）移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

（３）消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

（４）定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

５ 空家対策

町は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

なお、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第８節　文化財災害予防対策（教育課、消防団）

１　文化財の管理責任

文化財は、文化財保護条例により、それぞれの管理規定を設け、所有者及び管理者の責任を明確にする。また、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、早川町教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に届け出る。

２　文化財の防災施設

町には、国指定の文化財５件、県指定の文化財として４件、町指定の文化財として16件の貴重な文化遺産がある。この他町内には謂われ多い神社、寺院等の建造物があり、地域住民の心の財産となっている。町の教育委員会は、これらの貴重な文化遺産を災害から守り後世に伝えなければならない。

（１）建造物の防災対策

①建造物の防災施設の促進

②建造物の耐震性の調査研究

③建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、防火水槽、消火栓、避雷針等消火施設の設置を促進する。

これら指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）については、山梨県文化財保存事業費補助金により所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

~~（２）指定文化財一覧表~~

~~指定区~~	~~種　別~~	~~名　称~~	~~指定年月日~~	~~所在地~~
~~国指定（国選定・国登録）~~	~~農工具~~	~~甲州西山焼畑農工用具~~	~~平成元（1989）年３月29日~~	~~奈良田民俗資料館内~~
	~~建造物~~	~~赤沢宿伝統的建造物群保存地区~~	~~平成５（1993）年７月14日~~	~~赤沢区~~
	~~天然記念物~~	~~新倉の糸魚川―静岡構造線~~	~~平成13（2001）年８月13日~~	~~新倉明川2913-1~~
	~~建造物~~	~~栃原堰堤~~	~~平成22（2010）年１月15日~~	~~高住字栃原山~~

	建造物	早川町郷土資料館（旧三里村役場）	平成 26（2014）年 4 月 25 日	早川町大原野 146 番地
県指定	天然記念物	七面山の大トチノキ	昭和 34（1959）年 2 月 9 日	高住栃原山 834
	〃	湯島の大杉	昭和 33（1958）年 6 月 19 日	湯島上ノ山 1048
	〃	七面山の大イチイ	昭和 34（1959）年 2 月 9 日	赤沢字向上 1347
	天然記念物	京ヶ島の夫婦杉	昭和 42（1967）年 3 月 10 日	京ヶ島 612 八幡日吉神社
町指定	天然記念物	学定寺のイトザクラ	昭和 51（1976）年 12 月 20 日	夏秋 1521 学定寺
	〃	西之宮のサイカチ	〃	西之宮 1018
	〃	奈良田八幡神社の社叢	〃	奈良田字塩島 766
	彫 刻	阿弥陀如来像	昭和 42（1967）年 3 月 10 日	京ヶ島 711-27 常昌院
	〃	地蔵菩薩像	〃	〃
	〃	不動明王立像	昭和 51（1976）年 12 月 20 日	黒桂 171 竜宝寺
	絵 画	絹本著色五大明王像図	〃	〃
	書 籍	大般若経 600 巻	〃	保 朝辰庵
	〃	深沢定富家文書三通	昭和 47（1972）年 9 月 25 日	奈良田 深沢家
	工 芸	湯王権現鰐口二個	〃	西山温泉慶雲館
	無 形	奈良田麦つき唄	昭和 58（1983）年 2 月 2 日	奈良田
	〃	奈良田追分	平成 31（2019）年 3 月 15 日	〃
	彫 刻	大原野七面堂彫刻 3 点	平成 6（1994）年 11 月 3 日	大原野 1829
	天然記念物	本妙寺ヒイラギ	平成 9（1997）年 3 月 26 日	笹走 697
	〃	ヒサマツミドリシジミチョウ	平成 17（2005）年 10 月 22 日	町内一円
	〃	早川シッコ山貴重植物群落	平成 12（2000）年 1 月 24 日	早川町シッコ山

第９節　原子力災害予防対策計画（総務課、町民課）

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」（※）にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約 70km である。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。((１）～（３）は、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

（１）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（概ね半径 5 ㎞圏内）

（２）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：UrgentProtectiveActionPlanningZone）

緊急時防護措置を準備する区域（概ね半径 30 ㎞圏内）

（３）プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：PlumeProtectionPlanningArea）

（今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載）

本節及び第３章第２５節「原子力災害応急対策計画」における用語の意義は次のとおりとする。

■原子力災害

原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害~~原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第２条第１項第１号に規定する災害（原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）~~をいう。

■原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。

■放射性物質

原子力基本法第３条第１項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規定に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

■原子力事業者

原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）~~原災法~~第２条第１項第３号に規定する事業者をいう。

■原子力事業所

原災法第２条第１項第４号に規定する工場又は企業をいう。

■特定事象

原災法第10条第１項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において１時間当たり５マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合などをいう。

■原子力緊急事態宣言

原子力事業所の区域付近において１時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

１　山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機
運転開始年月日	昭和51（1976）年３月17日	昭和53（1978）年11月29日	昭和62（1987）年８月28日	平成５（1993）年９月３日	平成17（2005）年１月18日

運転終了年月日	平成 21（2009）年 1 月 30 日	平成 21（2009）年 1 月 30 日	運転停止中	運転停止中	運転停止中

２ 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

３ モニタリング体制等の整備

町は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、町内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸し出しを受ける。また、緊急モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

４ 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること
（２）隣接県の原子力発電所の概要に関すること
（３）原子力災害とその特性に関すること
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（５）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
（６）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

５ 防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、防災業務職員等に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

（１）原子力防災体制に関すること
（２）隣接県の原子力発電所の概要に関すること
（３）原子力災害とその特性に関すること
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（５）モニタリング実施方法及び機器に関すること

（６）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

（７）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

（８）その他緊急時対応に関すること

第１０節　特殊災害予防対策（総務課、消防団）

１　高圧ガス、危険物等の災害予防

（１）災害予防体制

町及び防災関係機関は、高圧ガス、危険物等の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

（２）保安思想の啓発

町は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

①各種の講習会及び研修会の開催

②災害予防週間等の設定

③防災訓練の徹底

（３）規制及び指導の実施

町及び峡南広域行政組合消防本部は、各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制及び指導を行う。

①製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施（消防本部）

②関係行政機関との緊密な連携（消防本部）

③各企業の実状把握と各種保安指導の推進（消防本部）

（４）自主保安体制の整備

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成する。

①取扱責任者の選任

②防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄

③自衛消防組織の整備

④隣接企業との相互応援に関する協定締結の促進

２ 消費先 LP ガス施設の災害予防対策

（１）LP ガス施設

ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

①ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施する。

②マイコンメーターの設置による一定震度以上の自動遮断を促進する。

③ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化を図る。

④ガス使用者に対して災害時の知識普及に努める。

⑤防災に係る訓練を実施する。

（２）町の対応

町は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

①災害予防の知識の啓発に努める。

②消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及を図る。

③町長は、ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを~~勧告、又は~~指示する。

~~■町内危険物取扱（販売・貯蔵）施設~~

~~名称~~	~~設置場所~~	~~設置者~~	~~品名~~	~~貯蔵取扱数量（ℓ）~~	~~貯蔵の別~~	~~備考~~
~~浜田屋給油所~~	~~早川町新倉3235~~	~~辻育久~~	~~ガソリン 軽油 灯油~~	~~10,100 9,600 9,600~~	~~地下貯蔵タンク~~	~~給油取扱所~~
~~〃~~	~~早川町新倉525-1~~	~~〃~~	~~軽油 灯油~~	~~2,000 2,000~~	~~移動タンク貯蔵所~~	
~~早川給油所~~	~~早川町小縄1083~~	~~〃~~	~~ガソリン 軽油 灯油 廃油~~	~~12,500 16,300 9,600 1,800~~	~~地下貯蔵タンク~~	~~給油取扱所~~
~~〃~~	~~〃~~	~~〃~~	~~軽油~~	~~2,000 1,000~~	~~移動タンク貯蔵所~~	~~平成24年~~

~~名称~~	~~設置場所~~	~~設置者~~	~~品名~~	~~貯蔵取扱数量（ℓ）~~	~~貯蔵の別~~	~~備考~~
			~~灯油~~			~~（2012年）4月26日完成検査済み証発行~~
~~早川鉱業本社工場~~	~~早川町早川1581~~	~~越智良行~~	~~軽油~~	~~10,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	~~自家用~~
~~早川鉱業第二工場~~	~~早川町小縄26~~	~~〃~~	~~軽油~~	~~10,000~~	~~屋外貯蔵タンク~~	~~自家用~~
~~県営奈良田第1発電所~~	~~早川町奈良田1050~~	~~公営企業管理者~~	~~ガソリン 軽油~~	~~6,000 4,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	
~~西山温泉慶雲館~~	~~早川町湯島825~~	~~川野健治郎~~	~~灯油~~	~~6,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	
~~早川町総合福祉センター~~	~~早川町草塩88~~	~~早川町長~~	~~LPガス~~	~~980~~	~~屋外貯蔵タンク~~	
~~南アルプスふるさと活性化財団~~	~~早川町草塩321-1~~	~~〃~~	~~重油~~	~~2,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	
~~草塩温泉~~	~~早川町草塩592~~	~~〃~~	~~灯油~~	~~900~~	~~屋外貯蔵タンク~~	
~~早川町役場~~	~~早川町高住758~~	~~〃~~	~~軽油~~	~~3,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	
~~早川南小学校~~	~~早川町高住574~~	~~〃~~	~~灯油~~	~~1,000~~	~~屋外貯蔵タンク~~	
~~早川北小学校~~	~~早川町大原野837~~	~~〃~~	~~灯油~~	~~3,000~~	~~地下貯蔵タンク~~	

第１１節　情報通信施設の整備（総務課）

災害に対する情報の収集、伝達は迅速かつ正確性を要求される。従って、町における情報通信施設について次により整備に努める。

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19(2007)年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報）の活用や、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR 衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制~~など情報通信システム~~の整備に努めるとともに効果的・効率的な防災対策を行うため~~情報通信技術の発達を踏まえ~~、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS など、災害対応業務のデジタル化の促進。デジタル化に当たっては，災害対応に必要な情報項目等の標準化や，システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 ~~ICT の防災施策への積極的な活用~~に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

加えて、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある早川町では、地上回線が途絶~~停電が発生~~した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保を推進~~を確保するよう留意~~する。

町及びライフライン事業者は、L アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

１　県防災行政無線システムの活用

町は、災害時の情報収集や県への報告等が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通じて習熟を図るとともに、平常時から定期的な保守点検を実施して正常な機能維持を確保する。

２　災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるため、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、平素からその活用について習熟を図る。

３　関係機関等の通信設備の活用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、消防本部等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておく。

また、町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

町における、通信設備の活用例は次のとおりである。

■消防無線の活用

消防のポンプ自動車に搭載されている消防無線を活用して情報収集に努める。

４　その他の情報通信設備の活用

（１）インターネット等の活用

町はホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に町の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図る。

また、災害時には別途防災カメラ等の映像やその他の防災情報を閲覧できるHPを立ち上げる。

（２）アマチュア無線の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、町本部の情報連絡体制を補完し、各地区の情報を収集、連絡するため、あらかじめ町内のアマチュア無線局との協力体制の確立を図る。

（３）衛星携帯電話の活用

災害発生時に通信施設等の被災により通信連絡が困難となった場合の関係機関との連絡体制を補完し、情報を共有するため、衛星電話番号の共有化を図る。

（４）無人航空機の活用

町は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機を活用できる体制を整備する。

第１２節 要配慮者対策の推進（福祉保健課）

町は、災害時において、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

~~また、~~土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

~~■避難確保計画策定に該当する要配慮者利用施設一覧表~~

~~施設名~~	~~住所~~	~~避難確保計画策定の有無~~
~~早川町立三共診療所~~	~~早川町新倉 133 番地~~	~~策定済~~
~~早川町立五箇出張診療所~~	~~早川町薬袋 430 番地~~	~~策定済~~
~~早川町立西山出張診療所~~	~~早川町湯島 1378 番地~~	~~策定済~~
~~早川町立早川北小学校~~	~~早川町大原野 163 番地~~	~~策定済~~

１ 社会福祉施設対策の推進

町は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、消防本部が実施する予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

（１）防災設備等の整備

①施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努める。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

②防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

③非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を３日分程度行う。

（２）防災体制の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

①災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び要配慮者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

②平常時の体制づくり

町との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

（３）防災教育、防災訓練の充実

①防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

②防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を年１回以上実施するとともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。なお、町は、要

配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

２　高齢者・障害者等の要配慮者対策

~~平成 25(2013)年 8 月に~~国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月改定版）、山梨県の「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」（平成 17(2005)年 3 月）等に基づき、町は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組む。

（１）要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

①福祉関係課を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。

②小地域単位での住民参加型防災学習会を開催する。

③自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図る。

④多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

（２）プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の確立

①町長は、町の防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

名簿に掲載する者の範囲は、次の通りとする。

ア　要介護認定 3～5 を受けている者

イ　身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ　療育手帳 A を所持する知的障害者

エ　精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者

オ　町の生活支援を受けている難病患者

カ　要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援者または、要介護認定の方

キ 上記以外で避難支援等関係者~~自治会~~が支援の必要を認めた者

②町長は、避難行動要支援者に該当する者について、町の関係課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

③町長は、避難行動要支援者名簿について、随時更新するよう努める。

更新は、新たに町に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

④町において、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

ア 峡南広域行政組合消防本部

イ 南部警察署

ウ 早川町民生委員

エ 早川町社会福祉協議会

オ 各自主防災組織

カ その他町長が定める者

⑤町は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティーに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

また、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

⑥避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人一人に的確に伝達する。

イ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

⑦各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

⑧避難支援等関係者にあっては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないよう、地域内でのルールづくりを促進する。

⑨個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し個別避難計画~~個別の「避難支援プラン」~~を作成する。なお、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努める。

⑩個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の情報の適切な管理に努める。

⑪個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の

整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

⑫消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

⑬個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

~~⑩~~⑭健常者に先駆けて、南海トラフ地震臨時情報発表時や、町長の判断で出す「高齢者等避難~~避難準備・高齢者等避難開始~~（避難行動要支援者避難）」発令時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図る。

（３）介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

①要配慮者が避難する場合には、必要な支援の程度を配慮し、一般の避難所が適切でないと判断される際の福祉避難所を指定している。

なお、福祉避難所での受入れ~~への収容~~ができない場合に備えて、避難所（小学校等）に福祉避難室等を整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難室については、保健室や特別教室、パーテーションで区画を分ける等、工夫する。

②災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置する。

③民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。

④大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。

⑤医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

⑥福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

⑦町は、⑥の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（４）緊急通報システム（山梨県安心安全見守りセンター）の活用

町は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（山梨県安心安全見守りセンター）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努める。

（５）防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

町は、在宅高齢者や障害者等の地域の防災訓練への積極的な参加を呼掛け、災害に対する基礎的知識の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動が困難な~~身体~~障害者等については、防災情報の迅速かつ確実な伝達を図るとともに、介助体制の確立に努める。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図る。

（６）避難誘導体制

町は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

（７）避難所における対応

町は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

（８）福祉避難所の開設

大規模な災害により、特に避難所において長期受け入れ~~収容~~が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とするものに対して、状況に応じて次の施設に要配慮者専用避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保する。

開設にあたっては町社会福祉協議会、日赤奉仕団やボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、受け入れ~~収容す~~る。

■要配慮者専用避難所（福祉避難所）

施設名	所在地	電話番号
早川町総合福祉センター	早川町草塩 88 番地	0556(45) 3003~~2211~~

（９）被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者のための正確かつ、きめ細かな情報の適切な提供に努める。

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

（10）応急仮設住宅

町は、ヘルシー美里および交流促進センターを応急仮設住宅として指定している。応急仮設住宅への受け入れ~~収容~~に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

３　外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や、地理に不案内な観光客に対しては、災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、防災訓練の実施、災害時対応マニュアル等の整備、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成等を図る。

なお、避難所を開設した場合には、外国人の避難者の出身国や言語、被災状況などの情報収集に努めるものとする。

第１３節　学校等の防災対策・防災教育（教育課）

１　乳幼児、児童、生徒保護対策

保育所・学校等の管理者は、災害発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にし、幼児、児童、生徒の実践的な防災教育の実施に努める。

（１）応急、活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

①災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児児童生徒の生命と身体の安全を確保する。また、保護者への連絡がとれない場合の児童、生徒の保護について計画を策定しておく。

②学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

③幼児児童生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

④教育活動の再開に向けて

応急教育実施の予定場所及び教育者の確保計画を作成するなど早期に教育活動が再開できるよう努める。

⑤避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

（２）防災教育指導

幼児、児童、生徒等への防災教育指導を次により推進する。

①児童生徒に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

②防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため防災に関する研修を校内研修として位置づける。

③防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第１４節　孤立地区対策（総務課、各課）

早川町は急峻な山地など地形条件、断層破砕帯や風化の進んだ斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くに急傾斜地~~、土石流危険渓流~~等が極めて多い。今までも土砂災害を受けており、甚大な被害に至ることが多く、集落が南北に点在していることから、これらの孤立化が懸念される。そのため、孤立した場合に備えて、各地区において必要な対策を定める。

１　孤立予想地域の事前把握

町は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

２　孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、旧村ごとにコミュニティを強化し、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

３　通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、町防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

４　緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備及びドクターヘリ等を使用した救出・救護訓練を推進する。

５　集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の~~勧告・~~指示の実施基準等を検討しておく。

６　食料等の備蓄の推進

町は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

７　孤立地区への輸送体制の整備

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機を活用した輸送手段の整備を図るよう努める。

第１５節 災害・防災ボランティア支援体制の整備（福祉保健課）

（１）町は、早川町社会福祉協議会と協力して、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動へ住民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

（~~１~~２）町は、早川町社会福祉協議会と協力して、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害・防災ボランティアの育成に努める。

（３~~２~~）町は、早川町社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、災害や防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。

（４~~３~~）町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

（５~~４~~）町は、平~~常~~時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

（６~~５~~）町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、~~がれき、~~土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　　応急活動体制（各部）

町災害対策本部の組織及び編成町災害対策本部の組織及び編成は「早川町災害対策本部条例及び早川町災害対策本部活動要領」に定めるところによる。

１　設置基準

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、町長が、町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。その際の基準は、次の各号の一つに該当する場合とする。

（１）災害が発生し、災害救助法（昭和 22(1947)年法律第 118 号）による救助を必要とする場合で、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき

（２）災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり災害応急対策を必要とするとき

（３）震度 6 弱以上の地震が町域に発生したとき

（４）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

（５）町長が必要と認めるとき

２　町災害対策本部の概要

（１）組織系統　　町防災会議→町災害対策本部

（２）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は早川町役場本庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は交流促進センターに設置する。

（３）本部長職務代理者の決定

町長が発災時に不在などの場合の本部長職務代理者の順位は、副町長、教育長、総務課長、振興課長の順とし、いずれも不在等の場合は、登庁職員のうち上席の職員が職務を代理する。

（４）災害対策本部本部員会議の所掌事務

災害対策本部は、地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

①災害応急対策の基本方針の決定

②動員配備体制の決定

③現地災害対策本部の設置

④地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

⑤高齢者等避難~~避難準備・高齢者等避難開始~~、~~避難勧告、~~避難指示~~（緊急）~~、緊急安全確保の発令

⑥被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整

⑦自衛隊災害派遣要請、国・県、他市町村、その他防災関係機関への支援要請

⑧物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

⑨その他災害に関する重要事項

（５）町災害対策本部の編成

本部長(町長)

副本部長(副町長・教育長)

本部会議本部員(課長等)			本部連絡員及び担当課
部	部長	副部長	
総務部	総務課長	まちづくり政策課長 議会事務局長	総務課 まちづくり政策課
福祉・保健部	福祉保健課長		福祉保健課
環境・衛生部	町民課長		町民課
建設・振興部	振興課長		振興課
経理部	出納室長		出納室
教育部	教育課長	給食センター所長	教育委員会
消防部	消防団長	副団長	消防団

①災害対策本部には、部を置き、部長を定める。

②部長は本部長の命を受け、部に属する応急対策を所掌し、所属職員を指揮する。

（６）現地災害対策本部の設置

本部長は、被害の状況に応じて必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。現地対策本部の編成、活動要領はその都度本部長が定める。

（７）国、県との連携

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに知事に報告するとともに次の事項について報告又は要請する。また国や県と連携に努め、効果的な災害応急対策を実施す

る。県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。この場合、受入れ施設は、町本部設置施設内とする。

①災害の発生状況と被害の速報

②災害対策本部の執った応急対策

③応急対策のための不足する資機材、物資の要請

④防災ヘリコプターの出動、自衛隊の派遣要請

３　消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

４　その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

また、町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

■災害対策本部各部の主な分掌事務

部	担当課	分掌事務
総務部 部長：総務課長 副部長：議会事務局長	総務課	①災害対策本部の設置、運営、廃止、各部の総合調整に関すること ②防災会議、防災関係機関・消防団(水防団)等への連絡等に関すること ③水防団及び水防活動に関すること ④職員の動員及び職員の派遣に関すること ⑤職員の安否確認に関すること~~避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)の発令及び警戒区域の設定に関すること~~ ⑥災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 ⑦~~⑥~~防災行政無線等の受信及び伝達に関すること ~~⑦防災行政無線又は広報車による災害広報に関すること~~ ⑧自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑨国・県、他市町村、関係機関・団体への協力並びに応援要請に関すること ⑩被害状況の収集、集計報告及び記録に関すること(総括的なもの) ~~⑪被災証明に関すること~~ ⑪~~⑫~~報道機関等との連絡調整に関すること ⑫~~⑬~~災害対策の予算及び資金に関すること ⑬~~⑭~~所管施設の災害対策並び被害調査に関すること ⑭~~⑮~~町有車両の配車並びに民間車両の確保に関すること ⑮~~⑯~~自主防災組織(各集落)との連絡調整に関すること ⑯~~⑰~~指定避難所の設置、運営に関すること ~~⑱原子力災害の対応に関すること~~ ~~⑲雪害対策の対応に関すること~~ ⑰~~⑳~~孤立地区の対策に関すること ⑱~~㉑~~生活必需品及び非常用食料の確保に関すること ⑲災害救助法の適用申請・事務に関すること ⑳~~㉒~~見舞い金品等の受領・保管・配分及び記録に関すること ㉑~~㉓~~その他、他の部に属さない事項
	議会事務局	①災害対策本部と議会との連絡調整に関すること ②災害に対する議会活動に関すること
	まちづくり政策課	①被災者の要望等の受付に関すること ②広報車による災害広報に関すること ③住民等への情報伝達（町ホームページ）に関すること ④報道機関との連絡調整に関すること ⑤災害時における情報システムの管理及び復旧対策に関すること ⑥災害時通信の確保・運用に関すること ⑦所管施設の災害対策並び被害調査に関すること
福祉・保健部 部長：福祉保健課長	福祉保健課 保育所	①医療救護所の設置及び医療助産活動に関すること ②医師会、医療機関及び日本赤十字社との連絡調整に関すること ③早川町社会福祉協議会及び峡南保健福祉事務所その他関係機関との連絡調整に関すること ④~~③~~要配慮者の安否確認、支援対策に関すること ⑤避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理に関すること ⑥~~④~~福祉避難所の設置、運営に関すること ⑦~~⑤~~被災者の実態調査に関すること ⑧~~⑥~~所管施設の災害対策並び被害調査に関すること ⑨~~⑦~~炊き出しに関すること ⑩~~⑧~~医薬品・医療用資機材の調達に関すること ⑪~~⑨~~災害時の防疫対策及び感染症予防対策に関すること ⑫~~⑩~~被災者及び避難所の保健対策及び災害相談に関すること ⑬被災住民に対する心のケア対策に関すること ⑭~~⑪~~福祉センターの運営及び介護等に関すること

部	担当課	分掌事務
		⑮災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること ⑯~~⑫~~災害による遺体の対策~~処理~~に関すること ~~⑬災害救助法の適用申請・事務に関すること~~ ⑰~~⑭~~災害活動に協力する各種団体、ボランティアの連絡調整に関すること ⑱~~⑮~~園児の安全確保及び保育所の運用に関すること

部	担当課	分掌事務
環境・衛生部 部長：町民課長	町民課	①災害時の飲料水の確保に関すること ②~~簡易~~水道施設の災害対策と被害調査に関すること ③災害廃棄物の処理~~時のし尿、ごみ処理対策~~に関すること ④所管施設の災害対策並び被害調査に関すること ⑤り災証明に関すること ⑥~~⑤~~被災納税者の調査に関すること ⑦~~⑥~~災害による町税等の減免、猶予等に関すること ⑧~~⑦~~災害による遺体の埋葬に関すること
建設・振興部 部長：振興課長	振興課	①水位の観測及び危険箇所の警戒・監視に関すること ②公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること ③交通規制及び道路の啓開、障害物の除去に関すること ④災害用資機材の確保及び建設・土木事業者との連絡調整に関すること ⑤建物の応急危険度判定、被災宅地判定に関すること ⑥被災住宅の応急修理に関すること ⑦被災施設の応急復旧工事に復興資材の確保に関すること ⑧応急仮設住宅の建設及び入居者の受付に関すること ⑨農畜産物及び農畜産施設、農地の災害対策及び被害調査に関すること ⑩林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑪商工業の災害対策及び被害調査に関すること ⑫観光施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑬所管施設の災害対策並びに被害調査に関すること ⑭観光客等の避難、帰宅支援に関すること ⑮被災農家の災害融資に関すること ⑯被災農家の営農指導に関すること ⑰林業の被害融資に関すること ⑱被災商工業者に対する融資に関すること ~~⑲り災証明に関すること~~
経理部 部長：出納室長	出納室	①災害関係経費の支払いに関すること ②義援金の保管に関すること ③初動期における他の部の応援
教育部 部長：教育課長 副部長：給食センター所長	教育課	①児童、生徒の避難に関すること ②所管避難所の設置、運営に関すること ③学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ④社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑤文化財及び施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑥災害時の応急教育に関すること ⑦災害時の学校給食に関すること
消防部 部長：消防団長 副部長：副団長	消防団	①被災者の救助及び捜索に関すること ②住民への災害情報の伝達に関すること ③消防及び水防に関すること ④避難誘導・救出に関すること ⑤被害情報の収集及び報告に関すること ⑥遺体及び行方不明者の捜索に関すること ⑦災害の警戒及び防御に関すること ⑧防犯・秩序維持に関すること ⑨その他災害活動に関すること

※部長が不在の場合は、当該組織の上位者がその任にあたる。
※担当課の名称は、機構改革により変更する場合があるが、新しい課等が当該事務を継承する。

第２節　職員配備計画（各部）

１　職員の配備基準

次の配備基準に従って、必要な職員の動員を図り、迅速な応急活動を実施する。

区分		配備基準	配備内容	配備を要する所属課及び人員等
災害警戒配備体制	第１配備(警戒配備)	①次の警報が 1 以上発令されたとき ・レベル３大雨警報 ・レベル３土砂災害~~洪水~~警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ②町内又は近隣市町村で震度 4 の地震を観測したとき、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③その他必要により町長が配備を指令したとき	情報活動をはじめとする応急対策活動を準備する。 (措置内容) 気象情報の受伝達 行政区域内状況の電話による情報収集 町域の巡視及び警戒 県等関係機関との連絡	各課の課長１名配備とする。また、各所属では、臨機応変に配備人員の増強の措置をとる。
災害対策本部体制	第２配備(特別警戒配備)	①水防警報(出動)が発令され、かつ被害が予測されるとき ②特別警報が発令されたとき ③小規模な災害(人災を伴わない)が発生し、避難指示~~勧告~~の発令が必要なとき ④町内又は近隣市町村で震度 5 弱・5 強の地震を観測したとき ⑤その他必要により町長が配備を指令したとき	状態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる体制とする。 (措置内容) 気象情報、水位情報の受伝達 町内被害状況調査の実施 避難措置の検討及び実施 警察等関係機関との連絡 施設管理者及び自主防災組織との連絡 被害がある場合は応急対策の実施 県及び関係機関への連絡	全職員の配備
	第３配備(非常配備)	①大規模災害が発生し、又は発生が予測されるとき ②震度 6 弱以上の地震が発生したとき ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④災害対策本部を設置又は本部長が指示したとき	組織の総力をあげて情報、水防、輸送、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。 (措置内容) 災害対策本部設置 災害応急対策の実施	

※災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変に配備体制を整える。
※第 1 配備前（気象注意報、水防情報（待機）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時等）は、総務課において情報連絡体制を整える。
※災害応急対策の実施にあたり、職員が不足し、他の部の応援を必要とするときは、総務部・本部長へ相互応援の調整を要請する。

２　動員の伝達及び参集

（１）勤務時間中の伝達

気象情報等の通知を受け、配備基準に該当もしくは、災害発生が予想される又は発生した場合、本部長（町長）に報告するとともに、各部長へ配備体制を伝達し、各部長は直ちに電話、防災行政無線、アマチュア無線等により職員への伝達を行う。

（２）勤務時間外の伝達

宿日直者は、配備基準に該当する気象警報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるとき、直ちに総務課長に報告し、総務課長は本部長（町長）に報告するとともに、各部長へ配備体制を伝達し、各部長は直ちに電話、防災行政無線、アマチュア無線等により災害対策に関係のある職員への伝達を行う。

連絡を受けた関係職員は、以後の状況の推移に注意し、安全を確保した上で登庁する。

（３）職員の自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、テレビ・ラジオ等の情報や周囲の状況から配備基準に該当する災害と判断されるときは、所属長からの連絡をまたず自己の配属又はあらかじめ指定された場所に自己の判断で自主参集する。

（４）参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外において大規模な災害が発生した場合に、道路寸断などのために所定の場所に参集できない場合は、最寄の地区災害対策施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い災害対策に従事する。ただし、いずれも所属長と連絡を密にとり、交通復旧後は正規の体制に復帰することを原則とする。

（５）外出時の措置

町外等、外出先で被災又は町の災害を知ったときは、可能な限り、安否情報を連絡するとともに、最寄の市町村災害対策本部等へ行き情報収集後、適切な行動をとる。

３　配備報告

各部長は、動員、配備、安否確認を完了したときは、その状況を直ちに総務部長へ報告する。

４　発災直後の行動

別途作成する「町災害時職員初動マニュアル」に基づき行動する。

第３節　山梨県消防防災ヘリコプター出動要請計画（総務部）

１　県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

災害の状況により、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し出動を要請し、被害情報収集、救出・救助活動等を行う。

２　県消防防災ヘリコプター緊急運航基準（町に関係する事項）

（１）災害応急対策活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、以下を行う必要がある場合

①広範囲にわたる偵察、情報収集活動（地震の場合は震度５弱以上）

②緊急な救助物資・人員等の搬送

③災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等の迅速かつ正確な伝達

④その他、災害応急対策活動に有効な場合

（２）火災防御活動

①林野火災等において消防防災ヘリコプターによる消火が有効な場合

②交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効な場合

③その他、火災防御活動に有効な場合

（３）救助活動

①水難事故及び山岳遭難等における人命救助

②その他、人命救助の必要がある場合

（４）救急活動

①交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要があり、救急車で搬送するよりも著しく有効な場合で、かつ原則として医師が搭乗できる場合

②交通遠隔地で、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要がある場合

③高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要を認め、かつ医師が搭乗できる場合

３　緊急運航の要請・受入れの手順

（１）災害等により山梨県防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事(責任者:山梨県防災危機管理課長）に対し応援要請を行う。

（２）応援要請は、消防防災航空隊に電話速報のあと、防災航空隊出場要請書（第１号様式）により FAX を用いて行う。

（３）防災航空隊の受入れ態勢

防災航空隊の出動の応諾を受けた町は、直ちに、消防防災航空隊と密接な連携をとり、必要に応じ次の受入れ態勢を整えておく。

①離着陸場所の確保及び安全対策

②傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配

③空中消火基地の確保

④その他必要な事項

第１号様式

消防防災航空隊出場要請書

直通電話　0551-20-3601
ＦＡＸ　0551-20-3603

１　要請団体	発信者
２　災害種別	(1) 救急　(2) 救助　(3) 火災　(4) 自然災害
３　要請内容	(1) 救急　(2) 救助　(3) 消火　(4) 偵察　(5) 物資輸送
４　発生場所 目　標	(市・町・村) 目標
５　発生日時	年　月　日　曜日　時　分頃
６　事故概要又は災害概要	
７　気　象 (災害現場)	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視界　m(　警報・注意報)
８　必要資機材	
９　出場先 臨着場	場所　(市・町・村)　番地 目標(名称) 要請側病院名　病院
１０　搬送先 臨着場	場所　(市・町・村)　番地 目標(名称) 搬送先病院名　病院
１１　傷病者等	住所 氏名　生年月日　年　月　日　歳 傷病名　程　度　重・中・軽　男・女
１２　現地搭乗者	(有・無)　職名　氏名
１３　地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン
１４　他の航空機の活動要請	(有・無)　機関名　機数　機

15　要請日時	年　月　日　曜日　時　分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。	
1　航空隊指揮者 　　コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン
2　到着予定時間	年　月　日　曜日　時　分
3　活動予定時間	時間　　分
※その他の特記事項	
受信者	

■ヘリコプター発着適地一覧表

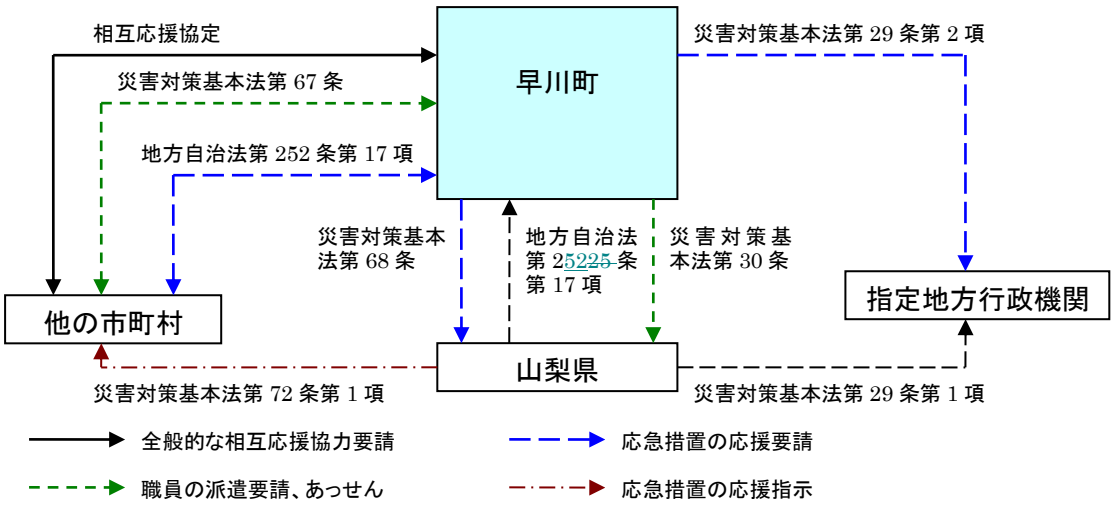
名　称	所在地	施設管理者	幅×長さ(m)	備　考
ヘルシー美里広場	早川町大原野	〃	90×80	
湯島の湯駐車場	早川町湯島	〃	80×80	
早川南小学校グランド	早川町高住	学校長	100×60	
早川中学校校庭	早川町保	〃	40×70	
早川町民スポーツ広場	早川町保	町長	-	
ヴィラ雨畑広場	早川町雨畑	〃	60×50	
早川河川敷	早川沿い	〃	-	
早川町役場	早川町高住758	〃	20×20	

第４節　応援要請計画（総務部）

１　応援要請

災害の状況により、町のみでは災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請し、的確な対策を実施する。

■法律、協定に基づく応援協力の要請系統



２　応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

（１）県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集

（２）公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集

（３）消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集

（４）休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

３　国への緊急通報並びに応援の要請

（１）消防庁

消防本部長が電話等により被災状況を通報するとともに、応援の要請を行う。消防庁への通報が不可能な場合は、山梨県を担当する消防局又はその他の連絡調整担当消防局（札幌、仙台、名古屋、京都、広島、福岡の各市及び東京消防庁）に通報する。

なお、大規模災害時においては、全国の消防本部等は、被害状況から自ら出動の準備態勢を整えることとし、また消防庁長官は被害状況から緊急消防援助隊の応援が必要で

あると判断した場合、あらかじめ登録された緊急消防援助隊部隊編成表に基づき応援出動要請等の措置を取ることとなっている。

（２）自衛隊

町長が県知事との連絡が不可能な場合、陸上自衛隊第３師団長（陸上自衛隊東部方面特科連隊~~第１特科隊~~長）、陸上自衛隊中部方面総監部又は防衛省へ被災状況、支援協力が必要な事項並びに県災害対策本部との連絡が不可能な旨を通報する。

なお、震度５以上の地震発生もしくは、災害発生が予測される場合においては、指定部隊等の長は直ちに要請に応じられるよう災害派遣初動の準備を実施すること、また当該震度の地震発生地域の近隣の部隊の長が航空機等により、目視、撮影等による情報収集を行うこと、そして通信の途絶等により部隊等が都道府県知事等との連絡が不能である場合に、町長又は警察署長その他これに準用する官公署の長から災害に関する通報を受けるなど、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合に部隊等を派遣することができるとされている。

また、災害が大規模な場合には、防衛省本省又は現地に災害対策本部が設置される。

自衛隊の災害派遣要請については、一般災害編第３章第５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

（３）国土交通省

富士川砂防事務所との連絡が不可能な場合で、かつ県（山梨県県土整備部）との連絡が不可能な場合に、被災状況、支援協力が必要な事項並びに富士川砂防事務所、県（山梨県県土整備部）との連絡が不可能な旨を関東地方整備局又は国土交通省に通報する。

なお、大規模災害時においては、本省に国土交通省非常災害対策本部、被災地を所管する地方整備局並びにその長が必要と認めた場合における被災地以外の地方整備局に現地災害対策本部がそれぞれ設置され、被災した道路の交通確保、施設の緊急点検、避難所の緊急提供、応急仮設住宅の建築支援、飲料水の確保・支援、ライフライン施設の応急復旧、建築物の応急危険度判定、二次的な土砂災害の危険性に関する調査点検等の応急対策を実施することとなっている。

また、関東地方整備局（大規模災害時には国土交通省）は町及び県の要請を受け、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行うこととしている。

（４）内閣府

福祉保健課長又は消防本部長が県災害対策本部との連絡が不可能な場合、被災状況、支援協力が必要な事項並びに県災害対策本部との連絡が不可能な旨の通報を直接、内閣総理大臣（消防庁経由）へ行う。

なお、内閣総理大臣は、非常災害が発生した場合においては、臨時に内閣府に非常災害対策本部を、また、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めたときは、緊急災害対策本部をそれぞれ設置することとなっている。

また、災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

（５）その他省庁

国が一体となって迅速かつ確実な災害応急対策を行うため、内閣府が主体となって対応を行い、各省庁は内閣府の指示に基づき、それぞれの所管事項について対応に取り組む。

４　知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を求める。

また、災害対策基本法第 68 条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。その際、要請はとりあえず県防災行政無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は町長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第 68 条）

（１）災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）

（２）応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

（３）応援を必要とする場所、期間

（４）応援を必要とする活動内容

（５）その他必要な事項

５　知事に対する応急措置の実施の要請の要求等

町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

町長は、この要求ができない場合には、その旨及び町域における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知する。

なお、この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

6~~5~~ 消防の応援要請

（１）山梨県常備消防相互応援協定による相互応援

大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和 22(1947)年法律第 226 号）第 39 条に規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。

（２）上記（１）をもってしても対処できないと判断した時は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出場や広域航空応援隊等、消防広域応援の要請依頼を行う。

（３）消防職員の派遣について

県の緊急消防援助隊受援計画に基づき、①～④の災害が発生した場合は、被災地（各町役場・災害現場等）に消防職員を派遣する。

①震度 6 弱以上の地震が発生した場合

②噴火警報（居住区域）が発表された場合

③震度 5 強以下の地震であっても大規模な災害が予想される場合

④水火災等による大規模な災害または、特殊な災害が発生した場合

（４）派遣職員の任務

各町に派遣した職員は、町災害対策本部にて下記の業務を行うこと。

①町災害対策本部の運営

②自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行う。

③緊急消防援助隊との情報共有及び活動調整等を行う。

④活動状況の共有

⑤指揮本部（消防本部）との連絡調整

⑥関係機関との調整行う。

7~~6~~ 指定公共機関・民間団体等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、応援要請は各部が総務部を通じて町長より要請する。

（１）町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第 15 条）

①派遣を要請する理由

②派遣を要請する職員の職種別人員数

③派遣を必要とする期間

④派遣される職員の給与その他の勤務条件

⑤前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（２）町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第 16 条）

①派遣のあっせんを求める理由

②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

③派遣を必要とする期間

④派遣される職員の給与その他の勤務条件

⑤前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

8~~7~~ 応援協定等に基づく要請

（１）応援協定に基づく要請

町は、大規模な災害の発生に備え、あらかじめ資料編に掲げる協定を締結している。したがって、大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求める。

9~~8~~ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

大規模な地震、風水害、山林などの大火災、大事故、航空機事故等に際し、広域航空消防応援の要請を知事に対して依頼する。

１０~~９~~ 応援受入れ体制の確保

（１）連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部に連絡窓口を設置する。

（２）受入れ体制の確立

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けることができるよう、受援計画を作成し、必要な準備を整える。

また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

応援部隊の宿泊場所については、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

１１~~１０~~ 職員の派遣

町及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

１２ 広域避難

（１）広域避難の協議

町は、災害が発生するおそれがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する（災害対策基本法第 61 条の第 4 項）。

他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める（災害対策基本法第 61 条の第 5 項）。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる（災害対策基本法第 61 条の第 6 項）。

（２）広域避難の受入れ体制の整備

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

１３~~１１~~ 広域一時滞在

（１）実施・受入れ体制の整備等

災害発生に伴い、町や県の区域を越えた被災住民の避難及び広域一時滞在に対する県及び町の対応は、本章第１０節７「町・県の区域を越えた避難者の受入れ」によるものとし、このために必要な町長及び知事が行う協議等の手続きは次による。

なお、町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものし、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

（２）県内広域一時滞在

①県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 1 項及び第 86 条の 12 第 1 項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項）

エ 県内広域一時滞在の終了

町長は、県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 7 項）

②県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

町長は、広域一時滞在の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、①ア又は（５）①の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れる。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求める。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 3 項及び第 86 条の 12 第 1 項）

イ 受入れ決定の通知等

町長は、受入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項及び第 5 項）

ウ 県内広域一時滞在の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項）

③知事からの助言

町長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。（災害対策基本法第 86 条の 12 第 1 項）

（３）県外広域一時滞在

①他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の町長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 1 項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 2 項及び第 86 条の 12 第 2 項）

ウ 受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告することになっている。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項）

エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項）

オ 県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告することになっている。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項及び 12 項）

（４）県外市町村からの避難住民の受入れ

①知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入れの協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れる。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項）

イ 受入れ決定の通知等

町長は、被災住民を受入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項及び 7 項）

ウ 広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項）

（５）知事による協議等の代行及び特例

①県内広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、（２）①に準じ、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、町が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎをおこなう。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。（災害対策基本法第 86 条の 10 第１項、2 項及び第 86 条の 11 並びに同法施行令第 36 条の 3）

②県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より（３）①アの要求がない場合にあっても、（３）①イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告することになっている。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告することになっている。（災害対策基本法第 86 条の 11）

第５節　自衛隊災害派遣要請計画（総務部）

１　災害派遣要請の範囲・派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の 3 要件を満たすものとされている。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の 3 要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

２　派遣部隊の活動内容

区分	内容
被害状況の把握 （情報収集）	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送(東部方面航空隊) 詳細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
~~避難~~遭難者等の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土のうの作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車(駐屯地に 1 台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び林野火災等における航空機(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関等 (注) が提供) 【注：山梨県消防防災航空隊がバケット(9~~1~~0L)×2、防災安全センターが水のう(700L)×4、東部方面特科連隊~~第 1 特科隊~~(県分を保管)がバンビバケット(5,000L)×2 保有、バンビバケット(680L)×~~3~~8 を保有】
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去

区分	内容
応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等は通常関係機関が提供) 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
~~通信支援~~	~~災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施~~
人員及び物資の緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
給食、給水及び入浴支援~~炊飯及び給水~~	被災者に対する給食、給水及び入浴~~炊飯及び給水~~の支援
救援物資の無償貸与、又は譲与	「防衛省~~庁~~所管~~の管理~~に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品(消耗品に限る。)
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
その他	臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

３　災害派遣要請の要領等

（１）災害派遣要請の依頼

町長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は、口頭又は電信もしくは、電話によることができる。この場合においても、事後速やかに県防災局防災危機管理課へ文書を送達する。

①災害の状況及び派遣を要請する理由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④その他、参考事項

なお、通信の途絶等により知事へ要請できない場合は、直接自衛隊関係部隊に通報し、事後速やかに知事へ通知する。

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名 (駐屯地等名)	連絡先			
	時間内電話	時間外電話	FAX	防災行政無線
陸上自衛隊東部方面特科連隊~~第１特科隊~~(陸上自衛隊北富士駐屯地)	(0555)-84-3135 (0555)-84-3136 内線 238	(0555)-84-3135 内線 280 又は 302	(0555)-84-3135 (0555)-84-3136 内線 353	衛星系： 916-435 地上系： 9-220-1-051

（２）自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

４ 災害派遣部隊の受入れ体制

（１）他の災害救助復旧機関との競合・重複、排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合・重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

（２）作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し、作業を要請するにあたって連絡交渉窓口を総務部とし、先行性のある計画を次の基準により構築するとともに、必要とする資材を充分準備し、かつ諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

①作業箇所及び作業内容

②作業の優先順位

③資材の種類別保管（調達）場所

④部隊との連絡責任者、連絡方法

（３）自衛隊との連絡窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡の窓口を総務部に置く。

（４）派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し、部隊の規模等に応じて以下の場所を準備する。

①派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
１コ中隊	2,500m²	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
１コ連隊(隊)	20,000m²	100m×200m	
１コ師(旅)団	160,000m²	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※集結地（野営地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き１コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

②ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積（m）	安全確保に必要な地積（m）	備考
小型ヘリ※1	30×30	100×100	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ※2	40×40	100×100	
大型ヘリ※3	100×100	300×300	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ
※2※1 の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ
※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

（５）経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第 3 章災害応急対策第 1 節応急活動体制 6「(10)経費負担区分の参考例」を参考とする。

①災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費

②災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料

③災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

④災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く）

⑤災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

⑥災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理

⑦写真用消耗品費

⑧~~⑥~~損害賠償費

５ 災害派遣部隊に付与される権限

（１）人の生命・身体等に対する危害防止措置

①警告・避難等の措置（警察官職務執行法）

②警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）

（２）危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置

①土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）

（３）緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置

①妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）

（４）消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置

①他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）

②町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）

③住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第６節　気象予報・警報等の受伝達計画（総務部）

１　気象予報、警報の受理、伝達

（１）予報、警報の種類と基準

①気象庁、甲府地方気象台の発表する予報、警報の種類と概要

種類	概要
府県天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
天気分布予報	日本全国を 5km 格子に分け、明日 24 時までの 3 時間単位の気象状態（天気、気温、降水量、降雪量）を、5 時、11 時、17 時に分布図形式で行う予報~~地方予報区を対象に、約 20km 格子で 3 時間単位の気象状態(天気、降水量、気温、降雪量)を、5 時、11 時予報は 24 時間先まで、17 時予報は 30 時間先まで分布図形式で行う予報~~
地域時系列予報	山梨県を「中・西部」「東部・富士五湖」に分け、明日 24 時までの 3 時間単位の気象状態（天気、風向・風速、気温）を 5 時、11 時、17 時に時系列グラフ表示で行う予報~~代表的な地域又は地点を対象に、3 時間単位の気象状態(天気、気温、風向、風速)を、5 時、11 時予報は 24 時間先まで、17 時予報は 30 時間先まで時系列グラフ表示で行う予報~~
府県週間天気予報	発表日翌日から 7 日先までの天気、降水確率、気温等の予報、信頼度等の予報~~(含む、信頼度)~~
早期注意情報（警報級の可能性）(明日まで)	~~大雨、大雪、暴風(暴風雪)が~~明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表(毎日 05 時、11 時、17 時)に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中] の 2 段階の確度を付して発表する予報
早期注意情報（警報級の可能性）(明後日以降)	~~大雨、大雪、暴風(暴風雪)が~~ 2 日先から 5 日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表(毎日 11 時、17 時)に合わせて、県単位で、[高]、[中] の 2 段階の確度を付して発表する予報
時系列情報（明日までの警報等の見通し）	特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」(黒)、「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄) の色で表示する。翌日までの 3 時間ごとの気象状況の見通しが 1 日 4 回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。
注意報	氾濫、大雨、土砂災害、大雪、強風、風雪等によって、注意を呼びかけて行う予報 河川氾濫、大雨、土砂災害に関する注意報はレベル 2 が付されて発表~~大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報~~
警報	氾濫、大雨、土砂災害、大雪、強風、風雪等によって、警戒を呼びかけて行う予報 河川氾濫、大雨、土砂災害に関する警報はレベル 3 が付されて発表~~大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報~~
危険警報	氾濫、大雨、土砂災害によって、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報　レベル 4 が付されて発表
特別警報	氾濫、大雨、土砂災害、大雪、暴風、暴風雪等によって、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報 河川氾濫、大雨、土砂災害に関する特別警報はレベル 5 が付されて発表~~大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報~~
気象防災速報~~府県気象情報~~	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。 山梨県において、気象防災速報で伝える情報は以下の 4 つ※である。気象防災速報（記録的短時間大雨）、気象防災速報（線状降水帯発生）、気象防災速報（線状降水帯直前予測）、気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）~~気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報~~ ※山梨県は、気象防災速報（短時間大雪）は対象外
気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が

種類	概要
	発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。 気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めることを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。 台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。 また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報	市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。~~山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報~~
気象防災速報（記録的短時間大雨）~~記録的短時間大雨情報~~	数年に１回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）~~竜巻注意情報~~	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する情報
線状降水帯に関する情報	線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞して大雨をもたらすものである。線状降水帯が発生すると、災害の危険性が急激に高まる。 気象台から、線状降水帯の発生を知らせる発生情報及び発生する可能性を事前に知らせる直前予測、半日前予測が発表される。発生情報と直前予測は「気象防災速報（線状降水帯発生）、気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という名称で、半日前予測は「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という名称で発表される。
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報
土砂キキクル	土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報である。常時 10 分毎に更新しており、レベル３土砂災害警報やレベル４土砂災害危険警報等が発表されたときには、土砂キキクルにより、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。 「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となる。 このため、避難にかかる時間を考慮して、60 分雨量及び土壌雨量指数の最大６時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示している。
大雨キキクル	大雨キキクルは、大雨に関する警報等を補足する情報で、浸水キキクルと洪水キキクルを組み合わせたキキクルである。 短時間強雨などにより発生する浸水害（いわゆる内水氾濫）、または、中小河川などの氾濫による洪水災害の危険度を５段階にそれぞれ判定した結果のうち、危険度の高い方を表示しており、大雨の際にどこで危険度が高まっているかを一つの画面で把握することができる。浸水害か洪水災害のどちらで危険度が高まっているかは、浸水キキクルや洪水キキクルで確認することができる。
浸水キキクル	浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階で色分けして示す情報である。 常時 10 分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨特別警報・危険警報・警報・注意報が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができる。
洪水キキクル	洪水キキクルは、大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを５段階に色分けして地図上に示したものである。

種類	概要
	危険度の判定には３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。

※予報区とは、予報および警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県
の各予報区がある。

※・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

②警報・注意報の種類と発表基準

令和 8 年（2026）年 5 月 28 日 ~~2(2020)年 8 月 6 日~~現在
発表官署　甲府地方気象台

早川町	府県予報区		山梨県
	一次細分区域		中・西部
	市町村等をまとめた地域		峡南地域
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-1 のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる１km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-2 のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる１km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-1 の基準値以上となる１km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-3 の対象格子において別紙 1-1 のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-4 の対象河川の格子において別紙 1-2 のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-2 のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-1 のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-2 のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準※1	別紙 1-2 のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-2 のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	別紙 1-1 のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1-2 のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準※1	別紙 1-2 のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2-3 のレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%※2	
	なだれ	1.表層なだれ：24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2.全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上	
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が２日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下　河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

~~早~~	~~府県予報区~~	~~山梨県~~

川町	一次細分区域		中・西部	
	市町村等をまとめた地域		峡南地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153
	洪水		流域雨量指数基準	早川流域＝52.1,雨畑川流域＝27.4
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	111
	洪水		流域雨量指数基準	早川流域＝41.6,雨畑川流域＝21.9
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で実効湿度50%*2	
	なだれ		1.表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2.全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温		夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で－6℃以下　河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2_湿度は甲府地方気象台の値。

（出典：気象庁 HP）

【大雨及び洪水警報・注意報基準表　各表の説明】

■大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

■大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“－”で示している。

■大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

■土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

■洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

■洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているがかく「（１）予報、警報の種類と基準②警報・注意報の種類と発表基準」の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は以下を参照する。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html

■洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

【参考】

■土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

■表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

■流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を 1km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

③気象防災速報（記録的短時間大雨）記録的短時間大雨情報の発表基準

標題	発表基準
山梨県記録的短時間大雨情報	地上の雨量計による観測又は解析雨量(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)で、1 時間に 100mm 以上の降雨を観測又は解析したとき、かつ、大雨時の災害に関する警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現している場合に発表する。地上の雨量計による観測又は解析雨量(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)で、1 時間に

	~~100mm 以上の降雨を観測又は解析したとき。~~

④特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
レベル５ 氾濫特別警報 ~~大雨~~	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合（洪水予報河川（気象庁が国土交通省または都道府県の機関と共同して、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行うことをあらかじめ指定した河川）以外の河川については、レベル５大雨特別警報の中で扱う。）~~台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。~~
レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
レベル５ 土砂災害 特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

⑤水防活動の利用に適合する注意報、警報~~水防活動用の気象等の注意報・警報~~

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。~~水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の各注意報及び警報をもってこれに替える。~~

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨 警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨 危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨 特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想さたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル３高潮 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮 危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル３氾濫警報 又は レベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等によ

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
	危険警報 又は レベル４大雨危険警報	る河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報 又は レベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用気象注意報	レベル２大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	レベル２高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	レベル２氾濫注意報 又は レベル２大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑥指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第 14 条の２第２項又は第３項の規定により、甲府地方気象台は、水防法第 10 条第２項又は第 11 条第１項の規定により指定された河川について、甲府河川国道事務所又は山梨県と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

⑦~~⑥~~気象等の注意報・警報の切替・解除

注意報及び警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報又は警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

（２）山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難~~勧告~~指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

①土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村（平成 22(2010)年３月末現在）を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

②土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の 2 段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

③伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「本章第６節、付表 甲府地方気象台の気象警報等の伝達系統図」による。

（３）町が発する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想される場合、町長が発令する。（消防長委任）

（４）甲府地方気象台が発表する火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報する。通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

２ 注意報及び警報の伝達

災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報・警報、水防法に基づく水防警報ならびに、消防法に基づく火災気象通報を町民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは、次により実施する。

（１）火災に係る注意報

消防法第 22 条の規定にもとづく甲府地方気象台長からの火災に係る気象状況の通報を県から受理した場合は、町長はただちに火災警報発令について検討するとともに、防火対象物の関係者及び一般に周知する。

（２）火災警報の発令

町長は、前記により通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、峡南広域行政組合消防本部消防長と協議し火災警報を発令する。

（３）気象状況の伝達方法

町が住民等に伝達する方法は、消防信号によるほか、公衆の出入りする防火対象物へは加入電話で、一般へは防災無線による広報等適宜の方法で行う。

（４）火災警報の解除

火災警報の解除は、町長が気象状況から判断して火災予防上危険がないと認めたとき行う。

３　火山情報の受理、伝達

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本町における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について重視する。

（１）噴火警報・火山情報等の種類

①噴火警報・火口周辺警報

気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺のみに重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。

②噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

③降灰予報

気象庁火山監視・警報センターは、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
・18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山に対して、噴火発生後 5～10 分程度で発表。

・降灰予報（定時）を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表。

・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

④火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・警報センターが発表する。

イ 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・警報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

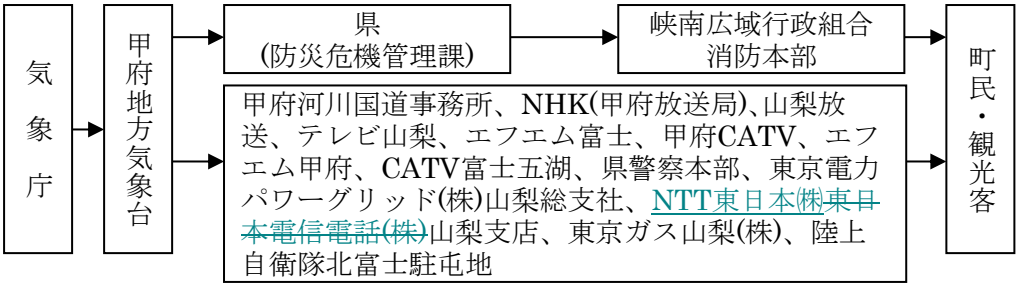
このうち、直接本町に関連するものは降灰予報であるため、特に注視する。

（２）噴火警報・火山情報等の発表基準・警戒レベル

種別	名称	略称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (高齢者等避難 ~~避難準備~~)
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3 (入山規制)
			火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発	レベル 2

				生すると予想される場合	(火口周辺規制)
予報	噴火予報	―	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル１ (活火山であることに留意)

（３）伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



４　異常現象発見時の通報、伝達

（１）異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常現象を発見したものは、具体的な情報を速やかに町長、警察官、消防機関又は消防団員の最も近いところに通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。通報を受けた町長、警察官等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、甲府地方気象台、山梨県防災局防災危機管理課、山梨県峡南地域県民センター、隣接市町村、峡南広域行政組合消防本部、町消防団長等へ通報する。

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

（２）通報を要する異常現象

①気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

②地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

③火山関係

ア 火山性地震

火山体およびその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。

イ 火山性微動

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

ウ 山体膨張

山体の一部が膨張する現象である。

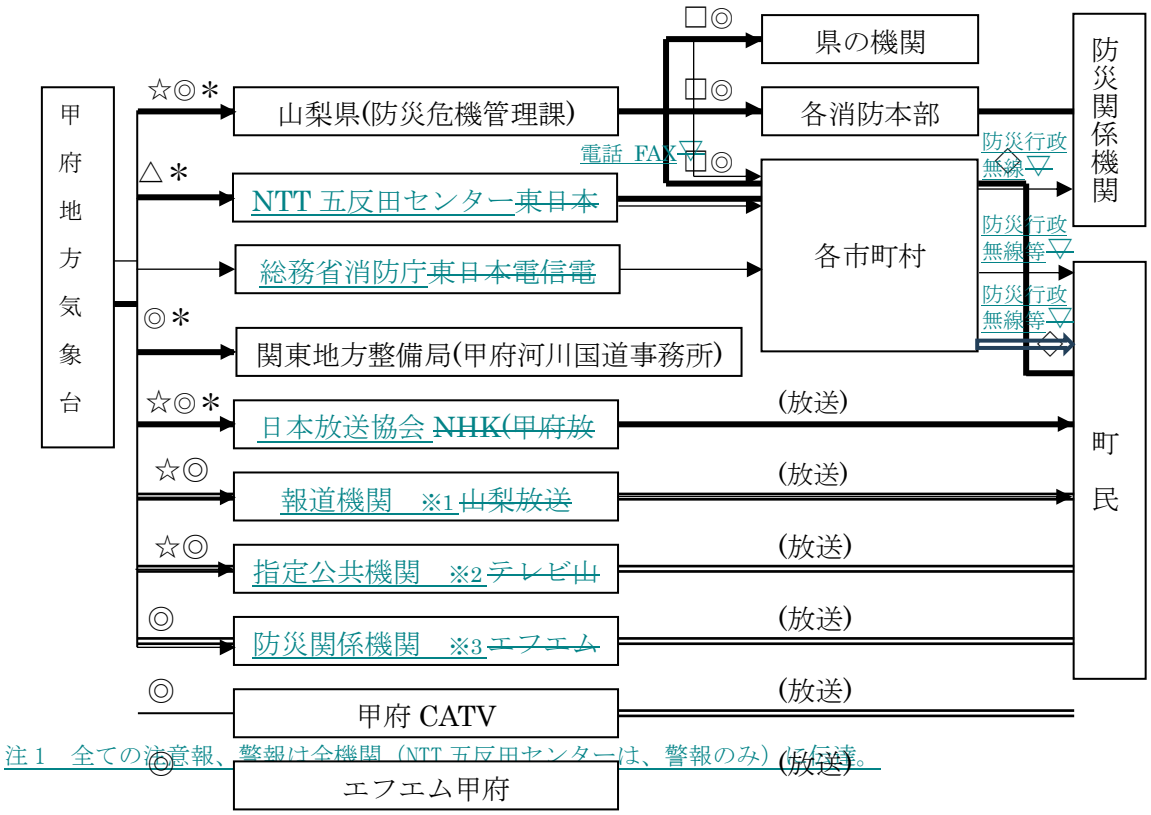
エ 噴気

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

（３）通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備による。

■甲府地方気象台の気象警報等の伝達系統図



注１ 全ての注意報、警報は全機関（NTT 五反田センターは、警報のみ）に伝達。

注２⟹ は、特別警報発表時に、通知若しくは周知が義務づけられている伝達経路。

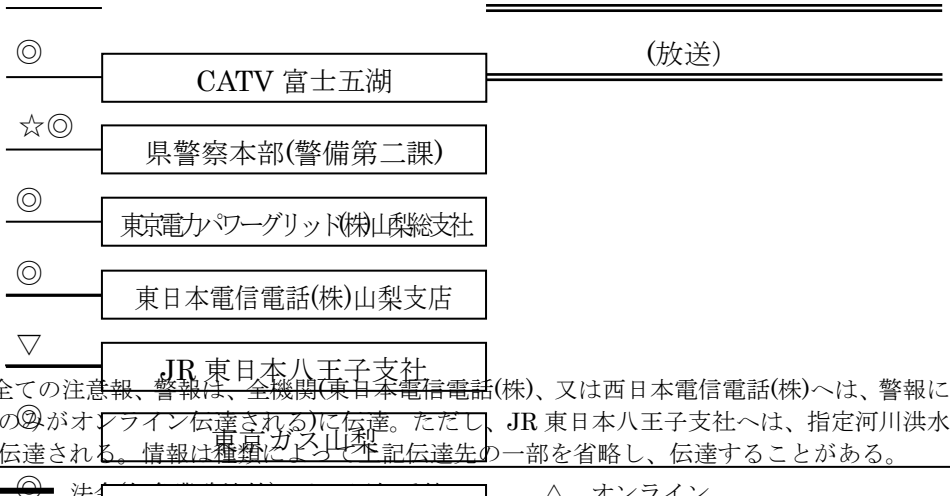
注３ 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。

注４ 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達は気象情報伝送処理システムによる。

※1 報道機関…山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、日本ネットワークサービス

※2 指定公共機関…東京電力パワーグリッド㈱山梨総支社、東日本旅客鉄道㈱

※3 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部



(注)全ての注意報、警報は、全機関(東日本電信電話(株)、又は西日本電信電話(株)へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される)に伝達。ただし、JR 東日本八王子支社へは、指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は種類によって下記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

━━ 法令による伝達系統	△ オンライン
═══ 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	▽ 電話 FAX
	□ 県防災行政無線
――― その他(行政協定等)による伝達系統	◇ 市町村防災無線等
＊法令により気象台から警報事項を受領する機関	☆ 防災情報提供システム
	◎ 防災情報提供システム(インターネット)

~~※防災情報提供システム（インターネット）~~

~~地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県・市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。~~

第７節　災害通信計画（総務部）

１　通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も活用できる。

（１）国・県及び隣接市町村との通信手段

町と国・県及び隣接市町村の災害時における通信は、山梨県防災行政無線及び加入電話により行う。加入電話等が通信不能の場合は、他の機関の通信施設等を利用して行う。

（２）町内の防災関係機関及び町民との通信手段

町民及び防災関係機関との通信は、町の防災行政無線及び加入電話により行う。

２　他の機関の通信施設の利用

加入電話・防災行政無線等が使用不能になったときは、警察事務・消防事務等の通信施設を利用することができる。

■他の機関の通信設備

機関名	住　所	電話番号
企業局早川水系取水口監視所~~発電管理事務所~~	早川町奈良田 1076~~50~~	0556-48-2676~~0~~
南部警察署	南部町南部 9335-1	0556-64-0110
峡南広域行政組合消防本部	市川三郷町下大鳥居 750-1~~27~~	055-267-8119~~272-1919~~

３　放送の要請

町長は、利用できるすべての通信機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」を準用して放送局に要請する。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

■災害時における放送要請の協定を締結している放送局

放送局名	電話番号	防災行政無線番号	申込窓口
NHK 甲府	055-255-2113	95-200-537	放送部
山梨放送	昼　055-231-3232 夜　055-231-3250	95-200-538	報道制作局報道部
テレビ山梨	昼　055-232-1114 夜　055-266-2966	95-200-539	昼　報道制作局報道部 夜　報道部長宅

エフエム富士	055-228-6969		放送部

４　アマチュア無線の協力

現有無線施設を最大限に活用して通信の確保を図るとともに、町及び消防団が有するアマチュア無線局の活用をはじめ、災害の程度によっては情報の収集及び伝達に町内のアマチュア無線局の協力を求める。

５　急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、原動機付自転車・自動二輪車、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡する。

第８節　被害状況等報告計画（総務部、各部）

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という）については、町地域防災計画の定めるところによる。

また、被害対策本部が設置されない場合についても、町地域防災計画に準じて行う。

１　被害情報の収集伝達

町防災行政無線により被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19(2007)年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報）の活用に努めるとともに、GIS の活用等による情報提供に努める。

被害情報の収集伝達は、状況に応じて電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。また、情報収集にあたってはドローン等も積極的に活用する。

（１）災害発生直後の被害第 1 次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第 22 条に基づく「火災・災害等速報要領」の直接速報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信途絶により県に報告が不可能な場合は、直接消防庁に報告する。

（２）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無を連絡する。

（３）報告の種類・様式

町は、県「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行うか、又は「山梨県総合防災情報システム」により災害報告を行うものとする。

①総括情報は、特に緊急を要する災害発生直後の被害の第 1 次情報であり、防災行政無線等により連絡する。

②発生報告・中間報告及び確定報告の 3 種類は、別記様式により報告する。

③発生報告は、災害が発生したとき直ちに行うもので災害の原因、災害発生の日時及び場所又は地域・災害発生時における被害状況等について行う。

④中間報告は被害状況が判明した都度、応急措置が完了するまでの間逐次報告するため被害状況・災害に対してとられた措置の概要等について行う。

⑤確定報告は被害状況が確定し、応急措置が完了した後ただちに報告するもので、確定した被害状況・災害に対してとられた措置の概要全般について電話又は電報をもって報告するとともに文書をもって再報告する。

２　被害報告取扱責任者

（１）被害報告取扱責任者

被害報告は、災害応急対策の実施の基礎となるものであり、その重要性に鑑み被害報告取扱責任者を総務課長と定める。

（２）被害報告取扱責任者の通知

町長は、あらかじめ上記の者の職、氏名を所轄の峡南地域県民センターに報告する。（異動のあった場合も同様とする）

３　被害報告の系統

（１）総務課長は、町内に災害が発生したときは、すみやかに被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を町長に報告する。

（２）町長は、この報告に基づき県「被害情報収集・伝達マニュアル」の様式により、すみやかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。ただし通信の途絶等により県に報告できないときは、直接消防庁に報告する。

（３）報告は、災害が発生した時から応急装置が完了するまでの間、その経過に応じて随時行うものとし、確定報告は被害状況が確定し応急措置完了後 20 日以内に行う。

（４）町長は、防災会議構成機関に対し必要に応じて、被害状況及び応急対策等を通報する。

４　被害状況調査等の措置

（１）被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。

（２）災害の状況により現地の実情を把握するため災害調査班を編成して被害状況を調査する。

（３）被害が甚大のため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

（４）被害状況の調査については、峡南地域県民センターと密接な連絡を図り、脱ろう、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況は、その理由を検討する。

（５）町防災会議構成機関は、それぞれ収集した被害状況等を必要に応じて町と相互に連絡する。

（６）町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

（７）町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

５　他の法令等にもとづく報告

地域防災計画に定める被害報告は、災害対策基本法に基づき、災害時における被害報告の迅速化及び簡素化を図るため、特に災害応急対策を迅速に実施するために必要な項目のみとし、他の法令又は省庁の報告要領（以下「他の法令等」という）にもとづく被害報告については、それぞれ定められている方法、様式等により対策本部関係部においてのちほど実施する。

（別紙）

（１）被害状況等報告（発生・中間・確定）

<table>
<tr><td colspan="2">災害発生地域</td><td colspan="3">市町村</td><td colspan="2">区分</td><td>番号</td><td>単位</td><td>数</td><td>金額（千円）</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="3">報告
番号（　年　月　日　時現在）</td><td rowspan="10">公共土木施設</td><td>林地</td><td>35</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>36</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>橋りょう</td><td>37</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告機関名</td><td></td><td colspan="2">報告者名</td><td></td><td>河川</td><td>38</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">番号</td><td rowspan="2">単位</td><td rowspan="2">数</td><td rowspan="2">金額（千円）</td><td>砂防</td><td>39</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害</td><td rowspan="2">死者</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>崖くずれ</td><td>40</td><td>箇所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">行方不明</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">下水道</td><td rowspan="2">41</td><td rowspan="2">箇所</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重症</td><td>3</td><td>人</td><td></td><td></td><td colspan="2">商工被害（除く建物）</td><td>42</td><td>件</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>軽症</td><td>4</td><td>人</td><td></td><td></td><td colspan="2">り災世帯数</td><td>43</td><td>世帯</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住家</td><td colspan="2">全壊
（全焼流失）</td><td>5</td><td>棟</td><td></td><td></td><td colspan="2">り災者数</td><td>44</td><td>人</td><td></td><td></td></tr>
</table>

被害		6	世帯			その他公共施設	鉄道不通	45	箇所		
		7	人				水道施設	46	箇所		
	半壊(半焼)	8	棟				清掃施設	47	箇所		
		9	世帯				通信被害	48	回線		
		10	人					49			
	床上浸水	11	棟					50			
		12	世帯			その他の被害		51			
		13	人								
	床下浸水	14	棟			被害額小計	住家被害(5～19)	52			
		15	世帯				公共建物(20)	53			

		16	人				文教施設(22～23)	54			
	一部破損	17	棟				農業被害(25～32)	55			
		18	世帯				林業被害(33～35)	56			
		19	人				土木被害(36～41)	57			

非住家	公共建物	20	棟				商工被害(42)	58			
	その他	21	棟				その他公共施設(45～50)	59			
文教施設	公立	22	箇所				その他の被害(21・51)	60			
	私立	23	箇所			被害総額		61			
病院		24	箇所			災害対策本部設置状況					
農産物被害		25	ha			設置	年　月　日　時　分				
畜産被害		26	頭			解散	年　月　日　時　分				
水産被害		27	件			災害救助の適用					

農林水産業施設	農地	田畑	流水・埋没	28	ha			消防職員出動延人員	人	
			冠水	29	ha			消防団員出動延人員	人	
			流水埋没	30	ha			記事 1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概要(原因等) 4 応急措置の状況 5 消防機関の活動内容 6 その他参考記事		
			冠水	31	ha					
	農業用施設			32	箇所					
	林業用施設			33	箇所					
林産物被害				34	件					

（２）被害程度判定基準表

被害区分	判定基準
1 死　　者	当該災害原因で死亡し、遺体が確認された者、又は死亡したことが確実であると推定される者。
2 行方不明	所在が不明であり、かつ、死亡の疑いのある者。
3 重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。
4 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
5 住　　家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建築物をいう。
6 棟(むね)	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
7 世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
8 被 害 額	物的被害の概算を千円単位で計上するものとし、千円未満の端数は四捨五入する。
9 全　　壊 (全焼)(流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
10 半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
11 床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊及び半壊には該当しないが土砂、竹木等の堆積物のため一時的に居住することができないもの。
12 床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの。
13 一部破損	建物の破損の程度が半壊に達しないもの。ただし、窓ガラスが 2、3 枚割れた程度の軽微な被害は除く。
14 非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの。 なお、国、県、町、JR、NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店等の管理する建物、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
15 文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園及び各種学校の全壊及び半壊程度の被害を受けたもの。
16 病　　院	医療法に定める病院(20 人以上)。
17 河　　川	河川法(昭和 39(1964)年法律第 167 号)適用河川、準用河川及び普通河川をいい、堤防護岸、水制、床止等河川の付属物を含めるものとする。
18 砂　防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)適用の砂防設備及び同法準用の砂防設備をいう。
19 道　路	高速自動車国道、一般国道、県道及び町道をいう。
20 橋りょう	町道以上の道路に架設した橋をいう。
21 農作物	主要食料作物、園芸作物、工芸作物、肥飼料作物、茶桑等をいう。
22 流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は土砂等の堆積のため耕作が不能となったもの。
23 冠　水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
24 農業用施設	水路、ため池、頭首工、渇水機、農道等をいう。

被害区分	判定基準
25　林　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地をいう
26　林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等をいう。
27　林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、薪、しいたけ、わさび竹等をいう。
28　通信被害	電話、電信が故障し、電信不能になった回数線をいう。
29　被災世帯	災害により被害を受け通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊(流失)、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
30　被災者	被災世帯の構成員をいう。
災害に対してとられた措置 (1)災害対策本部の設置の状況 (2)主な応急措置 (3)避難命令勧告の状況 (4)消防機関の活動の状況	(1)災害対策本部を設置した月日及び時刻をいう。 (2)町のとった主な応急措置の状況をいう。 (3)命令、勧告した地区数及び対象人員をいう。 (4)-1 災害が発生し、防災活動に出動した消防団員の人員及び主な活動内容(使用した機材を含む。)をいう。 (4)-2 出動人員の報告は、消防団員及びその他の別にすること。 (4)-3 出動には単に待機したものは含まない。 (4)-4 正確な出動人員を早急に把握することが困難な場合は、当初は概数でも差し支えない。

第９節　広報計画（総務部）

町の区域内に、災害が発生した場合は、次の方法により、迅速かつ正確な広報活動を展開し、民心の安定と混乱の未然防止及び災害復旧の促進を図る。

町、公共機関及び事業者等は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

１　町による広報

町は地域住民等に対して、災害情報等が地域の末端まで確実に浸透するよう、最も効果的な手段と方法を講じて広報活動を行う。

（１）広報体制

災害に対する広報は、総務部を通じて行う。ただし夜間、休日等職員の勤務時間外に突発的な災害が発生し緊急を要する災害情報等については、宿日直職員及び関係課職員において臨機の措置を講じて、防災関係機関への通報に努め、事後その状況・内容を本部へ報告する。

（２）広報資料の収集

災害の広報資料の収集は第８節「被害状況等報告計画」によるものとし、防災関係機関等と相互に広報資料の交換に努める。

また、地域の被害状況に応じて取材班を編成し、被災地の写真撮影、取材等を行い必要に応じて防災関係機関に資料を提供する。

（３）広報内容

広報活動は、概ね次の事項を重点として実施し、要配慮者・観光客等にも充分留意し実施する。

①災害時における住民の心構え

②避難~~勧告・~~指示事項

③災害情報及び町の防災体制

④被害状況及び災害応急対策の実施状況

⑤災害応急対策に関する規制事項及び住民の協力要請

⑥防災に関する住民への一般的な注意事項

⑦警報等発令時における災害に対する事前の備え

⑧その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

（４）広報手段

①町防災行政無線の活用による広報

②町広報車、消防車による巡回広報

③町広報紙等（臨時刊行）の掲示、配布による広報

④町ホームページによる広報

⑤テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を媒体とした広報

⑥町職員を伝令とした広報

⑦その他、実施可能で効果的と思われる広報手段

２　防災関係機関における広報

防災関係機関は、本部と密接な連絡を保ちつつ、各々の防災業務計画等の定めるところにより、各関係機関、地域住民等に対して、所掌業務、施設等の災害に関する広報活動を依頼する。

防災関係機関の広報活動要領は、概ね次のとおり。

（１）所轄警察署

所轄警察署は、管内の地域に災害が発生した場合には、県警察災害警備実施計画に定めるところにより、所轄地域の住民、関係機関に対して、災害に関する広報活動を実施する。

広報活動の実施に関しては、県警察本部及び町と密接な連携を保つことを原則とし、広報内容は、概ね次の事項を重点とする。

①地域の治安維持を図るための事項

②災害警備活動の状況

③当該部署で収集した地震災害情報及び被害状況

④地域の死傷者の収容内容

⑤交通規制に関する状況

⑥その他、災害応急対策の実施に関し必要な事項

（２）報道機関

災害が発生した場合には、臨機の措置を講じて災害に関する取材事項又は砂防関係機関等から通報事項等について報道し、地域住民への周知に努める。

（３）電力供給機関

報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

（４）ガス供給機関

報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、ガス漏れによる事故防止、臨機の防災措置等について地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

（５）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店

報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、応急措置、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

（６）JR・バス会社

報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を広報媒体として、開通見通し、運行状況、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

（７）道路管理者

報道機関及び道路標識等を通じて、被害箇所、開通見通し、通行規制の状況、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

（８）その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、災害状況に応じて随時、適切な広報活動を実施する。

第１０節　避難計画（総務部、福祉・保健部）

大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難~~勧告及び避難指示（緊急）~~指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ~~地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、自主的な避難の促進を図るため~~、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難~~避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下「避難準備・高齢者等避難開始」という。）~~の伝達を行う。

（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。）

１　避難の実施責任者

避難の指示等をすることができるものは、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第１次的の実施責任者である町長を中心として、相互連絡をとり住民を安全な場所へ避難させる。町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の指示等~~勧告・指示~~を行う。（災害対策基本法第 60 条第６項）

（１）町長（災害対策基本法第 60 条）又は、町長の命をうけた町職員
（２）知事又はその命を受けた県職員（水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）
（３）水防管理者（水防法第 22 条）
（４）警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）
（５）災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条）
（６）消防職員・消防団員（消防法第 28 条）
（７）地域自主防災組織（各区・組等）の責任者又は代表者

※相互の連絡協力
　関係機関（者）は、避難のための立退きの指示、~~勧告~~の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速に実施されるよう協力する。
※町長が避難~~勧告又は~~指示等を行った場合
　町長は、避難~~勧告又は~~指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。（解除する場合も同様）

２ 避難~~の勧告又は~~指示~~等~~の伝達

避難の~~勧告又は~~指示~~等~~を行う場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにする。

（１）避難対象地域（集落名、施設等）

（２）避難先（避難所の名称）

（３）避難経路（避難所への安全な順路）

（４）避難の~~勧告又は~~指示~~等~~の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

（５）その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難等）

３ 避難~~の勧告、~~指示~~等の~~発令の基準

風水害等による災害時の避難~~勧告・~~指示~~等~~の~~発令~~基準は、おおむね次の事態に至ったときに発する。

なお、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

加えて、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、必要に応じて県、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

- ■ 早川が警戒水位を超え、洪水のおそれがあるとき
- ■ がけ崩れ、土石流等により危険が予想されるとき
- ■ 事前避難が必要な各種警報が発せられたとき
- ■ 林野火災の拡大など、その他住民の生命、身体を災害から保護する必要があるとき

４ 避難~~勧告~~指示~~等の~~発令時の留意事項

避難指示~~勧告~~等が発令された場合の避難行動~~安全確保措置~~としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、~~等への移動を原則とするものの、~~避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難~~移動を行うこと~~がかえって危険を伴う場合~~等やむを得ないと住民等自身が判断する場合~~は、~~「近隣の安全な場所」への移動又は~~「緊急~~屋内~~安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

５ 町の避難計画

町は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備に努める。

また、町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（１）避難計画の概要

①防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検

②災害別地域別の避難所の所在、名称、受け入れ~~収容~~可能人員

③危険地域、危険施設物等の所在場所

④避難~~の勧告又は~~指示等を行う基準及び伝達方法

⑤避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限

⑥避難~~収容~~者の安全管理及び負傷者の救護方法

⑦障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画~~避難支援プラン~~の策定）

⑧町、県の区域を越える避難の実施方法等

（２）避難所等の選定基準

①避難所における避難者の１人当りの必要面積は、~~2~~3.5㎡以上とする。

②避難所は、要避難地区の全ての住民を受け入れられ~~収容でき~~るよう配置する。

③避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。

④避難所は、要避難者の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。

⑤要配慮者にも配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するために借り上げる等、多様な避難所を確保する。

⑥避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。

（３）避難所の整備

①指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

②避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、自家発電設備等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

~~さらに、~~③テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。

④要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、十分な施設の確保に努める。

（４）避難道路

①避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。

②避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。

③避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

（５）避難所の開設

①災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

②災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

③避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

④指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑤指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

⑥指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

⑦特定の指定避難所に避難者が集中し、受け入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

（~~5~~ 6）避難所の運営管理

①町は各避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努める~~とともに、~~。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するほか、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

②避難所ごとに受け入~~収容さ~~れている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。

③避難所における女性の参画を推進するとともに、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への~~に~~配慮やこども・若者の居場所の確保に努める~~する~~。

④避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるまた、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑤避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

④⑥要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。

⑦~~⑤~~避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

⑧~~⑥~~応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⑨~~⑦~~避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

⑩緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

６　警戒区域の設定

（１）警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

①町長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

②警察官は、町職員が現場にいない場合、又は町長からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに町長に通知する。

③災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに町長に通知する。

（２）規制の実施

①警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。

②警戒区域を設定した場合、総務部、消防、その他関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。また、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

７　町・県の区域を越えた避難者の受入れ

町は、町・県の区域を越えた避難者について、本章第４節１２「広域避難」、同第４節~~１１~~１３「広域一時滞在」による知事からの協議にともない、町営住宅等を活用し受入れに努める。

８　避難情報の種類

集中豪雨や洪水・土砂災害予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の 3 種類の避難情報の伝達を行う。

なお、町は、危険の切迫性に応じて避難~~勧告~~指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難~~勧告~~指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

■集中豪雨等、洪水・土砂災害予測時の三類型避難情報

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難~~避難準備・高齢者等避難開始~~ 【警戒レベル3】	【災害のおそれあり】 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況~~避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況~~	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。~~避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。~~ ※高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。~~・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。~~ ~~・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難所（場所）へ立退き避難することが強く望まれる。~~
~~避難勧告~~ 避難指示~~（緊急）~~ 【警戒レベル4】	【災害のおそれ高い】 ・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況~~全員が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが極めて高い状況~~	【危険な場所から全員避難】 ~~全員避難~~ ○避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難所（場所）へ速やかに立退き避難する。 ・避難所（場所）への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ~~＜町から避難指示（緊急）が発令された場合＞~~ ~~○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。~~ ~~・避難所（場所）への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。~~ ~~・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。~~
緊急安全確保~~災害発生情報~~ 【警戒レベル5】	【災害発生又は切迫】 ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状	【命の危険直ちに安全確保！】 ・避難所（場所）への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。~~既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。~~ ・災害が発生・切迫している状況において、その状

	況・既に災害が発生している状況	況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：避難所(場所)ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

９ 参考基準（暫定基準）

風水害、土砂災害の際の避難等については、以下の参考基準（暫定）を踏まえ、河川の目視状況、堤防の異常や斜面崩壊・土石流の前兆現象等を踏まえ総合的な判断を行い発表する。

■河川洪水に係る避難情報を発表する参考基準

避難情報の種類	発令時の基準	住民に呼びかける行動
~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~	早川三里水位観測所の水位が水防警戒のため出動する高さ(警戒水位＝1.4m)に達し、なおもって~~大雨警報・洪水~~氾濫警報が継続されているとき。	● 非常持出品の準備 ● 避難所の確認 ● 家族との連絡方法の確認 ● 家財を高いところに移動 ● テレビ、ラジオ等の気象情報の確認
	早川三里水位観測所の水位が水防警戒のため出動する高さ(警戒水位)に達し、上流のダムの放流通報等により、急激に水位が高まることが予想されるとき。	
	「記録的短時間大雨情報」(時間雨量100mm)が発表されたとき。	
避難~~勧告~~指示	川から水が溢れたり堤防が決壊したりするような洪水の危険があるとき。(計画高水位に達したとき)計画高水位＝早川三里水位観測所で3.1m	● 電気、ガス等の安全措置 ● 避難行動(要避難範囲)
緊急安全確保~~避難指示(緊急)~~	堤防が越流、決壊する恐れが極めて高いとき。	● 緊急安全確保~~要避難地区からの立ち退き~~

■土砂災害に係る避難情報を発表する参考基準

それぞれ、次のいずれかに該当する場合に発令する。

避難情報の種類	発令時の基準	住民に呼びかける行動
~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~	・レベル３土砂災害警報~~大雨警報(土砂災害)~~が発表され、かつ土砂キキクル~~土砂災害に関するメッシュ情報~~において~~の「~~「警戒（赤）」~~実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する~~である場合 ・レベル２土砂災害注意報~~大雨注意報~~が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝にレベル３土砂災害警報~~大雨警報(土砂災害)~~に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	● 非常持出品の準備 ● 避難所の確認 ● 家族との連絡方法の確認 ● テレビ、ラジオ等の気象情報の確認
避難指示~~勧告~~	・レベル４土砂災害危険警報~~土砂災害警戒情報~~が発表された場合 ・レベル３土砂災害警報~~大雨警報(土砂災害)~~が発表され、かつ土砂キキクル~~土砂災害に関するメッシュ情報~~において~~の「~~「危険（紫）~~予想で土砂災害警戒情報の基準に到達~~」~~である~~する~~場合 ・レベル３土砂災害警報~~大雨警報(土砂災害)~~が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合	● 電気、ガス等の安全措置 ● 避難行動（要避難範囲）
緊急安全確保~~避難指示(緊急)~~	・レベル４土砂災害危険警報~~土砂災害警戒情報~~が発表され、かつ土砂キキクルにおいて「危険（黒）」である~~土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した~~場合 ・レベル４土砂災害危険警報~~土砂災害警戒情報~~が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・レベル５土砂災害特別警報~~特別警報~~が発表された場合 ・土砂災害が発生する恐れが極めて高い場合 ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難指示~~勧告~~等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	● 危険が予想される範囲からの立ち退き

※上記の状況にあって、河川氾濫の危険がある場合は、高台の避難所への避難とする。
※避難指示~~（緊急）~~を発令した場合は、当該箇所に警戒区域を設定し、立ち入りを禁止する。
※県及び気象庁が土砂災害警戒情報を発表した場合は、その情報を参考とする。

１０　避難対象地区の指定

（１）氾濫の危険があり避難を要する地区

（２）土砂災害の危険や孤立の可能性が高く避難を要する地区

（３）東海地震警戒宣言が発令され、がけ崩れの被害の可能性及び孤立の可能性が高いため避難を要する地区

■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時避難対象地区

（発表時には避難~~勧告~~指示を発令）

避難対象地区	避難先
奈良田、温泉、上湯島、下湯島	湯島の湯
茂倉、大野原、新倉	早川北小学校
塩之上、笹走	交流促進センター
長畑、室草里、細野	ヴィラ雨畑
久田子、羽衣、赤沢、板草里、夏秋	早川南小学校

１１　避難方式・避難所の開設

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、避難所の開設、誘導等必要な措置を講じる。

なお、町は、住民に対して避難~~勧告~~指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、~~避難勧告、~~避難指示~~（緊急）~~及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難~~避難準備・高齢者等避難開始~~の発令に努める。

（１）自主避難

避難は、自主避難を基本とし、町内会単位等で避難するか、又は直接一時避難所等へ避難する。

（２）避難誘導

避難~~勧告又は~~指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

避難所等への避難誘導	町は、警察及び消防・消防団と連携し、避難所等への避難誘導を実施する。
学校、企業等における誘導	学校・保育所、企業・宿泊施設、その他多数の人が集まる場所では、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。

（３）避難所の開設

福祉・保健部は、速やかに避難施設の安全を確認し、受入れ態勢を整える。

避難所の開設方法	職員の派遣によって、施設管理者と協力し各避難所を開設する。
安全点検・施設稼動状況の確認	避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、校舎への立ち入り禁止措置を行う。
指定避難所だけでは不足する場合	指定避難所だけでは避難者の受け入れ~~収容~~が困難な場合には他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。
指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、避難所として開設する。
関係機関への通知	総務部は各部の報告を受け、直ちに避難所開設の状況を関係機関に通知する。

１２　避難所の運営

避難所内自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

なお、町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

（１）管理責任者

避難所の管理責任者は、あらかじめ任命する町職員とする。

（２）運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、町職員等が参画する運営組織を立ち上げる。

（３）避難所の運営

避難者受け入れ~~収容~~記録簿の作成	管理責任者は、避難者名簿(カード)を配布・回収のうえ、避難者受け入れ~~収容~~記録簿をできる限り早期に作成する。
食料、生活必需品の調達・配布	① 管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を各部に報告し、必要物資を調達する。 ② 到着した食料や物資を受け取った場合は、物品受払簿に記入のうえ、自治組織、ボランティア等の協力を得て配布する。
清掃・衛生対策	避難者との協力によるトイレ、ごみ置き場等の清掃体制を確立する。

プライバシーの保護	管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。

（４）要配慮者への配慮

①管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

②管理責任者は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

③町は必要に応じて老人福祉施設等福祉避難所を確保するとともに、疎開避難について検討する。

１３　防火対象物等の避難対策

学校、福祉施設等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの避難を必要と認めた場合は、人命、身体の安全を第一義とし、必要な処置をとらねばならない。

特に学校における避難は、次の事項に留意する。

（１）台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校や状況により一斉早退する。

（２）教職員が引率して集団登下校させる等連絡網により状況を的確に判断し、学校長の判断により適切な処置を行う。

（３）なだれ、地すべり、豪雨による土砂流出等、児童生徒の登下校時に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて、学校長は必要な処置をとる。

（４）危急の場合やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれがある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとる。

なお、この場合各集団に必ず教職員を配置する。

１４　在宅避難者等の対策

（１）県及び町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

（２）県及び町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（３）町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

（４）県及び町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

１５~~１４~~ 滞留者対策

（１）実施機関

町は、県、警察、道路管理者、バス運行管理者と相互に密接な連絡をとり、必要かつ適切な措置をとる。

なお、災害対策本部は、滞留者の状況を把握し、県に報告するとともに必要の措置をとる。

（２）具体的措置

①関係各機関は、滞留者に対し適切な情報を伝達・広報し、身の安全と不安の解消に努める。

②滞留者の食料等が、不足する場合は町において斡旋などの便宜を図る。

なお、長期にわたって滞留することを余儀なくされた場合、又は危険が予想される場合は、最寄りの避難所等安全な場所に、誘導し保護する。

~~別紙(1)~~

~~避難状況等報告（事前・緊急・発災後）~~

~~災害発生地域~~	~~町~~		
~~報　告~~ ~~番　号~~	~~第　　報~~ ~~年　月　日　時　現在~~		

報告機関			報告者名		
1 事前避難					
区分	番号	単位			
避難対象地区名	1				
避難対象世帯数	2	世帯			
避難対象者数	3	人			
避難者数	4	人			
避難所	5	箇所			
避難開始時間	6	時分			
避難完了時間	7	時分			
要救護者数	8	人			
2 緊急避難					
区分	番号	単位			
避難対象地区名	9				
区分	番号	単位			1. 警戒宣言発令日時 2. 災害発生年月日 3. 災害の概要 4. 応急措置の状況 5. 消防機関の活動内容 6. その他参考事項
避難対象世帯数	10	世帯			
避難対象者数	11	人			
避難者数	12	人			
避難所	13	箇所			
避難開始時間	14	時分			
避難完了時間	15	時分			
要救護者数	16	人			
3 発災後避難					
避難対象地区名	17				
避難対象世帯数	18	世帯			
避難対象者数	19	人			
避難者数	20	人			

~~避難所~~	~~21~~	~~箇所~~				
~~避難開始時間~~	~~22~~	~~時分~~				
~~避難完了時間~~	~~23~~	~~時分~~				
~~救護世帯数~~	~~24~~	~~世帯~~				
~~救護者数~~	~~25~~	~~人~~			~~受理者名~~	

第１１節　災害救助法による救助

１　目的

一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

２　災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準は概ね次のとおりである。

（１）災害救助法の適用基準

①本町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯

②同一災害により県下に 1,000 世帯以上の滅失を生じた場合で、本町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
5,000 人未満	15 世帯

③県の区域内において、5,000 世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

④多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　災害救助法の適用手続き

（１）町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは知事に対しその旨要請する。

（２）知事は、町長の要請に基づき、必要があると認めたときは災害救助法を適用する。

（３）知事は、災害救助法を適用したときは町及び各課に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。

４ 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、町長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は町長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を町長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

５ 災害救助法による救助

（１）避難

①避難所受け入れ~~収容~~対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

②避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

③避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難なときは、隣接市町村へ受け入れ~~収容~~を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

④開設期間

災害発生の日から７日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

⑤費用

１人１日当たり 360~~330~~円以内

（２）炊き出しその他による食品の給与

①給与を受ける者

ア 避難所に受け入れら~~収容さ~~れた者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

②給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

③給与の期間

災害発生の日から 7 日以内、ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

④費用

1 人 1 日 1,390~~1,160~~円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

（３）生活必需品の給与又は貸与

①給与（貸与）を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

②給与（貸与）期間

災害発生の日から 10 日以内

③給与（貸与）費用の限度額

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊全焼流失	夏	~~18,800~~20,300	26,100~~24,200~~	38,700~~35,800~~	46,200~~42,800~~	58,500~~54,200~~	8,500~~7,900~~
	冬	33,700~~31,200~~	43,500~~40,400~~	60,600~~56,200~~	70,900~~65,700~~	89,300~~82,700~~	12,300~~11,400~~
半壊半焼床上浸水	夏	6,700~~6,100~~	8,900~~8,300~~	13,400~~12,400~~	16,300~~15,100~~	20,500~~19,000~~	2,900~~2,600~~
	冬	10,700~~10,000~~	14,000~~13,000~~	19,900~~18,400~~	23,600~~21,900~~	29,800~~27,600~~	3,900~~3,600~~

※夏期（4 月～9 月）冬期（10 月～3 月） （円）

（４）医療

①医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

②医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

③医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給・処置、手術その他治療及び施術

ウ 病院又は診療所への受け入れ~~収容~~・看護

④費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

⑤医療の期間

災害発生日から 14 日以内

（５）助産

①助産を受ける者

災害発生日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死者及び流産を含む）

②助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

③助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

④費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の 8 割以内

（６）救出

①救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

②費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

③救出期間

災害発生の日から３日以内

（７）福祉サービスの提供

①福祉サービスの提供を受ける者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、こども、妊産婦その他の者）

②福祉サービスの提供の方法

災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

③福祉サービスの範囲

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

イ 災害時要配慮者からの相談対応

ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

エ 災害時要配慮者の避難所への誘導

オ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

④費用の限度額

上記ア～エ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費
上記オ	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費

⑤福祉サービスの提供の期間

災害発生日から７日以内

（８~~７~~）障害物の除去

①対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

②実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	町内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均が 143,900~~137,900~~ 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

（9 ~~8~~）死体の捜索

①捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

②捜索期間

発生の日から 10 日以内

③費用

捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

（10 ~~9~~）死体の処理

①処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

②処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

③処理期間

災害発生の日から 10 日以内

④死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当り 3,700~~3,500~~円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料 1 体当り 5,900~~5,400~~円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

（11~~10~~）死体の埋葬

①死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

②埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

③埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内

④費用の限度額

大人(12 才以上)	小人(12 才未満)	備考
1 体当り 232,200~~215,200~~円以内	1 体当り 185,700~~172,100~~円以内	棺、骨壷、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(1211) 教科書等学用品の給与

①給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

②給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から 1 ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1 人当り 5,500~~4,500~~円以内 中学校生徒 1 人当り 5,800~~4,800~~円以内 高等学校等生徒 1 人当り 6,300~~5,000~~円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	

第１２節　医療・防疫計画（福祉・保健部、環境・衛生部）

第１　医療対策（福祉・保健部）

町は、災害の発生により多数の負傷者が発生したときは、医師会、関係医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から住民の生命、健康を守るため、円滑な救護活動を行う。

１　実施機関

被災者に対する医療の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うために必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された町長が行う。

２　救護班の編成

医療の万全を期するため、関係医療機関等の~~組合立飯富病院~~医師、看護師、町保健師、衛生担当職員からなる救護班を編成する。救護班で間に合わない場合は県及び消防本部に救護班の派遣を要請するとともに、急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄りの医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施し生命の安全を図る。また、南巨摩郡医師会、峡南保健福祉事務所、中部消防署等との緊密な連携を図り、患者の護送や入院等の救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備をしておく。

３　医療救護所の設置

応急医療は、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。

町災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営する。

（１）設置基準

①医療施設の受け入れ~~収容~~能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。

②医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。

③時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。

④災害救助法が適用されるおそれがあると見込まれるとき。

⑤被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

（２）設置数及び設置場所

医療救護所は、早川町保健センターに設置するとともに、その旨を標識等により住民に周知する。

なお、広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生数を勘案して 1 日当たり 50～100 人の傷病者の応急処置が可能な範囲で設置数を決定する。

①特に被害が甚大な地域

②傷病者が多数見込まれる地域

③医療施設の稼働率の低い地域

④傷病者が集まりやすい場所

⑤二次被害を受けにくい場所

⑥医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）

⑦ライフラインの確保しやすい場所

⑧トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所

⑨搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

（３）医療救護所の役割

①傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

②軽症患者の受入れ及び処置

③中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

４　医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や町が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、あらかじめ編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※1・災害派遣精神医療チーム（DPAT）※2 の派遣を要請し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

※1　DMAT：災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※2　DPAT：災害の急性期から中長期（概ね発災後 6 ヵ月程度）に渡り精神科医療の提供及び精神保健活動を行う、専門的な訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

（１）医療救護班

①編成

医療機関・団体毎に医療救護班を編成し、各班員のうち医師１人を班長とする。

ア 県直轄救護班

イ 日赤救護班

ウ 医師会救護班

エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）

オ 歯科医師会救護班

カ その他（医療ボランティア等）

②医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

③応急医療救護業務

災害時の医療救護班の応急医療救護業務は、次のとおりである。

ア 傷病者の応急処置

イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）

ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導

エ 助産救護

オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（２）災害派遣医療チーム（DMAT）

①編成

２チームを編成し、各班員のうち医師１人を班長とする。

②災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

被災状況に応じて又は必要と認める場合には、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

５　医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

（１）災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行う。

なお、早川町においては、身延町早川町組合立飯富病院をへき地医療拠点病院とし防災対策を行っている。

搬送方法の順位	搬送にあたっては、以下の搬送順位に従って、搬送先受入れ態勢を確認し搬送する。 ① 消防本部への搬送の要請 ② 救護班の自動車での搬送 ③ 町有車での搬送
傷病者の搬送	消防本部は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、医師会等関係医療機関と連携し、近隣の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。
救護所からの傷病者の搬送	救護所からの救急搬送については、近隣の災害支援病院、災害拠点病院への搬送を優先とし、可能な限り医師を同乗のうえ搬送する。
広域搬送	被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、県消防防災ヘリコプター等を要請して搬送する。

■周辺の災害拠点病院

災害拠点病院等医療機関・施設名	所在地	電話番号	病床数（床）	備考
県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111	629	基幹災害拠点病院
峡南医療センター富士川病院	富士川町鰍沢 340-1	0556-22-3135	158	地域災害拠点病院(峡南地区)
~~峡南医療センター市川三郷病院~~	~~市川三郷町市川大門 428-1~~	~~055-272-3000~~	~~90~~	~~地域災害支援病院(峡南地区)~~
~~組合立飯富病院~~	~~身延町飯富 1628~~	~~0556-42-2322~~	~~87~~	~~地域災害支援病院(峡南地区)~~
組合立飯富病院	身延町飯富 1628	0556-42-2322	87	地域災害支援病院(峡南地区)
身延山病院	身延町梅平 2483	0556-62-1061	80	地域災害支援病院(峡南地区)
峡南病院	富士川町鰍沢 1806	0556-22-4411	40	地域災害支援病院

				(峡南地区)
しもべ病院	身延町下部 1063	0556-36-1111	94	地域災害支援病院 (峡南地区)

■早川町の医療機関

施設名	所在地	電話番号	病床数	備考
三共診療所	早川町新倉 3221~~133~~	－~~48-2012~~	－	非常駐
硯島診療所	早川町大島 12	－	－	非常駐
雨畑出張診療所	早川町雨畑 2358	－	－	非常駐
西山出張診療所	早川町湯島 1378	48-2762	－	非常駐
五箇出張診療所	早川町薬袋 430	45-2160	－	非常駐
都川出張診療所	早川町草塩 88	45-3003	－	非常駐

【身延町早川町組合立飯富病院における防災対策】

■非常用発電設備の設置

電力の供給が途絶えても必要な電力が供給できるよう、非常用発電設備を保有している。

■清潔な水の確保

常時 40 トンの水を確保しており、災害時には自動的に緊急遮断されるシステムを構築している。

■非常用の食料と水の確保

病院、ケアホームの患者、利用者と家族、職員、救急要員を想定し、160 人 3 日分 1,440 食を備蓄しており、医薬品の備蓄も 3 日間を目安に確保している。

■非常事態発生時のマンパワーの確保

当院の周辺に医師在宅 6 棟と職員宿舎 1 棟（6 人全て個室）を建設し、災害発生時、医療専門職が歩いて通える体制にある。

（２）応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度 6 弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、山梨県地域防災計画に定める大規模災害時応急医療救護体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。

（３）医療機関の救護業務

災害時の医療機関の応急医療救護業務は、次のとおりである。

①被害情報の収集及び伝達

②応需情報（診療可能状況）の報告

③傷病者の検査及びトリアージ

④重症患者の後方医療機関への搬送

⑤傷病者の処置及び治療

⑥助産救護

⑦医療救護班、医療スタッフの派遣

⑧死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（４）歯科医療活動

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

①情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報を被災者及び関係機関へ積極的に提供する。

②診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

③歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

（５）精神保健医療活動

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、町関係機関の協力により、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。なお、対応が困難な場合等には、県救護本部（障害福祉課）に対して支援を要請する。

（６）特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

（７）地域保健対策

町災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を、地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

①歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。

救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

②薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。

救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

③災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。

救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

④保健師チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。

避難所等における健康相談や感染症予防対策等の健康支援活動を行う。

⑤管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

⑥災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。

避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

（８）医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達し、あるいは県救護本部に要請して確保する。輸血用血液の供給は、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

６ 被災傷病者等の搬送体制の確保

（１）緊急搬送の対象

①緊急搬送を必要とする被災傷病者

②被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）

③医療救護のために必要な医薬品等

（２）搬送体制

上記（１）の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行う。

①搬送手段

ア 救急車

イ 庁用車両

ウ 自家用車両

エ 県消防防災ヘリコプター

オ ドクターヘリ

②搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」による。

③搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておく。

【搬送体制整備上の留意事項】

■情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受け入れ~~収容~~先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

■医療内容等の把握

あらかじめ町内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。

■搬送経路確保体制

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急交通路~~緊急輸送道路~~の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、各警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

７　災害医療情報等の収集・提供等

（１）災害医療情報等の収集

健康増進班は、医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

①震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性

②死傷病者の発生状況

③住民の避難状況（場所、人数等）

④医療機関の被害、診療・受け入れ~~収容~~能力

⑤医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力

⑥被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況

⑦出動可能な医療救護班の数、配置

⑧関係機関との連絡先・連絡方法の確認

⑨周辺市町村の状況

⑩医療機関の医薬品の受給状況

⑪医療機関における受診状況

⑫活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況

⑬避難所等の生活、保健、医療情報

（２）災害医療情報の提供

①町は、次の医療情報を住民に提供するよう努める。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

②町は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

第２　防疫対策（環境・衛生部）

災害の発生地における救急防疫対策を感染症予防法により迅速に実施し、発生及び流行等による被害の軽減を図る。なお、町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と福祉保健課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

１　実施機関

被災地における防疫は、町長が実施する。ただし、町で対処できない場合は、他市町村又は県への対策の実施又は要員、資機材の応援を要請する。

２　防疫組織等

（１）災害発生に際しては、関係保健所等と緊密な連絡をとり、実情に即応した指導協力を得て行う。

（２）感染症予防法に定められた検病調査等は、同法に定めるところにより実施する。

（３）防疫の実施に当たっては、防疫班を編成し実施するとともに、町内の衛生委員等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努める。

３　防疫の種別及び方法

（１）検病調査及び方法

検病調査及び健康診断は、県が行うため県の防疫班に協力して行う。

（２）消毒方法

知事の指示に基づき、次の要領により防疫活動を行う。

①浸水家屋、下水、その他不潔な場所を実施する。

②避難所の便所、その他不潔な場所を実施する。

③井戸の消毒を実施する。

④状況によって地域、期間を定めて、昆虫等の駆除を実施する。

⑤各世帯における消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒、野菜等の消毒について衛生上の指導を行う。

４ 患者等に対する措置

災害地に感染症患者が発生し又は、保菌者が発見されたときは、すみやかに受け入れ~~収容~~の措置をとる。患者を受け入れ~~収容す~~ることが困難な場合は、保健所長と協議の上適当な場所に臨時の受け入れ~~収容~~施設を設けて受け入れ~~収容す~~る。

５ 避難所の防疫措置

（１）衛生に関する協力組織

避難所を開設した場合は、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図るとともに、この場合、各区の衛生委員の協力を得て防疫の万全を期する。

（２）給食従事者の健康診断

避難所等の給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

６ 住民の役割

（１）飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。

（２）県及び町が実施する措置に従うとともに、県及び町が行う防疫活動に協力するよう努める。

７ 被災動物等援護対策

町は死亡獣畜の適正な処分を行うとともに、県、動物愛護団体及びボランティアと協力し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

（１）死亡獣畜の処分

死亡獣畜は、家畜処理取扱所での処理を原則とするが、必要に応じ、県環境衛生指導員の指示により、環境衛生の上で支障のない適所を選び、埋立処理を行う。

（２）被災動物等援護対策

町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

①動物受け入れ~~収容~~施設の設置

②放浪又は飼育困難な動物の一時保管

③避難所における飼育動物の適正管理

④その他動物に関する相談の実施

第３　山梨県ドクターヘリ運用計画

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19(2007)年度法律第 103 号）の趣旨に則り、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要綱（医発第 692 号昭和 52(1977)年 7 月 6 日厚生省医務局長）に基づき、実施主体である地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院が実施するドクターヘリ事業を安全、円滑かつ効率的に実施するために必要な事項について定める。

１　実施主体

（１）ドクターヘリ事業実施主体

山梨県中央病院が実施する。

（２）基地病院

救急医療対策事業実施要綱ドクターヘリ導入促進事業に基づき、救命救急センターを有する山梨県立中央病院（所在地：甲府市富士見 1-1-1）を基地病院とする。

（３）ドクターヘリスタッフ

基地病院は、医療行為、搬送を行う専門の医師（フライトドクター）及び看護師（フライトナース）を配置する。

運航委託会社である山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託共同企業体（代表(株)ジャネット）は、基地病院内に運行管理、諸機関との連絡等を行う運行管理員(CS)、ヘリコプターの出動可否の判断、操縦を行う機長及びヘリコプター本体及び関連資機材（医療資機材を除く）の整備・点検等を行う整備士を配置する。

（４）ドクターヘリ要請ホットライン

基地病院はドクターヘリ出動要請のためのホットラインを設置する。

２　搭乗人員

搭乗人員は最大 6 人とし、以下の者が搭乗する。

（１）運行スタッフ

機長及び整備士 1 人の計 2 人

（２）医療スタッフ

基地病院の医師 1 人及び看護師 1 人の計 2 人とする。ただし、傷病者が 1 人の場合は、医師又は看護師 1 人の追加搭乗も可能とする。

（３）傷病者

最大 2 人までとする。

（４）搬送に際して家族等の同乗

原則的には傷病者の家族、付添者等のドクターヘリへの同乗は行わない。ただし、医師が必要と判断した場合には、機長の了解を得て１人を搭乗させることができる。

３　地域との連携、相互協力体制

基地病院及び消防機関、医療機関、警察、自衛隊、市町村、学校や公園等の公共施設の管理者等ドクターヘリの運航に関係する機関は、傷病者の救命救急を最優先し、互助互恵の立場から、ドクターヘリが安全で円滑に運航できるよう相互に協力することに努める。

４　出勤時間及び運航範囲

（１）出動日

年間を通じて出動するものとする。だだし、実施主体が認めるやむを得ない事情がある場合は出動しない。

（２）出勤時間

出勤時間は、原則として 8 時 30 分から日没までとする。なお、出勤時間の定義は、基地病院に待機し始める時間から待機基地に帰還するまでの時間とするため、日没の 30 分前を出勤時間の限度とする。ただし、基地病院の判断により、傷病者の重症度や日没時間等を考慮し、状況に応じて対応する。

（３）出動可否の判断

気象条件等による飛行に関する判断は、運航管理員（CS)と協議のうえ機長が行うこととし、風雨等の気象条件により出動できない場合がある。

また、出動中であっても機長の判断で飛行の中止又は目的地等の変更が可能である。その場合には機長又は機長の指示により整備士が速やかに要請書と運航管理員（CS）に連絡する。

（４）運航範囲

山梨県内全域とする。ただし、他県で運用するドクターヘリとの連携、緊急の場合及び災害時にはこの限りではない。

５ 救急現場への運航

救急現場における傷病者の状況が、ドクターヘリ出動要請基準に適合するもので、消防機関からの出動要請があったときに運航する。

（１）要請

①要請者

峡南広域行政組合消防本部

所在地：409-3605　西八代郡市川三郷町下大鳥居 750-1~~27 番地~~

TEL：055-267-8119~~272-1919~~　　FAX：055-272-0655

②出動要請基準

消防機関は、119 番通報受信時又は救急現場において、ドクターヘリ出動要請基準（以下「出動要請基準」という。）のいずれかに合致すると認められるときはドクターヘリを要請できる。

【ドクターヘリ出動要請基準】

■生命の危機が切迫しているか、その可能性が疑われるとき

■重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき

■特殊救急疾患（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）の傷病者で、搬送時間の短縮を図る必要があるとき

■救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき

③要請方法

消防機関は「ドクターヘリ要請ホットライン」に傷病者の状態、使用する離着陸場所、現場の気象状況及び安全措置等を連絡し、出動を要請するとともに、離着陸場所の安全確保のための準備を行う。（ドクターヘリが使用する離着陸場所とは、予め別に設定した場所あるいは安全が十分に確認できると機長が判断した場所のことをいう。）

④要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に傷病者の状況により、医師の派遣を必要としなくなった場合や救命の可能性がないと判断した場合には、出動要請をキャンセルすることができる。この際、速やかに「ドクターヘリ要請ホットライン」に連絡する。

⑤オーバートリアージの容認

消防機関への救急要請は、通常一般の住民からの通報による。よって、その通報を基に活動する救急隊は、確実に「ドクターヘリ出動要請基準」に合致するとの判断を下す

前であっても、ドクターヘリを要請できるものとする。この場合、ドクターヘリあるいは搬送先医療機関の医師により、「ドクターヘリ出動要請基準」よりも症状が軽いとの判断があった場合においても、ドクターヘリの出動を要請した消防機関の責は問わない。

（２）出動

①出動方法

出動要請を受けた基地病院は、要請者である消防機関に対して傷病者の緊急度・重症度、現場の気象状況及びその他の状況を確認した後、原則として直ちにドクターヘリを出動させる。ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動不可能な場合は、出動要請を行った消防機関にその旨を伝える。

②離着陸場所の安全確保

ア 離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関が別に定める離着陸場所一覧から選定し、基地病院と協議のうえ決定する。なお、救急現場直近に離着陸場所の適地がある場合は、当該地を離着陸場所として選定することもできる。

イ 離着陸場所への連絡

離着陸場所の管理者又は所有者（以下「管理者等」という。）への連絡は、原則として出動を要請した消防機関が行う。

ウ 離着陸場所の安全確保

要請した消防機関は、離着陸場所の管理者等の協力を得て、離着陸場所の安全確保を行う。また、安全上の責任は、受託運航会社が責任を負う。

エ 機長の判断による離着陸

やむを得ず消防機関の協力を得ることが困難な場合であっても、離着陸場所の安全が十分に確認できる場合には、機長の判断で離着陸できる。

（３）傷病者の搬送

①搬送先医療機関の決定

ア 決定の方法

ドクターヘリの搭乗医師は、搬送時間、傷病者の容体及び傷病者又はその家族の希望、消防機関との協力体制等を考慮のうえ、搬送先医療機関を決定する。

イ 搬送先医療機関への連絡

（基地病院へ傷病者を受け入れ~~収容す~~る場合は除く。）

ドクターヘリの搭乗医師は、搬送先医療機関に対して傷病者の受け入れ~~収容~~を依頼する。自ら依頼ができない場合は、現場の医療スタッフ、救急隊又は運航管理員（CS）に連絡を依頼する。

ウ 搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡

（基地病院、国土交通大臣の許可を得た非公共用ヘリポートあるいは場外離着陸場（以下「病院ヘリポート」という。）を併設している医療機関へ傷病者を受け入れ~~収容す~~る場合は除く。）

出動を要請した消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の選定及び離着陸場所の安全確保並びに迅速な搬送受け入れ~~収容~~のための協力を要請する。

エ 搬送先医療機関の離着陸場所の決定

（基地病院、病院・ヘリポートを併設している医療機関へ傷病者を受け入れ~~収容す~~る場合は除く。）

要請を受けた搬送先医療機関を管轄する消防機関は、基地病院と協議のうえ離着陸場所を決定する。

オ 搬送先医療機関の離着陸場所への連絡

（基地病院、病院ヘリポートを併設している医療機関へ傷病者を受け入れ~~収容す~~る場合は除く。）

搬送先医療機関の離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として搬送先医療機関を管轄する消防機関が行う。

カ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送受け入れ~~収容~~

（基地病院、病院ヘリポートを併設している医療機関へ傷病者を受け入れ~~収容す~~る場合は除く。）

搬送先医療機関を管轄する消防機関は、離着陸場所の管理者等の協力を得て離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送受け入れ~~収容~~を行う。

②搬送後の処理

基地病院または搬送先医療機関は、必要に応じて、搬送状況を要請した消防機関へ連絡する。

６ ドクターヘリ運航調整委員会

関係機関による協議・調整等を行い、ドクターヘリを安全、円滑かつ効率的に運航するためにドクターヘリ運航調整委員会を設置する。運航調整委員会の運営に関しては、別に定める。

７　基地病院の体制確保

基地病院は、地域との連携・協力を図り、ドクターヘリ運航を安全、適切かつ円滑に促進するよう努める。事業推進に際して必要な情報収集、人員及び器材の確保、訓練、運航調整、啓発活動等を必要に応じて適時行う。また、運航状況に対して事後検証を行い、運航の向上を図るよう努める。

８　運航に際しての諸問題の対応

（１）ドクターヘリにおける問題

事業実施に伴い生じた問題に対しては、原則として基地病院と受託運航会社が締結した委託契約に基づき、責任ある者が対応する。

なお、問題の解決にあたっては、県、基地病院及び受託運航会社は協力して誠意を持って、迅速に対応する。

（２）航空機事故

ドクターヘリ運航時に生じた航空事故等については、受託運航会社が対応する。搭乗する医師、看護師及び第三者が被った損害に対しては、受託運航会社がその責を負うものとする。このため、受託運航会社は、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等を契約しておかなければならない。

９　費用負担

ドクターヘリの出動・搬送にかかる費用については、傷病者又は家族に請求しない。ただし、現場活動、搬送時の医療行為については、診療報酬に基づき、傷病者または家族に請求する。

１０　消防防災ヘリ及びドクターカーとの協力

ドクターヘリと消防防災ヘリは、災害時等多数の傷病者が発生した場合などには、相互に協力しあい、応援体制を構築する。

また、ドクターヘリが気象条件により出動できない場合、ドクターカーを活用するなど、ドクターヘリとドクターカーの連携を進める。

第１３節 食料供給計画（福祉・保健部）

災害の発生により食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、民心の安定を図る。

１ 実施責任者

被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食料の確保と炊出し、その他の食品の提供は町長が実施する。ただし町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

また、災害救助法又は国民保護法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、町長が行う。

２ 災害時における食料の供給

（１）炊出しの対象者

①避難所に受け入れ~~収容し~~た者

②住家が災害のため全壊又は滅失し炊事の方途がない者

③救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

（２）供給品目

供給品目は原則として米穀として、実情に応じて乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品とする。

（３）供給の数量

「災害時における食料供給対策実施要領」の定めるところにより、災害時において被災者等に対し供給する災害救助用米穀は、1 食あたり玄米 200g（精米 180ｇ）とする。

（４）食料の調達方法

①米穀

ア 町は災害時に備えて米穀等の備蓄に努めるとともに、災害時に必要量が円滑に確保できるよう販売業者との協定に努める。

イ 被災者に対して供給量に不足があると認めた場合は、知事に対して応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指示する者より購入する。

②乾パン及び生パン

ア 町は、乾パン、生パンが災害時に円滑に調達できるよう商工会及び食料販売業者と協定締結に努める。

イ 炊出しに至るまでの応急用として、災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し政府保有の乾パンの引き渡しを受ける。

③副食、調味料等

ア 町は、副食、調味料等が災害時に円滑に調達できるよう、商工会及び販売業者と協定締結に努める。

【調達時の留意事項】

■被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど)。

■特定の食料を受け付けないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。

■梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

３ 食料集積所の確保

当該施設に搬送された救援食料等は、総務部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期する。

４ 炊出し

（１）炊出しは、必要に応じて役場職員、女性団体、日赤奉仕団の協力を得て、炊き出し可能施設を利用して行う。

（２）炊出し現場責任者は、役場職員を指名し、その状況を記録させる。

（３）炊出し費用は、災害救助法が適用された場合を基準とする。

（４）炊出しの献立は、栄養価等を考慮して作らなければならないが、災害応急食として、にぎり飯、漬物、缶詰等とする。

（５）炊出し食品の衛生上の注意

①炊出し施設は、学校給食施設、公民館、集会所等の既存施設を利用するが、これがないときは清潔な場所を選ぶこと。

②炊出しには飲料適水を使用すること。

③その他器具類、害虫類など充分衛生に注意すること。

（６）炊出し用燃料の確保

町内の燃料販売業者と事前に契約して災害時の燃料確保に努める。

■炊出し協力団体一覧表

団体名	性　格	代表者氏名	構成員	所轄区域	備　考
早川町女性団体連絡協議会	任意団体	会　長	50	町内全域	
早川町赤十字奉仕団	〃	委員長	48	〃	

■炊出し施設一覧表

施設名	管理者	1回の炊出し能力（食）	供給区域	備　考
早川町給食センター	教育長	400	町内全域	
早川町保健センター	町長	50	〃	
早川町総合福祉センター	〃	120	〃	
早川町民会館	〃	80	〃	
ヴィラ雨畑	〃	80	硯島地区	
ヘルシー美里	〃	100	三里地区	
南アルプスプラザ	〃	30	本建・五箇	

■町内米穀取扱業者一覧表

名称	住　所	電話番号	常時取扱数量（kg）	備　考
早川町南アルプスふるさと活性化財団	早川町保1236	45-2507	30	

第１４節　給水計画（環境・衛生部）

災害地において被災者に対する応急的な飲料水の供給を実施するとともに、給水施設の応急復旧を実施する。

１　実施機関

被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任された時は町長が行う。

給水は、環境・衛生部が、町内関係機関（消防）の協力を求めて実施する。

■給水担当及び協力団体等

地区名	給水実施担当者	関係機関（消防）協力団体	備　考
町内全域	環境・衛生部	消防団員	

２　給水活動

（１）供給の方法

災害により水道水の使用不能の場合には、環境・衛生部は次により給水活動を実施する。

①搬水による給水

近隣の水道から給水車又は給水タンク、ポリタンク等を使用して搬水し、消毒の上給水を実施する。

②ろ水器による給水

河川水、溜水等をろ水器によりろ過し、消毒の上給水を実施する。

（２）給水資機材の整備

飲料水の供給を確保するため給水タンク、ろ水器等の資機材を整備する。

３　水道施設の状況

町内における水道施設及び計画給水人口は、次のとおりである。

※給水時の留意事項

（１）給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

（２）要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

■[作成者1]町内小規模水道~~水道施設及び計画給水人口~~

名　称	給水区域
奈良田　簡易水道	奈良田
上湯島　〃	上湯島
下湯島　〃	下湯島
新　倉　〃	新　倉
茂　倉　〃	茂　倉
中洲・塩島　〃	中洲・塩島
早　川　〃	早　川
黒　西　〃	黒桂・西之宮
保　〃	保
草塩・京ヶ島　〃	草塩・京ヶ島
老　平　〃	老　平
硯　島　〃	北村・原村
薬　袋　〃	薬　袋
赤　沢　〃	赤　沢
角　瀬　〃	角　瀬
柿　島　〃	千須和・やませみ
白　石　小規模水道	白　石
大　島　〃	大　島
塩之上　〃	塩之上
榑　坪　〃	榑　坪
千須和　〃	千須和
赤沢新道　〃	赤沢新道
高　住　〃	高　住
小　縄　〃	小　縄
初鹿島　〃	初鹿島
夏　秋　〃	夏　秋
西山温泉　〃	西山温泉
~~戸　川　水道組合~~	~~戸　川~~
~~久田子　〃~~	~~久田子~~
~~細　稲　〃~~	~~細　稲~~
~~馬　場　〃~~	~~馬　場~~
~~室　畑　〃~~	~~室　畑~~
~~笹　走　〃~~	~~笹　走~~
~~古　屋　〃~~	~~古　屋~~
~~柳　島　〃~~	~~柳　島~~
~~水　車　〃~~	~~水　車~~

（３）代替水源の確保

町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

第１５節 生活必需品等の物資供給計画（福祉・保健部）

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服・寝具等を失いこれらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の支給又は貸与は町長が実施する。

また、災害救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

１ 実施機関

被災者に対し衣料、生活必需品及びその他の物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事に対し町長が補助する。

２ 国、県への物資等の供給の要請等

（１）町長は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し必要な物資の供給等を求める。

（２）町長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼する。

（３）町及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

（４）町及び県は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

（５）県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。なお、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

３ 実施方法

（１）給（貸）与対象者

住家の被害程度が、全焼・全壊・流失・半焼・及び床上浸水で、被服・寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を失った者又は、被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

（２）給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

①寝具（毛布、布団等）

②被服（洋服、作業衣、子供服等）

③肌着（シャツ、パンツ等）

④身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）

⑤炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

⑥食器（茶わん、皿、はし等）

⑦日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）

⑧光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、灯油等）

（３）必要物資の把握

町は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所常駐職員や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握する。

（４）必要必需品等の確保

①町内業者等からの調達

町は、早川町商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

②他市町村への応援要請

①「町内業者等からの調達」のみでは必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合は、周辺他市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

③県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあっせんを要請する。

必要品目は、知事が一括購入し、被災者に対する配分は、町長の補助を得て実施するが、知事から委任されたときは、町長が行う。

【調達時の留意点】

■被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目･量）し、重複等しないようにする。

■季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

■仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

４　救援物資集積所の確保

当該施設に搬送された救援物資等は、総務部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。

５　被服・寝具等の購入計画

（１）必要な救助物資を迅速に入手し配分するため、町長は業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載しておく。

（２）災害物資の給与は、被害状況により世帯構成人員別に物資の配分を、災害発生の日から 10 日以内に行う。

６　災害救助法が適用にならない場合の支給方法等

災害による、地域の被災状況が比較的軽度で、災害救助法の適用にいたらない場合における衣料、生活必需品等の物資の支給は、次に定めるところによる。

なお、必要ある場合は「山梨県小災害内規」による物資等の支給を知事に求める。

（１）衣料、生活必需品等の物資の給与対象者

①災害（二次的災害を含む）により住家に被害を受けた者で、住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半壊、半焼、及び床上浸水とする。

②衣料、寝具等最小限度の生活物資を喪失した者

③衣料、寝具等生活必需物資の調達が困難なため、日常生活に大きな支障のある者

④住家その他に被害を受けた者で、町長が特に物資供給の必要があると認めた者

（２）支給の方法

「災害救助法が適用された場合」における支給の方法と同様とする。

（３）給与する品目等

「災害救助法が適用された場合」における支給品目と同様とする。

（４）給与の費用の限度額

「災害救助法が適用された場合」における支給の費用の限度額の半額以内の範囲内において支出する。

第１６節　廃棄物処理計画（環境・衛生部、建設・振興部）

被災地におけるごみの収集及びがれきの処理、し尿の汲取処分等の廃棄物処理対策、被災動物等援護対策を適切に実施し、環境衛生の保持及び災害復旧活動の迅速化を図る。

また、町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の在り~~あり~~方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

また、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。さらに、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

１　実施機関

被災地の廃棄物処理は町長が実施する。町のみで実施することが困難な場合は、県及び隣接町村の応援を要請する。

なお、町が損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

２　ごみ処理（環境・衛生部）

ごみは峡南衛生組合において処理し、町環境衛生部は収集活動等を効果的に実施するため清掃班を編成し処理対策の円滑化を図る。

（１）日常的ごみ排出量の減量化

生ごみ等の有機性のごみは、できる限り自家処理するよう住民に周知し、ごみ排出量の減量化を図る。

（２）ごみ処理の早期化

生ごみ等の自家処理が困難な地区にあっては、防疫上早期処分が必要なため、優先的に収集し、衛生環境の保持を図る。

（３）ごみの適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ分別排出の徹底により適正処分に努める。

（４）臨時的処理の実施

峡南衛生組合ごみ処理施設の被災や交通事情等により他のごみ処理施設への搬送の困難が続く場合又は電力不足等によりごみ処理が不可能な場合などには、環境衛生の上で支障のない適所を選び、埋立処理又は焼却処理を行う。

３　がれき処理（建設・振興部）

建設・振興部は、集落間道路など重要路線から優先して焼失家屋の焼け残り、倒壊・流出家屋の解体により生じる廃木材やコンクリート等のがれき処理を支援・実施する。

なお、がれき発生量は１戸あたり全壊（流出）１トン、半壊 0.5 トン、床上浸水 0.2 トンを目安に、発生量を把握し処理計画を作成する。

（１）臨時集積地への仮り置き

大量のがれきが発生した場合は、流出等の恐れのない適所に仮り置きし、最終処分までの間適切に管理する。

（２）がれきの早期除去

大規模災害の際の公費負担によるがれき処理の特例措置なども含め、住民への広報を進めるとともに、建設・振興部は建設事業者の重機を借り上げ、災害対策上支障のあるがれきの早期除去に努める。

（３）がれきの処分

臨時集積地において、がれきの選別、破砕・分別等によりできるだけリサイクルに努める。なお、アスベスト等有害がれきの処分については環境汚染に留意する。

４　し尿処理（環境・衛生部）

し尿は峡南衛生組合の処理施設の被災状況により、町環境衛生部は収集活動等を効果的に実施するなど処理対策の円滑化を図る。

（１）汲み取りの制限

被災地での処理能力が及ばない地域においては、とりあえずの処置として便槽容量の２～3 割程度の汲取りを全戸に行い、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

（２）臨時的処理の実施

峡南衛生組合のし尿処理施設で処理することを原則とするが処理施設の被災や交通事情等により他の処理施設への搬送の困難が続く場合などは、県の許可を得て、環境衛生の上で支障のない適所を選び、埋立処理を行う。

（３）水洗トイレ用水の確保

被災後、断水した場合は、自主防災組織等の協力により井戸・河川水等で用水を取水するなど、水洗トイレ機能の確保を図る。

（４）仮設トイレの設置

避難所等においてトイレの確保が困難な場合は、仮設トイレの必要数を確保する。

（５）野外仮設便所の設置

被災地における野外仮設便所の設置は、必要な場合、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定し、早急に設置する。

なお、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋没する。

５　降灰除去等

（１）町は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

（２）民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

（３）町は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。

（４）道路管理者は、あらかじめ、ロードスイーパー（道路清掃車）等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

第１７節 救出計画（消防部、福祉・保健部）

災害のため生命が危険な状態にあるもの、又は、生死不明の状態にあるものの捜索・救出・保護を次のとおり行う。

１ 実施機関

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村・県等に実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。

２ 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際倒壊家屋の下敷きになったりしたような場合や登山者が多数遭難したような場合で生命・身体が危険な状態にある者とする。

３ 救出の方法

（１）救出活動

救出活動は警察との密接な連携のもとに、消防部（消防団）・中部消防署・中部消防署早川分駐所及び環境・衛生部を中心に実施する。また、救出事案が多数発生した場合は他の部の応援を受けるとともに、自主防災組織など住民の協力を求め実施する。

（２）事業者との連携

救出活動に必要な作業用重機、資機材、要員が不足するときは、建設事業者・関係機関の協力を得て実施する。

（３）応援要請

対応が困難な救出事案に対しては、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を要請し、迅速な救助活動を実施する。

４ 地域住民による救出の実施

住民（事業者）は、要救出者を発見したときは、速やかに町、消防、警察等関係機関へ通報するとともに、消防等が現場に到着するまでの間、危険が及ばない範囲で救助活動、負傷者の応急手当等の応急救護活動を実施する。

第１８節　遺体の捜索・保護計画（福祉・保健部、環境・衛生部、消防部）

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、及び災害の際死亡した者に対して、次により応急的な対策を行う。

１　実施機関

遺体の捜索、処理及び埋葬は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村・県等に実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、町長が行う。

なお、遺体の見分・検視は警察が行う。

２　行方不明者及び遺体の捜索

（１）行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、町（環境・衛生部）と警察官が協力し捜索班を編成し実施するが、実施困難な場合は、消防団の応援及び地域住民の応援を得る。

（２）捜索期間

捜索期間は災害発生日から 10 日以内とするが、なおもって捜索を要する場合には、継続して実施し、知事に所定の申請をする。

３　遺体対策~~の収容~~

（１）遺体を発見したときの措置

①遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察官に連絡する。

②警察署は、検視など所要の措置を行った後、関係者(遺族又は環境・衛生部)に引き渡す。

（２）遺体の搬送・安置~~収容~~

①遺体の安置所は寺院とするが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設する。

②警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し安置~~収容~~する。

４　遺体の処理

環境・衛生部は、関係機関、葬祭業者の協力を得て遺体の処理を実施する。

（１）遺体の処理方法

遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置、遺体の一時保管・検査

（２）遺体の身元確認

①町は遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺する。

②身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡し、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は仮葬し、身元が判明次第引き渡す。

５　遺体の埋葬

災害の際死亡したもので町長が必要と認めた場合、応急的な仮葬として、土葬もしくは、火葬に付する。

（１）事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受け後埋葬する。

（２）被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取り扱いとする。

第１９節 障害物除去計画（建設・振興部）

がけ崩れや浸水などにより居室・炊事場や玄関等に土石・竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態であり、自分の資力では除去することができないときは、応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、その他道路・河川等の障害物を除去する必要がある場合は、概ね次により実施する。

１ 実施機関

（１）住宅障害物の除去

障害物の除去は、基本的には町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任をうけたときは、町長がこれを実施する。

（２）道路・河川障害物の除去

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者が、それぞれ必要に応じて除去する。

２ 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の障害物除去の基準は、同法又はその運用方針によるが、概要は次のとおりとする。

（１）住宅障害物の除去の対象となる者

①当面の日常生活を営む事ができない状態にある者。

②日常生活に欠く事のできない場所にある障害物の除去に限られること。

③自分の資力だけでは障害物の除去ができない者であること。

④住家は半壊又は床上浸水した者であること。

（２）道路・河川の障害物除去

①町所管の道路に障害物が堆積した場合は、集落間道路など重要路線から除去し、通行の早期確保に努める。

②県道等に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、浸水等のおそれがある場合は、管理者に通報し、速やかな除去を要請する。

３　除去の方法

（１）障害物の除去は建設・振興部が担当し、消防団の協力や作業員の雇い上で作業班を編成して作業に当たる。また、必要に応じて関係機関の協力を要請する。

（２）障害物の除去作業に必要とする重機・作業員等については、町内建設業者の協力を要請する。

第２０節　輸送計画（総務部）

災害時に被災者の避難、及び災害応急対策要員の輸送、並びに災害応急対策に要する物資の輸送は、次によって行う。

なお、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）~~物資調達・輸送調整等支援システム~~を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

１　実施機関

人員・物資等の輸送は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村・県等に実施又は要員、資機材の応援を要請する。

なお、町に係る防災関係機関の輸送計画は別に定める。

２　輸送の方法

人員、資材及び物資の輸送は、自動車、ヘリコプター、人力等のうち最も適した方法によって行う。

なお、車両は次の順序により確保する。

（１）町所有の車両等の使用

（２）公共的団体所有の車両等の使用

（３）営業車両等の使用（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）

（４）その他自家用車両等の使用

３　災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送については、同法及び運用方法によるが、その概要は次のとおりとする。

（１）輸送及び移送の範囲

①被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

②救護班で処理できない重症患者の後方医療機関への患者移送

③救出のため必要な人員・資材等の輸送及び救出した被災者の移送

④飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員・機械・器具・資材の輸送

⑤被災者に支給する被服・寝具その他生活必需品・炊出用食料・薪炭・学用品及び救助に必要な医療衛生材料・医療品等の輸送

⑥遺体捜索及び遺体処理のための輸送

遺体捜索のための必要な人員・資材等の輸送及び遺体処理のための救護班員あるいは衛生材料等の輸送並びに遺体の移送（遺体移送のための人員を含む）

（２）輸送の期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

（３）輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

４　緊急通行輸送車両の確認・標章及び証明書

（１）緊急通行~~輸送~~車両の確認基準

緊急通行~~輸送~~車両は次に掲げる事項に関する業務に従事する車両とする。

①警報の発令及び伝達並びに~~地震予知情報の伝達及び~~避難の~~勧告又は~~指示に関する事項~~従事する車両~~

②消防、水防その他の応急措置に関する事項~~従事する車両~~

③被災者の救難、救助その他保護~~応急に救護を要すると認められる者の救護、その他保護活動等~~に関する事項~~に従事する車両~~

④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

⑤~~④~~施設及び設備の応急の復旧に関する事項~~防災上必要な施設及び設備の整備及び点検に従事する車両~~

⑥廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

⑦~~⑤~~犯罪の予防、交通の規制その他災害~~を受けるおそれのある~~地~~域~~における社会秩序の維持に関する事項~~従事する車両~~

⑧緊急輸送の確保に関する事項

⑨~~⑥~~前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項~~災害が発生した場合における食料・医薬品・応急復旧資材、その他の物資の確保・清掃・防疫、その他保健衛生に関する措置、並びに応急措置に従事する車両~~

（２）緊急通行車両の~~申請及び~~確認手続

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を山梨県知事又は県公安委員会に申し出る。

①緊急通行~~輸送~~車両の確認申請の場所

県及び公安委員会の確認手続きは、警察本部交通規制課、南部警察署交通係、県防災危機管理課及び交通検問所等で行う。

②確認の方法

前記申請に基づき確認基準に従って、緊急輸送車両であることの確認を受けた場合は、標章及び確認証明書を車両１台につき１通交付する。

③確認証明の有効期間

公安委員会及び知事が緊急車両として指定した期間とする。

なお、大規模地震対策特別措置法により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は、災害対策基本法の標章及び確認証明書とみなす。

④標章掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備えつける。

⑤標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通課等に返納する。

（３）緊急通行車両の事前届出

災害発生時等の応急対策を円滑に推進するため、前記（２）による緊急車両の申請によるほか、山梨県公安委員会の定める「緊急通行車両事前届出要領」に基づき緊急通行車両として、次の町有車両を事前届出する。

別紙(1)

緊急通行~~輸送~~車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　号

年　月　日

緊急通行~~輸送~~車両確認証明書

知　　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号順に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行~~輸送~~日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行~~輸送~~経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする

第２１節 交通対策計画（建設・振興部）

災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め迅速、的確な交通規制を行う。また危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者の執るべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行う。

１ 交通規制

（１）県の交通規制の基本方針

①県内被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。

②県内被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。

③避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止する。

（２）町における交通規制

町内の交通規制等については、県の計画に準じて実施するが、概ね次により規制する。なお、町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

①町内の車両の走行は極力抑制する。

②町内への一般車両の流入は極力抑制し、町外への流出については、交通混乱を生じない限り原則として制限しない。

③避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

（３）交通規制の除外車両

①緊急自動車

②緊急輸送車両

２ 交通規制の措置

（１）交通規制の告知

交通の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示して歩行者又は車両の通行を禁止制限する。

①規制の対象

②規制する区域又は区間

③規制する期間

（２）標識等の設置

交通規制を実施する時は、災害対策基本法等に定められた標識等を設置する。ただし緊急を要し標識を設置するいとまがないときは、現場において、道路管理者又は警察官が指示するとともにロープ等で交通遮断する。

（３）設置する標識

規制の標識は、道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項の規定に基づき、「道路標識・区画線および道路標示に関する命令」（昭和 35(1960)年 12 月 17 日）に定める各種規制標識により、堅固のもので作り、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施す。

（４）公安委員会の通知

公安委員会は前項の規制を行う場合、あらかじめ道路管理者に規制事項について通知するとともに地域住民、一般運転者に周知する。また、道路管理者が行った場合は、所轄する警察署長に通知する。

３ 運転者のとるべき措置

（１）走行中の運転者の措置

①できる限り安全な方法により道路の左側に停車させる。

②停止後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーを付けたままとし、ロックしない。

④駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所に駐車しない。

（２）避難時の運転者の措置

避難のために車両は原則として使用しない。

（３）通行禁止区域内の運転者の措置

①すみやかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

②すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

４ 緊急輸送路の確保

（１）基本方針

①災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の通行を禁止、又は制限して、緊急輸送路を確保する。

②緊急輸送路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

③被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認められるときは、県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

（２）緊急輸送路確保のための措置

①交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するための、交通情報板・信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

②放置車両の撤去等

緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③運転者に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対して車両移動等の措置命令を行う。

④障害物の撤去

緊急輸送路の障害物の撤去については、道路管理者、消防機関、自衛隊と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第２２節　教育計画（教育部）

学校施設の被災、又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に応急教育を実施する。

１　実施機関

（１）町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施する。

（２）災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は、知事の補助機関として町長が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

２　応急教育の実施の予定場所及び教育者の確保計画

（１）応急教育の実施予定場所

①学校の一部が被災した場合

ア 特別教室、室内運動場等を利用する。

イ 授業時間を変更するなど臨機応変に対応する。

②学校の施設全部が被災した場合

ア 公民館、公共施設を利用する。

イ 隣接学校の校舎を利用する。

③特定の地区全体が被災した場合

ア 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校を利用する。

イ 応急仮校舎を建設する。

（２）教職員の確保

①欠員者の少ない場合は学校内で調整する。

②隣接校との調整を考える。

③欠員（欠席）が多数のため、前記の方途が講じられない場合は、県教育委員会に協力を要請する。

３　災害時の応急措置

（１）災害状況の把握等

発災時には、校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

（２）児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

①登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝える。

②授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置を取る。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等適切な措置をとる。

また、速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者への連絡がとれない場合はあらかじめ定めた取り決め等に従う。

③校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡を行う。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒その他の必要な事項を報告する。

④その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定する。

（３）避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

①避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、１クラス１人の教職員を必ず付けて誘導する。

②校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

③災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等についてはあらかじめ定めた計画に従って行う。

（４）健康管理

①学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

②被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

③浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

（５）危険防止措置

①理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

②学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

（６）学校給食施設の措置

災害により学校給食施設の全部又は一部が被災したときは、他の給食施設、設備の活用対策や給食物資及び作業員の確保対策について、特に留意する。

また、学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意し、衛生管理に十分注意のうえ、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

４　災害救助法による学用品の給与

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布する。また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給与基準は、災害基準法及びその運用方針による。

５　応急教育の方法

（１）教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、被災学校の運営について助言と指導にあたる。

（２）教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

（３）校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

（４）校長等は、応急教育計画に基づき、学校に受け入れ~~収容~~可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

（５）他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。

（６）被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第２３節　消防計画（消防本部、消防部）

大火災が発生した場合は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な指示・勧告・指導及び助言等を与え、町民の生命・身体及び財産を保護し、災害による被害を軽減し、民心の安定を図る。

１　火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防御計画で万全を期し得られないため、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して一般防御計画を基礎とし、いかなる火災の事象にも対応し得られるよう、次の事項に留意して計画を構築する。
消防ポンプ車の運用について最小限出動要員を待機させ出動の迅速化を図る。

２　隣接町村との相互援助等

各種災害に対して、隣接市町村との連絡調整を図る。

３　災害防御に関する措置

（１）非常事態の発生により、消防組織法第 24 条の 2 による、知事から町長に必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を期する。

（２）大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接の消防機関が町を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう事前定めた協定に基づいて行う。

４　応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、所要の部隊では延焼阻止の見込みがたたない場合には、隣接市町村に応援を要請する。

また、次の事項に留意し計画を構築する。

（１）応援部隊の集結場所の指定

①応援要請に先立って、応援部隊の集結場所を指定する。

②集結場所には地元の誘導班員を待機させておく。

（２）応援部隊への水利の誘導

延焼阻止線に、最も近い防火水槽又は自然水利に誘導する。

５ 危険な区域の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれがある地域などを危険区域とし、次の事項に留意し、小地域を区画した防御計画を策定する。

（１）危険区域の設定要件

①出火発見の難易

②道路地形及び水利の状況

③公園、空地、路地の有無

④建築物の粗密及びその構造の種別

⑤爆発、引火物件その他危険物取扱場所の有無等

（２）防御計画の設定要件

①出動部隊数

②各部隊の到着順序及びとるべき水利

③各部隊の進入担当方面

④使用放水口数及び所要ホース数

⑤避難予定地及び誘導方法

⑥人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用の便を図る。）

６ 特定防火対象物の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が潜在する建物であるから、特殊な防御計画を策定する。

なお、防御計画設定要件は、前項（１）の「危険区域の設定要件」に準じ、防御上必要と認められる最小限の消防車及び人員を予定しておく。

７ 消防水利の統制計画

地区毎に、水道給水系統、地中管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊に区別した水利統制計画を次により策定する。

（１）平常時の統制計画

（２）減水時の統制計画

（３）断水時の統制計画

８　飛火警戒計画

飛火によって第二次、及び第三次の火災が続発し、大火を誘引するおそれのある場合を考慮して構築する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに、地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに大火が発生しても警戒配置につくことができるように計画を構築する。

（１）飛火警戒部隊の結成

①飛火警戒隊（編成は所定防御部隊以外の予備部隊、この他風下方面の自衛団体）

②飛火巡ら隊（消防団もしくは自衛団体）

（２）飛火警戒の配置

①通常風下 400m 以内　　警戒隊を根幹とし、その他自衛団体

②通常風下 400m 以上 600m 以内　　地元自衛団体

③通常風下 600m 以上　　地元民

（３）飛火警戒の要領

①飛火警戒隊は、1 人高所見張員として飛火火災の早期発見にあたること。

②自衛団体には、バケツ、火たたき等を携帯させて、家屋の屋上その他高所に配置する。

９　防御線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して策定する。

（１）防御線の種別

①大防御線　大火流を防止する延焼阻止線

②中小防御線　火災、幅射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

（２）防御線の設定要件

次の事項に留意して定める。

①地形、水利状況

②道路、公園、空地の有無

③建築物の粗密、耐火構造物の有無

④自衛消防の有無

（３）部隊の配置

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

①所定部隊の配置と担当方面の指導

②応援部隊の集結場所の指定

③各隊のとるべき水利と誘導指導の指定

④各隊のホース延長数、進入部署

１０ 林野火災の防御計画

次のような組織的計画を策定する。

（１）防御部隊の編成計画

消防団だけでなく地域内の森林組合、自衛団体等の総動員計画が必要であり、業務分担は、注水消防係、防火線構造係、火たたき消防係、伝令係、運搬補給係、警戒係に区別しておく。

（２）出動と防御計画

①各出動部隊の出動区域の指定

②防御担当方面

③携行する消防器具、その他資材の指定

④地域ごとに応じた防御要領

⑤相互応援部隊の出動経路と集結場所

⑥防火線の指定場所

（３）運搬補給計画

食料、飲料水、消防資材、緊急資材その他の資材の運搬補給の方法を計画しておく。

（４）林野火災の応急対策の留意点

①町及び消防のとるべき措置

ア 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

イ 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

ウ 町又は消防長は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

エ 町又は消防長は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

オ 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

カ 町又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

②消火活動

ア 町又は消防長は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

イ 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

ウ 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

エ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

オ 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

カ 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

キ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

③要配慮者への配慮

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

第２４節 水防計画（消防部、総務部、建設・振興部）

地域防災計画は水防法第 33 条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めた、町水防計画に基づき町内河川の水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

１ 水防責任

水防管理団体たる町はその管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

（１）水防組織の確立

（２）水防団、消防団の整備

（３）水防倉庫、資機材の整備

（４）通信連絡系統の確立

（５）平常時における河川、遊水池等の巡視

（６）水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。なお、水防活動に当たっては、携わるすべての人命を守ることを最優先するものとする。

①水防に要する費用の自己負担の確保

②水防団又は消防団の出動体制の確保

③通信網の再点検

④水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

⑤雨量、水位観測を的確に行うこと

⑥堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること

⑦水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使

⑧住民の水防活動従事の指示

⑨警察官の出動を要請すること

⑩避難のための立ち退きの指示

⑪自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する）

⑫水防管理団体相互の協力応援

⑬水防解除の指示

⑭水防てん末報告書の提出

（７）水防機関の整備をすること

（８）水防計画を構築すること（水防計画の策定は、水防協議会もしくは、防災会議に図って定める）

（９）水防団員数を確保すること

（10）毎年水防訓練を行うこと

（11）要配慮者利用施設に関すること

①避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表

②要配慮者利用施設から避難確保計画作成又は避難訓練結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告

２ 水防組織

町水防計画に基づき、町水防本部を次のとおり設置する。ただし町災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をする。

（１）水防本部組織系統

本部長（町長）→ 指揮官（副町長又は教育長）
本部長（町長）→ 副指揮官（消防副団長・各課長）

（２）分担職員表

本部長 → 指揮官 → 副指揮官 → 庶務係
副指揮官 → 交通係
副指揮官 → 対策係

（３）水防団組織表 [作成者2]

団体名	水防団	所管区域	要水防河川	
	団名		河川名	延長メートル
早川町水防管理団体	早川町消防団第１分団第１部	本建地区一円	早川 米無川 埋川 春木川	7,000 500 300 3,000
〃	早川町消防団第１分団第２部	五箇地区一円	榑坪川 濃田川 早川	300 200 10,000
〃	早川町消防団第１分団第３部	硯島地区一円	雨畑川	3,000
〃	早川町消防団第２分団第１部	都川地区一円	保川 早川	300 7,000
〃	早川町消防団	三里地区一円	岩殿川 新宮川	200 200

	第２分団 第２部		茂倉川 早　川	100 8,000
〃	早川町消防団 第２分団 第３部	西山地区一円	別当沢川 湯　川 早　川	200 200 8,000

３　巡視警戒及び重要水防区域

（１）巡視及び警戒

①平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、県水防計画「第 12 章協力応援」に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うよう努める。

②出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、峡南建設事務所水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、峡南建設事務所水防支部長は水防本部長（知事）に報告する。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水に亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

なお、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは、異常な漏水を発見したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するとともに、被害の抑制に努める。

また、上記通報を受けた河川管理者は、水防上の危険性を確認し、危険が認められるときは、当該区域の市町村長に避難勧告指示等の発令に資する事象として情報提供する。

４ 水防区域

（１）水防区域分担表

水防団(消防団)		所管区域
団 名	団員数（人）	
第１分団第１部	25	初鹿島、小縄、高住、赤沢
第１分団第２部	19	榑坪、薬袋、千須和、塩之上、大久保、古屋、笹走、やませみ
第１分団第３部	14	大島、久田子、戸川、馬場、老平、本村、細稲、室畑
第２分団第１部	22	保、草塩、京ヶ島、西之宮、黒桂
第２分団第２部	10	早川、大原野、新倉、茂倉、中洲、塩島
第２分団第３部	10	奈良田、下湯島、上湯島、西山温泉
計	100	

（出典：山梨県水防計画）

（２）重要水防区域一覧表（山梨県指定）

河川名	重要水防箇所・位置	左右別岸	延長（m）	重要度		水防倉庫
				階級	種 別	
早 川	榑坪・鷲尾橋下	左	80	A	護岸洗掘	第１水防倉庫
春木川	高住・集落下	左	100	B	堤防高不足	〃
濃田川	薬袋・濃田川橋上流	右	150	B	〃	〃
早 川	薬袋・古屋太田橋上流	左	100	B	〃	〃
〃	大島・下大島中之島橋上下流	右	30	B	〃	〃
〃	薬袋・中之島橋上下流	左	100	A	〃	〃
雨畑川	大島・上大島集落下	左	50	A	〃	〃
保 川	西之宮・白石万年橋上下流	左	85	A	〃	第２水防倉庫
早 川	早川・前河原先	左	100	A	〃	〃
〃	新倉・前河原	左	100	B	〃	〃
湯 川	湯島・湯川橋上下流	右 左	50 50	A A	〃	〃
早 川	奈良田・集落下	左	100	A	〃	〃

５ 資機材の整備及び輸送

（１）資機材の整備

水防管理者（町長）は、備蓄資材を管理し、備蓄資材等の不足が生じた場合には早急に整備を図る。

水防倉庫及び備蓄資材は次のとおりである。

■水防倉庫及び備蓄資材

名　称	所在地	建物面積（㎡）	河川名	管理責任者	備品資材						
					鋤簾 スコップ つるはし (丁)	照明具 (灯)	空俵 (枚)	縄 (巻)	蛇籠 (本)	鉄線 (kg)	丸太 (本)
第１水防倉庫	早川町高住字角瀬	17	早　川 春木川	町長	33	－	300	5	16	30	80
第２水防倉庫	早川町新倉 3226 夫原野 ~~147~~	33	早　川	町長	16	－	300	2	30	30	80

※備品資材の数量については、目標値として設定する。

（２）輸送の確保

水防管理者（町長）は管内の重要水防区域についてのあらゆる状況を推定した次のような輸送路見取図を作成し、峡南建設事務所水防支部長に提出しておくものとする。

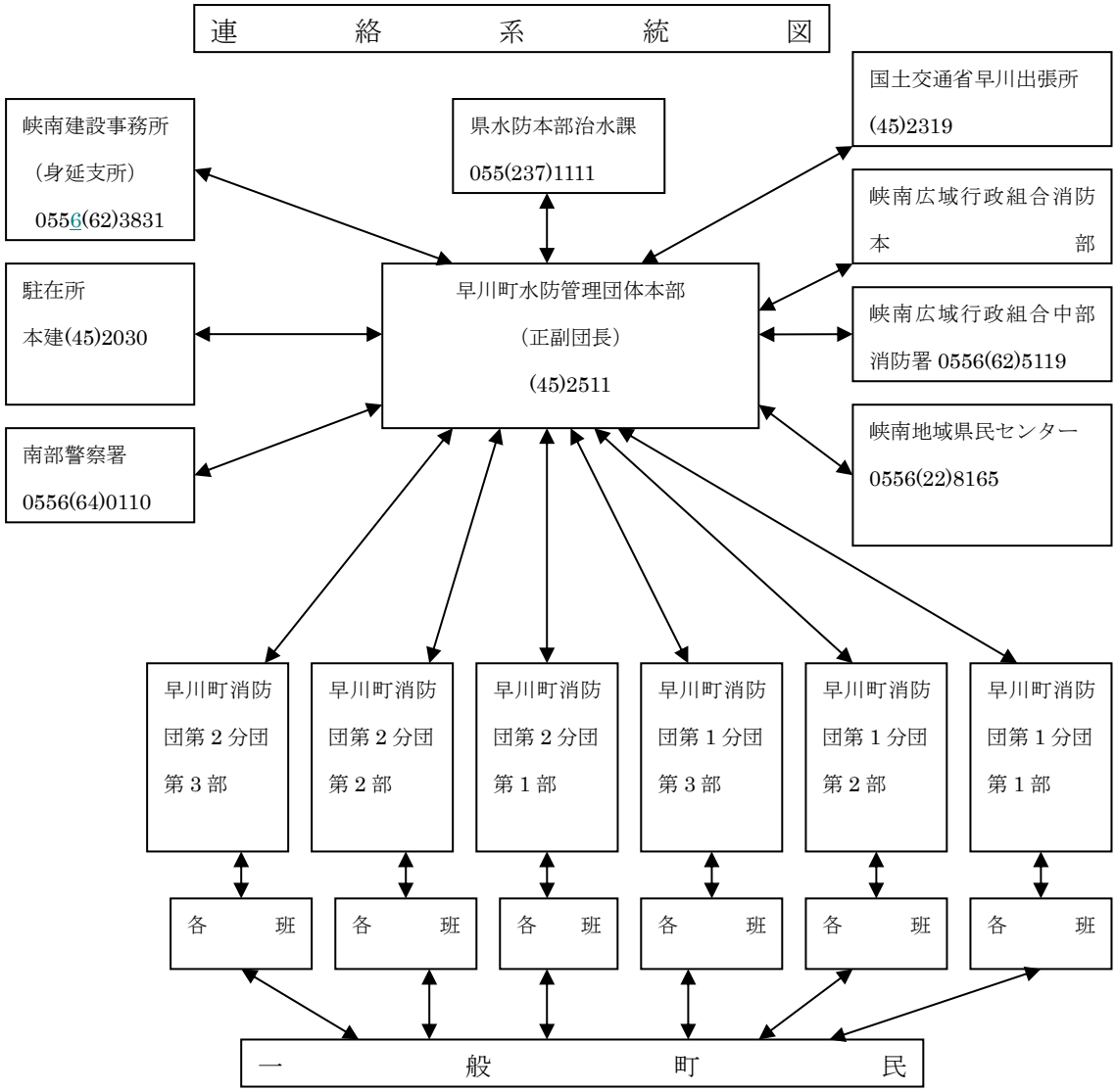
①付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

②万一に備えた、多角的な輸送路の選定図

６　気象・水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部により気象状況の通報を受けたときは、ただちに甲府地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認められるときはすみやかに次の措置をとる。

（１）連絡系統図



（２）通信連絡

町は、迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておく。

町は、水防団体及び消防機関等との連絡のため、NTT 加入電話（所有者）または有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておく。

（３）水位の観測通報

総務課は、水防本部より気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは県総合河川情報システムにより三里水位観測所の変動を監視し、通報水位を超えたときはただちに水防本部に所定の報告を行い、関係機関に通知する。

水位通報の間隔

①水防団待機水位（0.8m）に達した時

②氾濫注意水位（1.4m）に達した時

③計画高水位（3.1m）に達した時

④氾濫注意水位まで下がった時

（４）通報方法

水位の報告は、電話等の簡便な方法により、観測場所・日時・水位・増減の傾向見込み等を報告する。

７ 水防団の出動

（１）水防管理団体の非常配備

水防管理者が、水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

①水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合

②緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

（２）水防団に対する非常配備

①待機

水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また一般団員は次の段階に入り得るような状態におく。

ア 大雨・洪水警報が発せられたとき

イ 県水防本部から待機の指示が入ったとき

②出動

水防団の一部又は全員が所定の場所に集合し警備配置につく、出動命令は、概ね次の際に発する。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇のおそれのあるとき

イ 水防警報（出動）が通知されたとき

ウ 自ら出動が必要と認めたとき

（３）報告

次の場合には、水防管理者又は峡南建設事務所（身延支所）に報告する。

①警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団が出動したとき

②危険が増大して水防作業を開始したとき

③堤防その他の異常を発見したとき

８ 水防団の作業

（１）水防作業

①水防工法は県の水防計画書を準用する。

②作業中は全員敢闘精神をもち、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。

（２）避難のための立ち退き

①水防管理者は、自ら防御する堤防等が破堤の危機に瀕した場合、ただちに必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信連絡系統により指示する。

②水防管理者は、立ち退き又はその準備を発令した場合は、当該区域を管理する警察署長にその旨を通知する。

③立ち退き計画の主となる事項は次のとおり

ア 立ち退きを要する人口、世帯数

イ 避難所及び避難所までの経路及び連絡

（３）水防解除

水位が氾濫注意水位以下減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除しこれを一般に周知させるとともに、峡南建設事務所（身延支所）を通じ知事にその旨を報告する。

９ 水防報告

（１）報告事項

水防本部長が峡南建設事務所（身延支所）に緊急に報告すべき事項は次のとおり

①水防のため水防団を出動させたとき

②他の水防本部長に応援を要請したとき

③破堤、氾濫したとき

④洪水増減状況

⑤応援の状況

⑥その他必要と認める事態が生じたとき

（２）水防てん末報告

水防が終結したとき水防本部長は、遅滞なく次の事項をとりまとめ、県水防計画による様式により、峡南建設事務所（身延支所）に報告する。

①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
②警戒出動及び解除命令の時刻
③水防団の出動の時期及び人員
④水防作業の状況
⑤堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
⑥使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
⑦障害物を処分した数量及びその事由
⑧土地を一時使用したときはその場所及び所有者住所氏名とその事由
⑨応援の状況
⑩現場指導職員氏名
⑪立ち退きの状況及びそれを指示した事由
⑫水防関係者の死傷
⑬殊勲者名及びその功績
⑭雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防本部長の所見
⑮堤防その他の施設に緊急を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
⑯その他必要な事項

１０　費用負担及び公用負担

（１）費用負担

町の区域の水防に要する費用は、水防法第 32 条により町が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は相互協議による。

（２）公用負担

水防法第 21 条の規定により水防本部長は公用負担を命じ、この権限を水防現場において行使するものとして、水防本部長の委任を受けたものは、~~次のとおり~~権限証書を携行しなければならない。

①必要な土地の一時使用
②土、石、竹、木、その他資材の収用
③車両その他の運搬具又は器具の使用
④工作物
⑤その他の障害物の処分

ア 公用負担命令権限証

公用負担命令権限証

身分　　所属

氏名

上記の者に　　の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任した事を証明する。

年　月　日

早川町水防本部長

早川町長　　印

イ 公用負担命令

水防法第 21 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として、次のような命令書を目的物の所有者・管理者又はこれに準ずべき者に手渡して、これをなす。

公用負担命令書

第　　号

目的物　種　類　　員数

負担内容　使　用　　収用　　人分等

年　月　日

早川町水防本部長

早川町長　　印

事務取扱者事務吏員　　印

殿

第２５節 原子力災害応急対策（総務部、環境・衛生部）

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第 10 条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第 15 条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（町の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

１ 情報の収集及び連絡体制の確立

（１）警戒事態発生後~~特定事象発生後~~

静岡県御前崎市で震度６弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

また、必要に応じて、静岡県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事態の状況などを把握する。~~原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第 10 条の規定により、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、所在県をはじめ、主務官庁、所在都道府県、所在市町村等へ通報することとなっている。~~

~~県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、町は、必要に応じ県から連絡を受ける。~~

（２）施設敷地緊急事態発生後~~原子力緊急事態宣言発出後~~

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、県内市町村等に連絡する。~~県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町は、必要に応じ県から連絡を受ける。~~

（３）全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

２　活動体制の確立

（１）原子力災害警戒連絡会議の開催

県は、中部電力浜岡原子力発電所おいて特定事象が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、県が行う応急対策について必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催することになっている。

なお、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要があると防災危機管理監が認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催することになっている。

原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、県災害対策本部連絡班長会議に準用する。

（２）原子力災害警戒本部の設置

県は、内閣総理大臣が、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において原子力緊急事態宣言を発出した場合で知事が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置することになっている。

原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、県災害対策本部に準用する。

３　緊急時モニタリング活動

（１）特定事象発生後の対応

県は、現地情報を入手するとともに、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を開始することになっている。

なお、原子力発電所事故の規模、風向きなどの気象情報、県民への不安感の広がり等を考慮のうえ、必要が生じた場合は、緊急時モニタリングを開始することになっている。

（２）原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、現地情報を入手するとともに、緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果を取りまとめのうえ、速やかに公表することになっている。

なお、緊急時の放射線モニタリングの分掌は、概ね次のとおりとする。

①福祉保健部　　飲料水の検査

②森林環境部　　大気、水質、林産物、廃棄物の検査

③産業政策~~労働~~部　　工業製品の検査

④農政部　　農畜水産物の検査

⑤県土整備部　　下水汚泥の検査

４　市町村の区域を越えた避難者の受入れ

原子力災害による県外から町への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、本章第４節１２「広域避難」、同第４節１３~~１１~~「広域一時滞在」により受入れる。

なお、町は必要に応じて、一時避難所を確保するとともに、避難者の受入れに努める。

５　屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表 1 の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の~~勧告又は~~指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、町に対して原災法第 15 条の指示があった場合、町は、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の避難行動要支援者に十分配慮する。

町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとるが、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

■屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量(単位：mSv)		
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	防護対策の内容
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線

		の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

※1　予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

※2　予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

※3　外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

（「防災指針」より抜粋）

第２６節 交通施設災害応急対策計画（建設・振興部）

１ 道路、橋梁の危険箇所の把握

町長は、町の管理する道路の破損、橋梁の流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとられるよう努める。

２ 道路、橋梁の被災箇所の通報

町内の自動車の運転者、一般住民に対して道路の決壊、崩落、橋梁の流失等を発見した場合は、ただちに町長に通報するよう常に啓発する。

３ 応急措置と代替道路の確保

町長は、町が管理する道路に災害が発生した場合は、ただちに応急措置を行うとともに関係機関と協力して迂回道路の状況を十分調査し、迂回道路がある場合は、代替道路として利用し、交通の確保を図る。

第２７節 ライフライン確保対策（総務部、環境・衛生部、事業者）

小規模水道~~簡易水道~~・電気・ガス、電話、通信サービス等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、安全対策を推進する。

なお、町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため，町、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

災害時の電気供給のための応急対策は、次のとおりとする。

１ 電力施設

（１）防災体制

①非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第１非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第２非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想された場合も含む。) ・東海地震注意報が発令された場合
第３非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度６弱以上の地震が発生した場合

（２）災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部及び支部を設置する。

（３）応急復旧対策

①応急対策要員

応急対策に従事可能な人員を予め調査、把握しておき、定められたルートによって速やかに対応する。また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備し、応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

②設備の予防強化

洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸設備の災害予防について応急措置を講ずる。

工事中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講ずる。

③災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、被害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察･消防機関から送電停止の要請があった場合等には、適切な危険予防措置を講ずる。

④災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故および漏電事故による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定

⑤被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を構築する。

２ 電気通信施設

（１）応急対策

町内における通信施設を防護し、被害地に対する通信を確保するため、独自の防災計画等の定めるところにより、関係機関相互の協力体制を整え緊急事態に対処し被害を最小限度に止め、早期通信の復旧等に努める。

①電話利用制限の措置

災害発生時の緊急通話を優先するため、一般の問い合わせ、見舞い等の通話を制限する措置を実施する。

②重要通信の確保

災害発生時等において、次の機関が優先して使用できるよう措置を行う。町災害対策本部及び関係各機関・警察・消防・病院・放送・報道関係等の機関とする。

③電源の確保

長期停電に備えて、各電話局にそれぞれ必要に応じて予備エンジンを始め移動用電源、携帯用発電機を配備して、通信の中断のないよう措置している。

第２８節 危険物等応急保安計画（総務部、事業者）

危険物等の施設が近隣の災害により、危険な状態となった場合は、関係事業者はただちに次の応急措置を講ずる。また、上記の事態を発見したものはただちにその旨を、警察・消防等関係機関に通報する。

１ 火薬類の応急対策

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界棚及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張り人をつける。

（２）運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。

（３）前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

（４）運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

２ 高圧ガスの応急対策

（１）製造施設及び消費施設において、製造又は消費者の作業をただちに中止し、製造又は消費者のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員以外は退避させること。

（２）販売施設、貯蔵所において充てん容器等を安全な場所に移動させ、見張人をつけること。

（３）充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈めるか、又は地中に埋めること。

（４）前記の措置を講ずることができないときは、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告すること。

（５）輸送中において災害が発生したときは車両等の運転者は、消防機関・警察機関及び荷受け人等へ通報する。またこの他高圧ガス地域防災協議会防災事務所の専門的技術要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

（６）企業、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

（７）各家庭のプロパンのボンベはバルブを閉めボンベを固定する。

３　危険物の応急対策

（１）危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安経路を除いて切断すること。

（２）危険物施設の管理者等は、危険物の取り扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止・防油堤の補強等の措置を講ずること。

（３）危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定にもとづく応援要請をすること。

（４）危険物運搬車両の運転手等は、輸送中に危険物がもれる等の災害が発生したとき又は、そのおそれがある場合は、災害防止の応急措置を講ずるとともに、消防・警察等関係機関にすみやかに通報すること。

（５）県及び町は、引火・爆発又はそのおそれがあると認められる場合は、施設関係及び関係機関と緊密な連絡をとり警戒地域を設定するとともに、付近の住民に対し、避難等の指示~~又は勧告~~をすること。

（６）県及び町は、火災の状況・規模及び危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣の要請等の措置をとること。

４　毒物、劇物の応急対策

毒物、劇物施設の管理者等は、保健所・警察署・消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。

（１）毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のため危険区域を設定して、関係者以外の者が立ち入ることを禁止する。

（２）状況に応じて、交通遮断・緊急避難・一般住民に対する広報活動等を行う。

（３）中和剤・吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

（４）飲料水等が汚染したとき、又は、そのおそれがある場合は下流の水道取水管理者、井戸水使用者等に通報する。

第２９節　警察警備計画（総務部、警察署）

１　警備方針

関係機関との緊密な連携のもと災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等~~県民~~の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

２　災害に備えての措置

警察署等が平素災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

（１）危険箇所の調査
（２）災害警備活動に関する調査及び研究
（３）防災上拠点となる警察施設の点検及び整備
（４）警察職員に対する教養及び訓練
（５）災害警備用装備品資機材の整備充実
（６）交通対策用施設資機材の整備充実
（７）通信用資機材の整備充実
（８）災害警備用物資の備蓄
（９）信号機用電源附加装置の整備
（10）災害警備実施計画の策定
（11）住民の防災意識高揚のための広報
（12）関係機関との連絡
（13）災害警備本部設置運用に必要な設備の整備充実

３　警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制を次のとおり区分する。

（１）準備体制

レベル２大雨・レベル２土砂災害・強風注意報~~大雨・強風・洪水注意報~~が発せられる等、災害の発生が予想され、発生までに相当の時間的余裕がある場合における準備体制であって、状況により警戒体制及び非常体制へ円滑に移行できる体制をいう。

（２）警戒体制

レベル３大雨・レベル３土砂災害・暴風警報~~大雨，暴風・洪水警報~~が発せられる等災害の発生することが確定的となった場合における警戒体制であって、事態の推移に伴い、すみやかに非常体制へ移行することができる体制をいう。

（３）非常体制

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合における体制をいう。

４　災害警戒本部等の設置

（１）情報収集体制~~災害警備連絡室~~の設置

準備体制をとったときは、警察本部警備第二課に情報収集体制~~災害警備連絡室~~を設置する。

（２）災害警備本部の設置

警戒体制、非常体制をとったときは、警察本部に災害警備本部等を設置し、警察署は本部に準じた体制をとる。

５　災害発生時等の警備活動

警察本部及び警察署が、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

（１）情報収集及び伝達

（２）被害実態の把握、記録統計

（３）広域緊急援助隊の受入れ運用

【（参考）山梨県警察広域緊急援助隊】

■警備部隊：24 人

■交通部隊：17 人

■刑事部隊：10 人

（４）被害者の救出及び負傷者等の救護連絡

（５）行方不明者の調査

（６）危険箇所の警戒並びに住民に対する避難~~勧告~~指示及び誘導

（７）災害警備活動のための通信の確保

（８）不法事案等の予防及び取締り

（９）被災地、避難所、重要施設等の警戒

（10）避難路及び緊急交通路~~緊急輸送道路~~の確保

（11）交通の混乱の防止及び交通秩序の確保

（12）広報活動

（13）遺体の見分、検視

（14）関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

６　交通対策

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、通行の禁止、一方通行等の交通規制を迅速、的確に行う。

また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報、危険防止及び混雑緩和等の措置を行う。

交通規制の基本方針、運転手の執るべき措置、緊急通行車両の確認措置等については、第３章第２１節「交通対策計画」により実施する。

７　災害警備訓練

暴風・大雨・地震等による大規模な災害の発生に備え、通信の確保、交通の規制、住民の避難誘導、負傷者の救出等についての総合的な警備訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、可能な限り多数の関係機関及び住民の参加が得られるよう努める。

第３０節 金融計画（総務部、事業者）

１ 計画の方針

発災時に備えて金融業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は次の措置を講ずる。

（１）発災後における業務遂行のための店舗の確保、要員の配置等については、各金融機関における防災計画によって対応することとし、営業の早期再開に努力する。

（２）営業の再開にあたっては、できるだけ同一歩調をとる。

（３）預貯金等の関係書類の保管については、完全を期するとともに電算機についても耐震装置を完備する。

（４）発災後の手形交換又は不渡処分の取扱については、平常に戻るまでの期間、手形の期限の延長措置がとられることとなるため手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

（５）発災後の預貯金、手形等の取扱については、顧客への周知の徹底を図る。

■管内金融機関一覧表

金融機関名	所在地	電話番号	備考
七面山口郵便局	早川町高住 645	0556-45-2001	
硯島郵便局	〃 雨畑 686	〃 〃 2201	
早川郵便局	〃 保 62	〃 〃 2301	
三里郵便局	〃 新倉 284	〃 48-2001	
西山郵便局	〃 湯島 73	〃 〃 2501	

２ 中小企業融資計画

災害時において被災中小企業者に対する設備資金、運転資金及び信用保証は次による。

（１）融資条件等

別表「中小企業金融資融資一覧表による」

（２）信用保証について

機関名	住所	電話番号
山梨県信用保証協会	甲府市飯田２丁目 2-1	055-232-9700

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

①災害関係保証にかかる中小企業者１人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

②信用保証料の低減措置をとる。

■（別表）中小企業金融融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策中小企業金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般 15,000 万円以内 組合 45,000 万円以内 (代理貸) 一般 7,500 万円以内 組合 22,500 万円以内	基準利率 ただし特定の激甚災害の場合もその都度定める。	設備資金 15 年以内 (2 年以内の措置期間を含む。) 10 年以内 (2 年以内の据え置き期間を含む)	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は町長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1)各融資制度の融資限度額に 1 災害 3,000 万円を加えた額 (2)特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3)代理店取扱 1,500 万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10 年以内 (2 年以内の措置期間を含む) 特別貸付 各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要。 2 災害の発生した日から 6 ヶ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金			定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20 年以内運転資金 10 年以内(各 3 年以内の据置期間を含む)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金 JA 山梨信連 各農協	経済変動対策融資(経済危機・災害復旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 (一企業限度額 5,000 万円)	1.4%	設備資金 10 年以内 (うち 1 年以内又は 2 年の据置期間を含む。) 運転資金 10～7 年以内 (うち 1 年又は 2 年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として町長の発行する証明書が必要。

なお、町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第３１節 被災者生活安定計画（福祉・保健部）

１ 生活援護資金等の貸付

被災者のうち生活困窮者等に対して次により、生業に必要な資金の貸付けを行う。

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	り災低所得世帯(原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金、事業開始･継続資金
貸付限度額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 285 万円 事業継続 143 万円
貸付期間	7 年以内 (6 月以内の据置)	10 年以内 (うち 3 年据置)	住宅 7 年以内 2 年据置 開始 7 年以内 2 年据置 継続 7 年以内 2 年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年 1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年 3%	年 1.5%(保証人がいる場合は無利子)
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	町(県は全額町に貸与、国はそのうち 2/3 を貸与する。)	県

（出典：山梨県地域防災計画）

２ 災害弔意金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔意金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

（１）災害弔意金

自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

支給額	生計維持者	500 万円を超えない範囲
	その他の者	250 万円を超えない範囲
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

（出典：災害弔意金（災害弔慰金の支給等に関する法律））

（２）災害障害見舞金

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支給額	生計維持者	250 万円を超えない範囲
	その他の者	125 万円を超えない範囲

（出典：災害弔意金（災害弔慰金の支給等に関する法律））

３ 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法 平成 10(1998)年法律第 66 号）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した資金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。支給申請は町に行い、町は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県へ提出する。

（１）被災者生活再建支援法の適用要件

①対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

カ アもしくは、イの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）及び 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

②対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（２）被災者生活再建支援金の支給条件

支援の内容

●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給します。

●支給は、下記の 2 つの支給金の合計額になります。
(世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 3/4 になります。)

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

	住宅の被害程度	
	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	50 万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

	住宅の再建方法		
	建設、購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※住宅の再建方法が 2 以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。

４ 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

本制度は、国の被災者生活再建支援制度が適用されない被災者に対し、県と市町村の共同により、被災者の生活再建を支援するものである。

国の被災者生活再建支援制度が適用されない場合とは、

ケース１：複数市町村が被災する大規模災害で被災状況に差がある事例

ケース２：小規模災害で法適用がない事例

である。

県及び県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村は、災害により住宅が全壊等した被災者の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。

（１）適用要件

①支援制度の対象となる災害

県内で１世帯でも住宅全壊被害が生じた自然災害。（支援法が適用される世帯を除く。）

②対象となる被災世帯

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準用するやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成 10(1998)年政令第 361 号）第２条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。「大規模半壊世帯」という。）

（２）支援制度の対象となる被災世帯及び支給額

被災者生活再建支援法適用と差異が生じないよう、支援法と同一とする。

支給額は、下記の２つの支援金の合計額

（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	50 万円

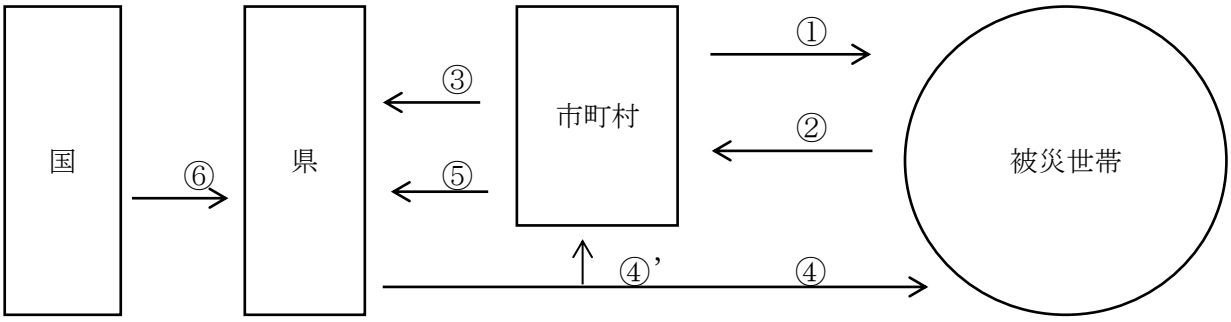
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設、購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
※同一の自然災害により、国による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。

（３）支援金支給までの手続き

支援法適用の有無により、被災者の手続きに差異が生じないよう、可能な限り支援法と同一の手続きとし、各被災世帯への支援金支給手続きは県で行う。



① 被害家屋の調査、り災証明書の交付 → 市町村による被害認定（災対法）

② 支援金支給申請

③ 支援金支給申請書及び進達文書の県への送付

④ 支援金の支給決定及び支給

④’市町村へ支給決定通知（写）の送付

⑤ 市町村負担分の納付

⑥ 特別交付税措置（ケース１の場合のみ）

５ 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

（１）新築住宅 400 万円､18 年償還(内 3 年据置)

（２）改修住宅 200 万円､11 年償還(内 1 年据置)

※ 住宅金融支援機構と併せ貸し

※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

６ 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

（１）天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運宮に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者個人 200 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円(連合会 5,000 万円) 激甚災害の場合、農協 5,000 万円(連合会 7,500 万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の 50%以上の者)に対しては年 3%以内、他の者に対しては年 6.5%以内又は年 5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農休業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は金融機関

出典：天災融資制度(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)

（２）農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）　(~~平成 29~~ 令和 8(20~~26~~17)年 1~~2~~月 ~~20 日~~現在)

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の 6/12 に相当する額~~特認年間経営費等の 3/12 以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)~~
貸付利率	年 1.55～2.25%~~0.20%~~
据置期間	3 年以内
償還期限	15~~10~~年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

(出典：山梨県地域防災計画)

７　特別行政相談活動の実施

関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別行政相談活動」を行うものとし、町及び県は当該活動に協力するものとする。

７　税等負担の軽減

町は、必要に応じ、市民税、固定資産税、国保税、保育料等の徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

８　生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

９　各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、町は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

１０　災害ケースマネジメント

町及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第３２節　義援金品募集配分計画（総務部、福祉・保健部、経理部）

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分等については、概ね次により行う。

１　実施機関

義援金品の募集及び配分は次の機関団体等をもって協議会を組織して実施する。

県・町・日本赤十字社山梨県支部早川分区・早川町社会福祉協議会・共同募金会・町女性団体連絡会・報道機関その他の関係機関団体

２　義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、協議会において被害の程度、範囲に応じてその方法等を協議し、配分する。

３　義援金品の募集及び配分結果の公表

協議会は決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第３３節　日本郵政グループの応急対策計画（郵便局）

日本郵政グループ（七面山口郵便局、硯島郵便局、早川郵便局、三里郵便局、西山郵便局）は、災害が発生した場合、公衆の被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵便事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策並びに被災地域地方公共団体に応急融資を実施する。

１　郵便関係

（１）小包み郵便物の料金の免除

総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被害者の救護を行う地方公共団体又は、日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包み郵便物の料金を免除する。

（２）郵便葉書等の無償交付

被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災世帯に対し通常郵便葉書及び郵便書簡郵便窓口において無償交付する。

（３）利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便業務の一部を停止する。

２　電報、電話関係

被災地の郵便局において取扱う被災者の利用する災害関係電報電話については NTT 東日本㈱、~~東日本電信電話(株)~~と連絡の上、料金免除等の措置を実施する。

３　為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払い戻し等の便宜処置を行う。

４　簡易保険郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い保険料等の払い込み等の際便宜処理を行う。

第３４節 公共的団体等活動計画（各部）

災害時における公共団体等の円滑な活用を図るため、次により、公共団体等による奉仕団の編成、動員等を行う。

１ 奉仕団の編成所属等

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

（１）奉仕団の編成

奉仕団は、概ね次の団体ごとに編成する。

①日本赤十字社山梨県支部早川分区

②地域奉仕団（自主防災組織）

③消防団

（２）奉仕団の班編成

各団体に奉仕活動に応じた班を編成する。

２ 奉仕活動の内容

（１）炊出しその他災害救助の応援

（２）簡易な清掃作業

（３）簡易な防疫作業

（４）災害対策用物資の輸送及び配分

（５）その他簡易な作業及び事務

３ 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の所属する機関において行う。

第３５節　労働力確保計画（総務部・建設振興部・環境・衛生部）

１　求人申し込み

町長は、災害対策に従事する人員に不足を生じた場合、公共職業安定所長に対し次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行う。

（１）職種別所要求人の数

（２）作業場所及び作業内容

（３）作業時間、賃金等の労働条件

（４）宿泊施設の状況

（５）必要とする期間

（６）その他必要な事項

２　労務者の雇用

（１）雇用の方法

労務者の雇用は、総務課長と各課長が協議の上、現地において直接雇用する。ただし災害救助法にもとづく救助作業に従事する労務者を雇用するときは、知事の承認を得て行う。

（２）労務の内容

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者を雇用できる内容は次のとおりである。

①被災者の避難誘導のための労務者

②医療及び助産における移送

③専門的又は緊急処置を必要とする患者を病院、診療所に運ぶための労務者

④医師、看護師などを移動させるための労務者

⑤傷病重傷患者を必要により移送させるための労務者

⑥被災者救出のため使用する機械器具の操作及び資材運搬のための労務者

⑦飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配布のための労務者

⑧次に掲げる救助用物資の整理、輸送及び配分のための労務者

ア 被服、寝具その他生活必需品

イ 学用品

３　り災証明書の交付

町長は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

町は、災害時に、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

４　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者からの情報を提供する。

第３６節　ボランティア活動の受入れ計画（福祉・保健部）

防災ボランティア団体が、災害関係情報等を十分把握できるよう情報収集・伝達に努めるとともに、対策本部にボランティア窓口を開設し、受入れ体制を整える。

また、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有~~把握~~する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動~~生活~~環境について配慮する。

１　ボランティア支援体制

町は、社会福祉協議会と協力して、地域ボランティア団体の育成に努めるとともに、ボランティア活動を次により支援する。

（１）受入れた場合、具体的な活動の指示と必要物資、宿泊施設の提供等を行う。

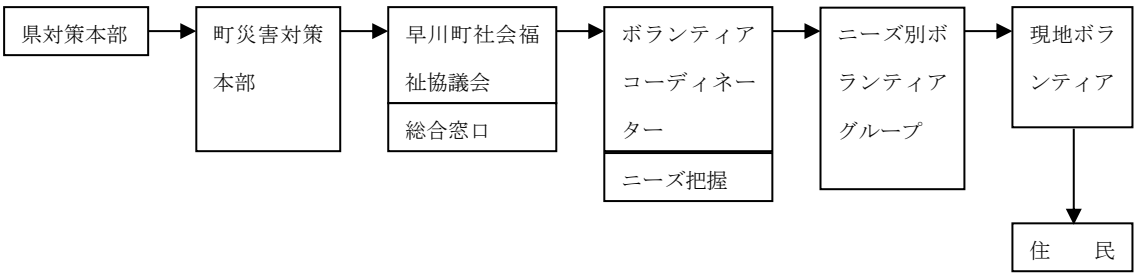
（２）ボランティアの登録、人員等の把握を行う。

（３）地元奉仕団との協力体制をとる。

（４）ボランティア活動に関する連絡調整をとる。

本　部
総合窓口　ボランティア窓口（登録、物資提供、連絡調整）
ボランティアコーディネーター（社会福祉協議会） ↓ ボランティア団体、地元奉仕団

■防災ボランティア活動体系図



第４章　災害復旧対策計画

災害復旧計画は災害発生後、被災した施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画する。

被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

なお、町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、県はこれを支援するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっての留意点として、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

地域防災計画は、概ね次の事業について計画する。

1　公共土木施設災害復旧事業計画
2　農林業施設災害復旧事業計画
3　住宅災害復旧事業計画
4　社会福祉施設災害復旧事業計画
5　学校教育施設災害復旧事業計画
6　社会教育施設災害復旧事業計画
7　水道等施設災害復旧事業計画
8　農林業応急融資計画
9　生活確保資金融資計画
10　その他災害復旧事業計画

第３編　地震災害編

第１章　地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用する。また、本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第 4 章の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14(2002)年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成 25(2013)年法律第 88 号）第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら 2 つの計画を兼ねる。

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　防災関係機関の役割

１　町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及びその他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、町及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

（１）地震災害予防対策

①地震防災に関する組織の整備

②地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

③大規模な地震防災訓練の実施

④地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

⑤地震防災に関する施設及び設備の整備、点検

⑥地震防災上必要な調査及び被害想定の作成

⑦建築物等耐震対策の強化促進

⑧危険物等災害予防対策の推進

⑨地震防災応急計画の作成、指導

⑩自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進

⑪大震火災対策の推進

⑫住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定の早期実施

⑬①から⑫までのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

（２）地震災害応急対策

①地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営

②警戒宣言~~又は東海地震に関連する情報~~、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施

③地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧~~普及~~対策の把握

④地震時に備えた人員、資機材の配備手配

⑤避難情報の発令~~の勧告及び指示~~

⑥被災者の救助その他の保護

⑦備蓄物資の放出、調達物資の供給及び知事に対する物資等の供給、あっせん要請

⑧火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置

⑨清掃、防疫その他の保険衛生措置

⑩犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

⑪緊急輸送の確保

⑫地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施

⑬町の施設等の安全措置及び応急復旧

⑭広域一時滞在に関する協定の締結

⑮他機関への応援要請

⑯①から⑮までのほか、災害防止又は災害拡大防ぎょの措置

（３）災害復旧対策

①被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進

②激甚災害に関する調査及び指定の促進

２ 県

次の事項を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

（１）地震災害予防対策

①地震防災に関する組織の整備

②町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

③地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

④大規模な地震防災訓練の実施

⑤地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

⑥地震防災に関する施設及び設備の整備、点検

⑦地震防災上必要な調査及び被害想定の作成

⑧建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進

⑨危険物等災害予防対策の推進

⑩地震防災応急計画の作成指導

⑪自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進

⑫大震火災対策の推進

⑬①から⑫までのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

（２）地震災害応急対策

①地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営

②警戒宣言~~又は東海地震に関連する情報~~、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施

③地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧~~普及~~対策の把握

④地震時に備えた人員、資機材の配備手配

⑤避難情報の発令~~の勧告及び指示~~

⑥被災者の救助その他の保護

⑦町長からの要請による物資等の供給、あっせん及び備蓄物資の放出

⑧火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置

⑨清掃、防疫その他の保険衛生措置

⑩犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

⑪緊急輸送の確保

⑫地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施

⑬県の施設等の安全措置及び応急復旧

⑭広域一時滞在に関する協定の締結

⑮他機関への応援要請

⑯①から⑮までのほか、災害防止又は災害拡大防ぎょの措置

（３）災害復旧対策

①被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進

②激甚災害に関する調査及び指定の促進

３　指定地方行政機関

（１）関東財務局（甲府財務事務所）

①東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示

②日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

ア 預貯金等の中途解約等の特例措置

イ 手形交換の特例措置

ウ 休日営業の特例措置

エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

オ 保険料支払いの迅速化措置

③地方公共団体が応急対策に実施の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（２）関東農政局（山梨農政事務所）

①主要食料（米及び乾パン等）の確保と供給措置

②主要食料及び食料品（パン、麺、味噌、しょうゆ等）等の在庫状況の把握

（３）関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成

②民有林直轄治山事業の実施

③災害復旧用材（国有林材）の供給

（４）関東運輸局（山梨運輸支局）

①緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立

②緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

（５）関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）

①被災者への生活支援情報の提供

②専用電話を備えた相談窓口の開設

③特別行政相談所の開設

（6 ~~5~~）関東総合通信局

①電波及び有線電機通信の管理

②防災及び災害対策用無線局開設・整備についての指導

③災害時における非常通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること

④非常通信訓練の計画及びその実施についての指導

⑤非常通信協会の育成及び指導

（7 ~~6~~）山梨労働局（鰍沢労働基準監督署）

①工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導

②事業場内労働者の二次災害の防止

（8 ~~7~~）東京管区気象台（甲府地方気象台）

①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。~~東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報~~

②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。~~地震の観測、並びにその成果の収集及び発表~~

③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。~~地震情報の発表と伝達~~

④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。~~地震防災知識の普及~~

⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。~~異常現象発見の通報に対する適切な措置~~

（9 ~~8~~）国土交通省関東地方整備局

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

①防災上必要な教育及び訓練

②通信施設等の整備

③災害危険区域等の関係機関への通知

④官庁施設の災害予防措置

⑤災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等

⑥水防活動、土砂災害防止活動

⑦建設機械の現況及び技術者の現況の把握

⑧災害時における復旧資材の確保

⑨災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等

⑩災害時のための応急復旧資機材の備蓄

⑪東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画

ア 地震防災応急対策に係る措置

イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

ウ 中央防災会議主事会議の申合せ

エ 大規模な地震に係る防災訓練

オ 地震防災上必要な教育及び広報

⑫南海トラフ地震防災対策推進計画

ア 初動体制の立ち上げ

イ 避難支援（住民等の安全確保）

ウ 被災状況等の把握

エ 被災者の救命・救助

オ 被害の拡大防止・軽減

カ 被災した地方公共団体支援

キ 被災者・避難者の生活支援

ク 施設等の復旧、被災地域の復興

ケ 強い揺れへの備え

コ 巨大な津波への備え

⑬首都直下地震対策計画

ア 首都中枢機能の継続

イ 避難支援（住民等の安全確保）

ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保

エ 被災状況等の把握

オ 被災者の救命・救助

カ 被害の拡大防止・軽減

キ 被災した地方公共団体支援

ク 被災者・避難者の生活支援

ケ 施設等の復旧、首都圏の復興

コ 強い揺れへの備え

サ 巨大な津波への備え

⑭緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

４ 自衛隊（東部方面特科連隊第１特科隊）

（１）平素における準備

①防災関係資料の整備

②関係機関との連絡・調整

③災害派遣計画の作成

④防災に関する教育訓練

⑤その他

ア 防災関係資機材等の整備点検

イ 隊員の非常参集態勢の整備

（２）災害派遣の準備

~~①地震災害警戒本部会議への参加~~

~~②警戒宣言、地震予知に関する情報伝達~~

①~~③~~災害派遣初動の準備

②~~④~~災害等情報の収集

③~~⑤~~通信の確保

④~~⑥~~要請等の確認及び派遣要領の決定

（３）災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

（４）撤収及び撤収後の措置

５ 指定公共機関

（１）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店

①主要通信の確保

②通信疎通状況等の広報

③復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

④気象警報時の町への伝達

（２）早川町内郵便局

①郵便、為替貯金、簡易保険、各事業の業務管理及びこれらの施設等の保全

②被災者に対する郵便葉書等の無償交付

③被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

④郵便為替による義援金の送金の料金免除

⑤為替貯金業務の非常取扱い

⑥簡易保険業務の非常取扱い

⑦民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配布に関すること

（３）日本赤十字社（山梨県支部）

①被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施

②応援救護班の体制確立とその準備

③血液製剤の確保及び供給のための措置

④赤十字奉仕団による救護活動の連絡調整

⑤災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

⑥被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

⑦義援金の募集及び配分

（４）日本放送協会（甲府放送局）

①災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信~~警戒宣言の伝達及び状況報告~~

②災害対策基本法に定める対策措置~~非常組織の整備~~

~~③地震防災応急対策のための動員及び準備活動~~

~~④地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道~~

（５）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社

①電力供給施設の災害予防措置

②災害発生に備える人員等の確保、配備手配

③災害発生時及びその前後における電力供給の確保

６ 指定地方公共機関

（１）放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）

①地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報~~各種情報等~~の報道

②地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道~~のための体制の確立~~

③社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力~~警戒宣言の伝達及び状況報告~~

~~④非常組織の整備~~

~~⑤地震防災応急対策のための動員及び準備活動~~

~~⑥地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道~~

（２）輸送機関（(株)山梨タウンコーチ、山梨県トラック協会）

①安全輸送の確保

②災害対策用物資等の輸送体制の確立・手配

③知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

（３）ガス供給機関（(社)山梨県 LP ガス協会）

①ガス供給施設の保安整備

②災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

③被災地に対するガス供給体制の確立

（４）医師会（南巨摩郡医師会）

①被災者に対する救援活動の実施

②受け入れ~~収容~~施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

７ 南部警察署

山梨県警察災害警備計画の定めるところによる

８ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）早川町商工会

①町が行う商工業関係被害調査、融資のあっせん協力体制の確立

②災害時における物価安定についての協力体制の確立

③救助用物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力体制の確立

（２）社会福祉施設及び学校施設の管理者

①児童生徒に対する~~地震予知に関する情報及び~~南海トラフ地震に関連する情報等の伝達

②避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励

③避難設備の整備及び避難訓練の実施

④災害時における応急教育対策計画の確立と実施

⑤応急医薬品の整備

⑥施設・設備の整備点検並びに消防水利の確保

⑦災害時における入居者の保護及び指導

⑧火気使用及び実験学習の中止

⑨避難者の受入れ準備

（３）(公財)山梨県下水道公社

①災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対策の策定

②緊急対応用資機材の整備、配置計画

③関係機関との連絡調整

第２節　早川町の特質と過去の地震災害

一般災害編第１章第２節「早川町の概況」を準用する。

第３節　地震被害想定

県は、平成７（1995）年１月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、県内に大規模な被害を及ぼす地震を想定した調査を行い、平成８（1996）年にその結果を公表した。また、平成13（2001）年に中央防災会議が新たな東海地震の想定震源域を示したことを踏まえ、東海地震被害想定調査を行い、平成17（2005）年にその結果を公表した。~~山梨県地震被害想定調査報告書（平成8(1996)年）」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、①東海地震、②南関東直下プレート境界地震、③山梨県内及び県境に存在する活断層による地震の3種類の地震を想定した。~~

一方、内閣府は平成24（2012）年に今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフの巨大地震の被害想定を示した。また、中央防災会議は、平成25（2013）年に首都直下地震の被害想定調査を実施し、今後30年以内に発生する確率が70%程度となるマグニチュード７クラスの地震による被害を発表した。~~特に、東海地震については、文部科学省地震調査研究推進本部が示す東海地震（M8クラス）の発生確率は今後30年以内で90%程度と切迫性が高く、町においても強震動を受けることが想定されている。~~

加えて、平成23（2011）年に発生し、未曽有の被害をもたらした東日本大震災のほか、平成28（2016）年に発生した熊本地震など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られている。~~平成13(2001)年12月に中央防災会議（内閣府）は、新たな東海地震の想定震源域を示すとともに、平成14(2002)年には地震防災対策強化地域を見直したことを機に、山梨県は「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を平成17(2005)年5月に公表した。~~

こうした中、県は、平成８（1996）年の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、最新の科学的知見や手法、大規模地震から得られた課題や教訓、建物や人口等の社会条件の変化と地域特性を反映し、新たな被害想定調査を実施し「山梨県地震被害想定調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を令和５（2023）年５月に公表した。

ここでは、この~~平成17(2005)年の~~調査報告書における町についての被害想定を整理し、災害対策検討の目安とする。

１　~~東海地震の~~想定条件

（１）前提条件

令和５（2023）年の調査報告書は、最新の科学的知見に基づき県内に被害を及ぼす想定地震の見直しが行われており、南海トラフの地震（想定外をなくすという観点からマグニチュード９クラスの巨大地震を想定）が追加されるなどしている。

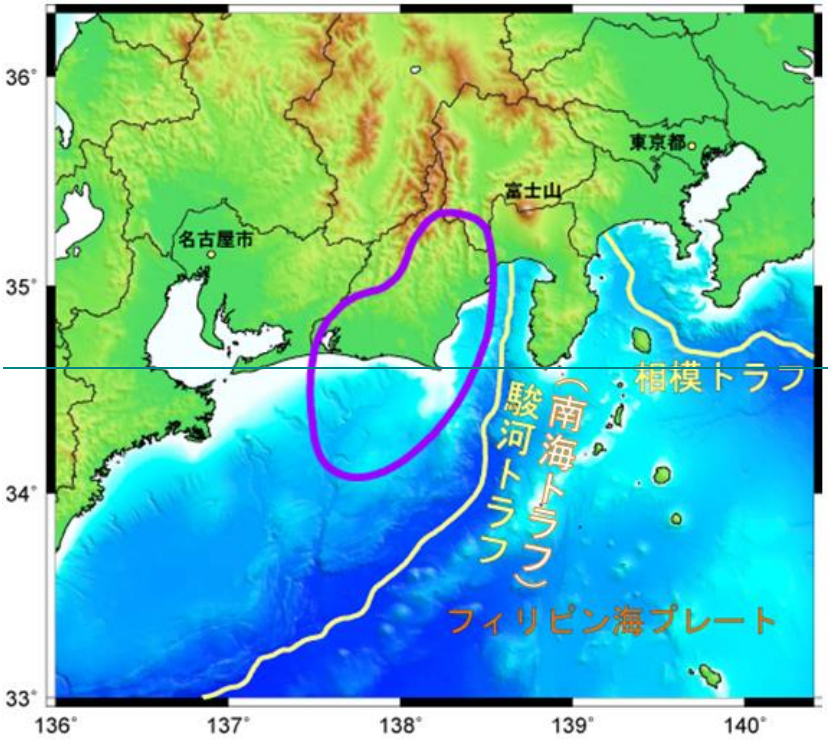
本計画においては、調査報告書の中でも、特に町に影響が大きい想定地震一つである南海トラフの地震（東側ケース）を前提条件とした。

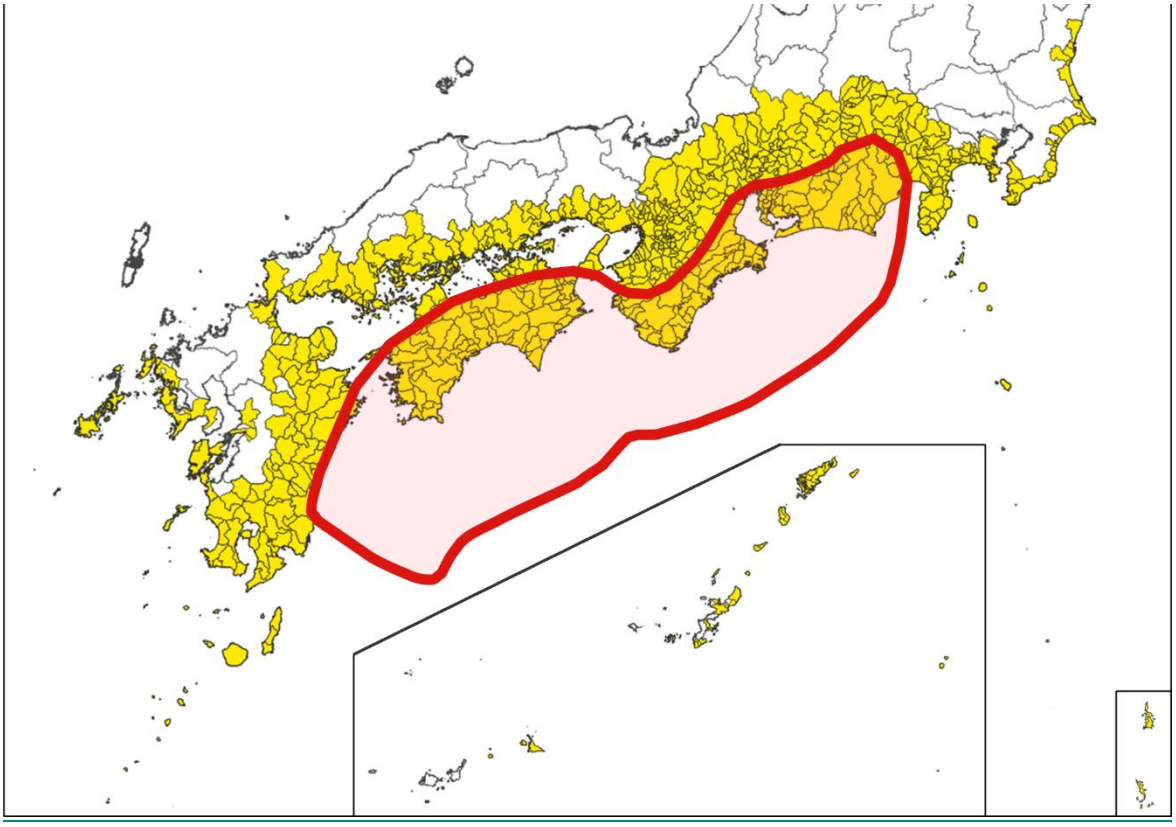
なお、想定の季節・時間帯は、火災の影響も考慮して、冬の夕方 18 時（風速 8m）とした。

~~想定地震~~	~~東海地震(マグニチュード 8.0)~~
~~想定の季節・時間帯~~	~~①冬の朝 5 時、②春秋の昼 12 時、③冬の夕方 18 時~~
~~予知ケース~~	~~①予知なし、②予知あり~~

（２）想定震源域

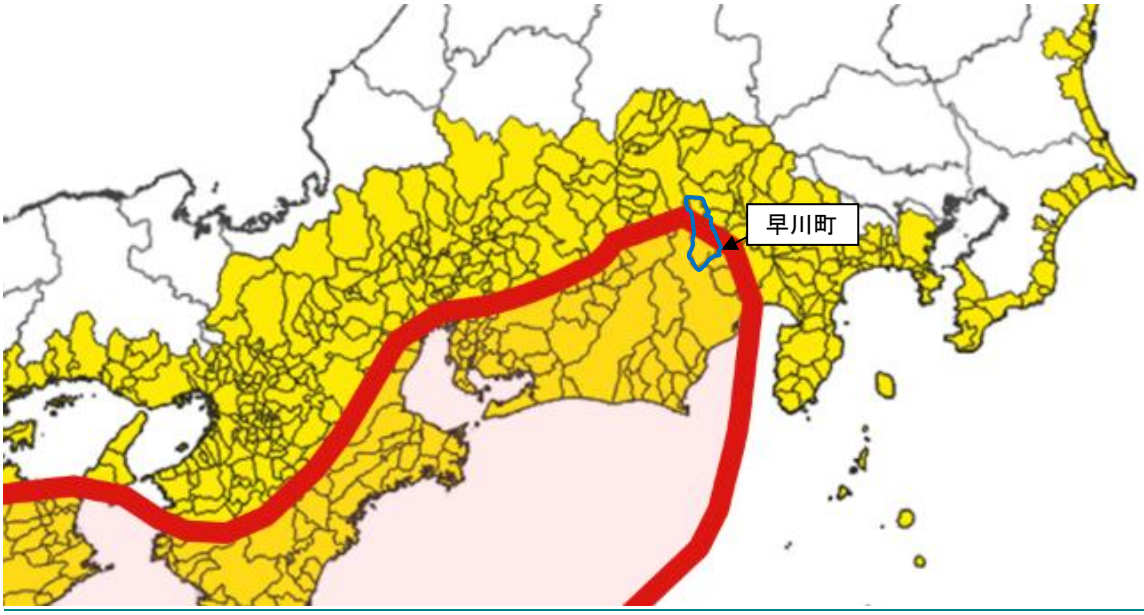
■~~東海地震~~南海トラフに係る地震防災対策強化地域（黄色で塗られた領域）と想定震源域（紫赤で囲まれた領域）

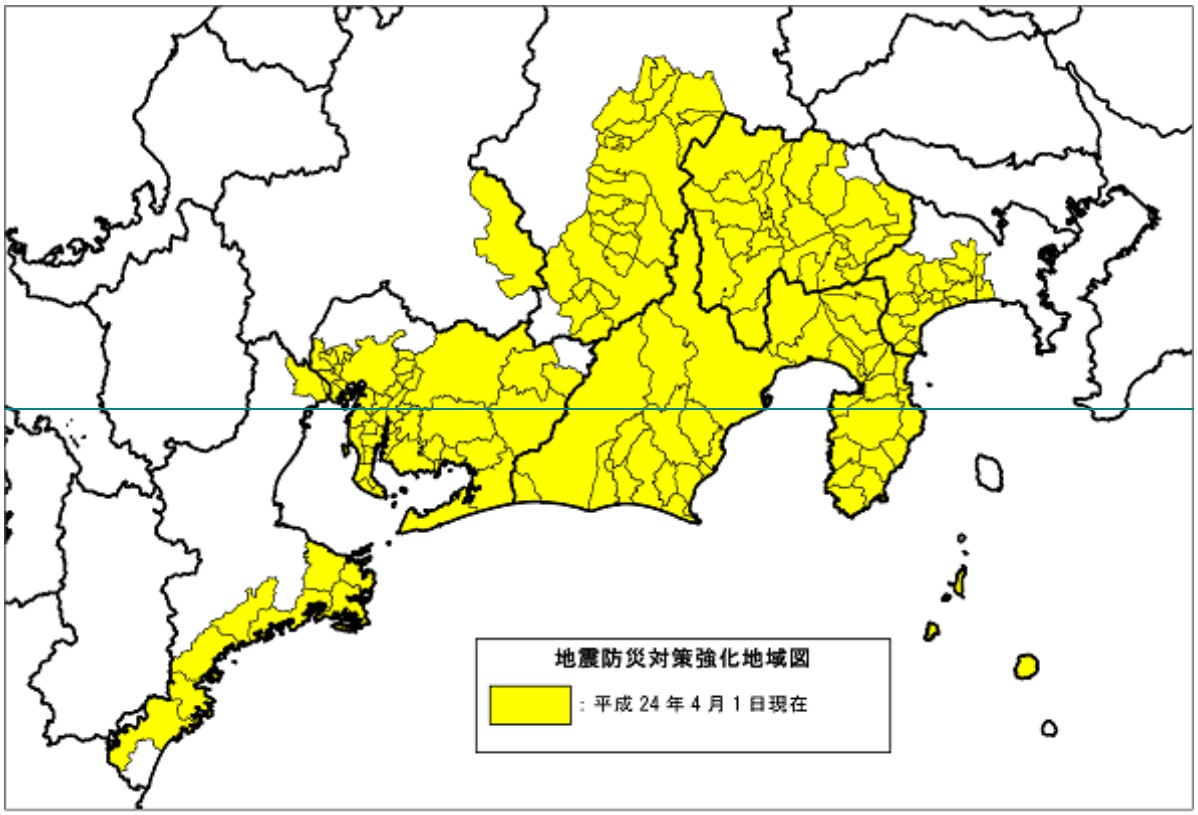




（出典：気象庁ホームページ　令和~~3~~8年３月現在）

■南海トラフに係る地震防災対策強化地域（黄色で塗られた領域）と想定震源域（赤で囲まれた領域）の拡大図~~東海地震に係る地震防災対策強化地域（黄色で塗られた領域）~~





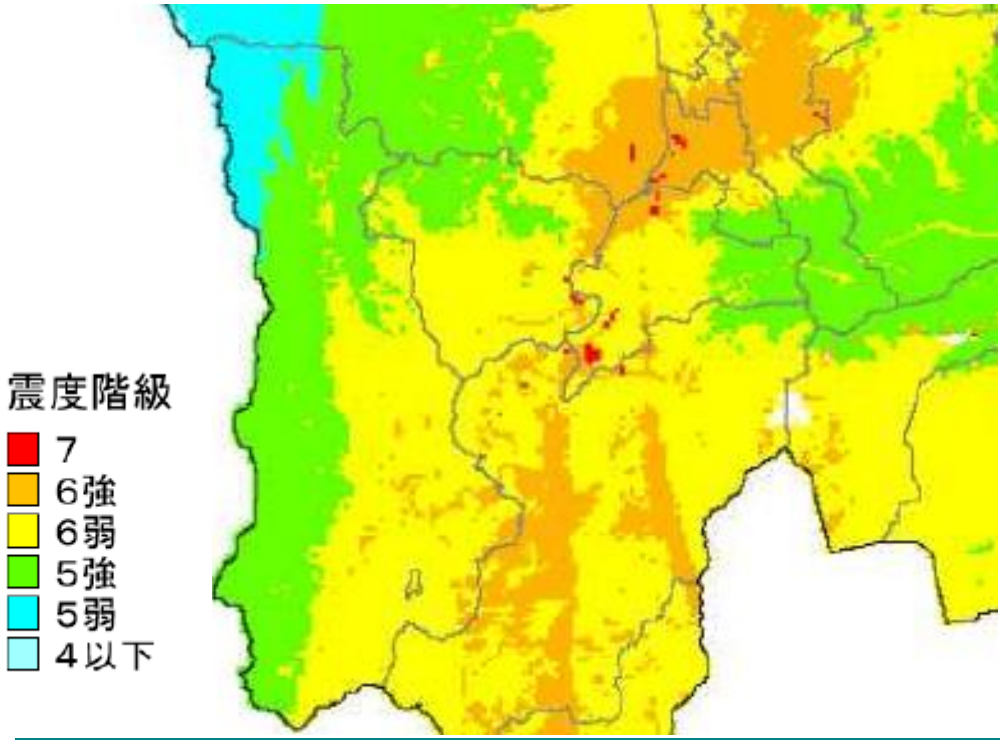
（出典：気象庁ホームページ　令和~~3~~8年３月現在に一部加筆修正）

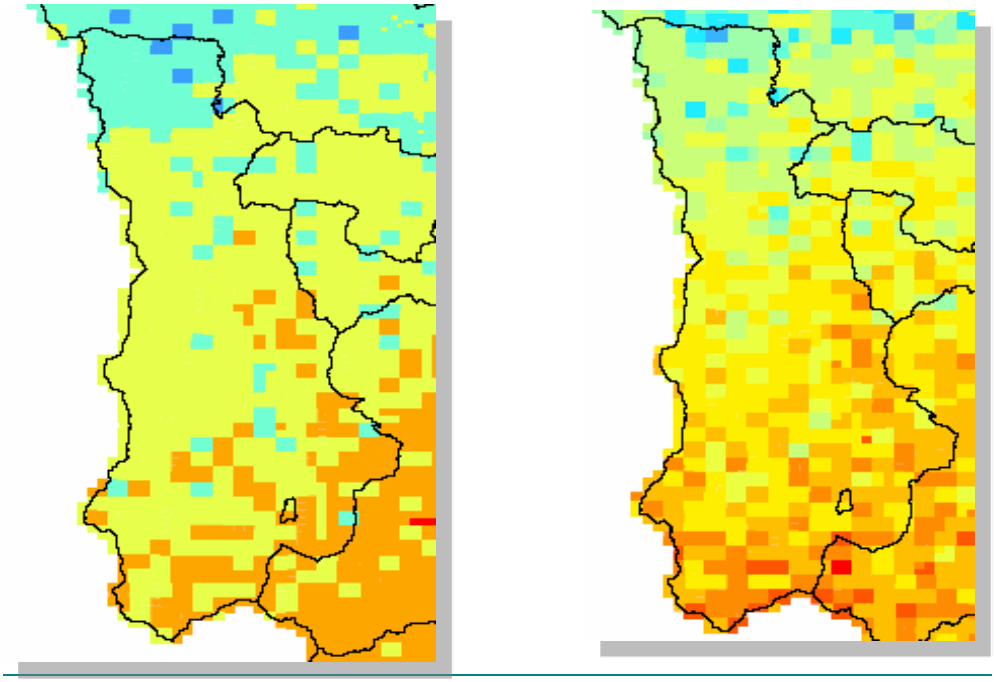
２　地震動・液状化の想定

（１）地震動の想定

~~町の地盤は、沖積層が少ないものの、風化岩や第三紀層が分布すること、町南部が想定震源域にかかることから、町域のほとんどは震度 6 弱以上、一部地域で震度 6 強の揺れが想定されている。また、ほとんどの箇所で地表最大加速度は 600gal 以上、一部地域で 1200～1400gal が想定されている。~~

■地表震度分布震度分布図　　~~■地表最大加速度分布図（単位：gal）~~

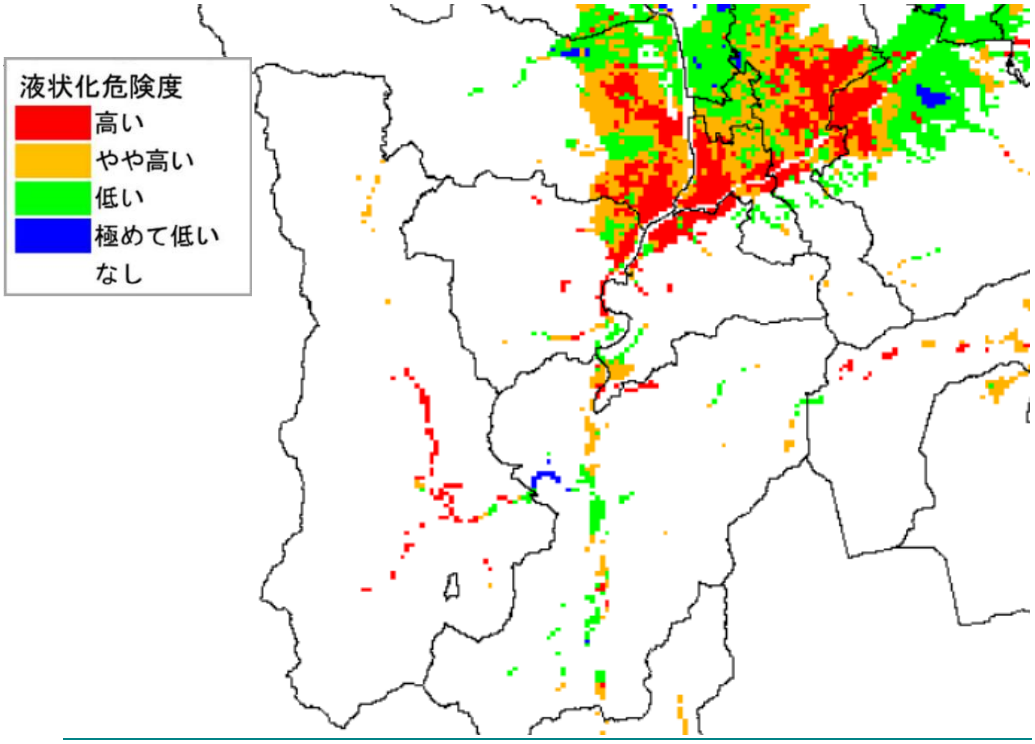




（２）液状化の想定

■液状化危険度

~~地盤の液状化現象に関しては早川本流沿いで、液状化の可能性が大及び液状化の可能性が中の箇所が小規模に分布している。~~



３ 被害想定

（１）建物の被害

町では、建築基準法改正（昭和 56(1981)年）以前に建てられた耐震性が低いと考えられる建物が 9 割弱を占めている。また建築後、半世紀以上経た建物もおよそ半数 ~~25%~~程度を占めるなど、全般に老朽化が進んでいる。

■構造・建築年代別の建物数（単位：棟）

	~~1950 年以前~~	~~1951-70 年~~	~~1971-81 年~~	~~1982 年以降~~	計
~~木造~~	~~306~~	~~674~~	~~107~~	~~114~~	~~1201~~
~~RC 造~~	~~9~~		~~5~~	~~11~~	~~25~~
~~S 造~~	~~0~~		~~7~~	~~21~~	~~28~~
~~計~~	~~989~~		~~119~~	~~146~~	~~1,254~~

	～1950	1951～1970	1971～1980	1981～1990	1991～2000	2001～	合計
木造	741	1,625	254	127	124	83	2,954

	～1981	1982～	合計
非 木造	208	85	293

建物の被害想定としては、町の建築物 ~~1,254~~3,247 棟のうち、全半壊（焼失含む）が ~~545~~823 棟（全体の ~~43.5~~約 25%）である。そのうち揺れによる被害が約 ~~8~~9 割を占め、次いで~~斜面崩壊~~液状化による被害が続くものと想定されている。

■建物の被害想定（単位：棟）

	全壊(焼失)	半壊	合計
揺れによる被害	771~~90~~	626~~361~~	1,397~~451~~
液状化による被害	43~~3~~	96~~5~~	139~~8~~
急傾斜地~~斜面~~崩壊による被害	8~~24~~	115~~7~~	198~~1~~
火災による焼失	1~~5~~	―	1~~5~~
計	823~~122~~	733~~423~~	1,556~~545~~

~~※揺れ・液状化は、被災証明の発行を基準としたときの想定~~

~~※火災は冬 18 時、予知なしのケース。出火件数は 1 件。~~

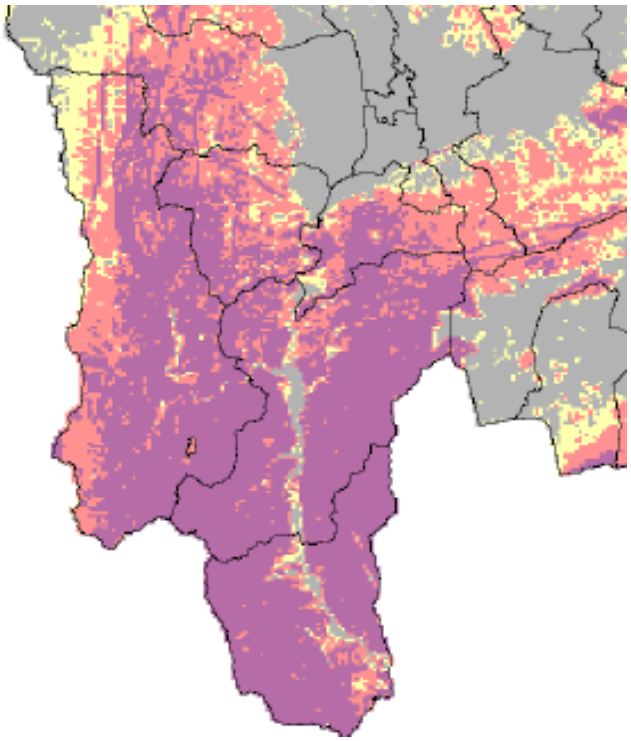
（２）斜面災害~~崩壊~~

地震動による~~急傾斜地危険箇所の危険度想定では~~斜面災害については、町の急峻な地形を反映し、~~危険性が高い A ランクかその下位の危険性がある B ランクがほとんどを占める~~町の大部分の地域で、発生可能性が高い。一方地すべり~~危険箇所~~災害については、一部の地域を除いて発生可能性は高くない~~いずれも A ランクかその下位の B ランクと想定されている~~。

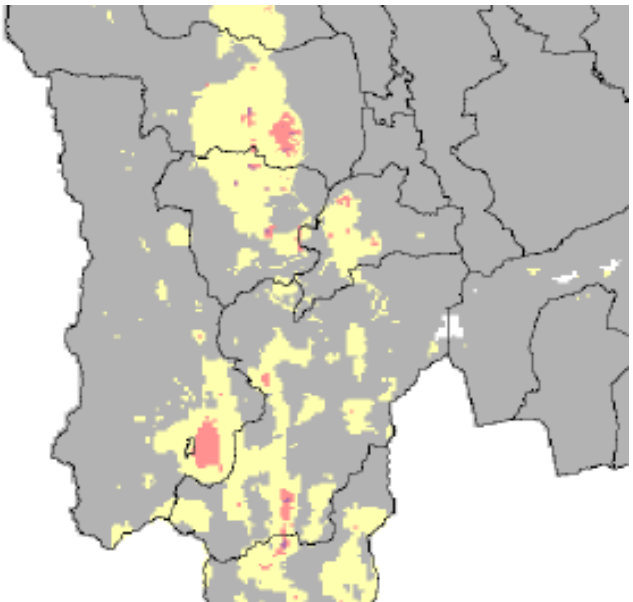
~~■斜面崩壊の想定（単位：箇所）~~

	~~A ランク~~	~~B ランク~~	~~C ランク~~	~~計~~
~~急傾斜地崩壊危険箇所~~	~~22~~	~~46~~	~~4~~	~~72~~
~~地すべり危険箇所~~	~~1~~	~~2~~	~~0~~	~~3~~

■斜面崩壊の推計



■地すべりの推計



（３）ライフラインの被害

上水道の機能支障~~は~~について、地震直後の断水~~率~~人口は 631 人、1 週間後で 425 人、1 ヶ月後で 71 人と予測されている。

~~が 95.6%、2 日後 76.3%、1 週間後 29.3%、~~下水道の機能支障については、地震直後の機能支障人口は 312 人、1 週間後で 102 人、1 ヶ月後で 11 人と予測されている。

~~被害率が 1.2%と想定されている。~~LP ガスの機能支障については、漏洩被害件数が~~要点検需要家数が 302 戸~~ 6 件~~、機能支障率は 35.4%と想定~~と予測されている。

電力の機能支障については、地震直後の停電人口は 868 人、1 週間後で 5 人と予測されている（1 ヶ月後は該当なし）。~~停電率が 56.2%、~~

通信（固定電話）の機能支障については、地震直後の通信支障回線数（回線）は 2,323、1 週間後で 12、1 ヶ月後では 0 と予測されている。~~一般電話機能支障は通話機能支障率が 6.7%と想定されている。~~

なお、携帯電話不通ランク予測結果では、地震直後の不通ランクがＡ、1 日後の不通ランクがＣ、1 週間後以降はＥと予測されている。

※携帯電話の不通ランク

Ａ…停電率、不通回線率の少なくとも一方が 50%以上となる地域

Ｂ…停電率、不通回線率の少なくとも一方が 40%以上となる地域

Ｃ…停電率、不通回線率の少なくとも一方が 30%以上となる地域

Ｄ…停電率、不通回線率の少なくとも一方が 20%以上となる地域

Ｅ…停電率、不通回線率がいずれも 20%未満となる地域

~~（４）交通施設の被害~~

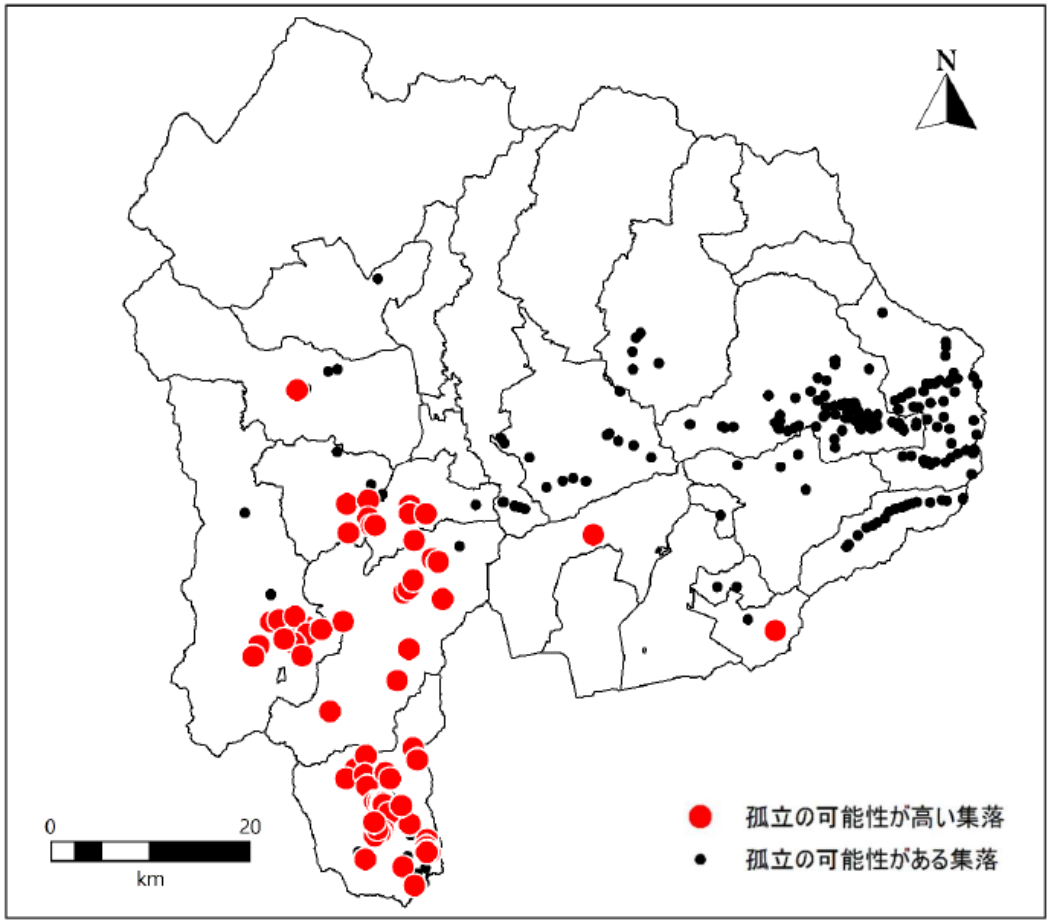
~~町の主要幹線である県道南アルプス公園線は、「大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間」が多くを占める。また、身延町の国道 52 号も同様の被害が想定され、町全域も含め孤立が予想される。~~

（4 ~~5~~）人的・社会機能被害

人的被害は、~~予知なし・朝 5 時のケースで死傷者 56 人（死者 6 人、重傷者 6 人、軽傷者 44 人~~死者 47 人、負傷者 219 人（うち重傷者 67)~~）と想定~~と予測されている。また、同じケースで要救助数は ~~48~~26 人、避難者数は発災後 1 日目で ~~563~~282 人、1 週間後 ~~575~~318 人、1 ヵ月後 ~~134~~282 人と想定されている。

加えて、町は急峻な山地など地形条件、断層破砕帯や風化の進んだ斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くに急傾斜地等が極めて多い。また、集落が南北に点在していることからも、これらの孤立化が懸念される。

■孤立の可能性のある集落の分布図



第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくりの推進（総務課、振興課、消防団）

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な公共施設を整備するとともに、地域の特性を考慮した地震に強いまちづくりに努める。

第１　道路施設等の対策

県による東海地震等の地震被害想定調査報告書によると、町においては急傾斜地に関する危険が想定されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

したがって、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）~~急傾斜地崩壊危険箇所~~には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険箇所の保全を図る。

１　道路の整備

町長は、地震発生時における道路機能を確保するため、町有道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、県道については、道路管理者に実施推進を要請する。

２　橋りょうの整備

町長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、最新の国の設計基準に基づいて整備を行う。

３　ずい道の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第２　土砂災害警戒区域等危険箇所対策

１　危険箇所の把握

町は、県調査箇所以外について危険箇所の把握に努める。

また、町は、指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、がけ崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、がけ地の安全を図る。

２　土砂災害警戒区域等危険箇所における警戒・避難対策

町は、県の指導により大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域等~~危険箇所~~については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

（１）事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

（２）避難~~収容~~施設の指定

①事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を、受け入れる~~収容する~~施設を併せて指定する。

②避難~~収容~~施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア　地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

イ　事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

ウ　当該施設の所有者もしくは、管理者の承諾が得られること。

（３）避難路の設定

①避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と受け入れ~~収容~~施設とを結ぶ避難経路を設定する。

②避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

ア　避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

イ　崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

３　地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時又は地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第３　液状化対策

町においては、早川本流沿いの一部で液状化による影響が想定される。液状化によって河川堤防等に被害が発生する可能性があるため、河川管理者をはじめ、近隣の施設管理者は当該地盤の特性を考慮して地盤改良や基礎杭の打設等により被害の防止する対策を適切に実施する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第４　住宅地対策

１　住宅地の整備

町は、狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

また、町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

２　公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。そのため、発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第２節　大震火災対策の推進（総務課、消防団）

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

１　大震火災対策の計画構築

大地震の発生によって家屋、道路等が破壊され、多くの被害を生ずるが、なかでも特に火災による被害が大きい。従ってこれを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を構築する。

（１）初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の効力は大きいものであると考えられるため、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

（２）小型ポンプの整備

町は、交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いため、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

（３）消防水利の強化

町は、消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、河川等も消防水利として大いに利用できるよう検討する。また耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について、耐震性防火水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にする。

（４）消防設備の耐震性の強化

町は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進める。

（５）破壊消防等による防御線の設定等

破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について、事前に検討し計画をたてる。

（６）避難所の設定、適正な避難~~の勧告、指示~~情報の発令及び誘導方法の確立

安全な避難所を設定し、住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者の避難~~の勧告、指示~~情報の発令及び誘導について、その時期・方法・範囲・実施責任者等具体的に明らかにし、避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察機関、消防機関及び自主防災組織を中心とした適正な避難誘導体制を確立する。

（７）消防団員の参集確保

町は警戒宣言発令時、又は地震発生時すみやかに在宅中の消防団員の参集を確保する。その参集方法について具体的な計画をたて、訓練を実施して非常に備える。またこの場合、平常の交通機関の利用ができない事態の発生を勘案し、居住地を中心とした動員体制を確保する。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

（８）応援協力体制の強化

災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。町は、自衛隊、隣接地域の応援協力体制を再検討し、道路等の破壊された状況下でも十分応援が受けられる体制にする。

（９）通信連絡体制の強化等

震災時の通信連絡体制の確立、非常無線通信施設の整備、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備をはかり、あわせて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

（10）大震火災訓練の実施

大震火災における消火・破壊・通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に自主防災組織を中心とした一般住民の参加を求めて震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

２　消防予防計画

大地震の発生に対処するため、町の消防力を充実強化するとともに、県及び峡南広域行政組合消防本部との連絡及び他の市町村相互間の連絡強調を図り、消防思想の普及徹底等に努める。

なお、峡南広域行政組合消防本部は、消防計画及び火災予防条例の充実、整備を図る。

（１）消防力の整備強化

①消防組織の整備強化

消防力の基準に基づき消防組織の強化に努め消防団員を確保する。

②消防施設の整備強化

消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防機械器具、消防水利施設等の整備拡充を図るとともに、時代に即応した近代消防車両の整備充実、さらに地震対策緊急整備事業に定める消防設備等の整備を図る。

③消防団員の教養訓練

消防団員に対し、基本的消防教育を行うため、県消防学校に入校を促し、また消防団員の総合訓練等を通じ技術の向上に努める。

④自衛消防力の整備強化

防火対象物の関係者は自主安全体制を確立するため、消防計画（地震防災応急計画又は地震防災規定）を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、公設消防機関の活動開始前における初期消火に必要な設備等を整備するとともに教育訓練を行う。

（２）出火予防対策の推進

①建築同意制度の効果的な運用

町は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法(昭和 25(1950)年法律第 201 号)第 6 条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第 7 条（昭和 23(1948)年法律第 186 号）による建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

②防火管理者の育成指導

町は、特定防火対象及びその一部に特定防火対象物の部分が存する複合用途防火対象物にあっては収容人員 30 人以上、その他の防火対象物にあっては 50 人以上のものに防火管理者の設置を期し、防火管理の徹底を図るとともに、複合用途建築物等で共同防火管理を要するものについては、特に共同防火体制の強化を図るよう指導する。

また、防火管理者に対して消防計画の作成・防火訓練の実施・消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行い、周知徹底を図る。

③防火査察の強化指導

町は、消防法の規定により予備査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

④防火思想・知識の普及徹底

町は、関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火思想並びに防火知識の普及徹底に努める。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図る。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

⑤危険物等の保安確保の指導

町は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

なお、町は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

第３節　生活関連施設安全対策（総務課、町民課、事業者）

小規模水道~~簡易水道~~・電気・ガス、電話等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、各施設の耐震性の確保など安全対策を推進する。また、町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

１　小規模水道~~簡易水道~~施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯溜水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置する。

（２）送・配水管の新設、改良

送水管、配水管の布設にあっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

（３）配水系統の相互連絡

２以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図る。

（４）水道電源の確保

水道施設用電力の停電に配慮し受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

（５）復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者及び水道工事指定業者に優先的に調達できるよう調整しておく。

（６）応急給水用機材の備蓄

応急給水活動のため、給水タンク等の整備を図る。

２　電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため次の予防対策を推進する。

（１）電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準にもとづいて耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に各施設の耐震性の確保を図る。

（２）防災機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧資材、各種工具、車両等の防災用機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

（３）要員の確保

①緊急連絡体制の出動体制の整備

②交通途絶時の出動体制の確立

３　LP ガス安全対策の推進

ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

（１）施設、設備の安全確保

①LP ガス保安規定に定める検査又は点検基準にもとづく保安点検を実施する。

②マイコンメーターの設置促進を図る。

③ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を図る。

（２）災害発生時の留意事項の広報の徹底

LP ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことからガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

（３）要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

４　通信施設安全対策の推進

NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

（１）施設、設備の安全確保

①電気通信施設の耐震化

②主要伝送路の多ルート・分散化

（２）通信途絶防止対策

公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

①災害時優先電話の確保

②特設公衆電話の設置

（３）通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における「災害用伝言ダイヤル（171)」等の利用案内の周知を努める。

（４）応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

①車載型衛星通信地球局

②非常用移動電話局装置

③移動電源車及び可搬型電源装置

④応急復旧ケーブル

⑤特殊車両

（５）要員の確保

①緊急連絡体制の整備

②交通途絶時等の出動体制の確立

③県外等からの全社的復旧支援態勢

第４節　耐震強化計画（総務課、振興課）

１　計画の方針

最近建設されている各種の公共施設は、過去の経験を生かし耐震性、耐火性を考慮して設計施工され、地震に対する安全性が高められている。しかしながら木造施設及び老朽化施設、あるいは地盤沈下等の影響による不安定な施設など防災対策上早急に建替え、補強を図る必要があると思われる施設が見受けられる。

公共的施設のうち特に情報連絡等の防災活動の拠点となる庁舎、避難所等の施設は、避難のための受け入れ~~収容~~及び救護等の活動上重要となるため、既存の建造物に対して耐震診断等を実施し、非構造部材を含む耐震性の強化と不燃化の促進と防災関係施設の充実を図り、計画的に実施する必要がある。

町は、地震による建築物の破壊等の被害を防止するため、「早川町耐震改修促進計画」に基づき耐震化を促進する。

２　建築物の耐震対策強化の促進

地震被害想定調査結果を目安に、既存建築物の耐震診断を実施し、耐震性の強化と、不燃化耐震性建築物の建築促進を図る。

（１）町の地耐力に応ずる建築物の建設指導を行う。

（２）地震災害発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物（医療救護施設、社会福祉施設、学校等）および防災拠点の耐震性の強化を図る。

（３）老朽、危険建築物の耐震診断を実施し、補強指導を行う。

（４）建築物の耐震性強化の周知や関係者への講習会を開催する。

（５）町の公共施設等の耐震性強化並びに不燃化等の促進については、県の公共施設防災計画に準じて実施する。

３　一般建築物防災計画

（１）現況

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び広告塔並びにエレベーター、エスカレーター等及び遊戯施設）の安定性については建築基準法（昭和25(1950)年法律第 201 号）及びその関係法令の防災関係規定等により、その設計段階等

において審査、確認、指導を行いその実効を図っている。その具体的内容は次のとおりである。

①木造及び組積造等の一般構造規定

②一定規模以上の木造及び組積造建築物の禁止

③一定規模以上の特定建築物について、耐火構造又は準耐火構造とする。

④防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定により制限

⑤避難階段及び非常用進入口等の規定

⑥一定規模、構造以上の建築物については、設計、工事監理を建築士に行わせ、一般構造規定によるほか、構造計算を行いその安全性について確認する。

（２）防火対策

①特定建築物のうち不特定多数が利用する建築物（旅館、ホテル、集会場等）については、改修等について必要な助言指導を行う。

②既存、特殊建築物等の防災改修促進のため、特殊建築物の実態を把握し、建築主に対して改修のための防災上の自主的改善を促すよう啓蒙する。

③地震時における建築物の窓ガラスその他の外装材、屋外突出物、屋上工作物等の落下等による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害となるため、建築物を始めこれらの安全性をも確保するため、適宜耐震診断等を実施し、これに対する認識を喚起し、また、周知徹底のためにも建築関係諸団体に要請し、その実効化を図る。

４　公共施設災害予防計画

公共施設の災害予防については、公共建物の公共性及び町の地域性等を十分に考慮し、公共施設管理者は常時その予防措置を行って恒久的な災害予防に努める。

町は、「山梨県耐震改修促進計画」の内容を勘案し、「早川町耐震改修促進計画」を策定する。地域防災計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

（１）老朽建物の改築促進

老朽建物は、異常な気象現象により大きな被害を受けるおそれがあるのため、次によりこれらの建物の改築、補修等を行う。

①老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、改築の促進を図る。

②建物の改築にあたっては、~~鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの~~耐震耐火構造建物の建設促進を図る。

③建物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

（２）建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により、人的被害又は他の施設へ被害を及ぼすおそれがあるため次により、常時点検等を実施し、これらの施設の災害予防に努める。

①落下、倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、夜間照明塔、ブロック塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

②飛散しやすい機械、器具等は常時格納固定できるようにしておく。

③消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

④建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

５ 落下、倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、NTT 東日本㈱~~東日本電信電話㈱~~は、それぞれの道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行う。

また、町は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
交通信号等	管理者	施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。
危険建物	所有者	倒壊のおそれのあるものは取り壊しを行う。

６　危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

（１）町は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

①施設の耐震化の促進

②緊急措置作成に対する指導

③関係行政機関、関係団体との密接な連携

④地震防災教育、訓練の充実

（２）事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施する。

①自衛消防組織の充実強化

②防災資機材の整備充実

７　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅・生活再建~~住宅再建~~にとって有効な手段の一つであることから、町等は、その制度の普及促進に努める。

第５節　防災施設及び防災資機材の整備、拡充（総務課、消防団）

１　防災施設の整備

町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

町は、以下の点に留意して、防災施設の整備を進めていく。

町は大規模災害に備えるため、防災資機材やマスク、消毒液、毛布、被服等の衣料品、炊き出し用コンロ、釜、缶詰、乾パン等の非常食、日用品を備蓄するため備蓄倉庫を旧村毎（西山村、三里村、都川村、五箇村、硯島村、本建村）に整備し、そのコミュニティ強化を図る。避難生活に必要な物資を確保するためには、自助・共助・公助の考え方に基づく役割分担が不可欠であり、避難生活に必要な食料や飲料水などの物資は、基本的に各自また旧村ごとに協力して確保する。

また、町は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

さらに、町の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）~~、物資調達・輸送調整等支援システム~~を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

２　防災資機材の整備・点検

一般災害編第２章第３節２「防災資機材の整備・点検」を準用する。

３　一時避難所（一時避難場所）、指定避難所（指定避難場所）及び支援避難所（支援避難場所）の整備・点検

一般災害編第２章第３節３「一時避難所（一時避難場所）、指定避難所（指定避難場所）及び支援避難所（支援避難場所）の整備・点検」を準用する。

４　県との連携強化

町の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、連携強化に努める。

５　緊急地震速報通信設備の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第６節　広域応援体制の確立（総務課）

１　協定の充実等

（１）締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努める。

（２）町長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努める。

（３）関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

（４）町及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

２　応援要請等の整備

（１）応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

（２）受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務部地域課に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

（３）防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

（４）その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第３章第４節「応援要請計画」の定めるところによる。

第７節　自主防災組織活動の推進（各課）

１　方針

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。そのため、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的防災活動、即ち住民自ら情報の受理、伝達の方法、出火防止、初期消火、避難、誘導、救護等を行うことが必要である。

また、これらの防災活動を行うにあたり、各自ばらばらに行動するのでは効果はあまり期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。従って地域あるいは施設ごとに地域住民又は施設関係者により、その実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から震災の発生を予想した訓練を積み重ねておくことが必要である。

２　育成すべき自主防災組織

（１）住民防災組織

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防・警察等関係機関の防災活動が一時的に低下又は分散し、地域の末端まで十分即応できない事態が予測される。この事態において、被害の防止、又は軽減を図るためには、地域住民自らの防災活動が必要である。従って町は、この活動を組織的に行うため、地域又は職域等の単位毎に自主的な防災組織の育成を図る必要がある。

①自主防災組織の概要

ア 組織

各区（自治会）・職域等の組織を活用し、防災担当役員を設けて防災活動を効果的に実施できる組織とする。

イ 編成

本部組織として、情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

ウ 活動内容

・平常時の活動

防災知識の普及・防火訓練・防災資機材の備蓄・点検・危険箇所及び危険物の点検把握、防災計画の作成等を行う。

・災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導・給水、避難所の設置運営協力等を行う。

②推進方法

各区及び職域等の代表者に対し、町は自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。尚、一般的な自主防災の組織、活動内容等について要綱を定め、町が指導するにあたっての基準とする。

（２）企業及び施設等の自主防災組織

学校等多数の人が出入する企業及び施設等については、防火管理者を主体にした自主的防災組織の育成指導を図る。また、自主防災組織との連携を行う。

（３）町の指導

①町は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

②町は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

③町は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

④町は、自主防災組織が独自に計画立案した、その地区に見合った訓練の実施促進に努める。

⑤町は、訓練を実施した際には、関係機関に評価を依頼する。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報（各課）

町は、防災関係機関と協力して、地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図り、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

１　町の職員に対する教育

町は、その所属職員に対し、警戒宣言発令時及び災害時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に遂行するため、講習会、研修会を開催及び地震関係教育資料を配布して地震に関する防災知識の普及徹底を図る。

教育内容は、次のとおりとする。

（１）予想される地震に対する基礎知識

（２）地域防災計画の内容に関すること

（３）東海地震と東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達

（４）東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

（５）職員が果たすべき役割（職員の動員体制、任務分担等については、年度当初に職員に周知徹底する。）

（６）各機関により地震防災対策として現在講じられている対策と課題

（７）緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

２　住民等に対する教育

町は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により南海トラフ地震に関連する~~地震予知~~情報が出された場合及び地

震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な防災教育を実施するとともに、自主防災組織及び職場等が行う教育に関し必要な助言を行う。なお、下記以外の内容については、一般災害編第２章第２節１「防災知識の普及」を準用する。

（１）教育内容

①東海地震、南海トラフ地震及び地震についての一般知識

②危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識

③~~東海地震に関連する情報、~~警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び、正確な情報の入手方法

④警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識

⑤南海トラフ地震に関連する~~地震予知~~情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

⑥防災関係機関が講ずる地震対策等の内容

⑦住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、感震ブレーカー、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備

⑧緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

⑨各地域における崖地崩壊危険地等に関する知識

⑩各地域における避難地及び避難路に関する知識

⑪ブロック塀等の倒壊防止等の内容

⑫建物の点検と措置の方法

⑬自主防災組織の役割

（２）広報及び普及方法

①学校教育及び社会教育を通じての普及

教育委員会や学校等の関係機関は、児童、生徒及び住民に対し、学校教育、成人学級、社会学級、婦人学級等を通じて防災知識の普及を図る。

②広報媒体等を通じての普及

防災関係機関は、その時期に応じて住民に対し、ラジオ、テレビ、有線放送、新聞、広報紙、広報車等を通じて防災知識の普及を図る。

③講演会、講習会等による普及

防災関係機関は、防災関係者及び住民を対象とする講習会、講演会等を適宜開催し、防災知識の普及を図る。

④防災関係冊子、パンフレット等の作成配布

防災関係機関は防炎に関する冊子、パンフレット等を作成して、防災関係者及び住民に配布し、防災知識の普及を図る。

⑤防災用映画フィルムの貸出し

防災に関する映画フィルム、スライド等を防災関係機関及び学校等に貸出し、防災知識の普及を図る。

⑥防災用具、地震災害の写真等の展示

防災関係機関は、防災用具、地震災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所へ展示して、防災意識の高揚を図る。

⑦地震体験車による普及

⑧「SNS を利用した防災・気象情報の配信」

３　学校等の職員、児童、生徒に対する教育

県及び町は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

（１）教職員に対する教育

①地震の基礎的知識及び関係法令に関する知識

②地震防災対策として、実施しておかなければならない事項

③防災関係機関が講じている各種の対策

④教職員及び児童、生徒の果たすべき役割

⑤救護措置に関する知識と実践的技能修得

⑥児童、生徒に対する指導内容と方法

（２）児童、生徒に対する指導

①地震防災上の基本的な指導方針

地震災害から生命を守り、身体の安全を確保するための避難の方法、安全な行動方法等実践的な態度や能力を養う。

②特別に配慮する事項

警戒宣言発令時及び地震発生時の震度、被害等あらゆる事態を想定し、発達段階に応じた実践的態度、能力を養う。

ア 警戒宣言の知識

イ 建物の揺れにより起こる心理的動揺と危険な現象

ウ 校舎内外で起こる危険な現象と人間の行動

エ 地震に伴う各種災害の発生

③警戒宣言発令時、地震発生時における避難の方法

（３）応急救護の実践的技能修得学習

非常事態に備えて、救護体制の確立強化を図るため、応急救護に関する知識や基礎的技能を修得させ、学校、家庭、地域の実際に役立つ実践的学習を推進する。

４ 自動車運転者に対する教育及び広報

運転者に対する教育及び広報は、概ね次により実施する。

（１）教育内容

①警戒宣言発令時及び大規模地震発生時における交通規制の概要

②警戒宣言発令時及び大規模地震発生時における運転者のとるべき措置

③緊急通行~~輸送~~車両の事前届出及び確認手続等

（２）教育等の方法

①安全運転管理者講習、その他各種運転者講習時における教育

②各種広報誌による広報

③各機関、団体の広報誌による広報

④新聞、テレビ、ラジオ等又は地域有線放送等を通じての広報

５ 特定企業等に対する教育

防火管理者、危険物取扱者及び高圧ガス販売主任者等の地震防災に関係ある有資格者等に対する教育は、各種の法令にもとづく防災関係機関等の定めるところによる。

６ 事業継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる行政機能を確保するため、町政の業務継続計画（BCP）を策定する。町の業務継続体制については、一般災害編第２章第２節４「業務継続計画の策定」を準用する。

あわせて、災害時においても地域経済の被害を最小限にとどめ、早期に復旧するため、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進する。

７　企業防災の促進

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、国〔内閣府、経済産業省等〕、県及び各業界の民間団体と連携して、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、町は、国（内閣府、経済産業省等）、県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第９節　防災ボランティア活動環境の整備（福祉保健課）

防災ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

町は、県、県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

また、町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

さらに、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

加えて、町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

１　防災ボランティアの登録及び環境整備

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日頃から町内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者(医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等)	町社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化が推進して自主的な運営ができるように協力する。

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
3	応急危険度判定士	(1) 災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。 (2) 町は、県等と連携して、講習会等を開催し、応急危険度判定士の養成に努める。
4	町内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 町社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 町社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から防災ボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 町社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

２　ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

（１）災害・安否・生活情報の収集、伝達

（２）要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助

（３）清掃

（４）炊き出し

（５）救援物資の仕分け及び配布

（６）消火・救助・救護活動

（７）保健医療活動

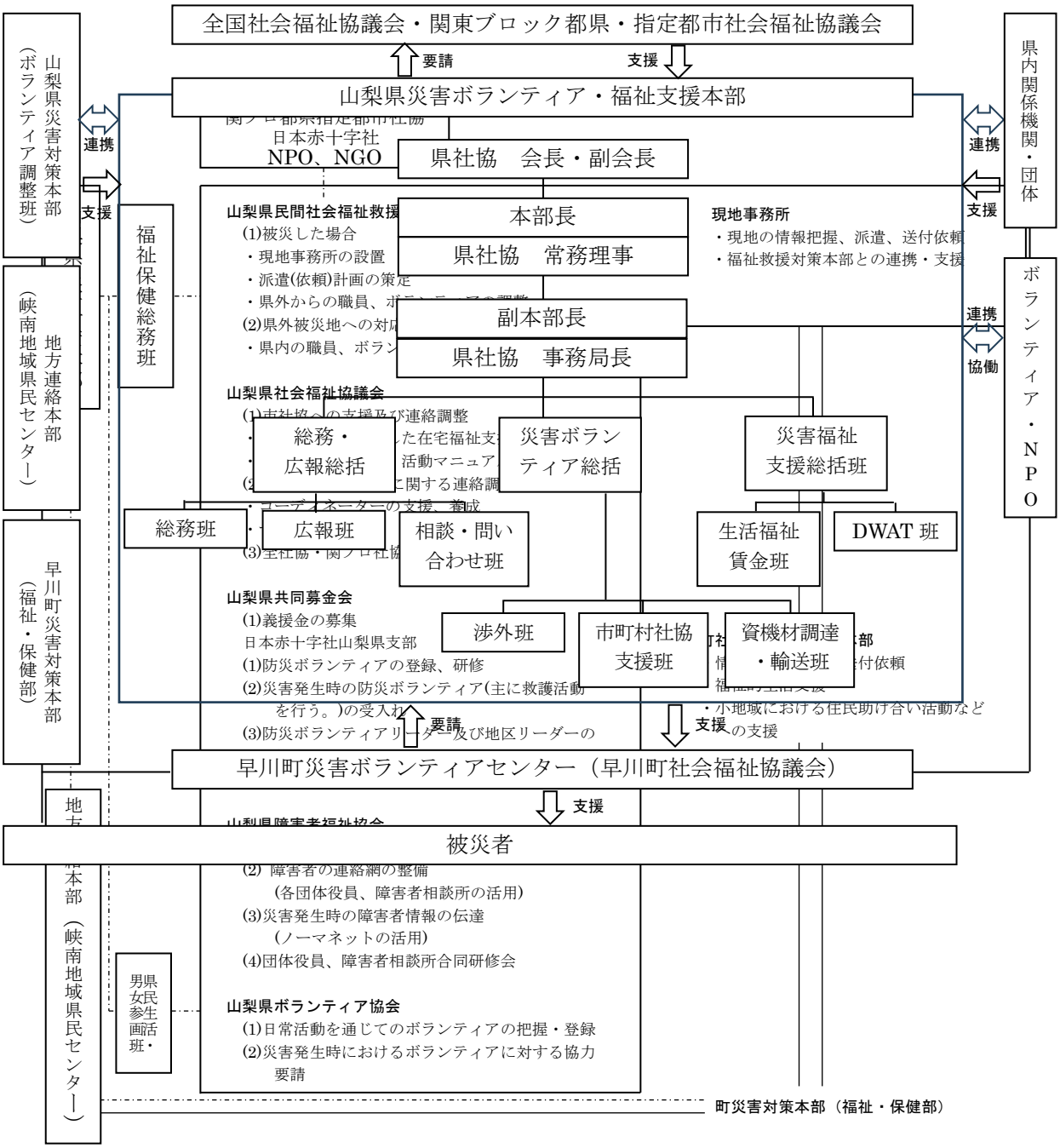
（８）通訳等の外国人支援活動

３　山梨県災害ボランティア・福祉支援~~民間社会福祉救援合同~~本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害ボランティア・福祉支援~~民間社会福祉救援合同~~本部が設置される。

町においても、平常時から県及び関係機関と連携し防災ボランティアの育成に努める。

■災害時の災害ボランティア・福祉支援本部組織~~山梨県民間社会福祉救援合同対策本部~~



第１０節　地震に対する防災訓練計画（各課）

防災訓練については、一般災害編第２章第２節「防災知識の普及・教育及び防災訓練」を準用するが、東海地震を含む南海トラフ地震、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期す。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

１　東海地震防災訓練

県の実施する防災訓練に併せて、東海地震の警戒情報発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、町がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

２　突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

３　個別防災訓練

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

（１）職員の動員、本部運営訓練

①勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、事務局体制の確立訓練

②勤務時間外に東海地震注意情報発表又は警戒宣言が発令された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

（２）情報の収集伝達訓練

①防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練

②初動体制職員による情報の収集伝達訓練

（３）地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

町と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難~~勧告~~指示等の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練

第１１節 要配慮者対策の推進（福祉保健課）

一般災害編第２章第１２節「要配慮者対策の推進（福祉保健課）」に準用する。

第１２節 学校等の防災対策・防災教育（教育課）

１ 幼児・児童・生徒保護対策

保育所・学校等の管理者は、地震発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にしておくとともに、保護者との連絡体制の構築や幼児、児童、生徒の防災教育に努める。

（１）応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

①地震発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童、生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童生徒の生命と身体の安全を確保する。

②学校の地震災害対策組織

ア 多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

イ 勤務時間外の地震発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。

ウ 電話回線の途絶を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

③児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や、教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修を通じて安全確保対策の周知徹底を図る。

④教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

⑤避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

（２）防災教育指導

幼児、児童、生徒等への防災教育指導を次により推進する。

①児童生徒に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定にもとづく防災、避難訓練を実施する。

②防災に関する教職員の研修の在り方

災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修へ位置づける。

③防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練の在り方

第１３節　町民の努力及び助言指導（各課）

大地震等による災害から、町民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとして各種防災機関の防災対策のみでなく、町民一人ひとりが自分の家、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るのだということを認識し、行動することが最も必要なことである。震災時において沈着、冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、町民の自発的な防災組織、あるいは企業別に防災組織を編成し、防災関係機関と住民が一体となった、より効果的な地震防災応急対策を推進する必要がある。このため町をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓蒙活動を積極的に行い、町民の防災意識の高揚に努めるとともに防災組織の育成指導、助言等を行う。

１　地域住民の責務と防災機関への協力

町民一人ひとりは災害時に備え、次に掲げる事項について努力しなければならない。

（１）防災に関する知識を深めること

（２）自主防災組織への加入と防災訓練への参加

（３）家屋等の耐震対策の推進

（４）避難用防災用具の整備

（５）非常持出品の整理

（６）最低３日間の非常用食料の準備

（７）地震災害警戒本部並びに災害対策本部からの指示、命令を遵守すること

（８）発災時における流言流布を慎むこと

２　企業の協力

各企業は、震災時における地域の安全確保と救済活動の万全を期するため、次に掲げる事項に協力しなければならない。

（１）自主防災組織を設置し、防災訓練を実施するとともに、防火管理者を配置し、企業内の災害を最小限にくい止めるよう努力する。

（２）避難所の提供

（３）給食設備のある企業にあっては、これら設備の提供

（４）食料品等取扱業者にあっては、発災時には商品の販売を停止し、災害対策本部の指示に従い食料品の管理を行うこと。

３　町の助言、指導

町は企業や町民一人ひとりが警戒宣言発令時や発災時にあたって、冷静かつ適切な行動がとられるよう、常日頃、次に掲げるような助言、指導を実施する。

（１）自主防災組織の育成指導

（２）防災訓練の実施、指導

（３）防災用機械器具の取扱指導

（４）避難用防災用具の作成指導

（５）防災知識の宣伝普及

（６）家屋等の耐震性の調査助言

第１４節　地震防災応急計画作成の対象となる施設又は企業に関する対策（振興課、事業者）

町における地震防災応急計画作成の対象となる施設又は企業の、応急計画の作成にあたっての基本的事項は次のとおりである。

なお、町が管理する施設又は企業が個々に定める地震防災計画をもって、町防災計画に定めるものとみなす。

１　基本的計画事項

（１）地震情報の収集及び部内への伝達

（２）発災時に備えての人員・資機材の確保体制

（３）工事中建築物の工事の中止等

（４）自主防災体制の強化

（５）避難措置及び保護

（６）地震防災訓練の実施

（７）地震防災上必要な教育及び広報

（８）その他の地震防災上必要な事項

２　企業に対する計画作成及び助言

町は企業の計画作成又は活動にあたっての助言を行う。

３　地震防災応急計画作成企業

大規模地震対策特別措置法の定めるところによる、強化地域内にある一定規模の事業所等

~~地震防災応急計画作成企業は次表のとおりである。~~

~~■地震防災応急計画作成企業一覧表~~

~~名　称~~	~~所在地~~	~~代表者~~	~~収容人員（人）~~	~~電話番号~~	~~構　造~~	~~備　考~~
~~白根館~~	~~奈良田 344~~	~~深沢　　宇~~	~~40~~	~~48-2711~~	~~木造 2 階~~	~~宿泊不可~~
~~慶雲館~~	~~湯　島 825~~	~~川野　健治郎~~	~~160~~	~~48-2111~~	~~RC4 階~~	
~~蓬莱館~~	~~〃　73~~	~~天野　邦美~~	~~150~~	~~48-2211~~	~~RC2 階~~	
~~民宿えびなや~~	~~〃　83~~	~~佐伯　順治~~	~~18~~	~~48-2941~~	~~木造 2 階~~	
~~大滝温泉文勝館~~	~~大原野 420~~	~~小菅　増雄~~	~~20~~	~~48-2144~~	~~〃~~	
~~七面山温泉ひのや~~	~~角　瀬 618~~	~~望月　玉江~~	~~100~~	~~45-2531~~	~~〃~~	
~~俵屋旅館~~	~~高　住 620~~	~~望月　千代子~~	~~100~~	~~45-2521~~	~~木造 3 階~~	

岩田屋	〃 609	望月 妙恵	50	45-2007	〃	
春木屋(本館)	赤 沢 1328	堀水 静子	120	45-2124	木造３階	
増田屋	〃 1148	望月 昭信	150	45-2811	〃	
江戸屋	〃 158	望月 絹	45	45-2162	〃	
奈良田の里温泉	奈良田 458	早川町長	50	48-2552	木造平屋	宿泊不可
ヘルシー美里	大原野 651	〃	63	48-2621	木造２階	
草塩温泉	草 塩 592	〃	50	45-2415	木造平屋	宿泊不可
ヴィラ雨畑	雨 畑 699	〃	52	45-2213	木造２階	
南アルプスプラザ	高 住 650-1	〃	30	45-2600	木造平屋	宿泊不可

第３章　地震災害応急対策

第１節　　応急活動体制（各部）

１　町災害対策本部

組織系統及び編成は、一般災害編第３章第１節「応急活動体制」による。

２　地震発生直後の応急活動体制

	震度４の地震発生時	震度５弱、震度５強の地震発生時	震度６弱、震度６強以上の地震発生時
勤務時間内の体制	1　防災行政無線により町内一斉指令を行う。 〇震度・地震防災対策(消火・パニック防止・通話規制・テレビ等による情報収集伝達) 〇被害状況報告の指示 2　電気・ガス・水道・電話・道路等の被害状況、運行状況等の情報収集を行う。 3　情報は、総務課にて一括し、災害発生の場合は各関係に所定の様式で報告する。	1　左欄の 1～3 を実施する。 2　必要なときは、遅滞なく災害対策本部を設置する。 3　災害対策本部は、特別のとき(例えば役場庁舎被災時)を除き役場庁舎に設置する。	1　左欄の１を実施する。 2　可及的速やかに災害対策本部を設置する。
勤務時間外の体制	1　第1配備体制により配備につく。 2　配備者は上欄の規定を準用する。	1　第 2 配備体制により配備につく。 2　配備者は上欄の規定を準用する。 　総務課の職員は、直ちに登庁し、情報の収集に努め、必要に応じ災害対策本部設置の準備を進める。	1　第 3 配備体制により配備につく。 2　配備者は上欄の規定を準用する。 3　初動体制職員は､別に定めるマニュアルに基づき登庁し、所定の業務を行う。

３ 地震直後の活動

震災直後においては、災害対応組織を立ち上げるとともに、おおまかな被害状況を把握し、町の対応だけでは困難な被害の場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。

（１）災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保（30 分程度）

勤務時間内(役場開庁時)の行動	①庁舎内及び町の施設内にいる住民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。) ②各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。 ③各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を総務部に報告する。(災害対策本部設置前は総務課に報告) ④非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。 ⑤災害対策本部が設置されたとき、庁舎正面玄関に「早川町災害対策本部」の表示を掲出する。 ⑥避難所となる施設の職員にあっては、避難所対応職員の到着までその場に留まり、避難所対応職員に引き継いだ後、震災時の各担当の活動につく。
勤務時間外の行動	町内在住の参集者は、自宅付近の被害状況を総務部に報告する。また、その他の参集者にあっても参集途上で確認した被害状況は速やかに報告する。 ※その他は勤務時間内の対応と同じ。

（２）初動活動のめやす

地震直後	災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自主参集(勤務時間外)、応援要請の判断
3 時間後まで	被害情報の収集、住民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、要配慮者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制
6 時間後まで	避難所の開設・運営、救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応
12 時間後まで	後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動(緊急)、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動
24 時間後まで	災害救助法の適用、ライフライン施設の応急復旧対策、公共施設の応急復旧対策、救助・救急活動、医療活動
72 時間後まで	滞留者代替輸送の実施、炊き出し・生活必需品の供給等、行方不明者の捜索、遺体の処理

以下は、一般災害編第３章「災害応急対策計画」に準用する。

第２節　職員配備計画（各部）
第３節　山梨県消防防災ヘリコプター出動要請計画（総務部）
第４節　応援要請計画（総務部）
第５節　自衛隊災害派遣要請計画（総務部）

第６節　地震災害情報の受伝達計画（総務部）

地震が発生したとき、効果的に応急対応を実施する上で地震情報（震度・震源・マグニチュード・余震の状況等）や被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ町は、情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

１　災害情報等の収集・伝達

（１）災害情報の収集

地震情報	①総務部は、気象庁の発表する地震情報(余震警戒等を含む)をテレビ・ラジオ・インターネット等から把握する。 ②町及び広域的な震度分布・初期の被害状況を、県災害情報システム、防災行政無線及び電話、インターネット等を通じて速やかに収集する。
火災情報	①火災発生の通報は、通常の場合、住民からの 119 番通報による。 ②電話不通時は、住民から消防本部等への通報及び現地調査員・参集職員の情報による。

（２）異常現象の発見及び通報

①災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。
②町長は異常現象の通報を受けた場合、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、県及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行う、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。
③地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、町長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

２　情報連絡体制の確立

収集した情報を、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できる系統を確保する。

（１）情報の収集・伝達手段

震災時における情報連絡手段は次のとおりとする。

①防災行政無線、県防災行政無線
②電話、携帯電話、ファクシミリ、アマチュア無線、パソコン通信、他の機関の通信施設等
③バイク、自転車を用いた伝令

（２）情報連絡体制

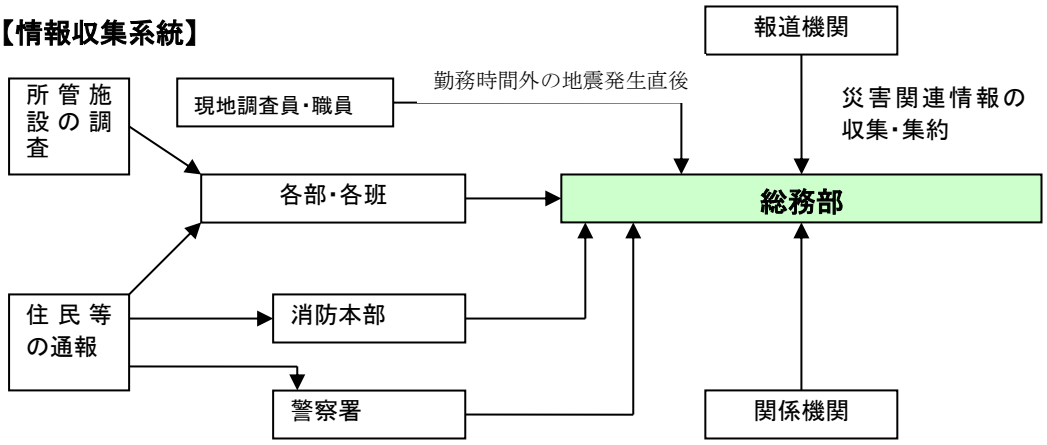
①県防災行政無線、災害情報システムにより、県災害対策本部と情報連絡を行う。
②町防災行政無線により、各防災関係機関、町の各機関、警察署・消防本部との間に通信連絡系統を確立し、災害時の通信を確保する。
③緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、NTT東日本㈱東日本電信電話㈱の非常(緊急)電報及び非常無線を活用する。

※県災害対策本部と連絡が取れない場合は、総務省消防庁に対し直接情報連絡を行う。

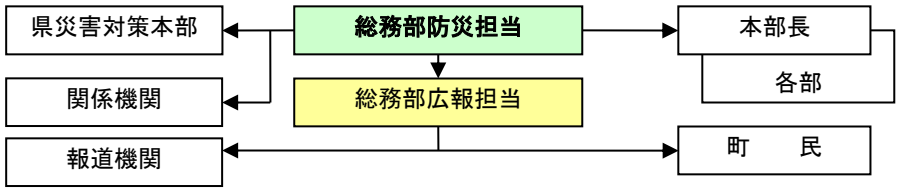
（３）町における情報連絡系統

震災時における町の情報収集・情報連絡系統は次のとおりとし、総務部へ情報を集約し、伝達・報告の基点とする。

【情報収集系統】



【情報伝達系統】



※各部は、情報の収集及び伝達など、迅速な連絡を確保するために連絡責任者をおく。

第３章 地震災害応急対策
第６節 地震災害情報の受伝達計画（総務部）

以下は、一般災害編第３章「災害応急対策計画」に準用する。

第７節　災害通信計画（総務部）
第８節　被害状況等報告計画（総務部、各部）
第９節　広報計画（総務部）
第１０節　避難計画（総務部、福祉・保健部）
第１１節　災害救助法による救助
第１２節　医療・防疫計画（福祉・保健部、環境・衛生部）
第１３節　食料供給計画（福祉・保健部）
第１４節　給水計画（環境・衛生部）
第１５節　生活必需品等の物資供給計画（福祉・保健部）
第１６節　廃棄物処理計画（環境・衛生部、建設・振興部）
第１７節　救出計画（消防部、福祉・保健部）
第１８節　遺体の捜索・保護計画（福祉・保健部、環境・衛生部、消防部）
第１９節　障害物除去計画（建設・振興部）
第２０節　輸送計画（総務部）
第２１節　交通対策計画（建設・振興部）
第２２節　教育計画（教育部）
第２３節　消防計画（消防本部、消防部）
第２４節　水防計画（消防部、総務部、建設・振興部）
第２５節　原子力災害応急対策（総務部、環境・衛生部）
第２６節　交通施設災害応急対策計画（建設・振興部）
第２７節　ライフライン確保対策（総務課、町民課、事業者）
第２８節　危険物等応急保安計画（総務部、事業者）
第２９節　警察警備計画（総務部、警察署）
第３０節　金融計画（総務部、事業者）
第３１節　被災者生活安定計画（福祉・保健部）
第３２節　義援金品募集配分計画（総務部、福祉・保健部、経理部）
第３３節　日本郵政グループの応急対策計画（郵便局）
第３４節　公共的団体等活動計画（各部）
第３５節　労働力確保計画（総務部・建設振興部）
第３６節　ボランティア活動の受入れ計画（福祉・保健部）

第３７節　応急仮設住宅建設・住宅応急修理計画（振興課）

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理が出来ない者に対して、プレハブ程度の応急仮設住宅の設置、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

１　実施機関

被災者に対する応急仮設住宅計画の建設及び修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときには、町長が行う。

２　応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設及び修理の基準は、後述の４（１）「応急修理の対象者等」を参照する

（１）応急仮設住宅を供与する被災者

①住家が全焼・全壊、又は流失した者であること。

②居住する住家がない者であること。

③自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

（２）応急仮設住宅の種類

①建設型仮設住宅

ア 敷地

原則として、公有地を利用する。

イ 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

ウ 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり ~~571~~708 万 94 ~~-~~千円以内の額とする。

エ 着工期限

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

オ 供与期間

2 年以内とする。

②賃貸型仮設住宅

ア 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準用する。

イ 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

ウ 供与期間

2 年以内とする。

③その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅をの借り上げ、による応急仮設住宅を供給するの供給を行う。

３ 応急危険度判定の実施

（１）被災建物の応急危険度判定

二次災害防止のため、建築物の応急危険度判定を県に要請し、その調査に協力する。

応急危険度判定作業の準備	建設・振興部は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ①住宅地図等の準備、割当区域の計画 ②応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

（２）被災宅地の応急危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う実施する。

判定士の派遣は、原則、危険度判定は、町の災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行う。

①山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

②危険度の判定は、危険度判定調査表に基づき行う。

③被災宅地危険度判定士による調査結果は「調査済」「要注意」「危険」の３種類のステッカーを、建物の出入口等の見やすい場所に表示する。

※参考：資料編Ⅴ.様式他 ３「被災建築物応急危険度判定フロー」 ４「被災宅地判定フロー」

４ 被災した住宅の応急修理

（１）応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1 世帯当たり 595 千円以内	災害発生の日から１ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準用する程度の損傷により被害を受けた世帯	1 世帯当たり 300 千円以内			

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	１世帯当たり 51,500 円 以内	災害発生の日から 10 日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	１世帯当たり 717,000 円 以内	災害発生の日から３ヶ月 以内	居室、炊事、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う

半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	１世帯当たり 348,000 円以内			

第４章　南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第１節　　計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14(2002)年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第２章による。

第２節　　防災関係機関が地震応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震災害編第１章第１節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準用する。

第３節　南海トラフ地震臨時情報等について

１　情報の種類と発表条件

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

２　南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1 でマグニチュード 6.8 以上※2 の地震※3 が発生 ○1 ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※4 が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※5 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※2 が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1　南海トラフの想定震源域の海溝軸外側 50 ㎞程度までの範囲

※2　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始

※3　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4　ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40 ㎞）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

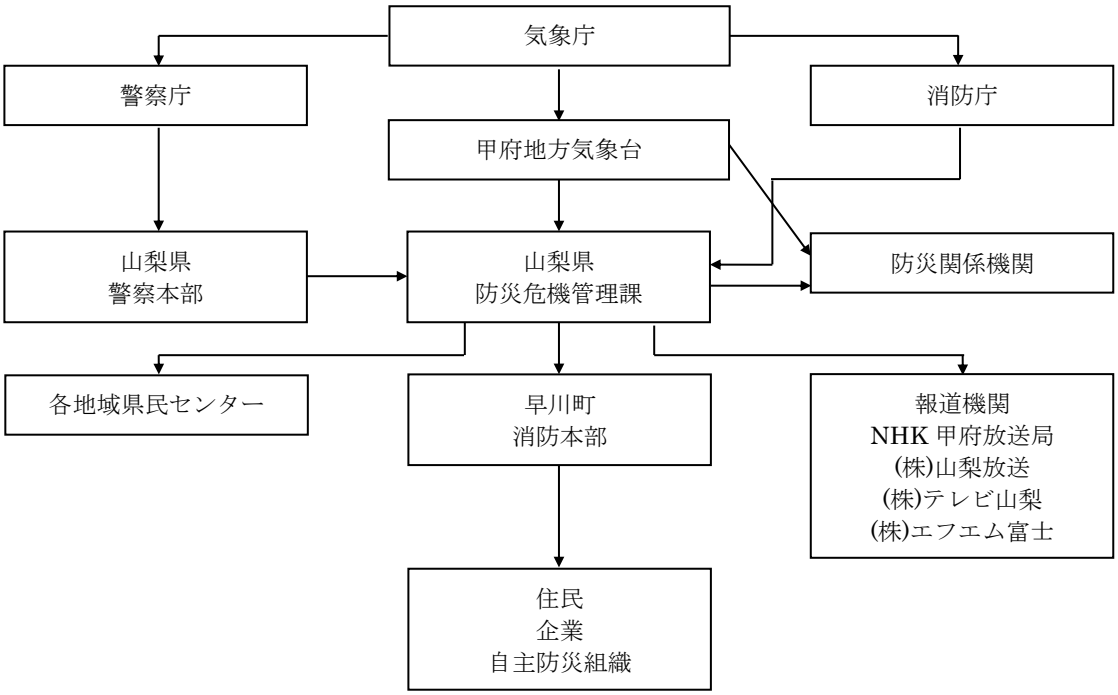
※5　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に変更

１　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



（２）南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの町の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中) ※県内震度が４未満	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認等 ○情報収集態勢 ・防災担当課職員２名＋宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底等 ○災害警戒本部体制 ・各課長＋各所属臨機応変に配備
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底等 ○災害対策本部体制 ・全職員配備

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

（１）町の広報活動

町は町地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

加えて、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

（３）災害応急対策をとるべき期間等

①南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

②南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（４）避難所の運営

一般災害編第３章「災害応急対策計画」に準用する

（５）水道、電気、ガス、通信、放送関係

①水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

②電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

③ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものする。

④通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

⑤放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

（６）金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

（７）交通

①道路

ア 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

②鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（８）町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

①不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定める。

ア 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

c 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

・児童生徒等に対する保護の方法

・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

②災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

※県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

③工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

（９）滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

なお、県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第５章　災害復旧対策計画

一般災害編４章「災害復旧対策計画」に準用する。

別紙　東海地震に関する事前対策計画

[作成者3]

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、従前は第 4 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。

第１節　　東海地震に関する事前対策の目的

地域防災計画は、大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられたときにとるべき対策を定める。

山梨県においては、丹波山村、小菅村を除く全市町村が、強化地域に指定されており、町においては東海地震が発生した場合甚大な被害が発生することが予想されると共に、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害発生の防止、又は軽減を図るために町に係る防災関係機関及び住民等の実施する地震応急対策が即時円滑に行えるよう万全を期する。

１　東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の３種類である。また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・青・黄の「カラーレベル」で示される。

（１）東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

①東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

②東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

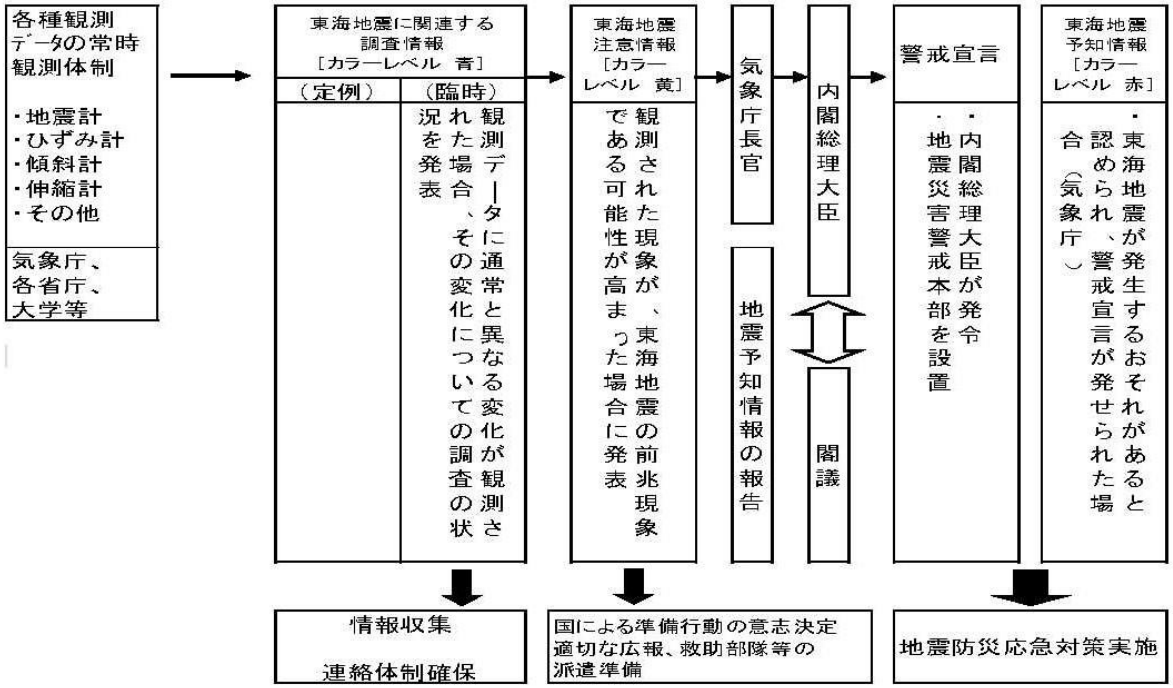
（２）東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

（３）東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

■東海地震に関連する情報発表の流れ



（出典：山梨県地域防災計画）

第２節　東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動（各部）

東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）が発せられたとき、法令又は町地域防災計画の定めるところにより防災関係機関及び住民の協力を得て、地震防災応急計画の実施に努める。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対応するための組織・配備体制及び職員の動員、活動等について定めておく。

１　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

（１）職員参集

（２）町防災行政無線等による住民への広報

（３）県、防災関係機関との連絡体制の確保

２　東海地震注意情報発表時の体制

（１）東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達

（２）職員参集

（３）地震災害警戒本部設置の準備

（４）防災行政無線等による住民への広報

町長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかける。また、町の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

（５）県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整

（６）警戒宣言発令時に避難~~の勧告又は~~指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備

（７）県への要請・報告等の実施

（８）その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

３　警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

（１）町地震災害警戒本部の設置

町長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、「町地震災害警戒本部」（以下「警戒本部」という）を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急措置を実施する。

①警戒本部の組織及び編成

「早川町地震災害警戒本部条例」及び「早川町地震災害警戒本部活動要領」に定めるところによる。

②警戒本部の業務

ア　東海地震予知情報に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達

イ　自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

ウ　避難~~の勧告指示~~情報の発令又は警戒区域の設定

エ　事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設

オ　帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施

カ　人員・資機材の配備手配および関係業者への指導

キ　食料・医薬品・生活必需品等の確保および関係業者への指導

ク　救急救助のための体制確保

ケ　自主防災組織との連携

コ　交通及び緊急輸送対策

サ　計画主体の管理する施設及び企業の地震防災応急措置

シ　警戒宣言時の広報

ス　その他地震防災上必要な措置

③各部の活動要領

部署	活動要領
総務部	①地震情報の収集に関すること。 ②配備態勢及び職員の動員に関すること。 ③避難~~勧告~~指示等に関すること。 ④防災無線の受理及び緊急放送に関すること
福祉・保健部	①生活必需品の緊急調達に関すること。 ②応急救護班の編成準備 ③備蓄米の確保に関すること。
建設・振興部	①道路、河川、山地の危険地の点検について。 ②緊急輸送車輌の手配に関すること。 ③応急資材の事前調達に関すること。 ④食料の確保に関すること。
環境・衛生部	①飲料水の確保に関すること。
教育部	①教職員の動員に関すること。 ②児童、生徒の安全避難対策

（２）警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ警戒本部が行う残務処理が終了したとき及び地震が発生した場合は警戒本部を廃止する。

（３）地震防災応急対策要員の参集等

①警戒本部員及び警戒本部付職員は、東海地震予知情報が発表されたことを知った場合、ただちに町役場に参集して、警戒宣言発令に備えて準備態勢を行わなければならない。また、町長は警戒本部員及び警戒本部付職員に町役場に参集するよう伝達する。

②町長は次の場合、職員にあらかじめ定められた場所への参集を命ずる。

ア 地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知をうけた場合

イ 警戒宣言発令の報道に接した場合

③消防団長は前記②のイの場合、消防団員に参集を命ずる。

④役場職員及び消防団員は東海地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに前記②のイの報道に接したときは動員命令を待つことなく、自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

⑤休日及び勤務時間外等に震度６弱以上の地震が発生したときに、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行うため、総務課長は「初動体制職員取扱要領」に基づき、あらかじめ初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図る。初動体制職員は、本庁に勤務する職員のうち、徒歩 10 分以内の距離に在住する職員とする。

初動体制職員は本庁職員を以て構成し「初動体制職員の業務概要」に基づき迅速なる災害対策本部の業務を行う。

⑥職員の参集場所は町長が別に定める。

消防団員の参集場所は各消防団詰所とする。

⑦配備体制は「早川町地震災害警戒本部活動要領」に定めるところによるが、その概要は次のとおり。

・第１配備　東海地震注意情報が発表されたとき

：警戒本部員・事務局員・消防団幹部

・第２配備　警戒宣言が発令されたとき

：役場全職員、消防全団員

⑧町立の小・中学校、保育所、その他町が管理する公共施設職員の参集については、各施設において定めるところによる。

⑨町長は、参集等の状況について各機関、町内公共施設から報告を求める。

⑩山梨県震度ネットワークシステムとして、町にも計測震度計が設置された。これにより県下の地震情報が速やかに収集されることとなる。この震度計に計測された震度はただちに町の震度としてキャッチされ迅速な対応が実行できる。

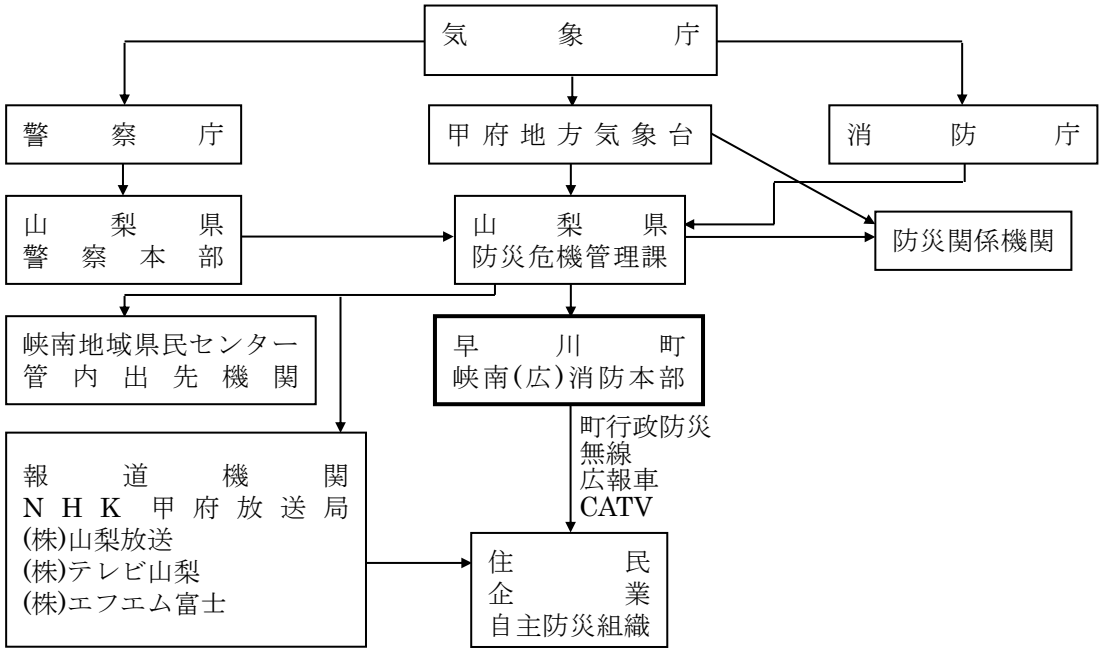
第３節　　情報の伝達（各部）

警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨通知、東海地震予知情報の内容その他、これらに関する情報（以下「東海地震予知情報等」という）等の伝達は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行う。

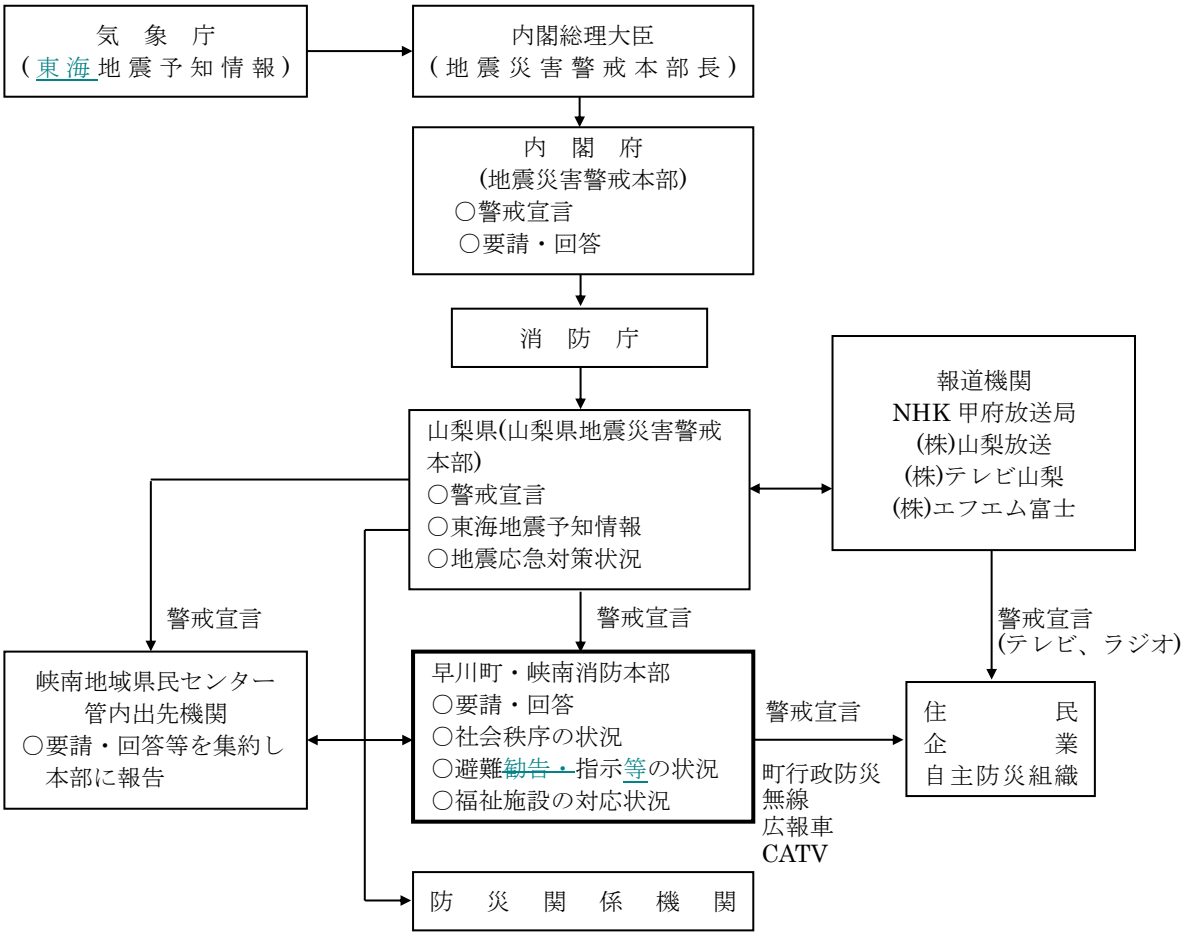
なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるため、それに対応した体制を確立しておく。

１　伝達系統図

（１）東海地震に関連する情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報



（２）警戒宣言発令時の情報



※1　時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

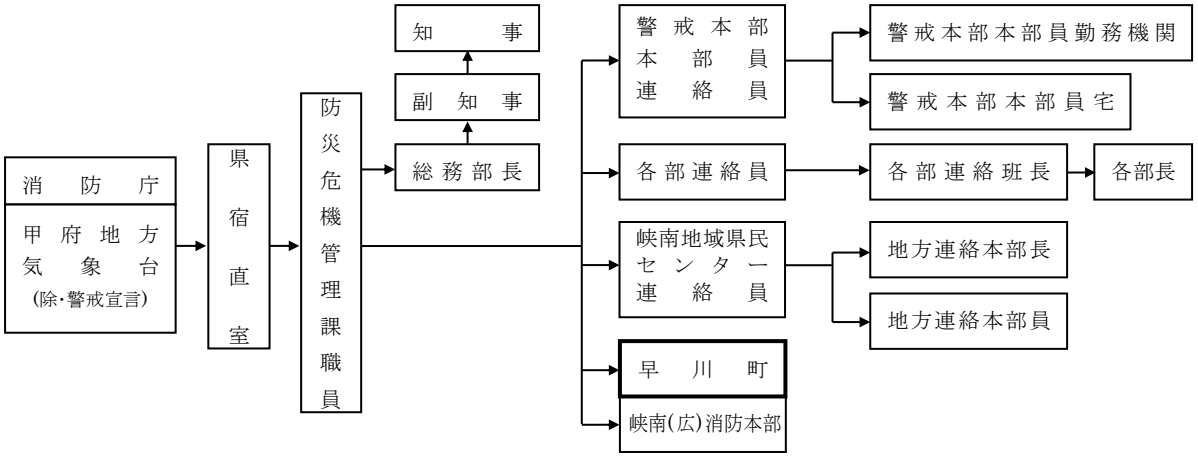
※2　防災危機管理課の一斉 FAX により連絡されるその他出先機関は、中央病院、北病院、地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所

※3　消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。

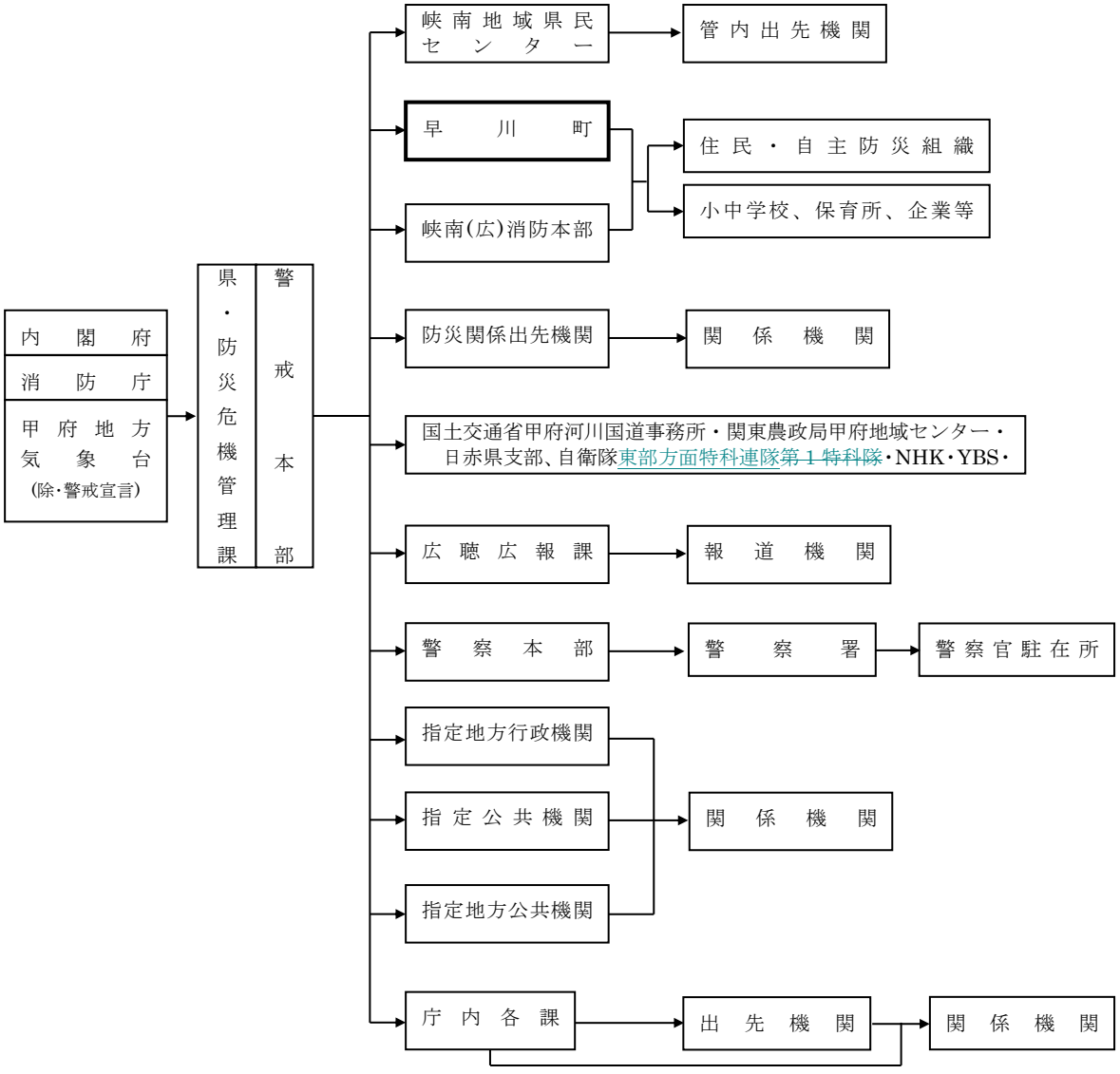
甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は気象情報伝送処理~~防災情報提供~~システムで伝達する。

（３）県内各機関への各種伝達系統図

ア 警戒本部設置以前の勤務時間外



イ 県警戒本部設置後及び勤務時間内



2　伝達方法

（1）町からの伝達

町職員内部等の伝達は、主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法により行う。

①広報車の利用

各課で管理している自動車を緊急車両として登録し、伝達を行う。

②防災行政無線の利用

親局（役場）より、子局へ同時放送を行うと共に必要に応じ個別、群別に放送し住民への伝達を行う。（サイレンを含む）

（2）消防団からの伝達

消防団長は、各分団長に対し移動無線及び有線電話を通じて伝達を行うとともに一般住民に対し、消防自動車により各分団の区域を車両拡声器にて行う。更にサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

（3）防災会長（区長）からの伝達

防災会長（区長）はその区域内の住民に対して、電話又は区の放送設備又は口頭にて伝達する。この場合各組の組織を利用して行う。

2　応急対策実施状況等の収集、伝達

（1）情報の収集、伝達

県、町、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

（2）収集、伝達の方法、内容等

町は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名		報告事項	報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	町→峡南地域県民ｾﾝﾀｰ→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数(定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

関係機関名報告事項			報告事項
	設置前	町教育委員会→教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

第４節　発災に備えた資機材人員等の配備計画（各部）

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、手続、防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員体制の事前配備等について次のとおり定める。

１　食料、生活必需品、医薬品等の確保

地震発生後の応急対策に必要な物資の確保は次により町が行う。

（１）町は生活必需品の円滑な供給を行うため、町内の取扱業者との協定に努める。

（２）町は警戒宣言後、担当部が物資の必要量を業者に通報しておくものとし、業者はその需要に応じられるよう努力する。

（３）町は、町内で予定数量が確保できない場合は、県に不足する物資の供給を要請する。

（４）物資の調達は、国、県その他の公共団体と競合しないよう調整する。

２　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、地域防災計画に定める防災応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検整備及び配備等の準備を行う。

第５節　　広報計画（総務部）

町は、地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

また、東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は東海地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

その他、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

１　広報内容

広報を行う必要がある項目はおおむね次のとおりとする。

（１）東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明

（２）主な交通機関運行状況及び交通規制状況

（３）ライフラインに関する情報

（４）強化地域内外の生活関連情報

（５）避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

（６）地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ

（７）地震防災応急計画を作成しない企業がとるべき措置

（８）家庭において実施すべき事項

（９）自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ

(10) 金融機関が講じた措置に関する情報

(11) 県の準備体制の状況

(12) その他必要な事項

２　広報手段等

広報は報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、無線放送、防災信号、広報車、インターネット又は自主防災組織を通じる伝達ルートなど様々な広報手段を用いて行う。

３　住民、滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は次のとおりとするが、状況に応じ必要事項（気象庁の発表内容、準備体制の内容等）を補足する。

(例)「こちら、早川町役場です。本日、午後(午前)○時○分、内閣総理大臣から東海地震に関する警戒宣言が発令されました。これによりますと、現在から２・３日以内(又は数時間内)に○○○を震源域とするマグニチュード○程度の大規模な地震発生が予想されます。町内に居住、滞在している者は、直ちに警戒体制をとり火気の使用と自動車の運転を自粛するほか、緊急貯水を行い、避難、非常持出品、消火等の準備をされ、落ちついて行動してください。また、今後の地震情報等は、テレビ、ラジオにより放送しますので、デマに惑わされることのないように注意して、冷静に行動してください。(繰り返し１回)」

第６節　　避難対策（総務部、福祉・保健部）

地震災害のため被害を受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的にあらかじめ定めた安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

１　避難の実施責任者

避難~~の勧告又は~~指示等をすることができる者は、次の通り定めるが、災害応急対策の統括責任者である町長を中心として、相互に密接な連携を保ちながら、地域住民等を安全な場所へ避難させる。

（１）町長（大規模地震対策特別措置法第 21 条、災害対策基本法第 60 条）

（２）町長の命をうけた町職員

（３）地域自主防災組織（各区、組等）の責任者もしくは、代表者

（４）水防管理者（水防法第 22 条）

（５）消防団長及び消防団長の命を受けた消防団員

（６）警察官（大規模地震対策特別措置法第 25 条、災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

２　避難~~の勧告又は~~指示等の基準

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができる。

３　避難~~勧告、~~指示の対象地区

■東海地震警戒宣言時避難対象地区（警戒宣言時には避難~~勧告~~指示を発令）

避難対象地区	避難先
奈良田、温泉、上湯島、下湯島	湯島の湯
茂倉、大野原、新倉	早川北小学校
塩之上、笹走	交流促進センター
長畑、室草里、細野	ヴィラ雨畑
久田子、羽衣、赤沢、板草里、夏秋	早川南小学校

４　避難所等の周知

町は、３「避難勧告、指示の対象地区」に掲げる地区の住民に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

（１）地区の範囲

（２）想定される危険の種類

（３）避難所

（４）避難所に至る避難路

（５）避難の勧告又は指示の伝達方法

（６）避難所にある設備、物資等及び避難所で行われる救護の措置等

（７）車両による避難が行われる地域及び対象者

（８）要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物

（９）その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）

５　施設又は企業等への避難所等の周知

大震法第７条第１項各号に掲げる施設又は企業のうち、３「避難勧告、指示の対象地区」に掲げる地区内にあるものを管理し、又は運営するものは、施設又は企業の従事者、避難収容者、入場者等に対し、４「避難所等の周知」に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図る。また、学校においては、４「避難所等の周知」に掲げる各事項に加えて、児童生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について保護者に周知を図る。不特定多数を受け入れる収容する施設、又は事業者は顧客等を町の指定する避難所へ避難させ、町に引継を行うとともに、滞在客の救護に町への協力をする。

６　避難の勧告指示等

町長は警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告又は指示又は警戒地域の指定を行うとともに、次の措置をとる。

（１）防災信号・広報車による勧告又は、避難指示等の周知

（２）県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼

（３）対象地区の自主防災組織・施設及び事務所への通知及び集団避難の指導

（４）所轄警察署長へ避難の勧告・指示等を行った旨の通知

（５）県公安委員会（南部警察署）への通知及び避難誘導・交通規制等の措置の依頼

（６）避難地の開設及び応急対策用資機材の点検整備

（７）町警戒本部と避難所を結ぶ連絡網の開設

（８）避難終了後の地区についての防火防災パトロールの実施

（９）施設及び企業・自主防災組織その他から避難した者の引き継ぎ時期、方法の措置

７　避難所の設備及び資機材の配備

町長は、避難所を開設した場合は、当該場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行う。

避難所には仮設トイレを設置する。このため必要量の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備えて取扱業者との供給協定の締結などに努める。

８　自主防災組織等の措置

前記６に掲げる~~勧告又は~~指示があったときは、地域の自主防災組織及び施設又は企業の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民又は従業者・入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるとともに、町長は、自主防災組織に対して次の指導を行う。

（１）防災用具、非常持出品及び食料の準備

（２）避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

（３）避難所の点検及び受け入れ~~収容~~準備

（４）~~収容~~避難者の安全管理

（５）負傷者の救護準備

（６）重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

９　避難行動要支援者に対する措置

（１）町はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人・幼児・障害者・病人・妊産婦等の避難にあたり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握につとめる。

（２）警戒宣言に基づき、町長より６「避難の勧告指示等」に掲げる避難~~の勧告又は~~指示が行われたときは前記に掲げる避難行動要支援者等の避難地までの介護及び担送は、原則として本人の家族又は本人が属する自主防災組織の指定するものが担送するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

（３）警戒宣言が発せられた場合、町は前記に掲げる者を受け入れる~~収容する~~施設のうち自ら管理するものについて、~~収容~~避難者等に必要な救護を行う。

（４）警戒宣言が発せられた場合、町は外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定める。

１０　帰宅困難者、滞留旅客対策

町は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じる。

（１）情報提供

バスの運行、道路の通行等に関する情報等必要な情報を提供し、帰宅困難者等の発生抑制に努める。

（２）避難所の設置

町は、帰宅困難者等が発生した場合、避難所の提供、避難誘導等の保護措置をとり、安全の確保および帰宅支援対策に努める。

１１　避難所における避難生活の確保

（１）町が設置した避難所には、情報連絡のため町職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。

（２）ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。

（３）食料等の生活必需品は、各人が３日分(保存できるものは１週間分)を用意する。

（４）町は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。

（５）町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。

（６）町は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

（７）避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

（８）町が避難地において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

①受け入れ~~収容~~施設又はテントへの受け入れ~~収容~~

②飲用水の供与

③主要食料及び毛布の供与

④その他

（９）町は、前記（８）に掲げる救護に必要な物資・資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

①資材・機材・物資・人員等の避難所への輸送措置

②流通在庫の放出等の措置

③県及び他の市町村が備蓄している物資等の放出等の要請

④その他必要な措置

第７節　住民生活防災応急活動（総務部、環境・衛生部、建設・振興部）

１　食料及び生活必需品の確保

（１）基本方針

①警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。

②町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんする。

③警戒宣言発令期間が長期化して、物資がひっ迫したときには緊急の措置を講じる。

④町は、備蓄する物資が不足する場合は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

（２）警戒宣言発令時の町の業務

①町は、緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋を行う。

②町は生活必需品の円滑な供給を行うため、緊急物資の在庫状況の把握および町内の取扱業者との協定に努める。

③町は警戒宣言後、担当部が物資の必要量を業者に通報しておくものとし、業者はその需要に応じられるよう努力する。

④町は、町内で予定数量が確保できない場合は、県に不足する物資の調達又は斡旋を要請する。

⑤町は、救助物資の受入れ場所の確保と受入れ体制を整備する。

⑥町は、物資の調達は、国、県その他の公共団体と競合しないよう調整する。

⑦町は、生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

２　医療活動

（１）救護所の設置

①警戒宣言が発令された場合、町は、役場、診療所、避難所等に医療救護所を設置し発災に備える。

なお、これらの医療施設のみでは不足する場合に備え、災害拠点病院に医療救護所設置の準備を依頼する。

②医療救護所には、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入れ態勢について保健所に通知する。

③傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。

④医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入れ体制について広報する。

３　清掃、貿易等保健衛生活動

（１）警戒宣言発令時の町の業務

①仮設便所の準備を行う。

②清掃、防疫のための資機材を準備する。

（２）警戒宣言発令時の住民・自主防災組織等の措置

①し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。

②必要に応じ自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

４　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、地域防災計画に定める防災応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検整備及び配備等の準備を行う。

５　幼児、児童、生徒の保護活動

（１）注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び町教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

①事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

②事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。

（２）警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

①授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。

②安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

③留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、町地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。

④警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。

イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。

ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。

エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

⑤授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

６　自主防災活動

町が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

（１）東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速、的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

①自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。

②警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。

③災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。

④住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。

⑤注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

（２）警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

①自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

②情報の収集・伝達

ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

③初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

④防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

⑤家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

⑥避難行動

ア 事前避難対象地区の住民等に対して町長の避難~~勧告又は~~指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難所へ避難させる。避難状況を確認後町に報告する。

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、町保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。

ウ 避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難所まで避難する。

オ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

⑦避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町と連絡を取り、その確保に努める。

⑧社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、町同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第８節　消防・水防等対策（総務部、建設・振興部、消防部）

１　消防機関の警戒宣言発令時にとるべき措置

消防機関は警戒宣言が発せられたときは、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

（１）消防車・資機材の施設の安全策と点検整備及び消防無線の試験発信・消防水利の確

（２）食料・飲料水・燃料の確保

（３）消防団員の人員の確保と部隊編制

（４）火気使用制限と各戸への防火パトロール及び初期消火体制の確立及び居住者への広報

（５）火災危険地域等への部隊への重点配備

（６）東海地震予知情報等の収集、伝達周知広報体制の確立

（７）事前避難対策地区における避難路の指示・誘導及び避難路の確保、その他の地域の場合は自主避難及び避難準備の指導

（８）施設事業者等に対する地震応急対策実施の指示

（９）高所見張所の設置

(10) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

(11) 要保護者に対する安全措置

(12) その他必要な措置

２　消防計画の準用

１「消防機関の警戒宣言発令時にとるべき措置」に掲げる措置を実施するため必要な動員・配備及び活動計画は、消防（水防）計画に定めるところによる。

第９節　　警備対策（総務部、警察署）

山梨県警察災害警備計画の定めるところによる。

第１０節　飲料水・電気・通信・ガス・放送関係の講ずる措置（総務部、事業者）

１　飲料水関係

警戒宣言の発令時において、発災後における給水停止等に備え、生活に欠くことのできない飲料水及び炊事用水その他生活の維持に要する用水（以下「飲料水等」という。）を確保し、地域住民等の生活の安定と社会秩序の維持を図る。

（１）実施機関

飲料水等の確保及び供給は、町長が実施する。町長は緊急貯水及び給水の実施に際して、地域ごとに給水実施責任者等に定め、地域住民等に対し、自主的に緊急貯水を実施するよう指示するとともに、臨機の給水体制の確立を図る。

（２）緊急貯水

警戒宣言の発令時において、町は、発災後の給水機能のマヒ等に備えて、次により緊急貯水を行う。このとき、一時的に大量の水道水が必要となるため、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保を図る。

①飲料水の必要量

緊急貯水の実施に際し飲料水は１人１日３リットルを３日分確保するものとする

②緊急貯水の手段

飲料水等の緊急貯水は、原則として次に掲げる町が管理する小規模水道~~簡易水道~~施設の配水池等を貯水施設に充てることとし、貯水開始の時期は警戒宣言発令後、町長の指定した時期とする。

③水質の保全

緊急貯水の開始及びその保存に際しては、水質検査を強化し、人身の安全を第一義として応急給水に備える。特に配水池等緊急貯水施設及びその配水管路については、十分な点検を実施する。

④施設の点検整備

緊急貯水の開始に際して、応急給水を円滑、迅速に実施するため、緊急貯水施設及び配水管路等、給配水施設の整備・点検を十分に行うものとし、必要に応じ町指定水道工事店等の応援を求めて実施する。

（３）地域住民、企業等における緊急貯水

警戒宣言の発令時において、各一般家庭においては、最低必要飲料水３日分（一人１日３リットル）をポリタンク等に貯水し、緊急時に備える。

また、浴槽等に風呂水の汲み置き等して生活用水の確保にも配慮する。

①緊急貯水の手段

地域住民・企業における緊急貯水の手段は、通常使用している給水手段（小規模水道~~簡易水道~~施設等）を用いて貯水するものとし、飲料水等の他、防火用水は適当な貯水容器を用いて確保に努める。

②緊急貯水を開始する時期

緊急貯水を開始する時期は、町長もしくは、町長が定めた地域給水責任者（区長等）が指示した時期とする。

③水質の保全

町が管理する給水施設（小規模水道~~簡易水道~~等）以外の給水施設により、緊急貯水を実施する際は水質検査を強化し、安全を確保する。

④緊急貯水の周知・徹底

緊急貯水の周知に関しては、「地震災害情報等の収集・伝達」等に準じて行う。

２　電力関係（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

（１）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、非常災害対策本部を設置する。

（２）東海地震注意報が発せられた場合

①電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

②保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

③仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

④発電所等への見学者・訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

⑤ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

（３）東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

①仕掛かり中の工事および作業中の各電力施設について、人身安全および設備保安上の応急措置を速やかに実施する。

②発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

③ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

３　通信関係（NTT 東日本㈱東日本電信電話㈱・NTT ドコモ）

（１）東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発令された場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じる。

（２）警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも実施する。

（３）通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通の状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

（４）地震が発生した時に、町からの要請に基づき、避難所における通信が確保できるよう、直ちに特設公衆電話の設置準備に努める。

４　ガス（ガス供給機関）

（１）東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言の発令や地震発生に備え、LP ガス容器の固定装置の確認をする。

（２）東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

①町からの要請・伝達事項を確認する。

②速やかに情報収集連絡係、緊急点検係を組織する。

③事業所内の火気の始末、消火器等の配置を行う。

④事業所内のガスの元栓、容器バルブの閉止及び施設の点検を行う。

⑤LP ガス一般消費者及び自主防災組織の対応状況等の情報収集を行うとともに、LP ガス設備についてとるべき措置について要請する。

５　放送関係（日本放送協会甲府放送局）

（１）警戒宣言等の伝達及び状況の報告

警戒宣言、警戒態勢を取るべき旨の公示、地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報の内容、その他これらに関連する情報は、本章第３節１「伝達系統図」の連絡系統により正確かつ速やかに行うものとする。また、地震防災応急対策の実施状況、各種情報等の報告は逆のルートによる。

第１１節　交通対策（建設・振興部）

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、居住者、滞在者等の安全円滑な避難及び地震防災応急対策実施のため交通規制等の措置を実施する。

１　交通規制等

（１）基本方針

①東海地震注意情報が発表された場合

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

②警戒宣言（東海地震予知情報）が発令された場合

ア　町内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ　町内への一般車両の流入は極力制限する。

ウ　避難路及び緊急交通路~~緊急輸送道路~~については、優先的にその機能を確保する。

③交通規制の実施

ア　交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

イ　交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

２　運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

（１）走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

①東海地震注意情報が発表された場合

ア　東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して~~地震予知に関する~~関連する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ　不要不急の旅行や出張等を自粛する。

②警戒宣言（東海地震予知情報）が発令された場合

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して関連する~~地震予知に関する~~情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

（２）避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

３　道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるため、緊急交通路~~緊急輸送道路~~確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施することから、町及び道路管理者は警察への協力に努める。

４　交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、町内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

５　交通情報及び広報活動

（１）東海地震注意情報が発表された場合

①東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

②警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

（２）警戒宣言（東海地震予知情報）が発令された場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターの連携の緊密化を図る。

第１２節　緊急輸送計画（総務部）

１　基本方針

想定される大規模地震に対して輸送諸施設の十分な安全性が確保できない現状のおいては、警戒宣言時には必要最低限の人員、資機材を除き大規模輸送は行わない。

したがって、地域防災計画は地震発生後の活動を円滑に行うための要員の確保・車両・燃料の確保点検等、緊急輸送の準備を行うことを基準とする。

２　実施事項

警戒宣言が発せられた場合、防災関係機関は次の事項を実施する。

（１）要員・車両・燃料の確保点検

（２）緊急輸送を行う輸送業者の連絡体制

（３）地震防災応急対策のための要員・資機材の輸送事前検討

３　緊急輸送車両の確認・標章及び証明書

本項は第２編一般災害編第３章第２０節を準用する。

４　緊急輸送路の確保

本項は第２編一般災害編第３章第２１節を準用する。

第１３節　他機関に対する応援要請（総務部）

町長は必要があるときは、知事に対して次の事項を明らかにして自衛隊に地震防災派遣を依頼することができる。具体的事項については一般災害編第３章第５節「第５節 自衛隊災害派遣要請計画」による。

（１）派遣を要請する理由
（２）派遣を要請する期間
（３）派遣を希望する区域
（４）その他参考となるべき事項

第１４節　町が管理又は運営する施設に関する対策（各部）

１　道路

道路管理者は警戒宣言が発せられた場合は、ただちに所管する道路・橋梁等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限・工事中における工事の中断等の措置をとる。

緊急点検・巡視の具体的実施方法については、別に定める。

２　河川

河川管理者は警戒宣言が発せられた場合は、ただちに所管河川及び防護施設を巡視・点検し異常の有無を確認し、異常が認められた場合ただちに応急措置を施工する。

３　不特定多数の者が出入りする施設等

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校、保育所等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

（１）各施設に共通する事項

①警戒宣言、東海地震予知情報等の入場者への伝達

②入場者の避難等、安全確認のための措置

③施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置

④出火防止措置

⑤受水槽等への緊急貯水

⑥消防用設備の点検整備と事前配備

（２）個別事項

小・中学校、保育所、総合福祉センター、保健センター、町民会館、町営宿泊施設等は、共通事項のほか施設ごとに具体的に定める。

４　地震防災応急対策の実施に重要な建物に関する措置

（１）警戒本部がおかれる役場庁舎等の管理者は、３（１）「各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、町が管理する施設以外を警戒本部とする場合は、その施設の管理者に対し同様の措置をとるよう協力を要請する。

①自家発電機等による非常用電源の確保

②無線通信機等通信手段の確保

③警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（２）地域防災計画に定める避難所又は、応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、前記３の（１）に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力する。

５　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第１５節　企業等対策計画（建設・振興部、事業者）

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の企業等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出る。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

１　東海地震注意情報が発表された場合

（１）施設内の防災体制の確立

①施設の利用・営業等の中止・継続等の方針

②防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備

③施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置

④避難誘導の方法、避難路等の確認

（２）顧客、従業員等への対応

①東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明

②警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

③顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

２　警戒宣言（東海地震予知情報）が発令された場合

（１）施設内の防災体制の確立

防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止又は軽減するための体制を確立し、警戒宣言の発令を職場全体に伝達するとともに、予め定めた分担に従って地震防災応急対策を実施する。このため、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、予め地震防災応急計画を定め、それぞれの関係機関へ届け出る。

なお原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。

（２）応急保安措置の実施

地震防災応急計画にもとづいて、防災体制を整える。

①火気使用を自粛する。

②落下物による被害等防災上の点検を行い、必要に応じて応急補修を行う。

③消火器具等の消火設備を点検し出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外の警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画にもとづいて、直ちに出社し、予め定めた応急対策を行う。

（3）従業員の帰宅措置

企業においては、応急保安措置を講じた後に保安要員を残し避難を開始する。このとき従業者数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻、帰宅経路にかかる状況等を確認したうえで、時差退社の方法等を講ずる。

なお、近隣の従業員の帰宅は徒歩又は自転車による。

第４編　雪害対策編

第１章　雪害対策編の概要

第１節　　雪害対策編の概要

早川町は、山梨県内では南アルプス市（旧芦安村）とともに、豪雪地帯に指定されているが、近年の少雪化傾向の影響により、ここ数年は大きな雪害は発生していなかった。

しかし、平成 26(2014)年 2 月に関東甲信地方を襲った豪雪は、本町にも大きな被害をもたらした。

雪による障害は、大規模に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、住民生活に及ぼす影響が大きく、一旦、豪雪になると人的被害を始め、住宅被害や農業被害、道路の通行止めや交通機関の運休、さらには除排雪経費の増大など様々な影響が生じる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんのこと、雪害に遭わないためにも、住民等への雪に対する正しい知識の普及啓発や住民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

これらを踏まえ、雪害対策編は、災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、雪害の発生を予防し、雪害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関、住民が連携し、雪害予防、雪害応急対策、雪害復旧等の総合的・計画的な推進を図り、住民の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的に、早川町防災会議が策定する計画である。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて早川町に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画の一般災害編第１章第１節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要」のとおりとする。

第３節　雪害の状況

１　平成 26(2014)年２月の雪害の状況

平成 26(2014)年 2 月 13 日 21 時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら 15 日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約 1,500m付近は－6℃以下の寒気に覆われていた。

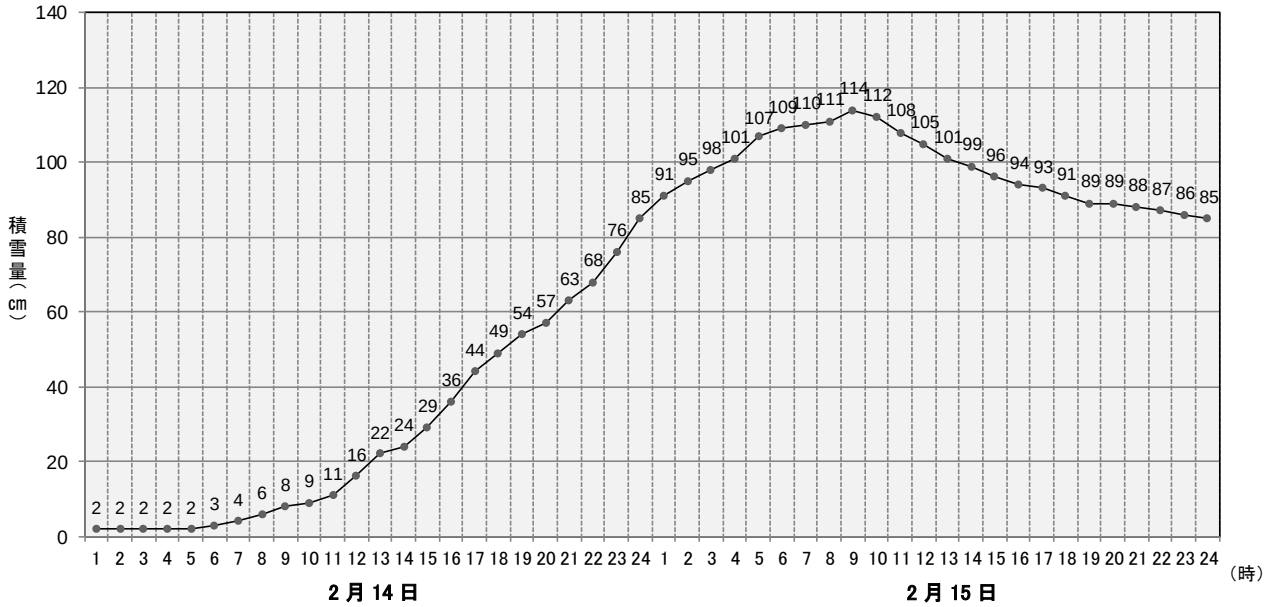
この低気圧と上空の寒気の影響により、山梨県では 14 日から降り始めた雪は 15 日昼まで降り続き、甲府市で 114 ㎝という観測史上最高を記録する大雪となった。

これにより、山梨県から県外へとつながる国道や自動車専用道路は、スリップして動けなくなった車の立往生や除雪が進まないことから通行不能状態に陥り、山梨県が孤立するという状況になった。

早川町でも、役場前での観測で 120 ㎝を記録し、過去に例のない豪雪となった。この豪雪により、町の主要幹線である県道南アルプス公園線と県道雨畑大島線が通行不能状態に陥り、町の全域が孤立する事態となった。

また、県道へとつながる町道でも除雪が進まず孤立が長期化した。

平成26年2月14日から15日にかけての甲府市の積雪量の推移



出典：甲府地方気象台

２　被害状況の概要

2 月 14 日は、倒木による影響のため大島、久田子、戸川を除く硯島地区全域で停電が発生した。

このため一部の電話機を除き通話ができない状況に陥ったほか、西山地区でも、雪による断線のため停電が発生した。

また、雪の影響で小縄、赤沢新道、笹走、塩之上、老平、久田子、黒柱、西之宮、中洲の 9 集落で断水となり、最大で 95 世帯、181 名に影響があった。

建物被害については、全壊や半壊といった被害はなかったものの、雨樋や雪止、屋根の一部破損といったものを含めると、母屋では 50 を超える家屋に、またそれ以外の物置やカーポートといった建物では 30 を超える建物に被害が生じた。

第２章　雪害予防計画

第１節　　雪害予防体制の整備（各課）

１　災害対策本部の整備

町は、雪害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部の設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備体制等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

２　除雪実施体制の整備

町は、積雪時及び積雪のおそれがある場合に、除雪実施体制を敷き、除雪作業の調整や受益者及び住民の協力確保等を図り、除雪を遂行する。

３　応援協定の締結推進

（１）町は、応急活動や復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。

（２）相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定も考慮する。

（３）民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

４　自主防災組織の育成強化

（１）被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自分たちの町は自分たちで守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

このため、町は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。

（２）町は、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

（３）町は、研修会等の開催により、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

５　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、雪害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

第２節　防災知識の普及（各課）

１　雪害時の心得の周知

町は、降積雪時において、住民や事業者等が適切な行動をとれるよう、以下の雪害時の心得について周知を図る。

（１）住民の心得

○ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
○暴風雪や大雪が予想される場合は、マイカー通勤や外出を見合わせる。
○大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、自身の判断で的確に安全確保の行動をとる。
○道路途絶等による一時的な孤立に備え、非常持出品を準備しておく。特に、食料等の通常の持出品に加え、防寒着や長靴、カイロ、暖房用燃料、スコップ等の耐寒用品等の携行に配慮する。
○除雪や緊急車両の通行の支障となるため、路上駐車は行わない。
○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。
○隣近所等と協力し、生活道路や歩道、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。
○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めを着用するとともに、複数で作業を行う。

○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
○雪崩から身を守るため、急な斜面には近づかないようにする。急な積雪や気温上昇の際には特に注意する。
○雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂~~やスクレーパー~~、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

（２）事業所等の心得

○必要に応じて対策本部の設置や防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、迅速かつ的確な指示、誘導等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。
○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。
○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。
○救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品など、災害応急対策の実施に必要な

資機材を配備する。
○建設工事、ずい道工事など、雪害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。
○山梨県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

（３）運転中に突発的な吹雪に遭遇した場合の心得

○　無理をせず安全な場所を見つけ、極力車内にとどまり、天候の回復を待つ。
○　吹きだまりに突っ込まないように注意する。
○　エンジンを切り(マフラーが雪で隠れる状態)、ハザードを付けておく。
○　窓を少しでも開け換気する。
○　携帯電話があれば、知人や警察等に消息を伝えながら救助を待つ。
○　排気管付近の除雪を頻繁に行う。

２　啓発方法

（１）町は、雪害時の心得の周知に当たっては、広報「はやかわ」をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用や社会教育の場での啓発、パンフレット類の作成等により周知を図る。

（２）町は、高齢者、障害者に対する防災知識の普及については、老人クラブや身体障害者会、地区民生委員等を通じて雪害時の心得の周知を図る。

第３節　　情報収集・伝達体制の整備（総務課）

１　降積雪情報の収集

町は、降積雪に係る観測情報や今後の降積雪予報等を甲府地方気象台等から収集し、住民等へ適宜広報するとともに、関係機関と連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

２　県や防災関係機関との連携強化

町は、降積雪情報や除雪情報を共有するため、県や近隣自治体、峡南広域行政組合消防本部など、関係機関との連絡体制をあらかじめ確立しておく。

３　情報伝達体制の整備

（１）町は、夜間・休日においても、情報収集・伝達等の迅速な対応ができるよう、庁内における緊急連絡体制を整備しておく。

（２）町は、大雪警報等が発表された場合に、住民が主体的に状況を判断し、適切な行動がとれるよう、あらかじめ防災行政無線放送や町広報車、消防車等により、降積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えておく。

第４節　情報通信施設の整備（総務課）

町は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある早川町では、地上回線が途絶~~停電が発生~~した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保を推進~~を確保するよう留意~~する。

町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

１　町防災行政無線システムの整備

（１）町は、防災行政無線システムについて、デジタル方式への更新を検討するとともに、計画的に整備を図る。

（２）町は、町防災行政用無線システム及び衛星携帯電話を含めた多様な情報伝達手段を整備するとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備とその機能の拡充及び信頼性の向上に努める。

２　災害時優先電話の確保

町は、雪害時に町内公共施設、関係機関から災害情報や被害状況を収集するため、災害時優先電話の確保に努めるとともに、その運用方法について職員等への習熟を図る。

３　関係機関等の通信設備の活用

（１）町は、町が管理する通信設備が使用できない場合、又は緊急を要するため特に必要があるときは、消防本部等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して情報収集等を行う。

（２）町は、あらかじめ消防本部等と有線通信設備又は無線設備の利用について十分な協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておく。

（３）町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

４　その他の情報通信設備の活用

（１）インターネット等の活用

町は、雪害時に、町のホームページ上で被災状況や住民への協力依頼等の情報を提供できるよう、平常時から対策を講じておく。

また、雪害時には別途防災カメラ等の映像やその他の防災情報を閲覧できるサイトを立ち上げるよう努める。

（２）アマチュア無線の活用

町は、町本部の情報連絡体制を補完し、各地区の情報を収集、連絡するため、あらかじめ町内のアマチュア無線局との協力体制の確立を図る。

（３）衛星携帯電話の活用

町は、雪害時に通信施設等の被災により通信連絡が困難となった場合に、関係機関との連絡体制を補完し情報を共有するため、衛星電話番号の共有化を図る。

（４）無人航空機の活用

町は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機を活用できる体制を整備する。

第５節　道路交通対策（振興課）

１　道路網の整備推進

町は、雪害時における道路機能の確保と孤立集落の解消のため、町道について速やかに改良整備等を実施し、冬期通行不能箇所の解消を図る。

また、県道については、県に実施推進を要請する。

２　道路の除排雪対策

（１）除雪体制の整備

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施するものとし、町は、県や関係機関との連携・協力のもとに除雪作業の効率化を図る。

特に、集中的な大雪に対しては、町は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として道路ネットワーク~~全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に~~、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

（２）雪氷対策実施計画の策定

町は、町が行う除雪路線については、あらかじめ「雪氷対策実施計画書」を策定し、要員体制の確立や委託業者の作業範囲等を定め、本計画に基づいて除雪を行う。

なお、県道の除雪については、「山梨県道路除排雪計画」に基づいて行う。

（３）除雪機械の増強

①町は、除排雪作業の効率化を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。また、民間の除雪機械借上げ等の対策を講じておく。

②町は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、各地区の除雪用資機材の整備充実に努める。

（４）排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意する。

①雪捨場は、交通に支障のない場所を設定することとし、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど、交通の妨げにならないよう配意する。

②河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意する。

（５）車両対策

町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

３　倒木対策の推進

道路管理者は、倒木による道路交通等への障害を生じさせないため、所有者の協力を得ながら平常時から倒木のおそれがある立木伐採等を行う。

４　冬期交通の安全確保に係る周知

防災関係機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤ又はチェーンの装着、路上駐車の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災行政無線等を利用し啓発を図る。特に、集中的な大雪が予測される場合は、町民１人１人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

５　訓練の実施

町は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

第６節　消防活動体制の強化（総務課、消防団）

１　冬期活動体制の強化

中部消防署及び消防団は、積雪による障害に対応し、迅速な消防活動ができるよう、冬期における活動体制の強化や雪に強い消防資機材の整備充実など、消防力の強化に努める。

２　消防水利の確保

町は、消火栓又は防火水槽、自然水利付近の除雪を行い、消防活動に支障が生じないよう努める。

また、中部消防署及び消防団は、屋根雪下ろし等で消防水利がふさがれることがないよう、住民への周知徹底やパトロールを行う。

３　火災予防の推進

中部消防署及び消防団は、冬期に各家庭等で石油ストーブ等暖房器具を取り扱うことが多くなるため、火災予防についての住民への周知徹底や火災発生に際しての初期消火方法等の知識の普及を図る。

第７節　建築物雪害予防対策（各課）

１　公共施設の安全確保

（１）施設管理者は、雪害による建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、事前に修繕等を実施するとともに、除排雪対策を講じる。

（２）施設管理者は、平常時から、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下する危険性がある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

２　住宅の安全対策

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、危険であると認められた場合は、補修等の必要な措置を講じるよう指導する。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

３　老朽化施設の長寿命化計画

町が設置・管理する老朽化した施設については、長寿命化計画の策定・実施等により、適切な管理に努める。

第８節　ライフライン確保対策（総務課、町民課、事業者）

小規模水道~~簡易水道~~・電気・ガス、電話、通信サービス等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、安全対策を推進する。

なお、町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため，町、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

１　電力施設

（１）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、雪害による停電事故等を最小限にとどめるため、送電線路や配電線路等の雪害予防措置や早期復旧対策の整備を図り、安定した電力供給に努める。

（２）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、雪害時に備え、復旧資材、各種工具、車両等の防災用機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

（３）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、緊急連絡体制の出動体制の整備や交通途絶時の出動体制の確立等により、要員の確保に努める。

２　電気通信施設

（１）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店の雪害予防措置

NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、雪害時に安定した電気通信サービスを提供するため、伝送路の多ルート化や災害に強い通信設備の構築、各種災害対策機器の配備強化等による重要通信の確保、並びに迅速な復旧体制の整備等を図る。

（２）通信途絶防止対策

NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため、災害時優先電話の確保や特設公衆電話の設置等により、通信の途絶を防止する。

（３）通信の輻輳対策

NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、雪害時の通信輻輳時においても、被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル（171)」、「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171)」及び「災害用音声お届けサービス」の地域への一層の定着を推進する。

３　水道施設

（１）町は各水道組合と連携して、積雪による水道施設の破損及び凍結による給水栓等屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に十分な耐雪対策の検討を行い、水道施設の適切な維持管理に努める。

（２）町は各水道組合と連携して、水源地や消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起するよう努める。

４　LP ガス施設

（１）施設の耐雪化等

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、冬期におけるガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行う。

また、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底する。

（２）安定供給の確保

ガス事業者は、積雪による道路の通行止め等により輸送ができない場合に備え、ガス原料の備蓄の増強に努めるとともに、ガス原料の代替供給元を確保しておく。

第９節　集落雪崩防止対策（総務課、振興課、消防団）

１　雪崩の危険性への対応

（１）危険箇所の点検

町は、県及び関係機関と協力して、雪崩の発生が予測される箇所の巡回監視を実施し、雪崩の早期発見に努め、事故防止を図る。

また、各道路管理者は、それぞれの担当除雪路線を主体として道路の巡視を実施する。

（２）住民等への周知

町は、住民への雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所を住民に周知させるため、幹線道路及び通学路を重点として、危険箇所に注意喚起のための標識を設置するよう努める。

２　雪崩事故防止対策

町は県等と連携して、雪崩の発生による事故を防止するため、危険道路や危険箇所の警戒体制を強化するとともに、交通規制及や迂回路の開設、雪崩防止施設の整備など、必要な事故防止措置を講ずる。

３　砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等は、河川等をせき止め、洪水や土石流災害を引き起こす原因となるため、町は、関係機関と連携して、砂防・治山等の施設整備に努める。

４　早期避難への対応

（１）町は、雪崩被害の防止及び軽減の観点から、雪崩等に対する早期避難についての住民の理解と協力を得るよう努める。

（２）町は、地域住民に対し、雪崩のおそれのない適切な避難所、避難道路について周知徹底を図る。

第１０節　避難所、避難道路の確保（総務課）

１　安全な避難所の確保

避難所については、一般災害編第３章第１０節「避難計画」に示す選定基準に加え、雪崩等の危険性や施設の耐雪性等にも十分配慮し、指定する。

２　安全な避難道路の確保

避難道路については、住民が円滑に避難所に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

（１）積雪及び堆雪に配慮した避難道路を確保する。

（２）除雪機械等を増強し、道路除雪を推進する。

３　備蓄の充実

避難所においては、暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、暖房設備や燃料のほか、長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等の積雪期を想定した資機材の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備の整備に努める。

第１１節 要配慮者対策（福祉保健課）

１ 要配慮者施設への支援

町は、高齢者や乳幼児等の要配慮者が利用する施設の優先的除雪や避難道路の確保など、要配慮者施設への支援体制の充実に努める。

２ 在宅の要配慮者への支援

（１）避難行動要支援者名簿の作成と活用

町は、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で名簿を提供し、情報の共有化と避難行動要支援者に対する支援対策の充実を図る。

（２）避難誘導体制の整備

町は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

（３）避難所における対応

①町は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

②町は、雪害の状況に応じて福祉避難所を開設するとともに、町社会福祉協議会、日赤奉仕団やボランティア等の協力を得て要配慮者等を移送し、受け入れ収容する。

（４）緊急通報システム（山梨県安心安全見守りセンター）の活用

町は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム(山梨県安心安全見守りセンター)を活用するとともに、雪害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努める。

３ 助け合いネットワークの構築

町は、自主防災組織や民生委員等と連携・協力しながら、地域ぐるみで要配慮者の安否確認や支援を行う「助け合いネットワーク」の構築を推進する。

また、見守り活動の中で、高齢世帯等の屋根雪等の処理状況について確認し、雪下ろしの除排雪等の支援を行う体制づくりを進める。

第２章 雪害予防計画
第１１節 要配慮者対策（福祉保健課）

第１２節 孤立予防対策（総務課、各課）

１ 孤立予想地区の事前把握

町は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や独居高齢者数等の実態を把握しておく。

２ 孤立危険性に関する住民への周知と対策

（１）町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水、燃料、耐寒衣料等の備蓄、また携帯ラジオ等の準備等を行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

（２）町は、住民同士の共助体制の強化を推進し、自主防災組織等が中心となって、安否確認や救出、炊き出し等を住民自らが行えるよう対策を講じる。

３ 通信手段の確保

町は、孤立が予想される集落内において、非常時に通信を確保できるよう、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の整備に努める。

また、通信設備等の非常用電源の確保を図る。

なお、町は平常時から、孤立が予想される地区の住民に対して、機器の操作方法の周知を図る。

４ 道路網の整備充実

町は、雪害時に、道路の被災によって集落が孤立することのないよう、道路の改良や迂回路整備等を推進する。

５ 救出・避難体制の整備

（１）緊急救出手段の確保

町は、孤立した場合に緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備及びドクターヘリ等を使用した救出・救護訓練を推進する。

（２）集団避難の検討

町は、孤立状況が長期化した場合に、孤立地区住民に対して発令する避難~~の勧告・~~指示の実施基準等を検討しておく。

（３）要配慮者に対する配慮

町は、要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、関係機関との連絡体制や移動手段、受入先の確保等の対策を講じておく。

６　食料等の備蓄推進

町は、孤立が予想される地区の世帯数や住民の構成等を把握した上で、あらかじめ食料や日常生活物資等を備蓄しておくとともに、備蓄倉庫の設置を推進する。

第１３節 農業関係雪害予防対策（振興課）

１ 雪害予防対策

県は、予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避又は、最小限にくい止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずる。

町は、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化や補強等被害防止に関する普及啓発を行う。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全対策については、「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策」（山梨県農政部）の活用を図る。

（１）気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

①伝達システムの構築

②気象観測網の充実

③気象災害の被害予測の確立

④被害ほ場の追跡調査

（２）気象に強い施設の普及

①農業用施設の安全構築

②既存施設の点検及び補強の促進

（３）気象災害に強い栽培・技術管理

①気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

（４）地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

①共同作業、救援システムづくりの推進

②地域農業ボランティアの育成

（５）農業共済制度への加入促進

①農業共済制度への加入促進活動への支援

第３章　雪害応急対策計画

第１節　　応急活動体制の確立（各部）

１　町の活動体制

（１）警戒配備体制

町は、雪害の状況に応じて速やかに警戒配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により雪害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

（２）災害対策本部の設置

①設置基準

雪害の発生を防止し、又は雪害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、町長が、町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。その際の基準は、次の各号の一つに該当する場合とする。

ア 雪害が発生し、災害救助法（昭和 22(1947)年法律第 118 号）による救助を必要とする場合で、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき

イ 雪害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり災害応急対策を必要とするとき

ウ 町長が必要と認めるとき

②設置場所

災害対策本部は早川町役場本庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は交流促進センターに設置する。

③本部長職務代理者の決定

町長が発災時に不在などの場合の本部長職務代理者の順位は、副町長、教育長、総務課長、振興課長の順とし、いずれも不在等の場合は、登庁職員のうち上席の職員が職務を代理する。

（３）災害対策本部本部員会議の所掌事務

災害対策本部は、地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

①災害応急対策の基本方針の決定

②動員配備体制の決定

③降積雪情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

④高齢者等避難~~避難準備・高齢者等避難開始~~、~~避難勧告、~~避難指示~~（緊急）~~、緊急安全確保の発令

⑤被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整

⑥自衛隊災害派遣要請、国・県、他市町村、その他防災関係機関への支援要請

⑦物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

⑧その他災害に関する重要事項

２　国、県との連携

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに知事に報告するとともに、次の事項について報告又は要請する。

また、国や県と連携に努め、効果的な災害応急対策を実施する。

（１）災害の発生状況と被害の速報

（２）災害対策本部の執った応急対策

（３）応急対策のための不足する資機材、物資の要請

（４）県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動、自衛隊の派遣要請

なお、本節に定めのない事項については、一般災害編第３章第１節「応急活動体制」を準用する。

第２節　職員配備計画（各部）

１　職員の配備基準

町は、次の配備基準に従って、必要な職員の動員を図り、迅速な応急活動を実施する。

なお、町は、大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報、注意報及び警報を活用して、職員の参集等による災害即応体制を確保した上で、早めの対応をとることとする。

区分		配備基準	配備内容	配備を要する所属課及び人員等
災害警戒配備体制	第１配備(警戒配備)	①次の警報が発令されたとき ・大雪警報 ・暴風雪警報 ②その他必要により町長が配備を指令したとき	情報活動をはじめとする応急対策活動を準備する。 (措置内容) 気象情報の受伝達 行政区域内状況の電話による情報収集 町域の巡視及び警戒 県等関係機関との連絡	各課の課長 1 名配備とする。 また、各所属では、臨機応変に配備人員の増強の措置をとる。
災害対策本部体制	第２配備(特別警戒配備)	①次の特別警報が発令されたとき ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報 ②その他必要により町長が配備を指令したとき	状態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる体制とする。 (措置内容) 気象情報、降積雪情報の受伝達 町内被害状況調査の実施 避難措置の検討及び実施 警察等関係機関との連絡 施設管理者及び自主防災組織との連絡 被害がある場合は応急対策の実施県及び関係機関への連絡	全職員の配備
	第３配備(非常配備)	①大規模な雪害が発生し、又は発生が予測されるとき ②災害対策本部を設置したとき、又は本部長が配備を指示したとき	組織の総力をあげて情報、輸送、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。 (措置内容) 災害対策本部の設置 災害応急対策の実施	

※雪害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変に配備体制を整える。
※第１配備前（気象注意報発表時等）は、総務課において情報連絡体制を整える。
※災害応急対策の実施にあたり、職員が不足し、他の部の応援を必要とするときは、総務部・本部長へ相互応援の調整を要請する。

２　動員の伝達及び参集

（１）勤務時間中の伝達

気象情報等の通知を受け、配備基準に該当もしくは、雪害発生が予想される又は発生した場合、本部長（町長）に報告するとともに、各部長へ配備体制を伝達し、各部長は直ちに電話、防災行政無線、アマチュア無線等により職員への伝達を行う。

（２）勤務時間外の伝達

宿日直者は、配備基準に該当する気象警報が関係機関から通知され、又は雪害発生が予想されるとき、直ちに総務課長に報告し、総務課長は本部長（町長）に報告するとともに、各部長へ配備体制を伝達し、各部長は直ちに電話、防災行政無線、アマチュア無線等により災害対策に関係のある職員への伝達を行う。

連絡を受けた関係職員は、以後の状況の推移に注意し、安全を確保した上で登庁する。

（３）職員の自主参集

勤務時間外等において大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、テレビ・ラジオ等の情報や周囲の状況から配備基準に該当する雪害と判断されるときは、所属長からの連絡を待たず、自己の配属又はあらかじめ指定された場所に自己の判断で自主参集する。

（４）参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外において大規模な雪害が発生した場合に、道路寸断等のために所定の場所に参集できない場合は、最寄りの地区災害対策施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い災害対策に従事する。ただし、いずれも所属長と連絡を密にとり、交通復旧後は正規の体制に復帰することを原則とする。

（５）外出時の措置

町外等、外出先で被災又は町の雪害を知ったときは、可能な限り、安否情報を連絡するとともに、最寄りの市町村災害対策本部等へ行き情報収集後、適切な行動をとる。

３　配備報告

各部長は、動員、配備、安否確認を完了したときは、その状況を直ちに総務部長へ報告する。

４　発災直後の行動

別途作成する「町災害時職員初動マニュアル」に基づき行動する。

第３節　応援要請計画（総務部）

１　応援要請の決定

雪害の状況により、町のみでは災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請するものとし、次により町の被害状況や応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

（１）県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集

（２）公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集

（３）消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集

（４）休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

２　知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第 68 条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

知事及び他の市町村に対する応援要請については、第２編一般災害編 第３章 第４節「応援要請計画」の定めるところによる。

３　山梨県消防防災ヘリコプターの出動要請

町は、雪害の状況により、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し出動を要請する。緊急運航の要請及び受入れ手順については、第２編一般災害編 第３章 第３節「山梨県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところによる。

４　自衛隊の災害派遣要請

町長は、被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

自衛隊の災害派遣要請については、第２編一般災害編 第３章 第５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

５　応援協定に基づく要請

町は、大規模な雪害が発生し、あらかじめ協定を締結している民間団体等の応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求める。

なお、本節に定めのない事項については、一般災害編第３章第４節「応援要請計画」を準用する。

第４節　雪害に関する警報等の受伝達計画（総務部）

１　雪害に関する注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

雪害に関する注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

種　類		発表の基準
注意報	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合である。 ・12 時間降雪の深さが 10cm 以上
	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当することが予想される場合である。 ・平均風速が 12m/s 以上(雪を伴う)
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表層なだれ：24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき ・全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線等への被害が起こるおそれのある場合。
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生したりするおそれがある場合。 具体的には、次の条件に該当することが予想される場合である。 ・夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下、または河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 ・冬期：最低気温が甲府地方気象台で－6℃以下、河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがある場合。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合である。 ・12 時間降雪の深さが 30cm 以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当することが予想される場合である。 ・平均風速が 20m/s 以上(雷を伴う)
特別警報	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

出典：気象庁

２　雪害に関する注意報、警報及び特別警報の伝達

（１）町は、県及び気象台からの雪害に関する注意報や警報、気象情報等については、関係機関等に対し、消防信号や加入電話により迅速に伝達する。

（２）町は、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、住民等に防災無線等により直ちに伝達する。

第５節　雪害通信計画（総務部）

本節に定めていない事項については、一般災害編第３章第７節「災害通信計画」を準用する。

１　多様な通信手段の確保

町は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、多様な通信手段の確保を図る。

２　他の機関の通信施設の利用

加入電話や防災行政無線等が使用不能になったときは、警察事務・消防事務・電力事業等の通信施設を利用する。

３　放送の要請

町長は、利用できるすべての通信機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」を準用して放送局に要請する。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

４　アマチュア無線の協力

町は、現有無線施設を最大限に活用して通信の確保を図るとともに、町及び消防団が有するアマチュア無線局の活用をはじめ、雪害の程度によっては情報の収集及び伝達に町内のアマチュア無線局の協力を求める。

５　急使による連絡

町は、通信網が全滅した際には、自動車、原動機付自転車・自動二輪車、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡する。

第６節　被害情報の収集伝達計画（総務部、各部）

本節に定めていない事項については、一般災害編第３章第８節「被害状況等報告計画」を準用する。

１　被害情報の収集伝達

町は、人的被害や建築物の被害状況、孤立集落等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

２　被害報告の系統

（１）総務課長は、町内に雪害が発生したときは、速やかに被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を町長に報告する。

（２）町長は、この報告に基づき県「被害情報収集・伝達マニュアル」の様式により、速やかに雪害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。ただし通信の途絶等により県に報告できないときは、直接消防庁に報告する。

（３）報告は、災害が発生した時から応急装置が完了するまでの間、その経過に応じて随時行うものとし、確定報告は被害状況が確定し応急措置完了後 20 日以内に行う。

（４）町長は、防災会議構成機関に対し必要に応じて、被害状況及び応急対策等を通報する。

３　被害状況調査等の措置

（１）被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。

（２）災害の状況により現地の実情を把握するため災害調査班を編成して被害状況を調査する。

（３）被害が甚大のため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

（４）被害状況の調査については、峡南地域県民センターと密接な連絡を図り、脱ろう、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況は、その理由を検討する。

（５）町防災会議構成機関は、それぞれ収集した被害状況等を必要に応じて町と相互に連絡する。

第７節　広報計画（総務部）

町、公共機関及び事業者等は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

なお、本節に定めていない事項については、一般災害編第３章第９節「広報計画」を準用する。

１　雪害に関する広報

（１）町は、雪害時の混乱した事態に、民心の安定や秩序の回復を図るため、住民に雪害の状況や道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知する。

（２）町は、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止、雪害時において必要な事項について繰り返し広報を実施し、住民に対する注意喚起等を行う。

２　広報の内容

（１）災害発生直後の広報

①被害状況及びその他の災害情報

②除雪状況等災害応急対策活動状況

③凍結・積雪時における注意事項

④避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等

⑤車輌使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

（２）被災者に対する広報

①町内における雪害の発生等被害状況の概要

②避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等

③医療機関の診療状況

④電気等ライフラインの復旧状況

⑤道路、交通機関等の復旧状況

⑥安否情報の提供、各種の相談等に対する対応

３　広報手段

広報手段は、次のとおりとする。

（１）町防災行政無線の活用による広報

（２）町広報車、消防車による巡回広報

（３）町広報紙等（臨時刊行）の掲示、配布による広報

（４）町ホームページによる広報

（５）テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を媒体とした広報

（６）町職員を伝令とした広報

（７）その他、実施可能で効果的と思われる広報手段

第８節　避難計画（総務部、福祉・保健部）

本節に定めていない事項については、一般災害編第３章第１０節「避難計画」を準用する。

１　避難~~の勧告又は~~指示の伝達

町長は、住民の生命、身体及び財産を雪害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難~~の勧告又は~~指示を行う。

（１）避難~~の勧告、~~指示発令の基準

雪害による災害時の避難~~勧告・~~指示の基準は、概ね次の事態に至ったときに発する。

①大雪による雪崩発生のおそれがあるとき

②大雪により集落が孤立するおそれのあるとき

③事前避難が必要な各種警報が発せられたとき

（２）避難~~の勧告又は~~指示を行う場合は、状況の許す限り、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

①避難対象地域（集落名、施設等）

②避難先（避難所の名称）

③避難経路（避難所への安全な順路）

③避難~~の勧告又は~~指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

④その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難等）

２　避難~~勧告・~~指示の時期

町長は、避難~~の勧告又は~~指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。

また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。

３ 避難方式・避難所の開設

町は、雪害から住民の安全を守るため、関係機関相互の連携のもとに、避難所の開設、誘導等必要な措置を講じる。なお、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

（１）自主避難

避難は、自主避難を基本とし、町内会単位等で避難するか、又は直接一時避難所等へ避難する。

（２）避難誘導

避難勧告又は指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

避難所等への避難誘導	町は、警察及び消防・消防団と連携し、避難所等への避難誘導を実施する。
学校、企業等における誘導	学校・保育所、企業・宿泊施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が避難誘導を実施する。

（３）避難所の開設

町は、避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

避難所の開設方法	職員の派遣によって、施設管理者と協力し各避難所を開設する。
安全点検･施設稼動状況の確認	避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、校舎への立ち入り禁止措置を行う。
指定避難所だけでは不足する場合	指定避難所だけでは避難者の受け入れ収容が困難な場合には他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。
指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設する。
関係機関への通知	総務部は各部の報告を受け、直ちに避難所開設の状況を関係機関に通知する。

第９節　救出計画（消防部、福祉・保健部）

雪害のため生命が危険な状態にあるもの、又は生死不明の状態にあるものの救出・保護を次のとおり行う。

１　実施機関

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村・県等に実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。

２　救出の対象者

積雪の重みで倒壊家屋の下敷きになった場合や雪崩が発生し住民等が遭難した場合、積雪により動けなくなった車から人が出られなくなった場合等で、生命・身体が危険な状態にある者とする。

３　救出の方法

（１）救出活動

救出活動は警察との密接な連携のもとに、消防部（消防団）・中部消防署・環境・衛生部を中心に実施する。また、救出事案が多数発生した場合は他の部の応援を受けるとともに、自主防災組織など住民の協力を求め実施する。

（２）事業者との連携

救出活動に必要な作業用重機、資機材、要員が不足するときは、建設事業者・関係機関の協力を得て実施する。

（３）応援要請

対応が困難な救出事案に対しては、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を要請し、迅速な救助活動を実施する。

４　地域住民による救出の実施

住民（事業者）は、要救出者を発見したときは、速やかに町、消防、警察等関係機関へ通報するとともに、消防等が現場に到着するまでの間、危険が及ばない範囲で救助活動、負傷者の応急手当等の応急救護活動を実施する。

第１０節　交通対策・輸送計画（総務部、建設・振興部）

なお、本節に定めていない事項については、一般災害編第３章第２１節「交通対策計画」を準用する。

１　雪氷対策

（１）県

県は、「山梨県道路除排雪計画」に基づき県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図る。

（２）町

~~町は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。~~

雪氷対策の体制については次のとおりとする。

①雪氷対策本部の設置

ア 町は、雪氷対策を実施するため、雪氷対策本部を設置する。

イ 設置期間は 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。

ウ 雪氷対策本部の組織、設置場所は次のとおりとする。

雪氷対策本部	本部長	町長
	副本部長	振興課長
	本部職員	振興課職員
	設置場所	振興課

②掌握事務について

本部長は、関係機関と連絡を密にし、迅速な情報収集に努め広報する。

③雪氷体制について

ア 雪氷体制区分は別表１のとおりである。

イ 「雪氷対策実施計画書」を事前に定め、委託業者の作業範囲等を定めておく。

別表１

	体制の発令基準
注意体制	・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じるおそれがある場合 ・積雪深が 10cm に達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合
警戒体制	・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が 20cm に達し、さらに降雪のおそれがある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合
非常体制	・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・積雪深が 30cm 以上に達し、交通が広範囲にわたり混乱を生じた場合

２ 道路の除排雪

（１）効率的な除排雪

①道路管理者は、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

②町は、住民等と緊密に連携して効果的、効率的な除排雪を実施し、生活道路の確保を図る。

（２）堆積雪の排除

町は、機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪について、指定雪捨て場に搬出する。生活道路の排除については、地域住民の協力を得て行う。

（３）除雪応援の要請

町は、必要に応じて県や関係機関等に除雪応援を要請し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、自らの除雪の実施が困難な場合、県又は他の市町村に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

３ 交通規制の実施

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。

（１）警察

①警察は、雪害が発生し又は発生するおそれがあるときは、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、通行の禁止、一方通行等の交通規制を迅速、的確に行う。

②特に、集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等における早期通行止めによる連鎖的滞留の防止に努める。

③警察は、危険箇所の標示や迂回指示、交通情報の収集及び提供に努めるとともに、車両使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報を行う。

（２）町

町内の交通規制等については、県の計画に準じて実施するが、概ね次により規制する。

①町内の車両の走行は極力抑制する。

②町内への一般車両の流入は極力抑制し、町外への流出については、交通混乱を生じない限り原則として制限しない。

③避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。
なお、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。また、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（３）除雪作業に伴う交通整理と交通規制

①道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。

②要請を受けた警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

③警察は、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じる。

４　交通規制の措置

（１）交通規制の告知

交通の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示して歩行者又は車両の通行を禁止制限する。

①規制の対象

②規制する区域又は区間

③規制する期間

（２）標識等の設置

交通規制を実施する時は、災害対策基本法等に定められた標識等を設置する。ただし緊急を要し標識を設置するいとまがないときは、現場において、道路管理者又は警察官が指示するとともに、ロープ等で交通遮断する。

（３）設置する標識

規制の標識は、道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項の規定に基づき、「道路標識・区画線および道路標示に関する命令」（昭和 35(1960)年 12 月 17 日）に定める各種規制標識により堅固のもので作り、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施す。

（４）公安委員会の通知

公安委員会は前項の規制を行う場合、あらかじめ道路管理者に規制事項について通知するとともに、地域住民、一般運転者に周知する。また、道路管理者が行った場合は、所轄する警察署長に通知する。

５ 運転者のとるべき措置

（１）走行中の運転者の措置

①できる限り安全な方法により道路の左側に停車させる。

②停止後は、カーラジオ等により降積雪情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーを付けたままとし、ロックしない。

④駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所に駐車しない。

（２）避難時の運転者の措置

避難のために車両は原則として使用しない。

（３）通行禁止区域内の運転者の措置

①速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

②速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

６　道路の啓開等

（１）道路管理者は、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して運転者等に対し車両の移動を命ずることができる。

（２）運転者が不在の場合等により、車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

（３）また、道路関係障害物の除去にあたっては、雪害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図ることから、各道路管理者は、実施に係る体制を整備する。

７　緊急輸送路の確保

（１）町は、雪害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の通行を禁止、又は制限して、緊急輸送路を確保する。

（２）緊急輸送路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

（３）被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認められるときは、県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

８　航空輸送

豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、使用するヘリポートを指定し、定められた基準による除雪等により、使用が可能な状態の整備に努める。

第１１節　ライフライン施設の応急対策計画（総務部、事業者）

なお、本項に定めていない事項については、一般災害編第３章第２７節「ライフライン確保対策」を準用する。

１　電力施設

（１）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、広範囲にわたる停電事故の発生など、非常事態の場合には直ちに緊急出動体制をとり、速やかに被害状況等を把握して対策を講じ、迅速な応急復旧を図る。

（２）東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止、感電等の二次災害防止等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知を行う。

２　電気通信施設

（１）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、雪害が発生した場合には、速やかに被害状況及び復旧状況等を把握して迅速な応急復旧対策を講ずる。

（２）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、雪害により通信施設が被災したとき又は異常輻輳の発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため応急措置を実施する。

（３）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、利用者に対して断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止等について、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて広報する。

（４）NTT 東日本㈱~~東日本電信電話(株)~~山梨支店は、災害発生時等において、次の機関が優先して使用できるよう措置を行う。町災害対策本部及び関係各機関・警察・消防・病院・放送・報道関係等の機関とする。

３　水道施設

（１）町は各水道組合と連携して、水道施設の被害防止及び軽減を図るため常時、機器設備等の点検や除排雪に努める。

（２）町は各水道組合と連携して、水道施設に被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講ずるとともに、利用者等に対し、被害状況、復旧状況、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報を行う。

４　LP ガス施設

（１）LP ガス事業者は、施設の被害防止及び軽減を図るため常時、施設、設備等の点検や除排雪に努める。

（２）LP ガス事業者は、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、早期に再供給体制を整備する。特に避難所となる公共施設や要配慮者の受け入れ~~収容~~施設を最優先に実施する。

第１２節 雪崩災害応急対策計画（総務部、建設・振興部、消防部）

１ 雪崩発生状況の把握

町は、自らの巡回監視又は他の関係機関、住民等からの通報により雪崩の発生を覚知した場合は、直ちに被害の有無を確認し、県や関係機関に対し状況を報告する。

２ 道路交通対策

（１）道路管理者は、雪崩により道路が被災した場合は、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い交通の早期回復に努める

（２）警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

３ 避難・救助活動

（１）町長は、雪崩災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きの~~勧告または~~指示を行う。

（２）町は、住民等が被災した場合は、直ちに消防、警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

４ 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第１３節　要配慮者の安全確保計画（福祉・保健部）

１　在宅要配慮者に対する対策

（１）災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への避難~~収容~~状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、雪害時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて区長、民生委員、介護職員、近隣の住民、事業所、自主防災組織等の協力を得る。

（２）避難誘導

町は、雪害により避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

（３）被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

①被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

②被災後の日常生活支援

町は、県の協力をもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な生活必需品の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

２　社会福祉施設等における対策

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急活動を実施するとともに、必要に応じて消防等へ援助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

第１４節 孤立地区の応急対策計画（総務部、各部）

１ 孤立地区の把握

町は、町域に孤立地区が発生した場合は、連絡手段を早急に確保し、情報の把握に努めるとともに、県等に情報収集、救出、物資搬送等の応援を要請する。

また、町は、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

２ 通信手段の確保

町は、防災行政無線、災害時優先電話、消防無線、衛星携帯電話等による外部との通信手段を早急に確保する。

また、衛星携帯電話等の電源を確保するため、非常用発電機を配備する。

３ 救助・救出対策

（１）孤立地区に可能な救出手段を検討し、必要により県知事に対し、山梨県消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、救助場所の臨時ヘリポートを確保し、負傷者等の緊急搬送に備える。

（２）町は、負傷者が多い場合は、現地に医師等を派遣するとともに、孤立の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

４ 孤立地区に対する集団避難勧告又は指示の検討

町長は、地区に危険が迫り、集団避難の必要がある場合は、避難勧告又は指示を発令し、安全地区まで避難誘導及び緊急搬送を行う。

５ 緊急支援物資の確保及び搬送

（１）町は、迂回路による食料品や医薬品、生活必需物資等の輸送の確保に努める。

（２）町は、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対して消防防災ヘリコプターの確保を養成する。

６ 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

第１５節　共助による除排雪活動計画（総務部、消防部）

１　地域ぐるみの除雪作業の推進

町は、住民に対して、住宅周辺や歩道等の自主的な除雪について呼びかけを行うとともに、自治会、自主防災組織等、地域防災の担い手が主体となって行う除雪作業を促進する。

また、住宅等の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や要配慮者世帯についても、地域の連帯や相互扶助等により除雪援助を行う。

２　雪処理の担い手確保

町は、県や関係機関と連携・協力し、雪下ろしの担い手不足に対応するため、広域からの除雪ボランティアを募り、除排雪が困難な住民を対象に除排雪を実施し、住民生活の安定と向上を図る。

第１６節 児童生徒の安全確保計画（教育部、福祉・保健部）

１ 降積雪時に応じた応急措置

町は、大雪等の場合は、学校、保育所等との連絡を密にし、臨時休校、授業の打切り、集団登下校、引率等適切な措置をとるよう指導する。

２ 雪による児童生徒の事故防止対策

降積雪時における児童生徒の安全確保については、教育委員会、学校管理者等においてあらかじめ十分協議し、特に次の事項についてその万全を期する。

（１）通学道路の安全確保に努め、交通事故、除雪車の走行、落雪等による危険防止に留意し、集団登下校の実施等を図る。

（２）車道での通行、横断等については十分注意するよう指導する。

３ 校舎等の保全対策

学校長及び保育所長は、積雪に伴う敷地内の危険箇所の点検実施を強化するなど、事故防止に万全を期す。特に校舎等の建物については、計画的な屋根雪下ろしや危険校舎等の使用禁止等の措置を講ずる。

第１７節 防災ボランティアの受入れ計画（福祉・保健部）

１ ボランティアとの連携

（１）雪害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

（２）町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア本部を設置する。また、町及び社会福祉協議会は県と連携し、現地の受入れが円滑に行われるように努める。

２ ボランティア本部の機能

（１）状況把握及び報告

県のボランティア本部は、町災害対策本部及びボランティア本部と連携し、被災地の状況や救援活動の状況及び被災者のニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

（２）ボランティアの受入れ

ボランティア本部は、ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、県災害対策本部に報告する。

（３）ボランティア派遣依頼の受付及び相談

ボランティア本部は、被災住民等からのボランティア派遣の要請の受付窓口として、受付や相談に応ずる。

（４）ボランティアのコーディネート

ボランティア本部は、被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（５）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア本部は、地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

３　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎や公民館、学校等の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第４章　災害復旧対策計画

一般災害編第４章「災害復旧対策計画」に準用する。